

「民生委員児童委員が担う子育て支援活動の効果についての考察

－ 民生委員児童委員の子育てサロン活動を中心として －

A study of the effects of child care support activities of Minsei-iin-Jido-iin

－ Around the child care salon activities Minsei-iin-Jido-iin －

大学院社会学研究科

Division of Sociology

Graduate School

2015年10月30日

October 30, 2015

藤高 直之

NAOYUKI FUJITAKA

はじめに

本論文では、民生委員児童委員の子育て支援活動に焦点をあて活動の効果を検証するとともに、地域の子育て支援において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後のあり方について論考を進めていく。

本テーマを選んだ動機として、まず筆者がこれまで継続して民生委員児童委員の研究を進めてきていることが挙げられる。民生委員児童委員は制度創設から 100 年に近い歴史の中で、いつの時代も変わらず地域福祉の担い手の一人として全国各地で約 23 万人が活動している。筆者が社会福祉協議会の職員として従事している中で、地域福祉の推進の一助となるべく日々活動されている民生委員児童委員の方々の姿を見るたびに、彼らがこれまで積み重ねてきた実践や地域において果たしてきた役割に敬意を抱くとともに、彼らが持つ新たな可能性について研究をしたいと考えてきた。

また、筆者自身が家族を持ち、子育てを行う当事者となったことで、地域における子育て支援について深く関心を抱くようになったことも本テーマを選んだ動機の一つである。

現在、乳幼児を育てている当事者として感じることは、自身が生活する地域の中で何らかの支援を受けたいと思っけていても、多くの地域で血縁関係や地縁関係が希薄化している現状では誰に相談してよいか分からず支援を求めにくいことがある。

相談相手の選択肢として行政機関や保健師、保育士等の専門職が挙げられるが、日々の子育てに関する悩みや不安を相談するには敷居が高く感じてしまうことがある。また、子育て家庭以外の地域住民の立場から見ても、例え同じ地域で生活していても子育て家庭と関わる機会がなければ、彼らに対して興味・関心を持ちにくく、子育て家庭が置かれている状況や子育て支援に対して理解をしにくいことがと容易に考えられる。

筆者は、そんな時に子育て家庭と同じ地域住民の一人でありながらボランティアとして様々な活動しており、「地域のつなぎ役」に成り得る民生委員児童委員の存在が必要ではないかと感じている。

民生委員児童委員は、その名の通り一人の委員が民生委員と児童委員を兼任しており、地域で生活するすべての住民を支援の対象としている。その中で児童委員活動の一つとして、個別の相談活動から地域におけるパトロール活動、子育てサロン活動などの子育て支援活動を行っている。

しかし、地域における民生委員児童委員の認知度は決して高いとは言えず、必ずしも彼らの子育て支援活動が地域に浸透しているとは言えない状況である。

このような状況の中で、民生委員児童委員の子育て支援活動の効果を検証することで、地域の子育て支援の中で彼らに期待される役割と新たな可能性について考察したいと考えている。

目次

第1章 民生委員児童委員が担う子育て支援活動の可能性	1
第1節 研究の背景と目的	1
第2節 地域における子育て支援の概念と支援の種類	10
第3節 民生委員児童委員の子育て支援活動の現状	19
第4節 地域の子育て支援における民生委員児童委員の役割と課題	26
第2章 地域における子育て支援の様相	32
第1節 地域における子育て支援の動向と歴史的背景	32
第2節 民生委員児童委員による子育て支援活動の歴史とその背景	38
第3節 地域において子育てサロンが果たす役割	42
第4節 民生委員児童委員の子育てサロン活動の特徴と付加価値について	48
第3章 研究仮説の設定	57
第1節 地域における子育て支援活動についての先行研究レビュー	57
第2節 民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性について	64
第3節 研究仮説の設定	70
第4章 法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査	76
～子育てサロン活動を中心とした子育て支援活動の効果について～	
調査研究①（量的調査）	
第1節 調査の目的、対象、方法	76
第2節 倫理的配慮と分析方法、調査仮説	77
第3節 分析結果～単純集計、クロス集計、相関分析、因子分析の結果から～	78
第4節 考察～質問紙調査の結果から～	103
第5章 法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査	110
～子育てサロン活動を中心とした子育て支援活動の効果について～	
調査研究②（質的調査）	
第1節 調査主体、調査の目的	110
第2節 インタビュー調査の対象、調査方法と倫理的配慮	111
第3節 インタビュー調査結果と考察	113

第6章 地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題・・	139
第1節 研究仮説の検証と検証結果に基づく考察・・・・・	139
第2節 地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題・・	141
第3節 本研究の限界と残された課題・・・・・	150
あとがき・・・・・	152
参考文献・・・・・	153

第1章 民生委員児童委員が担う子育て支援活動の可能性

第1節 研究の背景と目的

1. 本研究の背景

現在のわが国は、年少人口の割合が 12.7%と過去最低となり、生産年齢人口の割合も 60.9%で、1992(平成 4)年(69.8%)以降低下を続けている。また、65歳以上人口の割合は 26.4%となり、4人に1人以上が 65歳以上人口となり少子高齢化が進んでいる⁽¹⁾。

このような状況の中、地域の子育て家庭を取り巻く環境を概観すると、3歳未満の乳幼児の約 8割が保育所を利用せず家庭において養育されており⁽²⁾、また未就学児のいる子育て家庭の 8割以上は核家族世帯である。日本の核家族化率が、1975(昭和 50)年の約 64%を頂点としてその後は徐々に低下し始めていることから、未就学児のいる子育て家庭が核家族である割合が非常に高いことが分かる。この原因の一つとして、拡大家族の一つの形態である三世帯世帯の割合がこの 20年間で 14.2%から 6.6%に低下していることが挙げられる⁽³⁾。

我が国では、1955(昭和 30)年から 1975(昭和 50)年にかけて、農村から都市部への労働力の流動化による経済の高度成長を成し遂げてきた。その中で、これまでの家族規模が縮小し、核家族化が進行したことについて落合は、「家族の戦後体制」として「父親はサラリーマン、母親は主婦、子どもは 2人」という核家族のモデル(標準世帯)が国家政策的に生み出されたと述べている⁽⁴⁾。

しかし、落合は近年の人口構成の変動や女性の社会進出、就業形態の変化によるライフスタイルの多様化により、その家族体制が急速に崩壊し始めていると指摘している⁽⁵⁾。落合が指摘しているとおり、1990年前後から少子高齢化が急激に進み、晩婚化・未婚化の進行、離婚の増加、共働き世帯の増加などの影響もあり⁽⁶⁾、2013(平成 25)標準世帯の割合は 29.7%と⁽⁷⁾、一般的な核家族モデルとは言えない状況であることが分かる。

岩井は 2000(平成 12)年から 2010(平成 22)年までの経年調査の結果から、若年層の無職・非正規雇用の拡大と女性の就業率の高まりを挙げ、未婚率増加の要因の一つであると指摘している⁽⁸⁾。また、世帯構成の変化について、特に 20~34歳では、三世帯世帯が減少傾向であることを指摘している⁽⁹⁾。

松田は近年の少子高齢化や様々な社会状況の変化に伴い世帯構成が多様化していることを挙げ、少子化の負の影響の 1つとして地域社会への影響について、「少子化は子育てを支える子育て仲間を減らし、そのことがさらに子育てをしにくい地域社会になってしまう」と指摘している⁽¹⁰⁾。

このような中、「第 14 回出生動向基本調査(夫婦調査)」によると、「夫妻の母親(子の祖母)からの子育て支援は 1980年代後半以降上昇傾向にあったが、2000(平成 12)年以降は 5割程度で推移している。」⁽¹¹⁾と指摘されている。これは、3歳未満の乳幼児の約 8割が家庭で養育されている中で、その多くが核家族であることから、日常生活の場である家庭において子育て家庭は祖父母等の家族からの日常的な支援を受けにくくなっていると考えられる。

さらに、近年、未婚率と離婚率が上昇しており、家族を作らない、家族から離脱するという人が増えていることが⁽¹²⁾、先述した世帯の分離と併せて血縁関係の希薄化をもたらしている。

加えて、子育て家庭が暮らす地域においては、地域での深い近隣関係を望まない人々が増えていることや、職住が分離し地域との結びつきが構築しづらい状況があり⁽¹³⁾、地域全体で子育てをするという環境が整っているとは言い難い状況である。一例を挙げると、以前は団地などの一つのコミュニティとして形成されていた集合住宅が、現在ではオートロックマンション等のプラバイシーを重視した集合住宅へと居住環境の変化が起こっていることや、子育て家庭が地域住民との関わりを持つ手段の一つである子供会などの自治会組織の機能低下も指摘されているなど⁽¹⁴⁾、様々な要因により、地縁関係が希薄化している。

ベネッセ教育総合研究所が 2015(平成 27)年に実施した子育て家庭の生活に関する調査では、「母親が家を空ける時、子どもの面倒を見てくれる人が『いる』と回答の内訳は、『きょうだい、親戚』76.3%と最も多く、次に、「父親」65.7%が挙げられている。なお、「父親」の比率は、05年調査が50.9%、10年調査が61.5%、15年調査が65.7%と増加している一方で、「近所の人」(05年調査13.9%、10年調査8.1%、15年調査5.5%)及び、「父親・母親の友人」(05年調査13.9%、10年調査8.1%、15年調査5.5%)が減少傾向であることが示されている⁽¹⁵⁾。

これは子育て家庭に限ったことではないが、地縁関係が希薄化していることから日常的な地域でのつながりを持たず、2006(平成 18)年度国民生活選好度調査によると、回答者の65.7%が「近所に生活面において協力し合う人がいない」と回答している⁽¹⁶⁾。

子育て家庭に焦点をあてると、こども未来財団による子育て家庭を対象にした意識調査では、末子年齢が0~2歳の場合『親仲間がほとんどいない』割合が高く、「末子年齢が低い方が孤独を感じる割合が相対的に多くなる傾向がある。」⁽¹⁷⁾との結果が出ている。また、文部科学省による調査においても「『子育てのモデルが身近にいないため、子育ての不安や負担感があり、自信が持てない』と約4割の保護者が子育てについての不安や悩みを抱えている。」⁽¹⁸⁾との結果が出ており、子育て家庭が身近に同じ境遇にある仲間を見つけにくくなっており、不安や悩みを抱えていることが分かる。

日中に在宅で養育されている乳幼児がいる子育て家庭は、共働き世帯ではなく夫婦のどちらか一方のみが就業していることが多く保育所に通っていないため、「子育てひろば」など地域の子育て家庭が集う場所に参加していなければ、地域社会との日常的な関わりができるのは子どもが幼稚園に入園する3歳からが一般的である。裏返すと、0~2歳の乳幼児を家庭で養育している子育て家庭は、地域社会に所属する(日常的な関わりを持つ)機会が少なく、先に挙げたように血縁・地縁関係が希薄化していることから子育て家庭が地域で孤立しやすい状況であることが分かる。

また、子育て家庭の家庭状況に焦点をあてると、父親である男性の長時間労働や育児参加の割合・内容ともに十分ではなく⁽¹⁹⁾、母親に負担が偏っていることが分かる。厚生労働省の「全国家庭児童調査」においても「しつけや子育てに自信がない」とする親の割合が増加している⁽²⁰⁾。

以上のように血縁・地縁関係の希薄化に伴い、「家庭や地域における子育て力」が低下することで、子育て家庭が地域で孤立し、子育て家庭が多くの不安や悩みを抱えている状況がある。松原は、家庭や地域における子育て力の低下の原因の一つに育児の孤立をあげ、その原因として①育児の負担が母親に集中しすぎている点、②育児をする親の近隣との人間関係の希薄さを指摘している⁽²¹⁾。このことから、「家庭や地域における子育て力」と

「子育て家庭の孤立」が密接に関わっていることが分かる。

このような子育て家庭に対する支援として、1980年代後半には母親同士が互いに助け合う子育てサークルや地域の様々な関係者による子育て家庭と地域とのつながりを支援する「子育てネットワーク」と称される組織を結成していく動きが見られるようになった⁽²²⁾。

しかし、国立女性教育会館が実施した全国調査では1,567の子育てネットワーク等の子育て支援団体の存在が明らかになっているが⁽²³⁾、すべての地域においてこのような子育て支援団体が存在しているわけではなく充実しているとは言い難い。

なお、国の政策等で本格的に子育て支援という言葉が使われたのは1994(平成6)年のエンゼルプランであった。同プランはそれまで議論されていた少子化対策を中心としたもので保育所対策が主な項目であったが、1995(平成7)年に保育所において地域子育て支援センター事業が開始され、いわゆる「保育に欠けない」未就学児と保護者を対象とした子育て支援が開始された。

その後の2002(平成14)年に発表された「少子化対策プラスワン」という計画に基づき、2003(平成15)年に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が成立し、次世代育成支援施策が展開されている⁽²⁴⁾。この次世代育成支援対策推進法と同時期に成立した改正児童福祉法において子育て支援の制度化が行われ、地域子育て支援拠点事業などの今日の子育て支援事業として実施されている⁽²⁵⁾。

また、子育て支援事業以外にも子育て家庭が住む地域においては、社会福祉協議会、民生委員児童委員をはじめとして、ボランティア団体・NPO 団体が、育児相談や食育講座、子育てサロンなど様々な子育て支援活動を行っている。

先述の出生動向基本調査では、夫婦の出生意欲について、「地域における子育て支援がないと出生意欲は低い」との結果が出ており⁽²⁶⁾、「家族と地域における子育てに関する意識調査」においても、子育てをする人にとっての地域の支えの重要性について、9割の回答者が「重要だと思う」と回答している⁽²⁷⁾。このことから地域における子育て支援は、子育て家庭にとって必要な支援の一つとして認識されていることが分かる。

しかし、前述した子育て家庭に対する意識調査の結果からも分かるように、子育て家庭の不安や悩み、育児負担等の課題を解決するためには、現状の子育て支援が十分であるとは言いきれない。また、「家庭や地域における子育て力の低下」を妨げ高めていくためにはこれまで以上の子育て支援の拡充とともに、「家庭や地域における子育て力の低下」の原因である育児の孤立を解消していくことが必要と考えられる。

なお、国はさらなる子育て支援の拡充の手段の一つとして、子育て支援事業の一つである「地域子育て支援拠点事業」を2013(平成25)年度より機能別に再編し、機能強化を図る取り組みが実施されており、「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」の地域子育て拠点が創設された⁽²⁸⁾。この「地域機能強化型」とは、①「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・親育て」の支援の両面の充実を目的としており、NPO やボランティア団体など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上し、「地域で子育てを支える」ことを目指している。

また、2015(平成27)年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」⁽²⁹⁾の中でも、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支

援事業)が掲げられており、地域における子育て支援の充実が図られるとともに、我が国全体の課題として、その重要性が認識されている。

2. 本研究の目的

まずは、本研究の背景をふまえ、本研究における問題意識を整理することとしたい。地域における子育て支援を考えると、子育て家庭の不安や悩み、育児負担や子育ての孤立等の課題を解決し、「家庭や地域における子育て力の低下」を防ぐためには、「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う環境作り」が必要である。

前述したように、血縁・地縁関係の希薄化に伴い、子育て家庭が地域で孤立し、子育て家庭が多く不安や悩みを抱えている状況がある。この不安や悩みを解決するための手段の一つとして、近年は「インターネットやブログ」、「テレビ・ラジオ」といった多様なソーシャルメディアから子育てに関する様々な情報を得ることができる。しかし、あまりにも多くの情報が氾濫している中で、子育て家庭は、何が正しい情報であり、自身に必要な情報は何かという判断をするのは容易ではない。逆に多すぎる情報により、何を信じて良いかわからず不安や悩みを増幅させてしまう可能性もある。

また、子育てに関する様々な情報を得られたとしても、情報だけでは、子育てに関する不安や悩みを生じさせる原因の一つである子育て家庭が住む地域での「子育ての孤立」を防ぐことはできない。

前述したベネッセ教育総合研究所による同調査では、「多くの母親が子育てに対して肯定的な感情を持っているが、併せて約4～6割の母親は不安感や否定的な感情をもつ傾向は15年前から変わらない。」⁽³⁰⁾との結果が出ており、子育て家庭の周りには多くの情報があふれているが不安や悩みはなくなり、身近に子育てのモデルとなる親族や近隣住民との関わりが少なくなっているため、地域で孤立してしまっている現状がうかがえる。

このような状況を解決するためには、子育ての孤立を防ぐための「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う環境作り」が必要であり、そのためには、「地域全体で子育てを支える」支援体制の構築とともに、「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を創っていくことが重要であると考えられる。

なぜならば、家庭や地域における子育て力の低下を防ぐためには、第一に子どもと子育てに関して第一義的責任を有する保護者の成長(育ち)が不可欠だからである。「地域全体で子育てを支える」支援体制が整っていても子育て家庭自身の成長(育ち)がなければ、子育て家庭はいつまでも支援を提供される対象者という枠に留まり、子育て家庭が抱える不安や悩み、育児負担等の課題に対して自らが解決する力の醸成につながらない。

また、子育て家庭が成長し子育て力を得るためには、子育てに関する知識だけでなく様々な経験が必要であり、それらを積むためには子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる環境を創っていくことが重要だと考えられる。

筆者自身も乳幼児を家族に持ち子育てに日々追われている最中であるが、知識として頭では理解していても実際に子どもと向き合うとうまく行かず困惑してしまうことがほとんどである。そのような時に、自宅を出て地域の多様な人と出会いふれあい、子育てに関する話をしたり、不安や悩みを聞いてもらうことで、「助けてもらう(支援される)」だけでは得られなかった経験を積むことができていると感じている。

なお、地域における子育て支援の考え方について、村山は、「子育て支援で大事な営みは、地域性、地域での連携ということにある。子育てにとって、地域で子育ての思いを共有し共感しあう営みを築いていけるような多様な人間関係をどのように築いていくかが大切である」と述べ、子育て支援を地域コミュニティ再生の課題の中で捉えなおす必要性を提示している⁽³¹⁾。

このように、地域において血縁・地縁関係が希薄化している今日の状況の中で「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う」環境を形成するためには、子育て家庭や関係者に対して支援の場所や機会を提供するだけでなく、「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を創っていくことが重要である。また、子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得するためには、地域で生活する子育て家庭同士や子育て家庭と地域住民、行政機関などの様々な社会資源を円滑につなぐ存在を欠かすことはできない。

地域における社会資源の具体例として、行政機関では市役所等の行政窓口、保健所、福祉事務所に置かれている家庭児童相談室などがあり、加えて地域間格差はあるものの地域に点在する保育所、児童家庭支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会や産婦人科や小児科を持つ医療機関、NPO やボランティア団体など多様な主体でもそれぞれの特性を活かした支援が行われている。また、血縁・地縁関係の希薄化している状況であるからこそ身近な親族や友人、近隣住民や地域で生活している同じ境遇にある子育て家庭も重要な社会資源であることを忘れてはならない。

筆者は、その中でも地域で生活する子育て家庭同士や子育て家庭と地域住民、行政機関などの様々な社会資源を円滑につなぐ役割を担うキーパーソンの一人として、日本全国に一定の割合で配置され日々地域で活動を行っている民生委員児童委員が挙げられると考えている。

一例を挙げると、民生委員児童委員は、地域の様々な関係者と連携しながら、低所得を背景とした児童虐待の問題や、子どもたちの就学に関する相談支援や学習支援、朝食を食べずに登校する児童への対応等、さまざまな取り組みを行っている。また、子育て支援活動に限ったことではないが、地域において課題を抱える住民に対して必要な行政施策やサービスの情報提供・利用支援を行うなど、既存施策の利用活性化にも寄与している。

具体例を挙げると、相模原市民生委員児童委員協議会では、行政による乳幼児の定期健診にボランティアスタッフとして関わっており、健診時に休憩室等を利用して紙芝居やパネルシアターを行いながら、子育て家庭への声掛けをしながら関係づくりを行っている。その際に、地域の子育てマップを手渡したり、委員が携わっている子育てサロンを紹介するだけでなく、近所のスーパー等ですれ違った際には世間話をするなど、少しずつ信頼関係が構築できるように努めている。相模原市では、民生委員児童委員が主催する子育てサロンの他にも、子育て支援事業としての子育てサロンが開催されており委員も運営の役割を担っている。委員は、子育て家庭に対して委員が関わる複数の子育てサロンやその他の子育て支援の選択肢の中から子育て家庭自身が希望する選択肢を選んでもらえるように情報提供を行っている。

また、顔見知りになった子育て家庭や子育てサロンに参加した子育て家庭からの相談ごとがあれば地域で実施されている子育て支援の情報提供を行い、専門職である保健師など

への相談が必要であれば、子育て家庭が希望すれば可能な限り同行することで、子育て家庭の不安を取り除き、時には相談事を代弁したりする役目を果たしている。

このように民生委員児童委員は、継続的に子育て家庭と関わりながら、必要に応じて地域の関係者による支援につなげていく役割を担っている。

もちろん、全国で活動している民生委員児童委員協議会のすべてが上記のような多様な活動をしているわけではない。民生委員児童委員協議会及び委員活動の現状については後述するが、子育て支援活動を委員活動の中心としている事例は希少と言える。

その中でも民生委員児童委員こそ、同じ地域住民の一人として、子育て家庭に寄り添いながら、日々の生活や生じる課題に向きあうことができると筆者は考えている。

民生委員児童委員は、1947（昭和 22）年の児童福祉法の制定から民生委員が児童委員も兼任することになって 50 年以上も地域において活動を行っており、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアである。児童委員活動としては、地域の子どもの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っており、子育て支援活動の具体例をあげると、出生して間もない子育て家庭に対して子育てマップや子育て啓発パンフレットなどの子育て支援の情報提供を行ったり、気軽に相談できるきっかけをつくる目的で「赤ちゃんおめでとう訪問活動」を行ったり、地域の乳幼児とその保護者同士の交流を目的とした「子育てサロン活動」を実施している。

しかし、これまでの民生委員児童委員の活動の歴史を振り返ると、一人の委員が民生委員と児童委員の役割を兼務していることから、業務の大半を高齢者が主な支援対象となる民生委員活動に充てざるを得ない状況があることや、子育て支援に限らず地域の様々な協議体やネットワークを構築する中で欠かすことができないキーパーソンの一人として期待されているにもかかわらず、民生委員児童委員自体も含めた児童委員としての認知度の低さから、必ずしも民生委員児童委員の子育て支援活動が地域に浸透しているとは言えない状況である。

このような状況の中で筆者が民生委員児童委員に着目する理由は、委員の存在および委員が行う子育て支援活動が、先述した「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を作るために必要な「縦のつながり」と「横のつながり」を構築することができるのではないかと考えているからである。

具体的には、「縦のつながり」とは、民生委員児童委員が地域住民の一人として、子育て家庭をはじめとした地域住民と関わることで世代間交流・多世代交流の機会を作ることができることや、地域の子育て家庭に対して同じ地域に住む隣人として継続的な支援ができることが挙げられる。また、「横のつながり」とは、非常に公共性の高いボランティアであり日々地域で活動している民生委員児童委員は、地域の保育所や子育て支援センター、専門職である保育士や保健師など、地域の社会資源である多くの関係者と連携した子育て支援が可能であることや、子育てサロン活動等を通して先述した「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を作ることができるのではないかと考えている。

以上のことから本研究では、今日の家庭や地域における子育て力の低下が懸念されている状況において、子育て家庭と同じ地域住民としての立場で子育て家庭に対して支援を行っている民生委員児童委員の子育て支援活動に着目し、その効果を検証・考察することと

したい。また、効果を検証・考察することで、「地域で子育てを支える」上での委員の存在意義や委員の子育て支援活動がもたらす付加価値を明らかにしたい。

なお、民生委員児童委員が担う子育て支援活動は、全民児連による整理では、以下の 11 項目に分けられている。①子育てサロン活動、②赤ちゃんおめでとう訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)、③子育てに関する情報発信(子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)、④土日、放課後の子どもたちの居場所づくり、⑤不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり、⑥相談活動、⑦地域でのパトロール活動、⑧福祉教育・体験活動の取り組みへの協力、⑨世代間交流、⑩子育てに関する地域住民向け啓発活動、⑪他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり。

上記のように多岐に渡る活動を行っているが本研究では、彼らの子育て支援活動の一つである、「子育てサロン活動」に焦点をあてることとする。その理由として、「子育てサロン活動」を通して、①子育て家庭が居住する地域において、家庭以外の居場所を提供できること、②地域において同じ子育て家庭同士の仲間作りのきっかけを提供できること③子育てサロンをきっかけとして、子育て家庭に必要な支援の発見につながる可能性があることが挙げられる。これは、先述した民生委員児童委員が「子育て家庭を中心として地域全体で『子育て』を行う環境作り」のために必要な「縦のつながり」と「横のつながり」を構築していくきっかけになる活動だと筆者は考えている。また、これまで多くの実践が積み重ねられていることも「子育てサロン活動」に焦点をあてる理由の一つである。

なお、本研究のテーマである子育て支援に関する研究は、多様な分野、様々なアプローチにより日々研究がなされている。その中でも本研究は、地域で展開されている諸活動に着目し、社会福祉施策とりわけ児童家庭福祉施策のもとで活動しているものにその範囲を定めることとする。

また、その分析方法は、社会福祉研究の実態分析としての対象者との関わりやネットワークづくりに焦点をあてる。具体的には、子育て家庭のニーズに着目し、そのニーズに対応するための、民生委員児童委員の子育て支援活動及び地域の社会資源とのつながりについて考察を行う。また、併せて社会福祉施策・制度のもとで活動する民生委員児童委員協議会及び委員活動のありようについても考察することとしたい。

3. 本論で使用する用語・概念の整理

①民生委員児童委員

民生委員は、1948(昭和 23)年に制定された民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)である。給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動している。(任期は 3 年、再任可)

また、民生委員は児童福祉法 16 条に定める児童委員を兼ねることとされており、一人の委員が民生委員児童委員として活動しており、すべての市町村において、一定の基準に従いその定数(人数)が定められ、全国で約 23 万人が活動している。

彼らの活動内容は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認、子育て支援などにも重要な役割を果たしている。

一般的に、民生委員という表記をもって民生委員児童委員のことを指すことが多いが、本論文においては、正式名称である民生委員児童委員を用いることとする。

②主任児童委員

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員児童委員で、1994(平成 6)年 1 月に制度化された。(「児童福祉法の一部を改正する法律(2001(平成 13)年法律第 135 号)」により法定化)

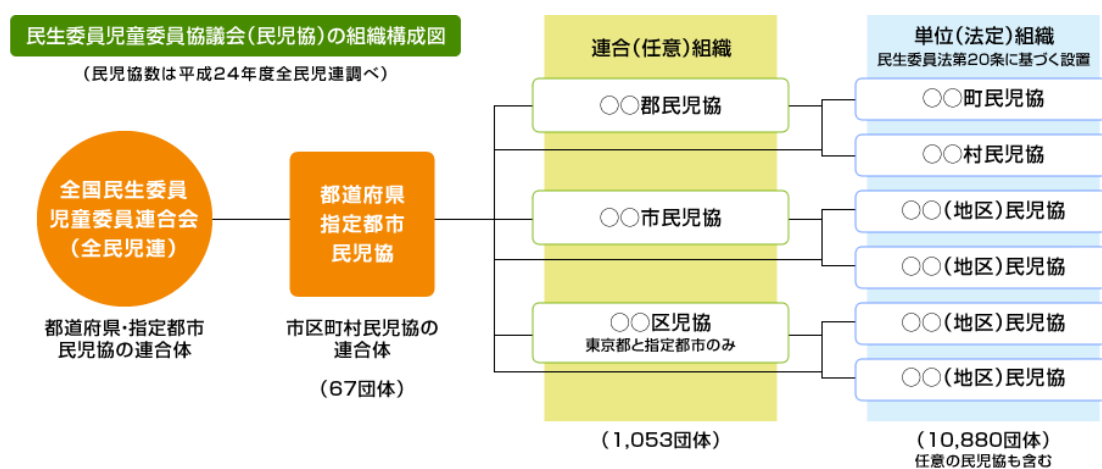
民生委員児童委員の一部(全国で約 2 万 1 千人)が厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されており、活動内容は、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。なお、主任児童委員は、民生委員児童委員の一部が指名されることから、民生委員児童委員という表記の中には主任児童委員も含まれるが、本論文において区域を担当する民生委員児童委員と区別する際には、それぞれを「区域を担当する民生委員児童委員」および「主任児童委員」と表記することとする。

③法定単位民生委員児童委員協議会

民生委員法第二十条に定められている「民生委員児童委員協議会」(略称:民児協)であり、すべての民生委員児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される民児協に所属し活動をしている。この市町村の一定区域ごと(町村は、原則として町村全域で一つの区域)に民児協を設置すべきことが民生委員法に規定されていることから、「法定単位民児協」と呼ばれている。

なお、市、区、郡、都道府県・指定都市の段階にも民児協組織は設置されており、その範囲は法定単位民児協の区域よりも広域であり、その域内にある法定単位民児協の連合組織であることから「連合民児協」と呼ばれている。本論文においても法定単位民生委員児童委員協議会を「法定単位民児協」、各段階の民児協組織については、「連合民児協」の略称を使用する。

図 1-1 【民生委員児童委員協議会(民児協)の組織構成図】



出典：全国民生委員児童委員連合会「民生委員児童委員協議会（民児協）とは」
(http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minzikyo_summary/index.html) 2015.10.26 閲覧.

④子育て支援

子育て支援とは、子どもと子育ての主体者としての保護者を含めた家庭に対して、社会のあらゆる人々や資源が関わり支援を行うことであり、親族や友人、近隣住民等の地域における日常的な関わりの中での支援から児童家庭福祉施策としての子育て支援など、様々な子育てに関する支援の総称であると言える。

また、子育て支援は、今日の児童家庭福祉(子ども家庭福祉)を形成する一角であり、障害、疾病、貧困、虐待、ひとり親など、養育や生活をしていく上での「課題」を抱えた家庭への支援と併せて子どもの成長や子育てを社会的に支える仕組みの一つである。

柏女は子育て支援について、「児童が生まれ、育ち、生活する基盤である親及び家庭における児童養育の機能に対し、家庭以外の私的、公的、社会的機能が支援的にかかわること」⁽³²⁾と述べている。また、松原は、「子育て支援は、特別な援助や支援、場合によっては社会的介入を必要とする特定の「課題」を対象とするのではなく、子育てを行っている家族、子ども全体を対象とした児童福祉施策である」⁽³³⁾と述べている。

さらに山縣は、子育て支援の目的について、「子育ての支援であり、同時に親になるため、あるいは一人前の社会人としての生活をするための支援、すなわち親育ちの支援である」⁽³⁴⁾としており、単純に「子育てをする親を支援する」というものではなく、支援の対象は子どもと親、両方の育ちであると指摘している。

なお、「子育て支援」という行為(機能)自体は、子育て支援事業等の政策的な「子育て支援」という言葉が一般化される以前から地域において当然のように行われてきたものである。具体例を挙げると、親族や友人、近隣住民からの日常的な支援や子育てサークルなどの自助グループによる支援などである。また、地域の自治会が子ども会を設置し地域が共同体として子育てを支えあう仕組みも、「子育て支援」という言葉が政策的に一般化される以前から行われてきているものである。

よって、本論文では、子育て支援とは、「子どもと子育ての主体者としての保護者を含めた家庭に対して、社会のあらゆる人々や資源が関わり支援を行うことである」という前提のもと、地域における子育て支援の概念と支援の類型を整理することとする。

4. 論文の構成

本論は、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章で構成される。

第1章を「民生委員児童委員が担う子育て支援活動の可能性」と定め、本研究の背景と研究目的を明確にした上で、文献研究により地域における子育て支援の概念と支援の類型を整理することとする。そして、民生委員児童委員の子育て支援活動の現状をふまえ、地域の子育て支援における民生委員児童委員の役割と課題について考察する。

第2章「地域における子育て支援の様相」では、地域における子育て支援の動向と歴史的背景のレビューを行った後に、民生委員児童委員による子育て支援活動の動向と歴史的背景の先行研究レビューを行う。その後、本研究において焦点の1つとなる地域において子育てサロン活動が果たす役割について整理する。その上で、民生委員児童委員が行う子

育てサロン活動の特徴と付加価値について考察する。

第3章「仮説の設定」では、地域における子育て支援について先行研究のレビューを行った上で、民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性について考察する。そして、その上で、本研究仮説の設定を行う。

第4章「法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査 調査研究①(量的調査)」では、第3章で設定した本研究仮説を証明するための手段として第1章から第3章までの文献研究に加え、質問紙調査による量的調査を実施した「法定単位民児協組織に対する子育て支援活動に関する調査」についての分析を行う。

第5章「法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査 調査研究②(質的調査)」では、前節の量的調査の分析をふまえた上で法定単位民児協に対してのインタビュー調査を行い、先に実施した量的調査では知り得なかった情報を補完することとする。

第6章を「地域における民生委員児童委員が担うべき役割と子育て支援の今後の課題」と定め、本研究仮説の検証、検証に基づく考察を行った上で、本論の総括として、地域における民生委員児童委員が担うべき役割と子育て支援の今後の課題について考察する。

第2節 地域における子育て支援の概念と支援の類型

本節では、本研究の基礎的な考え方となる「地域における子育て支援の概念と支援の類型」の整理を行うために、現在のわが国の子育て支援の現状をまとめた上で、地域における子育て支援の意義と課題を考察する。その後、先行研究を踏まえたうえで、地域における子育て支援の類型についての整理を行うこととする。

1. 子育て支援の現状

(1) 施策としての子育て支援

子育て家庭に対する支援として、まず施策としての子育て支援として整備されているものをあげると、妊産婦に対する母子健康手帳の交付に始まり、就労している場合は出産に伴う産前・産後休業並びに育児休業がある。出産後には、定期検診・予防接種・医療助成等の母子保健の推進、児童手当等の各種社会手当⁽³⁵⁾や保育所をはじめとした保育施策に基づく各種保育事業⁽³⁶⁾がある。障害児に対しては、保健所などの専門機関による療育相談をはじめ当該児童の成長に併せた支援が行われている。また、3歳児から就学前までは幼稚園の利用、学齢期の児童に対しては放課後児童クラブ⁽³⁷⁾、放課後子ども教室⁽³⁸⁾などの支援がある。

2003(平成 15)年の次世代育成支援対策推進法と同時に成立した改正児童福祉法において、前述した放課後児童クラブの事業名である「放課後児童健全育成事業」及び「子育て短期支援事業」⁽³⁹⁾並びに「次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの」⁽⁴⁰⁾が子育て支援事業として制度化されている。この制度化以前の子育て支援は、親族や地域社会の互助によって行われるとの視点に立っていたため、児童福祉法には保育所をはじめとする施設サービスが中心であり、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業などの在宅福祉サービスは、ほとんど法定化されていなかった。

さらに、2009(平成 21)年の改正児童福祉法では、「乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにち

は赤ちゃん事業)」「(41)、「一時預かり事業」(42)、「地域子育て支援拠点事業」(43)、「養育支援訪問事業」(44)、また、2012(平成24)年の子ども・子育て支援法ならびに改正児童福祉法では、「ファミリー・サポート・センター事業」(45)の法定化がなされており、市町村を中心として子育て支援サービスの利用援助を図るとともに、地域においてソーシャルワークが展開できるシステムづくりが目指されている。

そして上記の子育て支援事業は、2012(平成24)年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」(46)の「地域子ども・子育て支援事業」として、下記の13事業に整理され2015(平成27)年度より新たに実施されている。

なお、上記以外にも地方自治体が独自に行っている子育て支援も数多くあり、一例を挙げると、0歳児から6歳児を日中に在宅で育てている家庭や妊婦を対象とした「マイ保育園登録制度」(47)や商店街などで各種の優待サービスを受けられる「子育てパスポート事業」(48)等の子育て支援も存在する。

表1-1【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査
④乳児全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業
⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

出典：筆者作成

表1-2【子ども・子育て支援新制度関連基礎データ】

保育所・幼稚園・認定こども園の箇所数、利用状況				
施行名		箇所数等	利用状況	備考
保育所		24,425箇所	約227万人	平成26年4月1日現在
幼稚園		12,905箇所	約156万人	平成26年5月1日現在
認定こども園 (計1359件)	幼保連携型	720件	-	平成26年4月1日現在
	幼稚園型	410件	-	
	保育所型	189件	-	
	地方裁量型	40件	-	

地域子ども・子育て支援事業の箇所数、利用状況

事業名	箇所数等	利用状況	備考
地域子育て支援拠点事業	6,233箇所	-	平成25年度国庫補助対象分
妊婦健康診査	全市町村で実施	-	平成25年4月1日現在
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1,639市区町村 (全市町村の9割超)	-	平成24年7月1日現在
養育支援訪問事業	1,172市区町村	-	平成24年7月1日現在
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童等に対する支援に資する事業)	349箇所	-	平成24年度交付決定箇所数
子育て短期支援事業 (短期入所性格援助事業(ショートステイ) /夜間養護等(トワイライトステイ)事業)	短期入所生活援助事業 678箇所 夜間養護等事業 364箇所	-	平成25年度実施箇所数
ファミリー・サポート・センター事業	738市区町村	依頼会員 466,287人 提供会員 123,173人	平成25年度実績
一時預かり事業	7,903箇所	406万人 (延べ利用者数)	平成25年度交付決定数
延長保育事業	18,150箇所	81万人	平成25年度実績
病児・病後児保育事業	1,708箇所	52万人 (延べ利用者数)	平成25年度交付決定数
放課後児童クラブ	22,084箇所	93.6万人	平成26年5月1日現在

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度関連基礎データ」から一部抜粋

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>) 2015.10.26 閲覧。

(2) 市民活動を中心とした子育て支援（施策としての子育て支援以外の子育て支援）

子育て家庭に対する子育て支援は、上記のような施策としての子育て支援だけではなく、それ以外の市民活動を中心とした子育て支援も数多く存在する。

市民活動を中心とした子育て支援は、地域の環境や地域住民の様相によって千差万別であるが、具体例をあげると、親、兄弟、親族といった親族間や親しい友人からの支援、近隣の子育てを行っている家庭同士や子育てサークル等の自助グループによる支えあいがある。また、地域の町内会や子ども会等の自治会組織で行われる諸活動、各種スポーツ団体が行う社会教育活動、地域の社会福祉協議会、ボランティア団体や NPO、企業等が、子育てサロンや育児相談、プレイルーム(子どもの遊びや休憩所)や子育てに関する情報の提供等を行う子育て支援もあり、民生委員児童委員が独自に行う子育て支援活動も市民活動を中心とした子育て支援の一つとして位置づけることができる。

近年では急速に進む少子化への危機感や乳幼児に対する虐待事件等が多く報道されることを背景に、子育て支援が社会全体の関心事の一つとなっており子育て支援についてのフォーラムやシンポジウムも各地で開催されている。一例を挙げると、全国社会福祉協議会は 2008(平成 20)年度から「地域協働わくわく子育てフォーラム」を毎年開催しており、地域社会全体で協働した子育てと子育てを支える多様な活動(プログラム)をより展開充実を目指している。また、内閣府においても 2012(平成 24)年度から「子ども・子育て支援新制度フォーラム」の名称の下、主に就学前の子どもがいる家庭の保護者や今後子育てをする世代を対象としたフォーラムを全国各地で開催している。

(3) 子育て支援の担い手

前述した「施策としての子育て支援」及び「市民活動を中心とした子育て支援」については、それぞれの主体が独自の活動として行っている場合もあれば、子育て支援事業を

NPO や社会福祉法人等の民間団体が委託を受けて活動している場合もある。地域住民のボランティア活動として実施されていた活動に行政からの助成金を得て活動を継続させている事例も多く存在する。

また、行政やボランティア、NPO、企業等が協働して実施している子育て支援活動もあり、子育て支援の担い手という視点から見ればいずれの子育て支援も地域の様々な関係者によって実施されている。具体例を挙げると、地域子育て支援拠点事業は公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で実施されており、NPO など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いを目的としているなど、子育て支援の担い手となる地域の関係者全体の協働を前提としている。また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についても、地域の専門職間のネットワーク機能強化のみではなく地域住民、ボランティア、NPO 等の民間団体との多様なネットワークを構築することにより、地域全体で子どもを守ることが掲げられている。

民生委員児童委員の子育て支援活動についても同様であり、民児協独自の活動もあれば乳児家庭全戸訪問事業などの子育て支援事業の担い手の一人として保健師や保育士などの専門職と協働して活動している場合もある。

このように子育て支援は、地域の様々な関係者が担い手となって活動しているが、現状の子育て支援の担い手の状況について、松原は、行政が実施する子育て支援活動や子育てサークル、子育てサロン、子ども会、母親クラブ、各種スポーツ団体や社会教育活動、伝統芸能等の伝承、そのほか子どもと親の自主活動について、その重要性を認めながらも近年このような活動を立ち上げる、あるいは継続していくうえでの担い手不足を指摘しており⁽⁴⁹⁾、必ずしも充実しているとは言い難い。

(4)地域における子育て支援の意義と課題

地域における子育て支援は、前節で述べたとおり血縁・地縁関係による支援が主なものであったが、近年の都市化・核家族化等の社会情勢の変化に伴い地域の血縁・地縁関係の希薄化し、「家庭や地域における子育て力」が低下してしまっている。

この血縁・地縁関係による支援に代わるものとして、母親同士が相互に支え合う子育てサークルや地域の様々な関係者による子育て支援ネットワークがあり、子育て支援事業や保育事業などの行政施策も実施されている。

しかし、現在の地域の状況では、子育て支援体制が整っているとは言い難く、子育てに関する負担が子育て家庭に、特に母親への過度な負担となっている。

また、近年女性が就労という形で社会参画することが一般的になっていることで、子育てと就労の両立といった問題や、地域の血縁・地縁関係の希薄化や少子化の影響もあり、自身が親になる前に、自然な形で子育てという行為を観察したり、身近に感じることでできないまま子育てを開始せざるを得ないという社会的問題も、子育て家庭に多くの負担をもたらしている。

さらには、地域に子育て家庭を十分に支援する体制が整っておらず子育てが孤立することにより、子育て不安や悩みを解消することが難しく虐待などに至る場合も少なくない。

このような状況に対応するため、社会的な子育て支援のネットワークや、社会的な子育て支援システムの整備が求められており、地域における子育て支援は、こうした需要に応

えるための活動として、近年大きな意義を持っているといえる。

また、多くの識者が指摘しているとおり、現在の子育て家庭が生活する地域の状況を鑑みると、これまで子育て家庭への支援の中心を担ってきた親族、友人、近隣住民をはじめとした子育て支援だけでは、子どもの健やかな育ちの支援、子育て担う保護者への支援に限界が生じていることは明白であり、地域全体で「子育て」を行う環境作り、「子育ての社会化」が必要であると言える。

以上のことから、今日の地域における子育て支援の意義を整理すると、①子育て家庭への過度な負担を緩和するための日常的な支援やこれから生じ得る課題への予防としての意義、②子育て家庭が抱えている課題の解決に向けた取り組みとしての意義、③地域全体で「子育て」を行う環境作り、「子育ての社会化」としての意義の3つがあると筆者は考えている。

なお、この「子育ての社会化」について菅原は、保育行政をはじめとした子育て支援サービスの過度な充実による影響として、最近の親子について、「親子のやり取りを通して育つ『自然な育ち』が阻害されはじめており、「子どもが育ち、母親も育つ自然のメカニズムが崩れてきている。」と指摘しており⁽⁵⁰⁾、過度な子育て支援に対する危惧や子育て支援そのものの必要性や効果に対して疑問を投げかける声もある。

しかし、落合は1999年に東京都文京区でおきた母親による同じ幼稚園に通わせていた友人の娘を殺害した事件に言及しながら、母親の子育てに関する苦悩や「母親による育児の限界」、さらに子育てサークル(自助グループ)などの母親たちの自発的育児ネットワークに頼ることの限界を指摘している⁽⁵¹⁾。また、落合は「母親に子育てを任せっきりにしていることは、子供にとっても母親自身にとっても、むしろ危険」であるとした上で、「子育てへの本格的な社会的サポート」が必要であるとしている⁽⁵²⁾。

このように現状の地域における子育て支援体制を見ると、行政をはじめとした様々な子育て支援に関する社会資源が存在する。また、前述した『子ども・子育て支援新制度』においても「地域子ども・子育て支援事業」が掲げられており、地域における子育て支援の充実が図られるとともに我が国全体の課題としてその重要性が認識されている。

大日向は、地域における子育て支援の今後に向けた課題として、活動が急激に増加する一方で活動内容や活動水準もまた様々であり地域活動に格差が生じていることを挙げている。また、ボランティアやNPOの活動の多くが基盤の脆弱さという壁にぶつかっていると指摘しており、行政として、こうした市民の活動をいかに育み、対等な協働の体制を築いていくかが今後の課題となると指摘している⁽⁵³⁾。

また、地域の子育て支援の担い手や活動内容が多様化している今日、支援活動に従事している人や行政にとって、最も求められている機能は多様な支援活動をいかに結び、ネットワークを図るかということであると述べている⁽⁵⁴⁾。

しかし一方で、過度な子育て支援の充実は、子育て支援そのものの意義を否定するものになりかねないという指摘があることも忘れてはならない。上記の施策としての子育て支援事業においては、子育て家庭はあくまでも支援の対象であり、地域全体で「子育て」を担う主体となっていないのが現状である。また、地域には子育て家庭以外の多くの人々が生活しており、子育て家庭との日常的な関わりがなければ、「地域全体で子育てをする」という発想に至らないのは容易に考えられる。

今後、地域全体で「子育て」を行う環境作りを進めるためには、子育て家庭と関わりがある既存の支援者だけではなく、より多くの地域住民、社会資源を巻き込んでいく必要がある。

また、子育て家庭は支援の対象者であるが、かつ地域全体で子育てを行う主体者の一人として地域に認識されなければ、地域全体で「子育て」を行う環境は構築できないと筆者は考えている。

2. 地域における子育て支援の類型

(1) 先行研究における類型の整理

次に、地域における子育て支援を考える上で、本研究の考え方の基礎となる「子育て支援の類型」について整理することとしたい。なお、この子育て支援の類型についても、共通のものがあるわけではなく、視点によって様々な捉え方があって然るべきである。

例えば、柏女は地域における子育て支援活動の種類を支援の対象ごとに、①子どもの問題行動や子育てに困難を抱える家庭に対する個別援助活動、②地域における子どもの育成活動、③多くの親たちを対象とする子育て支援活動の3つに大別している⁽⁵⁵⁾。(表 1-3)

櫻井は、地域における子育て支援についてその目的から、①子育て基盤の強化、②就労支援機能の強化、③子育ての社会化・共同化の3つの柱に大別している。そして、それぞれの柱に対する支援の対象を①子育て基盤の強化は「全ての子育て中の家庭」、②就労支援機能の強化は「主として共働き家庭」、③子育ての社会化・共同化は「主として専業主婦のいる家庭」と整理している⁽⁵⁶⁾。(表 1-4)

また、松原は、子育て支援をその機能に着目し下記の5つに類型化しており、①日常養育支援型、②相互支援型、③健全育成型、④草の根自主活動型、⑤社会的養護型と整理している⁽⁵⁷⁾。(表 1-5)

また、山縣は子育て支援の類型化については、子育て支援の対象、目的、方法、支援組織の特性などにより様々なものが考えられるが、いずれも一長一短があることを指摘している。その中で一例として、子育て支援の対象と目的を組み合わせた下記の類型を例示している⁽⁵⁸⁾。(図 1-2)

表 1-3 【柏女が整理した子育て支援の類型】

類型	例
①子どもの問題行動や子育てに困難を抱える家庭に対する個別援助活動	問題の発見、日常的な手助け、見守り、支援のネットワーク作り、専門機関への媒介
②地域における子どもの育成活動	相談援助、育ちの支援、子どもの遊び場・遊びの機会の確保、キャンプ、世代間交流、地域の安全点検・交通安全巡回などの事故防止活動、有害環境浄化、非行防止などの活動
③多くの親たちを対象とする子育て支援活動	子育てサークルの運営や育成、育児講座の開催 居場所の提供、相互援助

出典：柏女霊峰，2003，『地域における子育て支援活動の種類』「子育て支援と保育者の役割」フレーベル館：37-38. を元に筆者が作成。

表 1-4 【櫻井が整理した子育て支援の類型】

類型	対象	内容
①子育て基盤の強化	全ての子育て中の家庭	男女の性別役割分業体制の是正、児童手当等の増額、育児休業制度の改善、育児期間中の労働時間の短縮などの雇用環境の改善、住宅事業の改善、教育経費の補助の増額、児童館などの遊び環境の整備他
②就労支援機能の強化	主として共働き家庭	保育所の増設、就労支援のための夜間、延長、休日、病後児保育などの特別保育事業や学童保育などの拡充など
③子育ての社会化・共同化	主として専業主婦のいる家庭	保育所等における一時保育、子育て相談の充実。子育て支援センターの拡充、ファミリーサポートセンター事業や子育てサークル等による自主保育活動への公的支援など

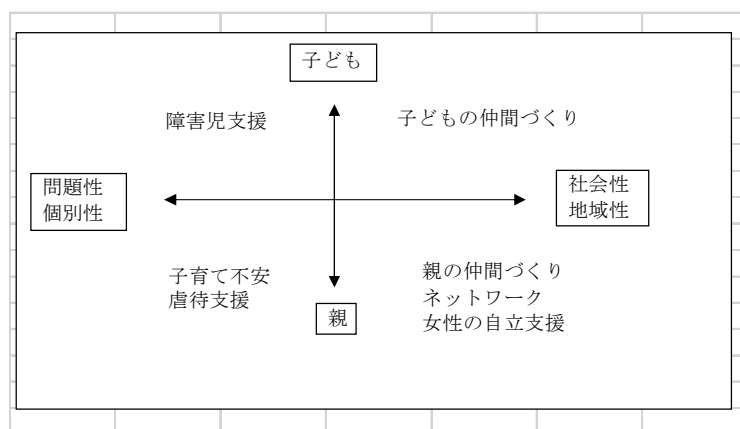
出典：櫻井慶一，2003，『地域における子育て支援(表 9-3 地域における子育て支援の内容)』「児童家庭福祉」放送大学教材：215.

表 1-5 【松原が整理した子育て支援の類型】

類型	例
①日常養育支援型	つどいの広場、子育てサロン・サークル、子育て支援センター(相談や子育てサークルの育成・支援)、一時保育、トワイライトステイ等
②相互支援型	ファミリー・サポート事業(依頼会員・支援会員・両方会員)センターは、両者の仲介と支援会員からの報告書提出によるコントロール
③健全育成型	児童館
④草の根自主活動型	伝統芸能の伝承
⑤社会的養護型	育児支援家庭訪問事業(子育て不安家庭、養護問題、障害児などがある家庭への訪問による家事・育児支援)、ショートステイ

出典：松原康雄，2007，『地域における子どもの育ちと子育て支援』「少子化時代の児童福祉」放送大学教材：116-118. を元に筆者が作成.

図 1-2 【山縣が整理した子育て支援の類型】



出典：山縣文治，2008，『子育て支援の類型と民間活動(図表 2 子育て支援活動の類型)』「地域の子育て環境づくり」ぎょうせい：72.

なお、本論の研究対象である民生委員児童委員の子育て支援活動については、瀬尾がその活動を機能ごとに分類化し、「①居場所提供型、②交流型、③情報提供型、④見守り型、⑤連絡会組織型」の5つに整理している⁽⁵⁹⁾。

このように、地域における子育て支援の類型を考えると、研究者のそれぞれの視点や支援の目的、対象、機能、方法など着目する事柄によって多様な捉え方があることが分かる。

(2)本研究における類型の整理

本論では上記を含めた先行研究を参照した上で、地域における子育て支援を、「子育て支援の類型、活動分類、内容、具体例」に分けて整理することとしたい。

整理の方法は、子育て支援を機能ごとに類型化した上で、それぞれの類型の中での活動方法を分類し、その支援内容、具体例について整理することとする。なお、支援の機能別に類型を作成するに当たっては、先行研究として同じく子育て支援の機能に着目して類型化を行っている松原による子育て支援の類型を基礎概念として⁽⁶⁰⁾、筆者による解釈を加えた上で、新たに類型化を試みることにする。

その結果、本研究においては子育て支援の類型を、下表の①日常養育支援型、②健全育成型、③草の根自主活動型、④社会的養護型の4つに整理した。なお、松原による類型では、①日常養育支援型、②相互支援型、③健全育成型、④草の根自主活動型、⑤社会的養護型と整理されているが、筆者は上記②相互支援は①日常養育支援型に含まれると解釈し4つに類型化することとした。

下記にて、それぞれの類型について活動分類、内容の説明と具体例を挙げることにする

①日常養育支援型については、子育て家庭の日常的な養育に関わる支援についての類型であり、日々の生活において実施されている支援である。その活動については、「日常養育」、「見守り・訪問」、「相談支援・情報提供」、「居場所提供・交流」の4つの活動に分類することができる。

具体例として、日常的な養育に関わる支援である「日常養育」では、親族・友人・近隣住民による支援や保育所をはじめとした各種保育事業、地域住民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業や当事者である子育て家庭を中心として相互に支えあう子育てサークルなどが挙げられる。

日常的な見守り・訪問支援の「見守り・訪問」では、近隣住民による安全確認、地域のパトロール活動、乳児家庭全戸訪問事業などが挙げられる。民生委員児童委員の見守り活動や小学校の登下校時のパトロール活動なども含まれる。

子育てに関する様々な不安や悩み、困りごとなどについての相談支援や地域で子育てをする上で有益な情報の提供などを子育てに対して行う支援である「相談支援・情報提供」では、親族や友人、子育て経験者、保育士・保健師等の専門職による相談支援、子育てマップや子育て情報誌の作製・提供などが挙げられる。

子育て家庭が自宅以外に立ち寄れる場所やリラックスできる環境を提供する支援や子育て家庭同士や地域住民との交流の機会を提供する支援である「居場所提供・交流」では、子育てサロン、地域子育て拠点事業、世代間・多世代交流活動などが挙げられる。

次の類型である②健全育成型については、子どもの健全育成を促す支援の類型であり、

具体例として、児童館・児童クラブ、スポーツ団体、ボーイスカウト活動が挙げられる。民生委員児童委員の土日・放課後居場所づくり、不登校児・引きこもりの子どものための居場所づくりの活動も含まれる。

③草の根自主活動型については、その名の通り必要に応じて自然発生的に培われてきた支援の類型であり、多くの活動が長い歴史を持っている。活動の中には、「子育て支援」という概念が社会に定着する以前から活動しているものも存在する。その活動については、「地域行事・伝統芸能の伝承」、「地域貢献・社会貢献」、「社会運動」の3つの活動に分類することができる。

具体例として地域行事や伝統芸能の伝承を通して地域と子育て家庭をつなぐ支援である「地域行事・伝統芸能の伝承」では、子ども会活動・母親クラブ活動、地域清掃活動・祭り・各種催し物などの自治会活動、唄や舞踊、楽器演奏などの地域独自の伝統芸能の伝承などが挙げられる。また、企業、大学、商店街、ボランティア団体等による地域貢献・社会貢献の手段の一つとしての支援である「地域貢献・社会貢献」では、料理教室や栄養相談室の開催、子育て支援室の設置、市民講座の開催、子育てパスポート、YMCA 活動などが挙げられる。

さらに、子育て家庭を取り巻く社会・地域状況の改善や社会問題の提起を通して、子育て環境の改善を促す支援である「社会運動」では、座談会や懇談会等での子育てに関する地域住民向け啓発活動、子育て支援プログラムの実施、父親の育児参加の推進、食育の推進などが挙げられる。

最後の類型である④社会的養護型については、養育に困難を抱える子育て家庭に対して社会全体で養育、保護する支援の類型である。その活動は、「社会的養護」、「協議会・ネットワーク」2つの活動に分類することができる。

具体例として養育に困難を抱える家庭を社会的養育、保護する支援である「社会的養護」では、養育支援家庭訪問事業、児童養護施設等で実施される子育て短期支援事業、児童家庭支援センターなどが挙げられる。また、地域の様々な支援主体の連携・協働による支援である「協議会・ネットワーク」では、地域の支援者による連絡協議会や協働による催し物開催、地域見守りネットワークの活動などそれぞれの支援主体の個性や特性を活かし、地域全体で子育て支援に取り組むための活動が挙げられる。

以上が本研究の基礎的な考え方となる「地域における子育て支援の概念と支援の類型」についての整理である。次節では、本研究テーマである民生委員児童委員が担う子育て支援活動の効果を考察するための基礎知識として、彼らの子育て支援活動について概観する。

表 1-6【本研究における子育て支援の種類の整理】

類型	活動分類	内容	具体例
①日常養育支援型 (相互支援を含む)	日常養育	日常的な養育に関わる支援	親戚・友人・近隣住民による支援、各種保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てサークル など
	見守り・訪問	日常的な見守り・訪問支援	近隣住民による安全確認、地域のパトロール活動、乳児家庭全戸訪問事業 など
	相談支援・情報提供	子育てに関する相談支援および情報提供	親戚や友人、子育て経験者、保育士・保健師等の専門職による相談支援、子育てマップや子育て情報誌の複製・提供 など
	居場所提供・交流	自宅以外の居場所提供および子育て家庭同士や地域住民との交流を促す支援	子育てサロン、地域子育て拠点事業、世代間・多世代交流活動 など
②健全育成型	健全育成	子どもの健全育成を促す支援	児童館・児童クラブ、スポーツ団体、ボーイスカウト活動、土日・放課後居場所づくり、不登校児・引きこもりの子どものための居場所づくり など
③草の根自主活動型	地域行事・ 伝統芸能の伝承	地域行事や伝統芸能の伝承を通して地域と子育て家庭をつなぐ支援	子ども会活動・母親クラブ活動・地域清掃活動・祭り・各種催し物などの自治会活動、唄や舞踊、楽器演奏などの地域独自の伝統芸能の伝承 など
	地域貢献・社会貢献	企業、大学、商店街、ボランティア団体等による地域貢献・社会貢献の手段の一つとしての支援	料理教室や栄養相談室の開催、子育て支援室の設置、市民講座の開催、子育てパスポート、YMCA活動 など
	社会運動	子育て家庭を取り巻く社会・地域状況の改善や社会問題の提起を通して、子育て環境の改善を促す支援	座談会や懇談会等での子育てに関する地域住民向け啓発活動、子育て支援プログラムの実施、父親の育児参加の推進、食育の推進 など
④社会的養護型	社会的養護	養育に困難を抱える家庭を社会的養育、保護する支援	養育支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業、児童家庭支援センター など
	協議会・ネットワーク	地域の様々な支援主体の連携・協働による支援	地域の支援者による連絡協議会や協働による催し物開催、地域見守りネットワークの活動 など

出典：筆者作成

第3節 民生委員児童委員の子育て支援活動の現状

本節では、既存資料及び先行研究から民生委員児童委員活動全体の中での子育て支援活動の状況を確認した上で、全民児連が2010(平成22)年に実施した「民児協における子育て支援活動等状況調査」結果⁽⁶¹⁾を中心とした既存の調査資料等から、民生委員児童委員の子育て支援活動の現状を概観することとする。

1. 民生委員児童委員活動全体の中での子育て支援活動の状況

民生委員児童委員は、自らも地域住民の一員でありながら地域福祉の担い手として地域住民の様々な相談に応じ生活課題の解決にあたるとともに、行政機関をはじめとした各種の専門職等による適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしている。また、担当する地域で生活している高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしており、災害時要援護者の支援態勢づくりにも貢献している。その他にも、地域の子育て家庭に対する支援活動や学校等の教育機関との協働による児童健全育成活動など多くの活動を行っている。

全民児連では、民生委員児童委員の活動を①社会調査、②相談・支援、③情報提供、④連絡通報、⑤調整、⑥生活支援、⑦意見具申の「7つのはたらき」があるとしており、この7つのはたらきの中でも、②相談・支援による個別援助が委員活動の基幹となっている。

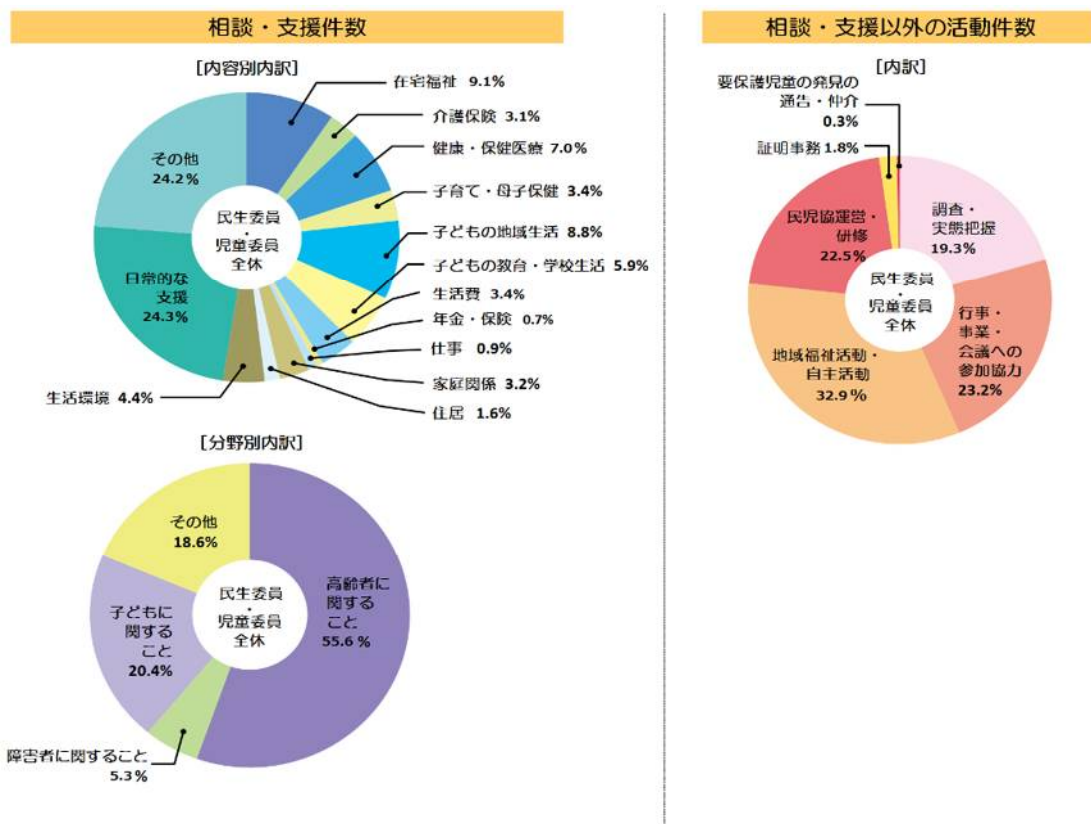
相談・支援の内容は多岐にわたっており、統計上の項目では①在宅福祉、②介護保険、③健康・保健医療、④子育て・母子保健、⑤子どもの地域生活、⑥子どもの教育・生活費、⑦年金・保険、⑧仕事、⑨家族関係、⑩住居、⑪生活環境、⑫日常的な支援、⑬その他の13項目に分けることができる。また、上記の相談内容を分野別に、①高齢者に関すること、②「障害者に関すること、③子どもに関すること、④その他の4項目に大別しており、下図でそれぞれの相談・支援件数の割合を確認することができる。

相談・支援件数の割合を相談内容別に見ると、「日常的な支援(24.3%)」が最も割合が高く、次いで「そのほか(24.2%)」、「在宅福祉(9.1%)」、「子どもの地域生活(8.8%)」となっている。子育て家庭に関わる相談内容に焦点をあてると、「子どもの地域生活(8.8%)」、「子どもの教育・学校生活(5.9%)」、「子育て・母子保健(3.4%)」と比較的高い割合に見えるが、分野別の相談・支援の割合では、「子どもに関すること(20.4%)」に留まっており、「高齢者に関すること(55.6%)」が大変を占めていることが分かる。

また、民生委員児童委員は上記の相談・支援以外にも多岐にわたる活動を行っており、その活動をについて統計上の項目では、①調査・実態把握、②行事・事業・会議への参加、③地域福祉活動・自主活動、④民児協運営・研修、⑤証明事務、⑥要保護児童の発見の通告・仲介の6項目に分けることができる。

なお、民生委員児童委員の子育て支援活動は、これら活動の中で最も高い割合である「③地域福祉活動・自主活動(32.9%)」の活動の一つであるが、地域福祉活動・自主活動は前述した災害時要援護者の支援態勢づくりへの協力など子育て支援活動以外にも地域の状況によって様々な活動がなされており、委員活動全体から見ても決して高い割合ではないことが分かる。次頁表からも、一人ひとりの民生委員児童委員が非常に多忙であることが分かる。

表 1-7 【民生委員・児童委員活動の基礎データ】



民生委員・児童委員全体の年間の各活動件数総数		
活動の区分	民生委員・児童委員全体	うち主任児童委員
1. 訪問・連絡活動回数	3,717万 3,214回	63万 17回
2. 相談・支援件数	671万 4,349件	55万 5,417件
3. 相談・支援以外の活動件数	2,619万 8,777件	213万 6,522件
4. 連絡調整回数	1,647万 1,894回	197万 7,092回
5. 年間の活動日数	3,006万 3,974日	240万 7,889日
民生委員・児童委員 1人あたりの年間活動件数 (全国平均)		
活動の区分	民生委員・児童委員全体	うち主任児童委員
1. 訪問・連絡活動回数	161.6回	29.6回
2. 相談・支援件数	29.2件	26.1件
3. 相談・支援以外の活動件数	113.9件	100.4件
4. 連絡調整回数	71.6回	92.9回
5. 年間の活動日数	130.7日	113.1日

出典：全国民生委員児童委員連合会「数字で見る民生委員・児童委員活動」から一部抜粋
http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei_zidou_activity/number.html
 2015.10.26 閲覧.

2. 民生委員児童委員の子育て支援活動の現状

次に、民生委員児童委員の子育て支援活動の現状を概観することとする。

全民児連は、これまで「全国児童委員活動強化推進方策」や「第2次アクションプラン」を策定し児童委員活動の強化を図り⁽⁶²⁾、子育て支援活動を地域住民とともに展開してきている。彼らが担う子育て支援活動は、全民児連による整理では、次頁の11項目に分けられている。

上記の子育て支援活動の実施状況について、全民児連が2010(平成22)年に実施した「民児協における子育て支援活動等状況調査」結果を見ると、2009(平成21)年度では、81.5%の法定単位民児協が上記のいずれかの活動を実施しており、活動メニューの項目数が「3～4項目」の活動を実施しているところが35.5%で最も多くなっている。次いで、「5～6項目」が34.3%であり、両者を合わせると約7割が3～4項目以上の活動メニューを実施していることが分かる⁽⁶³⁾。

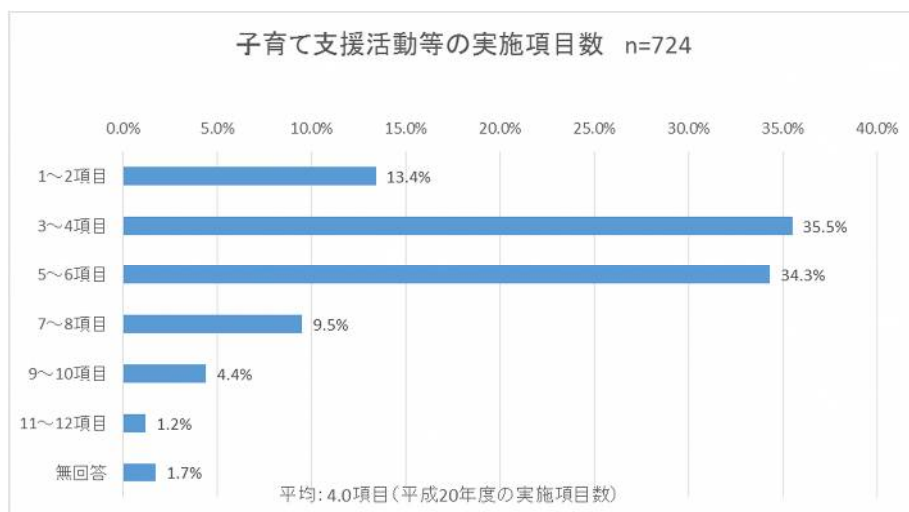
同調査が全国の法定単位民児協を対象とした悉皆調査ではないので、一概には言えないが、全国に10,880団体ある法定単位民児協の約7割が3～4項目以上の活動メニューを実施していると考えたと決して少ない数値でなく、子育て家庭が住むそれぞれの地域においても、法定単位民児協による何等かの子育て支援活動が行われている場合が多いことが分かる。

表 1-8 【民生委員児童委員が行う子育て支援活動メニュー】

① 子育てサロン活動
乳幼児とその親が集い、子どもが遊べて、親同士の交流ができる場をつくる活動
② 赤ちゃんおめでとう訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)
子どもが誕生した家庭を民生委員児童委員や主任児童委員がパンフレットなどを持って訪問し、子育て支援の情報提供、相談のきっかけをつくる活動
③ 子育てに関する情報発信(子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)
子どもの遊び場や子育てに関わる施設等を地図(マップ)にまとめる活動。子育てに役立つ場所や情報のパンフレットなどを作成し配布する活動
④ 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり
土日や放課後に、子どもたちの遊び場、運動や学習などができる場、居場所をつくる活動
⑤ 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり
不登校児童や引きこもりの子どもたちが日常的に通い、勉強や運動などができる居場所づくりの運営支援
⑥ 相談活動
日常の民生委員児童委員としての相談活動以外で、「相談日」など、保健所・保健センターや地域子育て支援センター等に相談の窓口、機会を設けて行う子育て中の親子への相談活動。あるいは、学校の内外での児童・生徒への定期的な相談活動
⑦ 地域でのパトロール活動
登校時や放課後、学校の夏期冬期休み期間中などの地域のパトロール。子どもたちに声をかけ、非行や犯罪に巻き込まれることを防止する活動
⑧ 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力
子どもたちを対象に、福祉への理解を高め、ボランティア体験や「ふれあい体験」の機会を提供する活動
⑨ 世代間交流
「昔の遊び」や地域の伝承文化、農作業体験などを通して、子どもたちと高齢者との交流の機会を提供する活動
⑩ 子育てに関する地域住民向け啓発活動
地域住民(子育て中の親を含む)を対象として、「児童虐待」や「子育てをめぐる課題」などをテーマに、講座や討議の場を設けて、虐待防止や子育て支援についての啓発を行う活動
⑪ 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり
地域子育て支援センターや関係機関・団体とネットワークをつくり、地域の子育てをめぐる課題を協議する活動。児童虐待防止と早期発見、親子への見守り・支援活動につながる

出典：全国民生委員児童委員連合会，2004，「全国児童委員活動強化推進方策第2次アクションプラン(平成16年2月27日)」から一部抜粋。

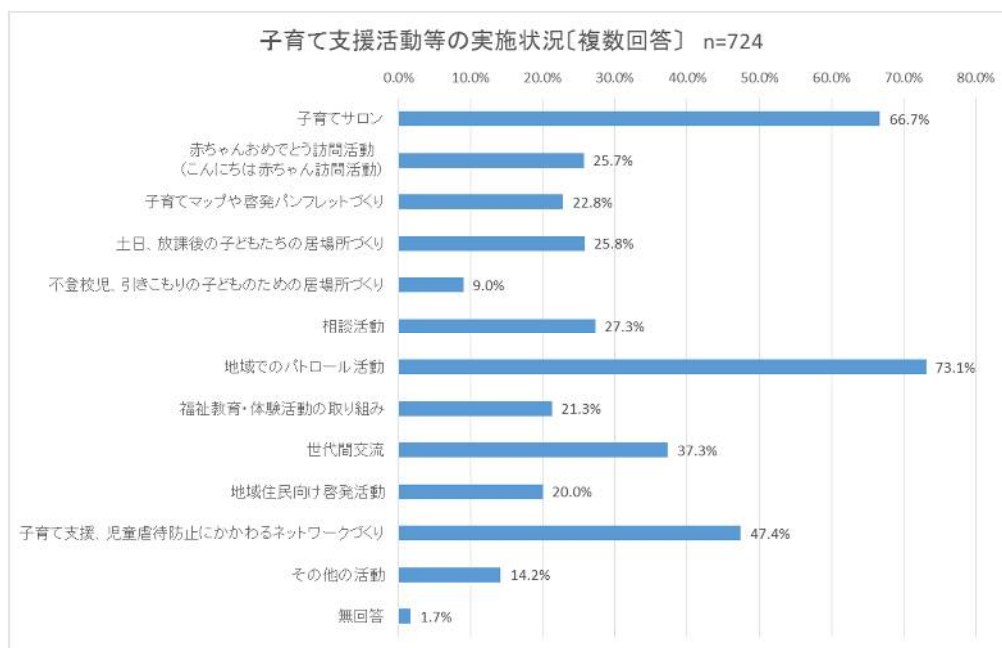
図 1-3 【子育て支援活動等の実施項目数】



出典：全国民生委員児童委員連合会，2010，『民児協における子育て支援活動等状況調査報告書』全国社会福祉協議会:14. に筆者が一部説明を追記.

また、上記の活動メニューの中で実施割合が高い活動は、「地域でのパトロール活動（73.1%）」、「子育てサロン活動（66.7%）」、「子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり（47.4%）」である。その中で法定単位民児協内の役割分担では、「主任児童委員と児童委員とが協力して一緒に（活動）を行うことが多い」が 58.6%と 6 割近くを占めており、「主任児童委員が中心」は 19.5%であった⁽⁶⁴⁾。

図 1-4 【子育て支援活動等の実施状況】



出典：全国民生委員児童委員連合会，2010，『民児協における子育て支援活動等状況調査報告書』全国社会福祉協議会:13. に筆者が一部説明を追記.

なお、調査に回答した 86.9%の法定単位民児協が、定例会において子育て支援活動等についての報告や協議を行っており、法定単位民児協全体で子育て支援活動に取り組んでいることが分かる⁽⁶⁵⁾。

上記の調査結果から全民児連は、「法定単位民児協の活動を通して民生委員児童委員自身の子育て支援活動等へのモチベーションや法定単位民児協内の連携が促進され、地域住民や社会資源との関係の広がりや深まりが増し、児童家庭福祉の啓発や課題を抱える親子・家族の早期発見や予防につながるといった循環的な良い流れが作られていることが明らかになった」としている⁽⁶⁶⁾。

一方で、「子育て支援活動等を実施していない法定単位民児協が 12.5%あり、その理由には、『地域の特性から、高齢者に関する問題への対応を中心に行っているから』、『地域の中で子育てに関するニーズがないから』など地域の特性によるものと、『組織が子育て支援活動等を行える体制にない』、あるいは『委員個々の時間的余裕がないから』などがあつたと指摘している⁽⁶⁷⁾。

表 1-9 【子育て支援活動を実施していない理由】

民児協組織として子育て支援活動等を過去(平成20年度以前)に実施していない理由(自由回答)
(主な回答)
・他機関・団体が取り組んでいるから
・組織的ではなく、個々の委員が対応しているから
・地域の特性から、高齢者に関する問題への対応を中心に行っているから
・地域の中で子育てに関する要望やニーズがないから
・組織が子育て支援活動等を実施できる体制にないから
・委員個々の時間的余裕がないから
・今後検討あるいは実施していく予定 など

出典：全国民生委員児童委員連合会，2010，『民児協における子育て支援活動等状況調査報告書』全国社会福祉協議会:12. から一部抜粋。

このように、民生委員児童委員の子育て支援活動の現状を概観すると、9割近くの民児協組織において何らかの子育て支援活動が行われており、その活動においては民生委員児童委員と主任児童委員が協力して活動していることが分かる。また、子育て支援活動を通して彼ら自身の子育て支援活動に関するモチベーションの向上や組織内での連携の促進、地域住民や社会資源との関係に良い影響を与えていることが分かる。

しかし、委員活動全体から彼らの子育て支援活動を見ると、多岐にわたる業務及び活動量の多さから委員が多忙を極めていることや高齢者に対する支援が活動の中心に成らざるを得ない状況もあり、十分な活動ができているとは言い難い状況であることも垣間見られた。

前述したとおり民生委員児童委員は上記の独自の子育て支援活動だけでなく、地域で実施されている子育て支援事業の担い手の一人でもあり、地域の関係者の一人として、様々な子育て支援活動に関わっている。また、民生委員児童委員が直接関わっていない活動においても、日々の委員活動で培った地域の関係者とのネットワークにより担当する地域内の子育て支援活動に関する情報や担い手を把握していることが多い。

このように子育て家庭へと地域の子育て支援活動をつなぐことができるなど、多くの可

能性を持っていると言える。

以上が、民生委員児童委員の子育て支援活動の現状である。次節では、この現状をふまえた上で地域の子育て支援を考える際の、民生委員児童委員の役割と課題について考察する。

第4節 地域の子育て支援における民生委員児童委員の役割と課題

1. 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域における子育て支援活動の担い手の一人として独自の子育て支援活動の実施だけでなく、地域において実施されている様々な子育て支援活動に携わっている。また、地域の関係者とのネットワークにより地域の子育て支援活動に関する情報を把握することができる立場にある。これは公のボランティアとして日々地域で活動している民生委員児童委員であるからこそ成りうる立場であり、子育て支援に関する多くの情報を把握しているからこそ、地域社会から孤立しやすい環境にある子育て家庭と様々な子育て支援、地域住民をはじめとした地域の社会資源をつなぐことができる。

また、地域住民の一人でもある民生委員児童委員であるからこそ、同じ地域住民として子育て家庭に対して自然な形で寄り添うことができ、専門職に相談しにくいような内容でも気軽に相談を受けることも可能である。また、委員は在任期間が長く継続して子育て家庭に関わることができるので⁽⁶⁸⁾、子どもの成長だけでなく親も含めた子育て家庭の成長を見守ることができ、子育て家庭と地域とのつながりを作るだけでなく継続させることもできる。

松原は、民生委員児童委員、主任児童委員の役割について、「子育て支援・健全育成・個別支援」を活動の3本柱とする児童委員・主任児童委員が地域の子育て支援の担い手の一人として大きな役割を果たしていると指摘している⁽⁶⁹⁾。また、厚生労働省が設置した「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書において、常に住民の立場に立った地域福祉の推進や災害時の対応などで重要な役割を担ってきたことにふれられている。また、諸制度に対する地域住民の理解促進及び活用支援に加えて、児童虐待などから子どもを守る取り組みなどの相談援助をはじめとした子育て家庭への支援についても民生委員児童委員に対する役割や期待が高まっていると指摘している⁽⁷⁰⁾。

このように、民生委員児童委員は地域の子育て支援において、子育て家庭に寄り添いながら成長を見守ることや子育て家庭と地域とのつながりを作るだけでなく継続させるという大きな役割を果たしていることが分かる。また、乳幼児の定期健診等でのボランティア活動や各種子育て支援事業への協力、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体、大学、企業等が主催する子育て支援活動への協力・協働や災害等の緊急時の対応など、地域における子育て支援活動の担い手の一人として、独自の活動だけでなく様々な主体による支援活動に協力し得る存在として貴重な役割を担っている。

2. 民生委員児童委員の課題

民生委員児童委員は、上記のように地域において子育て支援を実施していく上で貴重な役割を担っているが、その活動を行う上でいくつかの課題も抱えている。

課題を整理すると大きく2つの課題があり、第1の課題は、民生委員児童委員という名称からも分かるように民生委員と児童委員を一人の委員が兼務していることと業務量の多さから委員活動の割合として子育て支援活動に充てられる割合が少ない現状があり、主任児童委員と協力して活動を行っているが、十分な活動を行っているとは言い難い状況があることが挙げられる。加えて、民生委員児童委員は、行政や地域の様々な関係機関・組織から役職の就任を依頼されることが多く、一人の委員が町内会等の自治会における役職や、防災委員、人権擁護委員、保護司などの民生委員児童委員以外の複数の役職を担っている場合もある。

このように民生委員児童委員活動以外にも負担を強いられることもあり、これは地域における人材不足の表れとも言えるが、民生委員児童委員の子育て支援活動だけではなく民生委員児童委員活動全体の活動の整理が必要であると言える。

第2の課題としては、地域における民生委員児童委員の認知度の低さがある。特に子育て家庭は比較的若い世代が多く、地域とのつながりが薄く民生委員児童委員との関わりが少ないことが多く委員の存在自体を知らない場合もありうる。その場合は、委員が行う子育て支援活動を知る機会も少なくなることが考えられる。前述の検討会の報告書においても、地区を担当する民生委員児童委員の存在が十分に認識されていない現状があることや民生委員児童委員制度そのものが地域住民に広く理解されるまでには至っていないと指摘されており⁽⁷⁾、これまで以上の社会的な理解促進が求められている。

なお、この2つの課題については、民生委員の子育て支援活動に対してのみの課題だけでなく、民生委員児童委員そのものの課題であると言える。

全民児連はこの2つの課題に対して、前者については平成6年に主任児童委員制度を新たに創設し、全国児童委員活動強化推進方策を作成するなど、児童委員としての活動の活性化を図っている。また、後者の委員の認知度の課題に対しても日々の活動の推進と併せて委員活動のPRのための各種媒体で広報を行ったり、個々の委員が活動しやすいようにPR名刺を作成し配布するなど、課題の改善に努めているのが現状である。

注

- (1)総務省統計局が平成27年9月24日に公表した人口推計（平成27年4月1日現在）。
- (2)内閣府，2012，「子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援について（案）」，
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/youho/k8/pdf/s1.p>)，2013-08-20。
- (3)厚生労働省，2014，「平成25年国民生活基礎調査の概況」，
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/16.pdf>)
- (4)落合恵美子，2004，『21世紀家族へー家族の戦後体制の見かた・超え方』有斐閣：23。
- (5)同掲書4：24。
- (6)利谷は、社会全体の動向との関係で家族の動きを捉える上で、第二次大戦が終わった1945年から今日に至る間を、第1期1945年～1954年、第2期1955年～1974年、第3期1975年～1988年、第4期1989年～現在に至るまでの4つに時期区分して整理している。その上で、第4期にあたる現代家族についてその多様性を指摘している。(利谷信義，2003，「現代日本の家族政策ノート」『社会福祉研究88』鉄道弘済会社会福祉部：27-33。)

- (7)同掲書³ : 3.
- (8)岩井紀子, 2011, 「JGSS-2000～2010 からみた家族の現状と変化」『家族社会学研究 23(1)』
日本家族社会学会 : 32-34.
- (9)同掲書⁸ : 33.
- (10)松田茂樹, 2013, 『少子化論 なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか』勁草書
房 : 10-11.
- (11)国立社会保障・人口問題研究所, 2012, 「第 14 回出生動向基本調査(夫婦調査)」.
- (12)総務省統計局「国勢調査」による未婚率、離婚率の推移をみると、1960 年代あたりか
ら、徐々に上がり始め、平成に入ると急激に増加し、現在も非常に高い割合を推移して
いる。
- (13)内閣府「平成 20 年度版国民生活白書」では、10 年前と比べて地域のつながりが弱く
なったと回答した人の 38.3%が、「他人の関与を歓迎しない人の増加」を理由として挙
げているなど、地域のつながりの希薄化は人々の意識によってもたらされた可能性があ
ると指摘している。
- (14)内閣府「平成 20 年度版国民生活白書」によると、地域の町内会・自治会への加入率に
ついて 1970 年調査と 2003 年調査を比較すると、対象となる地縁団体の範囲が違うな
どの差があり直接には比較することはできないが両者の加入率に大きな変化はなく、い
ずれも加入率が 90%を超える団体が 66.2%と約 3 分の 2 に上っていると指摘している
が、実際に町内会・自治会の活動に参加する頻度は低下しており、自治会組織の機能低
下について言及している。
- (15)ベネッセ教育総合研究所, 2015, 「第 5 回幼児の生活アンケート」速報版。
- (16)内閣府, 2007, 「平成 18 年度国民生活選好度調査」.
- (17)こども未来財団, 2012, 「子育て環境に関する親の意識についての調査研究報告書」.
- (18)文部科学省, 2007, 「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」.
- (19)内閣府「平成 25 年版少子化社会対策白書」によると、子育て期にある 30 代男性につ
いては、約 5 人に 1 人が週 60 時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高
い水準となっていると指摘している。また、我が国の子育て期の夫の家事・育児にか
ける時間は 1 日平均 1 時間程度となっており、欧米諸国と比べて 3 分の 1 程度となる
など、男性の育児参加が進んでいないことを指摘している。
- (20)厚生労働省, 2009, 「全国家庭児童調査」.
- (21)松原康雄, 2006, 「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参画することの効果
に関する調査」, こども未来財団 : 6.
- (22)村田和子, 1990, 「親がつながる地域づくり 貝塚市“子育てネットワークの会”から」
『月刊社会教育』34(10)国土社 : 54-63.
- (23)江口愛子・森未知, 2003, 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供
のあり方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』(7)国立女性教育会館
: 109-117.
- (24)平成 15 年から「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子ども育成す
る家庭を社会全体で支援すること」(少子化対策推進関係閣僚会議)を目的とする、次
世代育成支援施策が展開されることとなった。

- (25) 柏女は、2003年(平成15年)改正児童福祉法が制定される前は、子育て支援は親族や地域社会の互助において行われるとの視点にたっていたため、児童福祉法には保育所をはじめとする施設サービスが中心で、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業などの在宅福祉サービスは、ほとんど法定化されていなかったと指摘している。(柏女霊峰, 2015, 「子ども家庭福祉論第4版」誠信書房: 131.)
- (26)¹¹ 前掲書.
- (27) 内閣府, 2014, 「家族と地域における子育てに関する意識調査」.
- (28) 「子ども・子育てビジョン」において、1万か所(中学校区に1か所)の設置を目標として掲げ重点的に取組を推進されるなか、実施形態の多様化と平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択が出来るよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化されたことを背景に、平成25年度より再編された。
- (29) 『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを指している。
- (30)¹⁵ 前掲書.
- (31) 村山祐一, 2007, 「子育て支援施策拡充の視点を考える」『保育学研究 45(2)』日本保育学会: 2.
- (32) 柏女霊峰, 2015, 「子ども家庭福祉論第4版」誠信書房: 95.
- (33) 松原康雄, 2007, 『少子化時代の児童福祉』放送大学教育振興会: 112.
- (34) 山縣文治, 2008, 「保育サービスの展開と地域子育て支援」『保育学研究 46(1)』日本保育学会: 62-72.
- (35) わが国の子育て家庭に対する社会手当は、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当がある。
- (36) 保育所の他に、地域型保育事業と呼ばれる小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がある。
- (37) 正式名称は、「放課後児童健全育成事業」。児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。平成26年5月1日現在で、全国で22,084か所設置されており、登録児童数は936,452人。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ)
- (38) 文部科学省所管事業であり、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する地域参加の社会教育事業。
- (39) 母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施している。

- (40)児童福祉法第 21 条の 9 において次に掲げる事業として、下記 3 点が示されている。
- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
 - 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
 - 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
- (41)実施主体を市町村とし、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。
- (42)家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点、駅ビル、商店街などの駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (43)公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施している。NPO など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を目的としている事業。
- (44)実施主体を市町村とし、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。
- (45)乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、平成 17 年度から次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）、平成 23 年度からは「子育て支援交付金」の対象事業とされていたが、平成 24 年度補正予算により「安心こども基金」へ移行された。また、平成 26 年度は「保育緊急確保事業」として実施され、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成 27 年度からは、「地域子ども子育て支援事業」として実施されている。
- (46)²⁸前掲書。
- (47)在宅の子育て家庭を対象としており、育児に対する不安感や負担感を解消するため、各地域の保育所を身近な子育て支援拠点と位置付け、登録した保育園でのサービスを受けられる子育て支援。
- (48)地域全体で子育て家庭を支援することを目的として協賛店舗の協力を得て実施している子育て支援。パスポートを提示すると協賛店舗で買い物の際に割引・優待サービスが受けられる。
- (49)松原康雄，2007，『少子化時代の児童福祉』放送大学教育振興会:122.

- (50)菅原久子, 2002, 『今こそ“手塩”にかけた子育てを！一育児の社会化が揺るがず家族の絆』「正論」353 産経新聞社：284-292.
- (51) 同掲書 4：34
- (52)⁵¹ 前掲書:34.
- (53)大日向雅美, 2008, 『子育て支援シリーズ 3 地域の子育て環境づくり』ぎょうせい：18-19.
- (54)⁵³ 前掲書：19-20.
- (55)柏女靈峰, 2003, 『地域における子育て支援活動の種類』「子育て支援と保育者の役割」フレーベル館：37-38.
- (56)櫻井慶一, 2003, 『地域における子育て支援』「児童家庭福祉」放送大学教材：215
図 9-3 地域における子育て支援の内容.
- (57)松原康雄, 2007, 『地域における子どもの育ちと子育て支援』「少子化時代の児童福祉」放送大学教材：116-118.
- (58)山縣文治, 2008, 『子育て支援の種類と民間活動』「地域の子育て環境づくり」ぎょうせい：72.
- (59)瀬尾慶子, 2004, 『主任児童委員における子育て支援活動の先駆的役割について』「平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書」こども未来財団:4-9.
- (60)⁵⁷ 前掲書.
- (61)全国民生委員児童委員連合会, 2010, 『民児協における子育て支援活動等状況調査報告書』全国社会福祉協議会.
- (62)全民児連は、平成 12 年より全国児童委員活動強化方策および行動計画を策定し、全国的な児童委員活動の強化を進めており、平成 16 年からは第 2 次アクションプランとして子育て支援に関する具体的な取り組みメニューを提示している。
- (63)⁶¹ 前掲書:3.
- (64)⁶¹ 前掲書:3.
- (65)⁶¹ 前掲書:3.
- (66)⁶¹ 前掲書:6.
- (67)⁶¹ 前掲書:6.
- (68)委員の任期は 1 期・3 年となっているが複数期に渡って就任することが可能である。
また、全民児連の「法定単位民生委員児童委員協議会 活動実態調査報告書」(2012 年)では、6 割以上の委員が 2 期・6 年以上の在任期間があり委員の立場を通して長期的な関わりが持てることが分かる。
- (69)松原康雄, 2007, 『地域における子どもの育ちと子育て支援』「少子化時代の児童福祉」放送大学教材：122.
- (70)民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会, 2014 『民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 報告書』:12-13.
- (71)⁶⁹ 前掲書:17-18.

第2章 地域における子育て支援の様相

本章では、地域における子育て支援の様相を整理することを目的として、地域における子育て支援の動向と歴史的背景及び民生委員児童委員の子育て支援活動の歴史とその背景のレビューを行う。その後、本研究において焦点の1つとなる地域において子育てサロン活動が果たす役割を整理する。その上で、民生委員児童委員が行う子育てサロン活動の特徴と付加価値について考察することとしたい。

なお、「子育て支援」の概念については、先述した「本論における概念の整理」において、「子どもと子育ての主体者としての保護者を含めた家庭に対して、社会のあらゆる人々や資源が関わり支援を行うことであり、親族や友人、近隣住民等の地域における日常的な関わりの中での支援から児童家庭福祉施策としての子育て支援など、様々な子育てに関する支援の総称である。」と整理している。

このように子育て支援とは、今日の児童家庭福祉(子ども家庭福祉)を形成する一角であり、障害、疾病、貧困、虐待、ひとり親など、養育や生活をしていく上での「課題」を抱えた家庭への支援と併せて子どもの成長や子育てを社会的に支える仕組みの一つである。

具体的には、前章の「子育て支援の現状」でも示したとおり、施策的な母子保健、医療、福祉等の諸施策・制度による子育て支援や施策としての子育て支援以外の市民活動を中心とした子育て支援がある。また、市民活動を中心とした子育て支援活動においても、母子保健、医療、福祉等のそれぞれの領域からの視点で子育て支援が行われている。

その中で、本章における「地域における子育て支援」とは、日々子育て家庭が生活する地域において実施される活動である。

第1節 地域における子育て支援の動向と歴史的背景

1. 市民活動を中心とした子育て支援

我が国の地域における子育て支援は、長い間従来からある血縁・地縁による互いの支えあいを前提としていた。そのため、各地域の社会福祉協議会や民生委員児童委員、社会福祉施設をはじめとした民間の支援者による子育て支援に関する諸活動がなされていたが、国の施策としては1980年代後半まで就労家庭に対しての保育所や3歳児からの幼稚園が中心であった。地域には児童館・児童遊園などの児童厚生施設は存在していたものの、保育所や幼稚園等に通っていない在宅の子育て家庭に対しての施策としての支援は少なかった。

しかし、高度経済成長に伴う核家族化・都市化による地域環境の変化により血縁・地縁関係の希薄化が進むにつれ、血縁・地縁による互いの支えあいの前提が崩れて行き、1970年代には、育児不安や育児ノイローゼという言葉が報道されるようになり、子育ての孤立や密室化が問題視されていった⁽¹⁾。

血縁・地縁による互いの支えあいの関係性が薄れていく中で、1980年代後半には母親同士が互いに助け合う子育てサークルなどの、相互支援活動や子育て家庭と地域とのつながりを支援する「子育てネットワーク」と称される組織を結成していく動きが見られるようになった⁽²⁾。

具体例を挙げると、1986(昭和61)年に女性の社会進出を支えるための託児支援から活動を開始した「子育て応援かざぐるま」(札幌市)や、1988(昭和63)年に公民館主導で子育て

サークル等の交流をきっかけに活動を開始した「貝塚子育てネットワーク」(大阪府貝塚市)があり、子育て家庭を中心とした地域ぐるみの子育てをめざした取り組みが今もなお続けられている⁽³⁾。

なお、2002(平成14)年に国立女性教育会館が実施した全国調査では1,567の子育てネットワーク等の子育て支援団体の存在が明らかになっており、その中には、1960年代後半から活動を開始している子育てネットワークも確認されている⁽⁴⁾。

山縣は、子育てネットワークと称される組織的な諸活動に対して、「これらの活動は親自身あるいは親同士が地域社会に目を向ける契機となり、「支援される側」から「支援する側」へとエンパワーされていくことにつながってきた」と指摘している。また、その具体例として1999(平成11)年に発足された「こころの子育てインターねっと関西」を挙げ、子育てサークル同士が横の連携を持つようになり、ソーシャルサポートネットワーク的な意味合いが強くなっていったと述べている⁽⁵⁾。

その後、1990年代後半には、子育てネットワーク等の子育て支援の活動を担う民間非営利団体(以下、NPO)の活動も活発になっていき、1998(平成10)年にはNPOの活動の発展を促進するため「特定非営利活動促進法(以下、NPO法)」が定められている⁽⁶⁾。日本NPOセンターによると、このNPO法は、従来の法律とは異なり市民が国会議員と対話をしながら多くの案を出し合い作り上げたものであり、その対話の過程において全国各地で開催された学習会や集会は数限りないものであったと指摘している⁽⁷⁾。

同法成立の背景として1995(平成7)年に発生した阪神・淡路大震災におけるボランティア活動をはじめとした市民活動が契機となり成立の機運が高まったことも要因の一つであるが、1980年代からその必要性について、前述した子育てサークルや子育てネットワークを含む多様な市民活動関係者が地道に議論を蓄積してきたことが背景にあると言える。また、現在、5万を超える特定非営利活動法人(以下、NPO法人)があり、その内の約44%が子どもの健全育成を図る活動も行っているNPO法人であることも、1980年代後半からの子育て支援に関する市民活動の流れが継続していることがうかがえる⁽⁸⁾。

このようなNPOをはじめとした市民活動が、公的な施策として展開された代表例として、旧つどいの広場事業を実施団体の核として形成され2004(平成16)年に発足した「子育てひろば全国連絡協議会」がある⁽⁹⁾。また、父親の子育てを応援するNPOの取り組みも見られるようになり、2006(平成18)年に発足した「ファザーリング・ジャパン」では保育所・幼稚園・公民館・子育て支援施設・地域のNPO主催のイベントなどでの「パパの子育て講座」、「パパの遊び講座」、「親子遊びの講座」等を行っている⁽¹⁰⁾。

さらに、企業によるCSR活動⁽¹¹⁾の一環としての子育て支援が行われるようになっていく。従来の「メセナ(慈善)活動」⁽¹²⁾として地域の子育て支援に貢献する事例だけでなく、企業自身も地域社会の一員であるという考え方のもと、地域住民やボランティア団体、NPO、行政等の地域の関係者と協働して子育て支援に取り組む事例も出てきている⁽¹³⁾。

具体例を挙げると、三重県では2006(平成18)年に子ども・子育て家庭を支え合う地域社会づくりのために「みえ次世代育成応援ネットワーク」を設立し、企業、ボランティア団体やNPO、行政のそれぞれができることを持ち寄り、パートナーとして自由に連携、協働するための出会いの場として機能している⁽¹⁴⁾。

また、子育て支援に限った活動ではないが北九州市では、「いのちをつなぐネットワーク」

として地域住民の社会的な孤立を防止するための地域全体での見守り活動を、行政と地域住民、企業をはじめとした地域関係者が協力して取り組んでいる。北九州ヤクルト販売株式会社では、2006(平成 18)年から地域貢献の一環として従業員が「街の安全安心サポート隊」として活動を行っており、上記ネットワークによる見守り活動に貢献している⁽¹⁵⁾。

同じく、日本生活協同組合連合会と全国の生活協同組合では、自治体などと「地域見守り協定」の締結を進めており、事業や活動を通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる⁽¹⁶⁾。

地域社会の一員としての活動では大学をはじめとした教育機関においても取り組まれている。例えば、大学では地域のボランティア団体・NPO と協働で子育て支援センターを設置したり、地域住民を対象にした子育てに関する公開講座を開講したりしている。また、学生のサークル活動や学生教育の一環として、地域の子育て家庭を対象としたレスパイトケア活動等の子育て支援を行っている事例や大学が地方自治体をはじめとした地域の関係者と協働して、地域の見守りネットワークを構築するなどの事例も出てきている。

具体例を挙げると、奈良県では子育て中の親の不安感・負担感を軽減することを目的として、県と保育士養成課程を有する県内 6 つの大学が連携し、地域での子育て支援の充実に取り組んでいる⁽¹⁷⁾。

2. 施策としての子育て支援

上記のように地域における子育て支援は、地域住民をはじめとした地域社会の一員である様々な関係者の市民活動としての取り組みがなされてきているが、施策としての子育て支援の始まりは、1987(昭和 62)年に保育所機能強化推進費が予算計上され、保育所による園庭開放などの取り組みが始まったことであった。この取り組みは 1995(平成 7)年から保育所において始まった地域子育て支援センター事業につながっている⁽¹⁸⁾。

なお、国の政策等で本格的に子育て支援という言葉が使われたのは、1994(平成 6)年のエンゼルプラン(子育て支援のための総合計画)であった。同プランはそれまで議論されていた少子化対策を中心としたもので保育所対策が主な項目であったが、地域子育て支援センター事業が開始され、いわゆる「保育に欠けない」⁽¹⁹⁾未就学児と保護者を対象とした子育て支援が開始された。

さらに 1997(平成 9)年の児童福祉法改正では、保育所に子育て支援の努力義務規定が設けられている⁽²⁰⁾。地域子育て支援センターは、地域子育て支援の重要な実践拠点として位置づけられ、先に挙げたエンゼルプランおよび 2000(平成 12)年の新エンゼルプラン、2004(平成 16)年の子ども・子育て応援プランにおいて、目標値を定めた推進が図られている⁽²¹⁾。地域子育て支援センターは、事業開始当初は保育所に多く併設されていたが、目標値を定めた量的な拡充が進められていく中で、2002(平成 14)年に専門職の配置を前提としない「つどいの広場事業」が開始され⁽²²⁾、ボランティア団体、NPO 法人などの市民主体型の運営主体による事業へと展開されることとなった。

なお、2000(平成 12)年から開始された新エンゼルプランでは、就労家庭への支援に加えて、在宅の家庭の子育てへの支援の必要性も注目され、これまでの保育所による子育て支援を中心とした施策から在宅の家庭の子育て支援も含めた包括的な支援への展開がなされている⁽²³⁾。

2002(平成 14)年の少子化対策プラスワン⁽²⁴⁾及び 2003(平成 15)年の次世代育成支援対策推進法⁽²⁵⁾では、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における次世代支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 本柱を立て、子育て支援を社会全体で総合的に取り組む必要性が指摘されている。併せて具体的な取り組みとして、本論第 1 章で先述した 2003(平成 15)年の児童福祉法改正による子育て支援事業が開始された。

また、同年の 2003(平成 15)年に少子化対策基本法が議員立法として制定された後⁽²⁶⁾、その具体化を図るために 2004(平成 16)年に少子化対策大綱が閣議決定されている⁽²⁷⁾。そして、この大綱に盛り込まれた施策の推進のために、同年 12 月に先述した子ども・子育て応援プラン⁽²⁸⁾が策定されている。

大日向は、同プランは、これまでの少子化対策及び子育て支援に必要な施策を集大成したものであり、今後は同プランの中から施策に優先順位をつけ、対策の具体化のための制度設計を推進する時代が到来したと述べている⁽²⁹⁾。

その後、2007(平成 19)年 12 月には「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が策定され⁽³⁰⁾、今後の日本社会に最も重要であり緊急な対策が必要と考えられる施策を重点的に取りまとめられている。この重点戦略では、「働き方の改革による仕事と生活の調和」と「家庭における子育てを包括的に支援する枠組み(社会的基盤)の構築」が主要な対策として位置づけられている。

前者は、就労において子育てや家庭での生活を犠牲にすることなく働き続けることができる環境の整備と短時間勤務などの多様な働き方を選択できる体制の構築をめざし、後者は、就労家庭の子どもに対しての保育所における保育の提供だけではなく、日中地域で生活する在宅の子育て家庭への子育て支援の充実をめざしたものである。

後者の具体的な取り組みの一つとして、2007(平成 19)年に、地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業が地域子育て支援拠点事業に組み込まれ⁽³¹⁾、新たに制度化された「児童館型」と併せて、「センター型」、「ひろば型」の 3 類型に整理されている。

なお、この地域子育て支援拠点事業は、2008(平成 20)年に社会福祉法の第 2 種社会福祉事業に定められることとなった。この第 2 種社会福祉事業化により、これまで保育所による併設事業としての側面が強かった地域子育て支援センターが、制度上は保育所事業と同等の社会福祉事業となっている。これは、これまで以上に社会全体で子育て支援を進めていく必要があり、その中で地域における子育て拠点の重要性を示していると言える。

同じく 2008(平成 20)年に学校教育法が改正され、新たに幼稚園についても子育て支援が努力義務とされ、学校法人による地域子育て支援拠点事業が広がりを見せることとなった。また、認定こども園でも地域子育て支援は義務付けられており、児童福祉法、学校教育法、認定こども園法の 3 法において、それぞれの施設の地域子育て支援に関する規定が定められている⁽³²⁾。

さらに同年には新待機児童ゼロ作戦が策定されるなど⁽³³⁾、前述したエンゼルプラン以降の子育てを社会全体で支援していく施策の流れは続き、2010(平成 22)年には子ども・子育てビジョンが策定されることとなる⁽³⁴⁾。

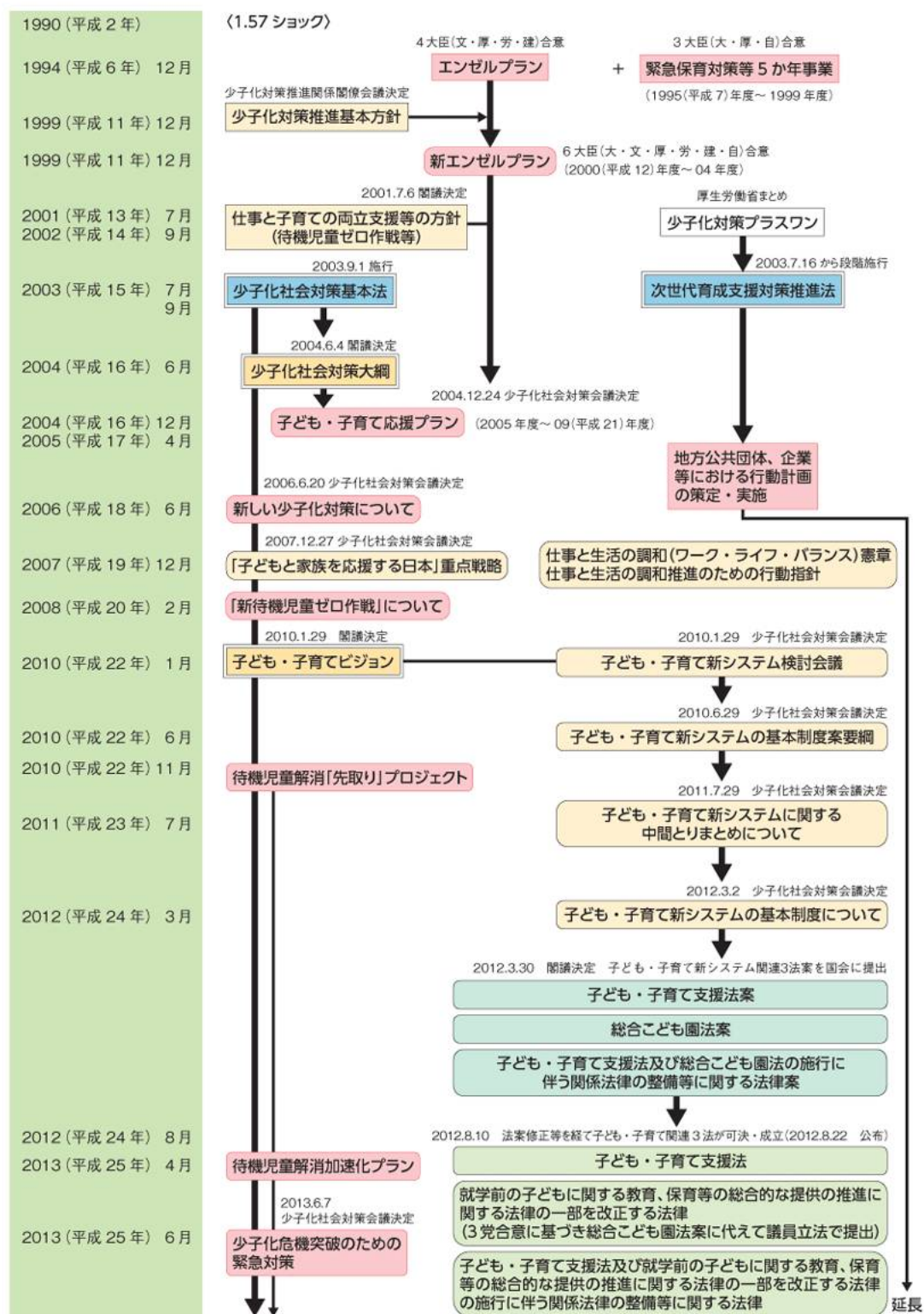
その後、2012(平成 24)年に成立した子ども・子育て支援法では、市町村の責務が明確に打ち出され、①地域子ども・子育て支援事業及びその他の子ども・子育て支援が円滑に利

用されるための援助を行うこと、②関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと、③支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること、④子育て家庭にとって身近な場所で支援に関する相談援助を行うこと、の4点が規定され、地域子育て支援の強化がさらに図られることとなっている⁽³⁵⁾。

なお、これまで振り返ってきた「施策としての子育て支援のこれまでの経緯」を、内閣府が次頁の図2-1にて整理している。

上記の子ども・子育て支援法の成立により、2013(平成25)年から地域子育て支援拠点事業が、「地域機能強化型」、「一般型」、「連携型」の3類型に再編されたが、2014(平成26)年度にはさらに、「地域機能強化型」の機能を利用者支援事業に発展的に移行し、地域子育て支援拠点事業の類型は「一般型」・「連携型」に再編されている。

図 2-1 【施策としての子育て支援のこれまでの経緯】



出典:内閣府ホームページから抜粋

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/torikumi.html>)2015.10.26 閲覧.

そして、2015(平成 27)年 4 月から新たに「子ども・子育て支援新制度」が創設され、地域の実情に応じた子ども・子育て支援として、上記の地域子育て支援拠点事業を含むこれまで実施されてきた子育て支援事業をより充実させた「地域子ども・子育て支援事業」が開始されている⁽³⁶⁾。

なお、2015(平成 27)年 3 月には前述した子ども・子育てビジョンを引き継ぐ新たな計画として、「少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現をめざして～」が策定され、2019(平成 31)年度末までの各種事業の整備目標が定められている⁽³⁷⁾。

以上のように施策としての子育て支援の動向を振り返ると、1987(昭和 62)年に保育所による園庭開放などの取り組みが始まるなど、地域における子育て支援の必要性が認識されつつあった時に、1990(平成 2)年のいわゆる 1.57 ショックによる少子化対策の推進という大きな流れが起こり、その中で地域における子育て支援の必要性が再認識され、社会全体で子育てを支援していくための具体的な取り組みが進められていることが分かる。

上記の国の施策として「社会全体で子育てを応援する」という姿勢は、これまでの子育てを私的な事情として捉え国民の自助・共助を優先し、公助(公的施策としての支援や介入)を最後の手段とする姿勢からの大きな転換であると言える。この国の姿勢の転換について柏女は、「子育ての私的責任を強調してきた結果が、少子化や子ども虐待の社会問題をもたらした反省から、子育ての社会的意義を強調し、必要な支援や介入を進める方向に大きくシフトしている」と指摘している⁽³⁸⁾。

なお、子育て支援施策についてもこの姿勢の転換を受け、これまでの就労している子育て家庭を対象とした保育所を中心とした支援だけではなく、在宅の子育て家庭を対象とした支援が実施されるようになり、子ども・子育て支援新制度による「地域子ども・子育て支援事業」が開始されるなど、全ての子育て家庭を対象とした支援が展開されようとしていることが分かる。

以上が、地域における子育て支援の動向と歴史的背景についての整理である。

第 2 節 民生委員児童委員による子育て支援活動の歴史とその背景

本節では、民生委員児童委員による子育て支援活動の歴史とその背景について、制度成立当初から現在の取り組みに至るまでの動向を整理する。

1. 制度成立当初から子育て支援活動の歴史とその背景

民生委員児童委員の子育て支援活動は、1947(昭和 22)年の児童福祉法公布により民生委員が児童委員を兼任することになったことからその歴史が始まることになった。当初の児童委員活動は、一部では乳幼児、妊産婦の保健保護、子供会、母親クラブ等のクラブ活動の推進、児童文庫、子供の遊び場の設置、児童福祉施設の設置促進等児童福祉の増進に大きな効果を上げていたが、全般的には民生委員としての「生活保護法の補助機関」としての活動に主力を注がざるを得なかったことが指摘されている⁽³⁹⁾。

当時の全国組織である全日本民生委員連盟(現在の全民児連)では、兼任が始まった1947(昭和 22)年に全国婦人民生委員児童委員代表者研究協議会を開くとともに、各都道府県で特に婦人委員の講習会を開催し、講師を巡回派遣して、その指導に努力したが、全般的には児童委員活動は期待に応えるには至らず、児童委員活動が低調であったことが伺え

る。

なお、当時の児童委員の役割は、里親制度の開拓、集団指導、児童の健全育成活動、児童福祉の地区組織活動、青少年の不良防止など、地域における広範囲な児童福祉活動を自主的に推進することが期待されていた⁽⁴⁰⁾。

これは、当時の状況として、敗戦による貧困や飢餓、健衛生や環境の悪化などによる戦災孤児や非行問題と言った問題が大きな社会問題であったことからだと考えられ、今日のような乳幼児を対象とした子育て支援活動も充実しているとは言い難い状況であったことが推察される。

しかし、1949（昭和 24）年の生活保護法の全面改正によって民生委員が同法の補助機関から協力機関となったことによって、児童委員の活動分野が再認識され子育て支援活動を含めた児童委員活動の転機を迎えることとなる⁽⁴¹⁾。また、1953（昭和 28）年に児童福祉法が改正された際に、昭和 28 年 9 月 7 日児発第 43 号をもって児童局長から各都道府県知事宛通知「児童委員活動要領」によって、「児童福祉の推進をはかるためには、児童委員の活動を今後一層促進する必要があるので、児童福祉法第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第三号により措置した児童又はその保護者は極力児童委員に指導させ、その万全を期すること、児童委員の職務遂行の便に資するため児童票を整備させること、児童委員の集団指導として特に子供会、母親クラブ、その他児童の生活向上、環境改善のための各種事業を推進させること、及び児童委員の指導訓練に留意すること」等が明示されている⁽⁴²⁾。

先述した「児童委員活動要領」を踏まえ、当面の重要問題に対する児童委員の重点活動目標を定めてこれを推進するため、1955(昭和 30)年度から毎年、「児童委員年度主要活動要綱」を定め、これにもとづき全国的に児童委員活動を推進する指導措置が講ぜられた。

1975(昭和 50)年前後になると、年度主要活動に母子保健、家庭児童相談、非行・事故防止活動、遊び場・こども文庫・児童館づくり、環境改善と不良文化財の排除、母親クラブ・子ども会の育成等が挙げられ、これらの活動を住民とともに実現していくための指導者づくりも重要視された⁽⁴³⁾。その背景には、1975(昭和 50)年前後の社会問題とりわけ児童問題として、子どもの非行の増加、性犯罪の低年齢化、学校・家庭などでの暴力行為の拡大等、児童問題ははいよいよ深刻化されているという重大な現実が存在していたということが挙げられる。

これらの問題対策を担う者として、児童委員と彼らの子育て支援活動への期待が増大されることとなった。民生児童委員制度七十年史でも、「児童問題等のこれらの問題対策としては、従来の専門機関や行政機関とは別の視点から、地域住民としてこれに取り組む必要が広く認められるようになり、その中心的存在としての児童委員への期待も高まりつつあった。」と述べられている⁽⁴⁴⁾。

組織的な動向としての児童委員の子育て支援活動に焦点を当てると、1971（昭和 46）年に五万余名の婦人民生委員を中心とした「丈夫な子どもを育てる母親運動」が展開されている。この活動は、1969（昭和 44）年に開催された全国婦人民生委員児童委員研修会で、心身障害児をはじめとする「不幸な子どもを生まないための予防対策としての婦人民生委員の取り組み課題」として提案されたことから始まっており、妊産婦の健康管理をはじめ、子どもを事故から守る運動や保育所づくり運動などその内容は広範囲に及んでいた

(45)。

これは、1984（昭和 59）年に全国的に展開されることとなる、「心豊かな子どもを育てる運動」のきっかけになるものであった。こうして始まった同運動は、社会環境の中で児童の引き起こしている問題の背景を明らかにし、心身ともに健やかに成長するための基盤づくりをめざし、在宅福祉活動、予防活動の一環として家庭機能及び地域社会の状況に応じた援助体制を、行政機関をはじめ地域の関係団体と連携して推進することを目的としていた。運動の課題として①地域ぐるみの子育て運動の推進、②母子保健活動の充実強化の2点が挙げられた。「地域ぐるみの子育て運動の推進」の具体例として表1が提示されている。

なお、活動から9年目にあたる1992（平成4）年に全民児連が実施した推進状況調査からは、①健全育成や子育て・福祉に対する住民の意識・関心の促進、②住民や児童関係者との理解、連携の促進、③児童委員自身の自覚や、全委員での運動・活動展開の促進の3点の成果が挙げられ、住民の子育て意識や関係者との連携に一定の成果があったことが明らかになった⁽⁴⁶⁾。

表2-1【「心豊かな子どもを育てる運動」における運動の課題の例示】

1) 地域ぐるみの子育て運動の推進	
ア・あたたかな家庭づくり	イ. 子育てネットワークづくりの推進
(1) 問題を持つ家庭への把握と援助グループづくりの促進 (2) 両親教育・両親学級など親への学習活動の実施促進 (3) 手作り料理をあたえるための講習会の開催 (4) 「家庭の日」運動の普及、促進	(1) 相談活動（電話相談等）の実施促進 (2) 施設の積極的な活用（養護、乳児、保育園等） (3) 母親クラブなどの活用 (4) 関係機関、団体との連携共同活動の推進
ウ. 子どものための環境整備	エ. 世代間の交流活動（相互理解、克服能力を育てる）
(1) 児童文庫、おもちゃの図書館の開催促進 (2) 異年齢集団遊び普及 (3) 児童館、コミュニティーセンターの活用促進 (4) チビ子広場、線の公園等児童公園の設置 (5) 有害図書自動販売機の点検・撤去活動の推進 (6) 危険力所の点検・撤去活動の推進	(1) 子どもの主張大会や親子討論会の開催 (2) 家庭ぐるみのレクリエーション等の実施協力 (3) 老人クラブなどの協力による伝承あそびの継承活動の推進

出典：全国民生委員児童委員連合会「心豊かな子どもを育てる運動」推進状況調査結果から抜粋し筆者が表を作成。

2. 主任児童委員制度の創設とその背景

その後、1994（平成6）年には、これまで制度の成立から40年以上の間、児童委員は民生委員制度との兼任制という形を取ってきたが、児童委員活動の活性化を目的として児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が新たに設置されることとなった。この「主任児童委員」は、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進が図られるようになった⁽⁴⁷⁾。

同制度創設の経緯は、1992（平成4）年に全国民生委員児童委員協議会（以下：全民児協）により立ち上げられた「児童委員問題研究会（以下：研究会）」によって提言されたことに

端を発するものである。当時の状況は、出生率が低下し都市化や核家族化による育児不安などの問題が社会的にも指摘されるようになっていた。

そのような状況の下、安斉は、「児童問題に対するアプローチの難しさと老人福祉における在宅支援などの活動量の増大などで、なかなか児童委員活動の活性化が進まず、地域で児童問題が発生する度に、マスコミから児童委員活動のあり方について批判の的になりがちであった。そんな背景を背負い全民児協が『児童委員問題研究会』を発足させた。」と述べている⁽⁴⁸⁾。

研究会は主要メンバーであった全国社会福祉協議会、厚生省(当時)の思惑もあり、1994(平成 6)年の「国際家族年」に向けて成果を出すために足早な検討をせざるを得ない状況であったため、約 3 か月という非常に短い期間で中間報告を出すこととなった⁽⁴⁹⁾。

中間報告(1992(平成 5)年)では、「児童福祉関係機関と児童委員との窓口となり、また、児童委員活動のリーダー役となる委員(仮称、「主任児童委員」)を各法定民児協に配置するものとする」とはじめて主任児童委員の設置が提案されている。また、その際の留意点として、「主任児童委員の組織的な位置づけについて、個々の経歴等に応じて、『副総務』的な位置づけを行うこともさしつかえない。」としていた。このように、児童分野を専門的に担当するスタッフであるはずの主任児童委員に、違う組織的な役割を担わせることが可能であったことも現場の混乱の一因であったと考えられる⁽⁵⁰⁾。

その後、さらに厚生省によって検討がなされた結果、1993(平成 5)年 3 月に「主任児童委員の設置について」が通知され、翌年の 1994(平成 6 年)に全国で 13,713 人の主任児童委員が誕生することとなったが、その急速な制度によって生じた混乱があったこと先に述べたとおりである。

このような状況で創設された主任児童委員制度は、制度創設過程の種々の問題もあり創設当初混乱を示すこととなった。松原は、創設から 8 年が過ぎた状況でも民生委員の児童委員としての意識が低く活動も不十分である状況もまだ見られ、同制度が創設されたことで児童委員活動を主任児童委員まかせになってしまっている現状があるとの認識を示している。また、「地域社会に根ざして活動することが特徴である民生委員児童委員であること、生活を総合的な視点から把握することの重要性から、民生委員活動と児童委員活動は一人の人間がバランスを保って展開する必要がある。主任児童委員は、この活動に関係機関・施設との連携を通じて広域的に支援するとともに、必要に応じて地域担当児童委員とともに個別援助にも携わることになる。児童委員活動が活性化されてこそ、主任児童委員制度も活かされるのである。」と述べており⁽⁵¹⁾、民生委員児童委員と主任児童委員の位置付けの違い及び相互の協働関係の重要性を説いている。

また、松原は、主任児童委員の特性から子育て支援活動に十分な役割や意義があるとした上で、「子育てサロンのような子育て支援活動など主任児童委員が中心となってリーダーシップを発揮する活動のほかに、活動を見守り、当事者や関係者との調整役を果たすことや、側面的サポートなどを通じて、地域社会全体が子育て支援に関心を持ち、それぞれの立場で取り組むような活動をすることや、当事者をサポートすることもネットワークという観点からなされれば大きな意義を持つことになる」と述べ⁽⁵²⁾、民生委員児童委員による子育て支援活動における主任児童委員の役割を指摘している。

このように民生委員児童委員は、主任児童委員とともに子育て支援活動を行っていくこ

とになり、2004年(平成16)年の「児童委員の活動要領」の改正では、児童委員の活動の一つとして「児童の健全育成のための地域活動」が挙げられており、地域における子育て支援活動、健全育成活動の推進に努めるよう示されている。

3. 全民児連としての動向

組織的な動向としては、全民児連では2000(平成12)年から、「児童委員活動強化推進方策(アクションプラン)」の一環として「地域の親子100人と知り合い支え合おう」をスローガンに子育てサロン活動や放課後や土曜日曜の子どもたちの居場所づくり活動などの子育て支援活動を展開している。

また、2004年(平成16)年には先述した児童委員の活動要領の改正に伴い、「全国児童委員活動強化推進方策第2次アクションプラン」を策定し、子育てサロン活動や地域パトロール活動等の子育て支援活動の具体的なメニューを策定している。さらに、2007(平成19)年には、児童委員活動の推進のねらいとして重点課題をあげた「全国児童委員活動強化推進方策『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言 児童委員(主任児童委員)版」を策定しその重点課題の一つに「地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進」をあげ、日々の児童委員活動の活性化に努めている。

全民児連が実施した調査によると、法定単位民児協における子育て支援活動等の実施については、81.5%の民児協が実施しており、単位民児協の活動を通して児童委員自身の子育て支援活動等へのモチベーションや単位民児協内での連携が促進され、地域住民や社会資源との関係の広がりや深まりが増し、児童家庭福祉の啓発や課題を抱える親子・家族の早期発見や予防につながるといった循環的な良い流れがつけられていることが明らかになったとされている⁽⁵³⁾。

このように民生委員児童委員の子育て支援活動は、社会動向の変化に伴い、「児童委員の活動要領」が改正され、それによって方向性を見出しその時々に見合った活動が行われている。また、1994(平成6)年に主任児童委員制度が創設されたことで、それぞれの役割分担等を試行錯誤しながら現在に至っている。そして、全国組織である全民児連は、その時代に即した様々な提言や指針等を明記することによって民生委員児童委員活動の活性化を図っていく努力をしていることが分かる。

以上が、民生委員児童委員による子育て支援活動の歴史とその背景である。

第3節 地域において子育てサロンが果たす役割

本節では、地域における子育て支援の一つである子育てサロンに焦点を当て、先行研究の知見を整理するとともに子育てサロンが果たす役割を考察する。

1. 子育てサロンとは

子育てサロンとは、子育て家庭の地域における日中の憩いの場の一つとして、子育て家庭をはじめとした地域住民、ボランティアなどがふれあう場所であり、子どもの遊びや保護者同士の仲間づくり、子育てに関する情報交換や相談等を行う活動の場である。これは、子育て家庭や地域住民を主体とする子育て支援活動の一つであると言える。

活動場所は運営主体によって異なり、地域の集会所、公民館、児童館、学校の空き教室、

商店街の空き店舗等で開催されており、地域に住む子育て家庭が気軽に立ち寄れる場所で実施されていることが多い。

活動内容について、運営方法、実施回数、活動内容も運営主体によって様々であり、「子育てサロン」という名称も含め法的にも明確な定義付けがなされているわけではなく、地域によって名称が異なることも多い。活動内容の一例をあげると、子どもと遊びながら保護者同士がおしゃべりをするだけのサロンがあれば、子育てに関する情報提供や相談受付を行ったり、ベビーマッサージ、離乳食の作り方講座などの各種プログラムを実施したりするサロンもある。

子育てサロンの運営主体は、市町村行政、当事者である子育て家庭や子育てサークル、ボランティア団体・NPO、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の様々な運営主体が存在する。また、実際の運営に関わるサロンの担い手も市町村行政の職員や当事者である子育て家庭、地域住民をはじめとしたボランティア、保育士や保健師等の専門職など多様である。

活動の財源についても同様に運営主体によって異なり、地域子育て支援拠点事業として実施している場合もあれば、運営主体の独自財源で実施しているサロンもある。

このように子育てサロンは、サロンの目的、内容、参会者や運営主体・担い手に加えて地域の特性などによってもそれぞれ異なる多様な活動を展開している。岡本らは子育てサロンについて、「子育てを私事的なものではなく、公的・社会的なものとして捉え、生活の拠点である地域において共同で支えていこうとする営みをもつという点においては共通性がみられる。」と指摘しており、「社会全体における子育て支援の具体的実践として子育てサロン活動が地域に根づき、展開していることには意義ある。」と述べている⁽⁵⁴⁾。

子育てサロンの歴史については、子育てサロンの成り立ちが社会福祉の法制度によって創設されたものではなく、地域の中で当事者である子育て家庭や地域住民、ボランティアなどが主体となって草の根的に生まれた市民活動であることから、活動が始まった経緯について明確に示すことはできない。

なお、「子育てサロン」という名称が一般的に認知されるきっかけとして、社会福祉協議会が取り組みを進めている「ふれあい・いきいきサロン」活動に一つの契機を見ることができる。「ふれあい・いきいきサロン」活動は、全国各地で先駆的に始まっていた「参加者と担い手が一緒に楽しく過ごす場づくり」の活動を社協活動として全国的に呼びかけたことが契機となって展開されてきたものである。

全国社会福祉協議会(以下、全社協)は1994年に、市町村社会福祉協議会に対してサロン活動への取り組みを呼びかける「ふれあい・いきいきサロン開発マニュアル」を発行し、「サロン」の概念を社会に提案している。全社協によるとこの提案は、「サロンは、デイサービスのように高齢者が『サービスを受ける人』として参加するのではなく、歩いていけるような身近なところで高齢者と地域住民と一緒に活動していくという新しい概念であった」と説明されている⁽⁵⁵⁾。

子育てサロンについても、「子育てサロンとは、地域を拠点に、子育ての当事者(子育て家庭の親子)など地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動」と説明している⁽⁵⁶⁾。また、全社協が2002年に実施した「『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究」の結果から、サロン活動の効果と

して子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て家庭と地域に新たなつながりができることを挙げ、「孤立しがちな現代の子育て家庭はもちろんのこと、地域社会にとっても、サロンが大きな効果をもたらすことが明らかになり、全国展開に向けた支援を行うことになった。」と述べている⁽⁵⁷⁾。

このように子育てサロンは、多様な運営主体・担い手によって実施される市民活動として全国的な広がりを見せている。また、「子育てサロン」という名称と活動が全国的に広がった一つの契機として社会福祉協議会が取り組みを進めている「ふれあい・いきいきサロン」活動があり、前述した 1990 年代以降の地域における子育て支援の流れもありサロンの設置数も着実に増加している。

なお、その特性上全国規模での正確な数の把握は難しいが、全社協が把握している子育てサロンの設置数だけでも 2009 年 4 月現在で、4,518 か所となっている⁽⁵⁸⁾。

表 2-2 【ふれあい・いきいきサロン設置状況の推移

(市区町村社会福祉協議会活動調査報告および基本調査報告より)】

調査年度	サロン設置社協数	実施率	サロン数	参加対象者						
				高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	子育て家庭	複合型	その他
1997	524	15.5%	3,359	3,159	-	-	43	58	-	99
2000	1124	40.7%	13,174	12,669	-	-	52	236	-	215
2003	1245	46.4%	37,196	32,314	159	89	111	2,183	2,062	250
2005	1615	71.8%	39,496	32,522	214	90	119	3,337	2,719	495
2009	1348	79.1%	52,633	43,714	225	161	153	4,518	3,417	445

出典：全国社会福祉協議会，2012，「ノーマ社協情報No.258」：4.

2. 子育てサロン活動の実践について

ここでは、前述した『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究報告書をはじめとした先行研究の知見から、地域において子育てサロンが果たす役割を考察するために子育てサロン活動の実践を整理する。

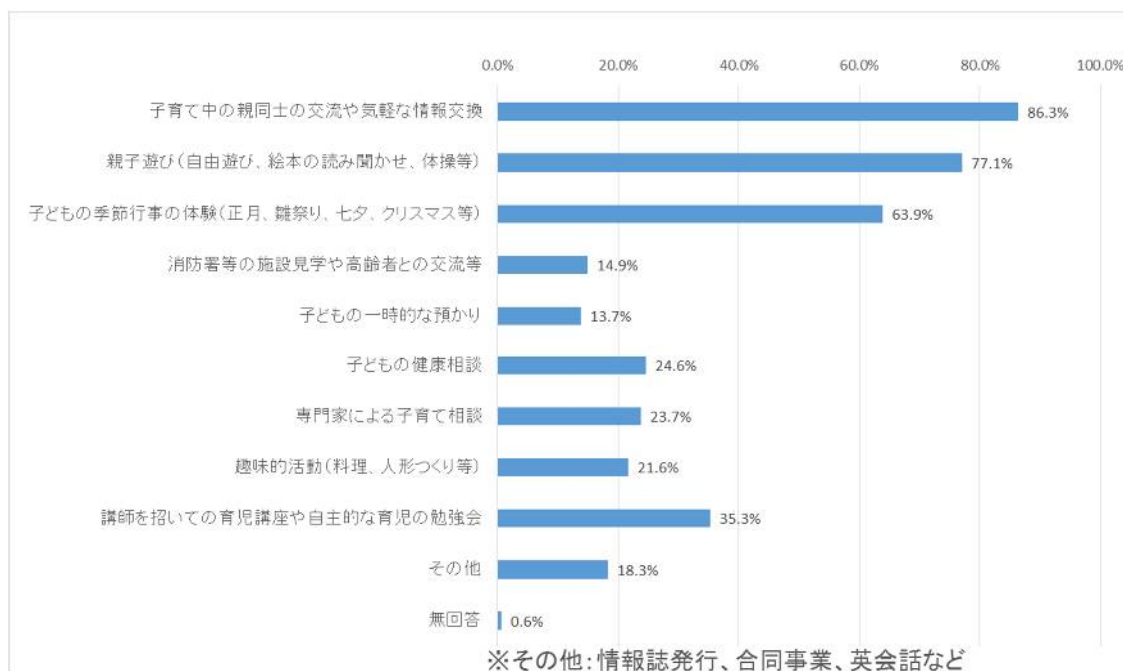
同調査結果から子育てサロンの活動内容は、「子育て中の親同士の交流や気軽な情報交換(86.3%)」が最も多く、次いで、自由遊びを中心とした「親子遊び(77.1%)」、「子どもの季節行事の体験(63.9%)」が多く実施されており、その他にも多様な活動が実施されていることが分かる⁽⁵⁹⁾。

次に、運営の担い手は、「サロン参加者(親)が中心(43.2%)」が最も多く、子育ての当事者自身が運営の主な担い手であることが多い。その他の担い手として、「関係機関・団体等が中心(30.8%)」、「社協が中心(16.9%)」、「その他(8.1%)」になっている。

具体的な関係機関・団体等は、「地域の自主グループ」、「保健センター(保健所)」、「民生委員児童委員、主任児童委員」、「公民館」「市区町村行政」が挙げられ、多様な社会資源が関わっていることが分かる⁽⁶⁰⁾。

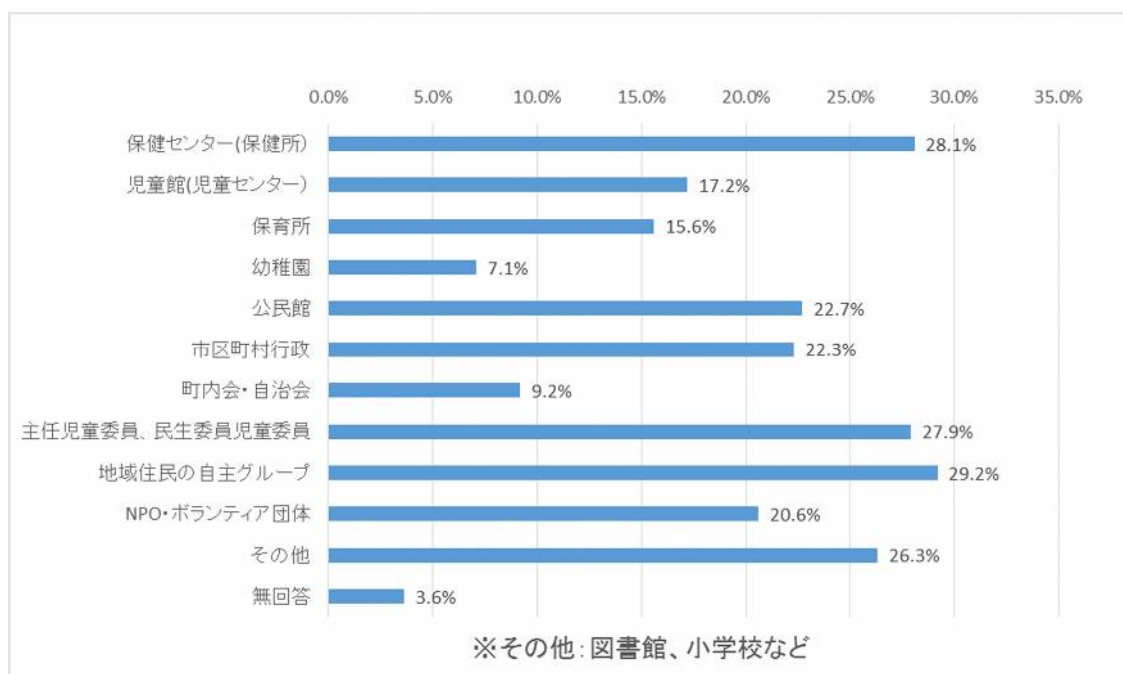
なお、同調査結果からは確認することはできないが、その他の担い手として、企業の地域社会に対する貢献活動の一環として、従業員を主な担い手として実施されるサロンも存在する⁽⁶¹⁾。

図 2-2 【子育てサロンの活動内容 N=524】



出典：全国社会福祉協議会，2002，「『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究」：11. に筆者が一部説明を追記.

図 2-3 【サロン活動の担い手として関わっている関係機関・団体 N=524】



出典：全国社会福祉協議会，2002，「『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究」：12. に筆者が一部説明を追記.

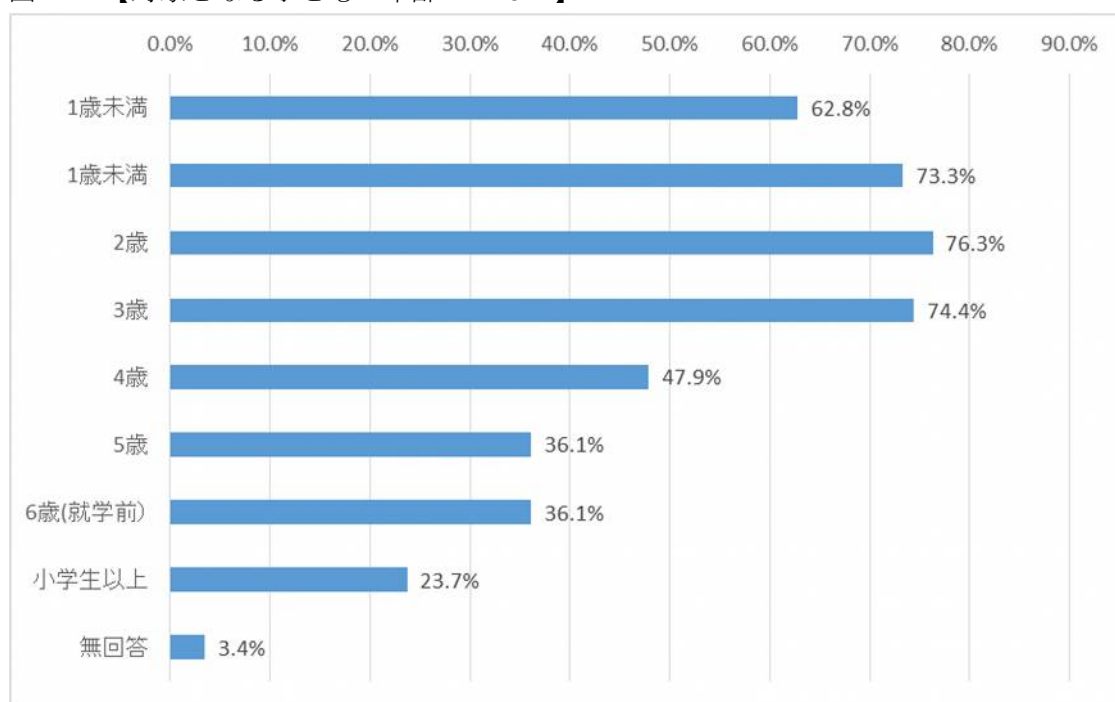
活動頻度及び1回あたりの活動時間は、約半数が「月に1回から2回程度」サロンを開催し、1回あたり2時間以内の活動時間となっている⁽⁶²⁾。これは、子育ての当事者自身が運営の主な担い手であることが多いことから、無理のない範囲での開催となっていることが推測される。

サロンの対象となる子どもの年齢については、下図から0～3歳の乳幼児を対象としているサロンが最も多いことが分かるが、4歳以降の子どもを対象としているサロンも多く存在する。同報告書では、集まる子どもの年齢に幅がある場合には異年齢での交流も行われていると指摘している⁽⁶³⁾。

また、異年齢の子どもによる交流だけでなく、その他の実践例として、「高齢者と子育て家庭」、「大学生と子育て家庭」など異世代・多世代の交流を図るサロンもあり、地域の環境や担い手の創意工夫により、多様な交流が図られている⁽⁶⁴⁾。

このように、子育てサロン活動は活動内容、担い手によって千差万別であり、それぞれのサロンが創意工夫しながら、様々な活動を実践していることが分かる。

図2-4【対象となる子どもの年齢 N=524】



出典：全国社会福祉協議会，2002，『『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究』：16. に筆者が一部説明を追記。

3. 地域において子育てサロンが果たす役割

これまで述べてとおり、子育て家庭が抱える負担を軽減するとともに子育てが孤立することを防ぐことを目的として、施策としての子育て支援をはじめとして社会全体で子育てを支援していくために地域の様々な社会資源による子育て支援が展開されている。

前述した同報告書では、子育てサロン活動が地域に求められる背景として、「行政サービスの手が届かない地域のニーズやサービスの網の目からこぼれ落ちてしまうニーズに応え

ていくためには、子育て支援の担い手が地域の中から生まれ、地域住民が相互にささえあい協働する、新たな子育てコミュニティが形成されることを期待している。」と述べており、地域の中で当事者である子育て家庭や地域住民、ボランティアなどが主体となって草の根的に生まれた市民活動である子育てサロンの必要性を指摘している⁽⁶⁵⁾。

このような状況において地域において子育てサロンが果たす役割を考えると、まず子育てサロンが地域に「場」の提供ができることが挙げられる。乳幼児を日中在宅で養育している子育て家庭にとって、日中に自宅以外の場所に出向く機会は限られており、同じ地域で生活する子育て家庭同士が知り合う機会も決して多いとは言えない。また、必ずしも親兄弟等の親族や親しい友人が気軽に会える場所に住んでいたり、自身が住んでいる地域に子育てサークルが存在するとは限らず、子育てサロンは在宅の子育て家庭にとって、子育て家庭同士が知り合うことができる貴重な場所の一つであると言える。

子育てサロンという「場」に地域の子育て家庭が集うことで、同じ境遇にある仲間を作ることができ、他愛もない世間話から子育てに関する情報交換を行うことができる。子育て中の保護者にとって在宅での子育ては閉鎖的になってしまうことが多く、日中に子ども以外の誰とも会話をしない日がある場合もある。自宅以外の居場所があることや話し相手がいるだけでもストレスの緩和になる。また、自身の子どもと同年齢の子どもを観察したり、保護者同士で子育ての日常を話し合ったりできることも不安や悩みの解消につながるし、子どもにとっても自宅以外の遊び場で遊ぶことができ、子ども同士の遊び仲間も作ることもできる。

さらに、子育てサロンの担い手として子育て家庭以外の地域住民やボランティア、保育士・保健師などの専門職が参加している場合には、子育て経験者による体験談や苦労話を聞くことができたり、子育てに関する専門的な相談をすることができたりする場合もある。担い手が代々その地域で生活している地域住民である場合には、地域に伝わる伝統芸能や風習文化の伝承の場にもなり得る可能性を持っている。

前述した同報告書では、子育てサロン活動の効果を、「親(当事者)」、「子ども」、「地域」ごとにまとめている。(次頁表 2-3【子育てサロン活動の効果について】)

まず、親(当事者)にとっての効果として、「①子育てを共感しあう仲間ができる」、「②子育てに関わる不安や問題を解消・解決できる」、「③子育てから離れることにより、リフレッシュできる」、「④自己実現を図ることができる」の4点を挙げている。

次に、子どもにとっての効果として、「①親の心の安定が子どもの安定につながる」、「②異年齢の子どもとの交流や集団環境になれることができる」、「③多様な遊びが子どもの好奇心、主体性を育てる」の3点を挙げている。

最後に、地域にとっての効果として、「①地域の福祉力を醸成する」、「②異世代交流・地域の交流の拠点となる」の2点を挙げている⁽⁶⁶⁾。

また、斉藤は、子育てひろば(サロン)の効果について、①子育て肯定感、②行動の外向き化、③パートナー意識の醸成、④子育て安堵感の4点を挙げ、子育てひろば(サロン)の機能として、①子育てのポジティブ化、②母親のエンパワーメント、③育児ネットワークの構築を指摘している⁽⁶⁷⁾。

このように、地域において子育てサロン活動は、参加する子育て家庭だけでなく地域に対して有益な効果があり、サロン参加者同士の支え合いの関係構築を育む場になってい

る。

また、地域で生活する子育て家庭同士や地域住民とのつながりを作るだけでなく、サロンの担い手を含む多様な支援者(社会資源)とのつながりを作ることができるなど、地域交流の拠点として「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」としての役割を持っていることが分かる。

表 2-3 【子育てサロン活動の効果について】

親(当事者)にとっての効果	子どもにとっての効果
①子育てを共感しあう仲間ができる	①親の心の安定が子どもの安定につながる
②子育てに関わる不安や問題を解消・解決できる	②異年齢の子どもとの交流や集団環境になれることができる
③子育てから離れることにより、リフレッシュできる	③多様な遊びが子どもの好奇心、主体性を育てる
④自己実現を図ることができる	
地域にとっての効果	
①地域の福祉力を醸成する	
②異世代交流・地域の交流の拠点となる	

出典：全国社会福祉協議会，2002，『『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究』：17-20. から筆者が一部抜粋.

第 4 節 民生委員児童委員の子育てサロン活動の特徴と付加価値について

前節では、先行研究の知見から地域において子育てサロンが果たす役割についての考察を行った。本節では、その中でも民生委員児童委員が実施する子育てサロン活動について、その特徴と付加価値について考察することとする。

1. 民生委員児童委員の子育てサロン活動の特徴

彼らが実施する子育てサロン活動の特徴として、「①主な担い手である民生委員児童委員・主任児童委員は、専門職ではなくボランティアであり子育て家庭と同じ地域住民であること」、「②民生委員児童委員は日々地域で活動しており、その存在は公に認められたボランティアとして身分が明らかであること」、「③地域の子育て支援に関係する社会資源とのつながりを有していること」の3点が挙げられる。

まず、「①主な担い手である民生委員児童委員・主任児童委員は、専門職ではなくボランティアであり子育て家庭と同じ地域住民であること」については、サロンでは民生委員児童委員・主任児童委員が地域に住む子育ての先輩の一人として子育て家庭の相談に乗ることも可能である。専門職に相談する内容ではないと躊躇してしまうような心配事や同じ境遇の子育て家庭同士では打ち明けにくい悩みでも、専門職ではないが守秘義務を課せられている委員であるからこそ話せる内容もある。また、子どもにとっても地域のおばあちゃん・おじいちゃんと接する機会にもなり、地域住民同士の世代間交流の場とも成り得る。

次に、第 2 の特徴である、「②民生委員児童委員は日々地域で活動しており、その存在は公に認められたボランティアとして身分が明らかであること」については、子育てサロン活動の担い手が大臣委嘱され活動している民生委員児童委員であることは、他にはない

特徴と言える。彼らは、公に認知されているボランティアとして日頃から地域で活動しており、乳児家庭全戸訪問や乳幼児の定期健診の際のボランティア活動等で子育て家庭と知り合う機会も多い。民生委員児童委員という知り合いがサロンにいることは子育て家庭にとって足を運びやすい要因になる。また、委員の存在を知らなかったとしても、日頃から地域で活動しており身分が明らかである委員であるからこそ、子育て家庭は安心してサロンに参加することができる。

さらに第 3 の特徴である、「③地域の子育て支援に関係する社会資源とのつながりを有していること」については、日頃から地域で活動している民生委員児童委員であるからこそ、地域の関係機関や子育て支援に関係する多職種と顔見知りであることが多く、子育て支援に限らず様々な社会資源とのつながり有している。このつながりを活用して子育て家庭と地域に多様なつながりを構築しやすいことも特徴の 1 つであると言える。子育て家庭から子育てに関する相談を受けた際やサロンに参加した子育て家庭の様子に心配なことがあれば、必要に応じて行政及び関係機関にいる専門職へ橋渡しをするなど支援のネットワークを活用することができる。また、行政及び関係機関にいる専門職だけでなくサロン活動を通して子育て家庭と地域住民とのつなぐことも可能である。

2. 民生委員児童委員の子育てサロン活動の付加価値

次に、民生委員児童委員のサロン活動の付加価値について考察する。この付加価値については、上記に挙げた 3 点の子育てサロン活動の特徴に基づくものであり、「①同じ地域住民として子育て家庭と交流を図ることができること」、「②子育て家庭に対してサロンだけでなく、子どもの成長とともに寄り添った支援ができること」、「③サロン活動を通して、子育て家庭に様々なつながりを提供できること」の 3 点が挙げられる。

まず、「①同じ地域住民として子育て家庭と交流を図ることができること」については、子育てサロンにおいて同じ子育て家庭同士の仲間作りだけでなく、委員も同じ地域住民の一人として交流を図ることができることが挙げられる。民生委員児童委員と顔見知りになることで子育て家庭にとって地域での知り合いが増え、子どもにとっても、地域に住むおじいちゃん・おばあちゃん世代の民生委員児童委員と知り合うことは、自然な世代間交流につながる。また、委員自身が地域の歴史や文化、伝統芸能等の伝承者となることも可能である。

次に、「②子育て家庭に対してサロンだけでなく、子どもの成長とともに寄り添った支援ができること」については、本論第 1 章でも先述したように民生委員児童委員は子育てサロン活動以外にも多くの子育て支援活動を行っており、子どもの成長過程や子育て家庭の状況に応じた支援が可能である。サロンで知り合った子育て家庭に対して必要に応じてその他に支援につなげるなど、継続的に支援を行うことが可能であることが挙げられる。

例えば、就学前の子どもがいる子育て家庭には、サロン以外にも子育て家庭が参加できる地域の行事やイベントについての情報提供や子どもの成長に応じた相談ごとへの対応を行ったり、就学児に対しては地域でのパトロール活動を通しての見守りを行ったりすることが可能である。また、必要に応じて土日、放課後の子どもたちの居場所づくりや不登校児、引きこもりの子どもたちのための居場所づくりなどの支援活動を通して継続的に支援を行うことができる。

なお、上記に挙げた最初の付加価値とも重なるが、同じ地域住民である民生委員児童委員だからこそ、子育て家庭にとって支援は必要ない時でも自然に関わりを継続させることができる。また、子育て家庭の成長を見守るとともに、支援が必要になった時にはすばやい対応を図ることができる。

最後の「③サロン活動を通して、子育て家庭に様々なつながりを提供できること」については、子育てに関する相談の際や子育て家庭の様子に心配なことがあれば、行政及び関係機関にいる専門職への橋渡しができるなど、支援のネットワークを有効活用できることが挙げられる。また、行政及び関係機関にいる専門職との橋渡しだけでなく、委員が地域住民と子育て家庭とのパイプ役なることで地域のつながりを深めることも可能である。

例えば、委員が実施する地域の高齢者を対象とした「ふれあいサロン」などの活動と子育てサロン活動を一緒に開催し交流を図ったりすることも可能である。また、子育て家庭が多く住む新興住宅と昔からの住宅が混在する地域において、委員が両者の間を取り持ち昔から住んでいる地域住民に子育てサロンの運営に協力してもらうなど、民生委員児童委員がだからこそできることがある。

以上のように、民生委員児童委員の子育てサロン活動の特徴については、「①主な担い手である民生委員児童委員・主任児童委員は、専門職ではなくボランティアであり子育て家庭と同じ地域住民であること」、「②民生委員児童委員は日々地域で活動しており、その存在は公に認められたボランティアとして身分が明らかであること」、「③地域の子育て支援に関係する社会資源とのつながりを有していること」の3点を挙げた。

この3点に対応する形で、付加価値については、「①同じ地域住民として子育て家庭と交流を図ることができること」、「②子育て家庭に対してサロンだけでなく、子どもの成長とともに寄り添った支援ができること」、「③サロン活動を通して、子育て家庭に様々なつながりを提供できること」の3点を挙げた。

上記の3点ずつの特徴と付加価値を持つ子育てサロン活動は、本論第1章において先述した、「民生委員児童委員の子育て支援活動が子育て家庭と地域に『縦のつながり』と『横のつながり』を構築することができる」と筆者が考えている実践の一つであると言える。

次章では、地域における子育て支援について先行研究のレビューを行った上で、民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性について考察する。そして、その上で、本研究仮説の設定を行う。

注

- (1)たとえば、松原は、家庭や地域における子育て力の低下の原因の一つに育児の孤立をあげ、育児の孤立の原因として①育児の負担が母親に集中しすぎている点、②育児をする親の近隣との人間関係の希薄さを指摘している。(松原康雄, 2006, 「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参画することの効果に関する調査」こども未来財団:6.)
- (2)村田和子, 1990, 「親がつながる地域づくり 貝塚市“子育てネットワークの会”から」『月刊社会教育』34(10)国土社: 54-63.
- (3)「子育て応援かぎぐるま」は、訪問保育・グループ保育や子育て家庭を対象とした講座事業、大学との協働によるつどいの広場の運営などを実施しており、「貝塚子育てネットワーク」は、貝塚市立中央公民館との協働による、勉強会(講座の開催)やレクレー

ション、子どもの遊び場づくりなどを実施するなど、ともにそれぞれの活動拠点を核とした多様な活動を行っている。

- (4)江口愛子・森未知, 2003, 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供のあり方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』(7)国立女性教育会館 : 109-117.
- (5)山縣文治, 2015, 『少子化時代の子ども家庭福祉』放送大学教育振興会 : 104.
- (6)1998年(平成10年)12月に施行された特定非営利活動法人について規定されている法律であり、NPO法とも呼ばれている。同法の目的として、第1条に「特定非営利活動を行う非営利団体に特定非営利活動法人としての法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。」と示されている。
- (7)出典:日本NPOセンターホームページ「今一度、特定非営利活動促進法の趣旨を考える」(<http://www.jnpoc.ne.jp/?p=2723>)2015.10.26 閲覧.
- (8)所轄官庁の内閣府によると、2015(平成27)年3月31日までに認証を受けた50,089法人であり、その内の約44%にあたる21,832法人が定款で法人活動の種類の一つに「子どもの健全育成を図る活動」を定めている。
- (9)「子育てひろば」の趣旨・役割などを確認しながら、情報の共有、相互交流、調査研究、研修等を行い、地域子育て支援の質の向上を図るため、2004(平成16)年に「子育てひろば」の運営に取り組んでいる団体・個人の全国的なネットワークによって設立されている。
- (10)「Fathering=父親であることを楽しもう」と提起し、父親支援事業による「Fathering」の理解・浸透を推進している。父親支援事業を通じて、働き方の見直し、企業の意識改革、社会不安の解消、次世代の育成に繋がり形成を目的として事業展開を行っている。
- (11)経済産業省の説明では、「企業の社会的責任(corporate social responsibility、略称:CSR)とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダー(利害関係者:消費者、投資家等、及び社会全体)からの信頼を得るための企業のあり方を指している。」と示されている。
出典:経済産業省ホームページ
(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/)2015.10.26 閲覧.
- (12)公益社団法人企業メセナ協議会の説明では、「メセナとは、芸術文化支援を意味するフランス語であり、同協議会が1990(平成2)年に発足した際、「即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」という意味で「メセナ」という言葉を導入し、一般に知られるようになった。その後、マスコミなどを通じてこの言葉が広まる過程で「企業が行う社会貢献活動」といった広義の解釈で使用されることも増えてきている。」と示されている。
出典:公益社団法人企業メセナ協議会ホームページ
(<http://www.mecenat.or.jp/ja/introduction/post/about/>)2015.10.26 閲覧.

- (13)「企業市民」という経営学用語があり、「企業は利益を追求する以前に良き市民であるべきであるという」という概念である。日本経済団体連合会では、経団連企業行動憲章に「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行うこと掲げている。
出典：日本経済団体連合会ホームページ「経団連企業行動憲章」
(<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/kcbc/chap05.html>)2015.10.26 閲覧.
- (14)子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりのために、企業・地域で次世代育成支援を行う団体やグループ・その他の関係者が、ネットワークを通じて知恵を出し合い、それぞれができることを互いに持ち寄り、パートナーとして自由に連携したり補い合うための出会いの場となっている。
出典：みえ次世代応援ネットワークホームページ
(<http://www.jisedai.pref.mie.lg.jp/index.php>)2015.10.26 閲覧.
- (15)北九州ヤクルト販売株式会社は、「街の安全安心サポート隊」は、日常的に地域で活動している販売員（ヤクルトレディ）が地域の不審者情報や独居老人や子どもへの声かけを行い、何か変わった状況があればネットワーク内で情報提供を行っている。
- (16)地域の組合員や高齢者と配達を通して直接会う機会が多いという特長を生かし、自治体などと「地域見守り協定」の締結を進めている。「地域見守り協定」の締結件数は2014(平成26)年10月末現在で、全国43都道府県の81生協と自治体などとの間で829件あり現在も増加している。
- (17)奈良県と県内に所在する、阪樟蔭女子大学、畿央大学、帝塚山大学、奈良学園大学奈良文化女子短期大学部、奈良教育大学、奈良佐保短期大学の6つの大学が連携し、子育て支援センター・子育てひろばの運営、公開講座等の子育て支援活動を行っている。
出典：奈良県ホームページ「地域の子育て支援大学ネットワーク」
(<http://www.pref.nara.jp/31051.htm>)2015.10.26 閲覧.
- (18)子育て支援センターは、厚生労働省（当時厚生省）の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設であり、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としている。具体的な活動として、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための下記6点がある。
- ①子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員の配置
 - ②子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導
 - ③子育てサークル等への支援
 - ④地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進
 - ⑤ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等
 - ⑥家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、
- (19)「保育に欠ける」とは、児童福祉法第24条第1項の規定により、保護者が児童を保育することができず、同居の親族も保育できない場合を指す。よって、「保育に欠けない」とは、「保育に欠ける」子ども以外の子どもを指すこととなる。
- (20)保育所の情報提供の一環として、同法第48条の2に「当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」とされ、地域への相談助言活動について努力義務規定が

定められている。

- (21)「エンゼルプラン」の目標値は、1500カ所、「新エンゼルプラン」の目標値は地域子育て支援センター3,000カ所、「子ども・子育て応援プラン」の目標値は、子育て拠点の設置(目標値6,000カ所)の内、地域子育て支援センター(目標値4,400カ所)、つどいの広場(目標値1,600カ所)であった。
- (22)つどいの広場事業は、おおむね3歳未満の乳幼児とその親が「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」として開始された。「つどいの広場」の実施場所は、公共施設内の空きスペースや公民館、商店街の空き店舗、学校の空き教室など利用できるスペースとされている。
- (23)新エンゼルプランにおいて、重点的に取り組む目標は以下の8つとされている。
- ①「保育サービス等子育て支援サービスの充実」、②「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」、③「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」、④「母子保健医療体制の整備」、⑤「地域で子どもを育てる教育環境の整備」、⑥「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」、⑦「教育に伴う経済的負担の軽減」、⑧「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」
- 出典：厚生労働省ホームページ「新エンゼルプランについて」
(http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3_18.html) 2015.10.26 閲覧。
- (24)2002年、厚生労働省が新エンゼルプランに上乘せる形で発表したプランであり、子育て期間における残業時間の縮減、出産時に父親の最低5日間の休暇取得・男性の育児休業取得率10%の目標など、男性の働き方を見直し、育児参加を求める内容が盛り込まれた。
- (25)同法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を推進するために制定された2015(平成27)年3月31日までの時限立法であり、同法では国・地方公共団体だけでなく企業に対しても計画的に次世代育成支援対策に取り組むことを求めている。なお、同法は2014(平成26)年に2025年3月31日までの有効期限の延長がなされている。
- (26)同法は、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象の把握と急速な少子化の進行をふまえ制定された。2003(平成15)年7月30日に公布、同年9月に施行されている。
- (27)少子化対策大綱は、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として策定され、2004(平成16)年6月30日に閣議決定された。重点課題として、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯の4点が示され、その取り組みのための28の行動が定められている。
- (28)子ども・子育てプランでは、少子化社会対策基本法に基づく少子化対策大綱で示された重点課題として施策と目標を設定し、子育て世代の働き方と若者自立策に対策を拡大している。また、次世代育成支援対策推進法の行動計画と関連付けるものとされ、企業での育児休業制度の定着、30代男性の労働時間の短縮と育児休業取得率引き上げ(10%まで)、女性の育児休業取得率引き上げ(80%まで)、などが目指されている。

(29)大日向雅美, 2008, 『子育て支援シリーズ 3 地域の子育て環境づくり』

ぎょうせい: 5.

(30)同会議は、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、2030 (平成 42)年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討が行われた。

(31)同事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組として開始された。具体的な事業内容として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等の4点が挙げられる。

(32)保育所における地域子育て支援規定は児童福祉法第48条の3第1項、幼稚園については学校教育法第24条、認定こども園については認定こども園法第2条6項及び第3条2項3号において規定されている。

(33)政府が2008(平成20)年2月に策定した計画であり、希望するすべての人が安心して子ども預けて働くことができる社会をめざして、保育・放課後児童クラブ整備の10年後の目標を定めたもの。上記の目標値として、3歳未満児の保育サービス提供割合を20%から38%に、放課後児童クラブの登録割合(小学1~3年生)を19%から60%に設定されている。

(34)政府が2010(平成22)年1月に閣議決定した、「子どもと子育てを応援する社会」を目指すためのビジョンとして、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)の4本を政策の柱と定め、12の主要施策と具体的な数値目標を掲げたもの。

(35)同法第3条において市町村の責務として、「確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと」、「多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育および保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

さらに、同法59条では、「身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業」の実施を求めている。

(36)地域子ども・子育て支援事業は、これまでの子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の計11事業)に、①利用者支援事業、特定教育・保育施設等に対する②実費徴収に係る補足給付を行う事業及び③多様な主体が本制度に参入することを促進

- するための事業の3点を新規事業として追加し、計14事業が実施されている。
- (37)政府が少子化社会対策等基本法第7条に基づき、2015(平成27)年3月に閣議決定した子ども・子育て支援にかかる大綱であり、重点課題として、①子育て支援施策を一層充実、②若い年齢での結婚。出産の希望の実現、③多子世帯へ一層の配慮、④男女のはたらき方改革、⑤地域の実情に即した取組強化の5点を挙げている。
- (39)全国社会福祉協議会、1964、『民生委員制度四十年史』: 337.
- (40)1948(昭和23)年12月に「児童福祉司及び児童委員の活動要領」において児童委員の役割が提示された。
- (41)児童委員の職務内容について、「児童委員は、児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力するものとする」と規定された。
- (42)³⁹前掲書: 658-659.
- (43)全国社会福祉協議会、1988、『民生委員制度七十年史』: 534.
- (44)⁴³前掲書: 534.
- (45)1965(昭和40)年に母子保健法が制定され、当時の婦人民生委員が母体保護、乳幼児保健の徹底などの援護指導に乗り出し、子育てに対する不安、育児観の変化をはじめ、非行、暴力行為、自殺等に対処する姿勢を確認し、昭和44年の全国婦人民生委員研修会において運動が始まった。
- (46)全国民生委員児童委員連合会、1993、「心豊かな子どもを育てる運動」推進状況調査結果～「心豊かな子どもを育てる運動」の新展開をめざして～.
- (47)児童福祉法第17条の2において、主任児童委員の職務は、児童関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整の業務を行うとともに、児童委員の活動を積極的に援助・協力するものであると定められている。
- (48)安斉芳高、2001、「主任児童委員制度創設をめぐる経緯と今日的課題」『子ども家庭福祉学(創刊号)』日本子ども家庭福祉学会: 41.
- (49)安斉⁴⁸前掲書: 42.)によると同研究会は、急ピッチで進められ平成4年9月に始まり、同年の11月には中間報告をまとめるに至ったが、最終報告に至る前に制度化を平衡して進めていかなければならぬほど、児童問題をとりまく世論の高まりには強いものがあつたと指摘している。
- (50)全国民生委員児童委員協議会児童委員問題研究会中間報告「児童委員活動の活性化をめざして」1992(平成4)年11月.
- (51)松原康雄、2002、「児童委員活動の業務の計量に関する調査研究」『平成13年度児童環境づくり総合調査研究事業報告書』こども未来財団: 27.
- (52)松原康雄、2004、「主任児童委員における子育て支援活動の先駆的役割について」『平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団: 32.
- (53)全国民生委員児童委員連合会、2010、『民児協における子育て支援活動等状況調査-報告書-』: 11.

- (54)岡本晴美・伊部恭子, 2004, 「『子育てサロン』活動における社会福祉協議会の支援課題-京都府内『ふれあい・子育てサロン』調査研究をふまえて-」『社会学部論集 39』 佛教大学 : 65.
- (55)全国社会福祉協議会, 2010, 「生活支援サービス立ち上げマニュアル 4 ふれあいいきいきサロン」: 18.
- (56)⁵⁵ 前掲書 : 18.
- (57)全国社会福祉協議会, 2002, 「『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究報告書〜本編〜」: 20.
- (58)全国社会福祉協議会, 2012, 「ノーマ社協情報No.258」:4.
- (59)⁵⁷ 前掲書 : 11.
- (60)⁵⁷ 前掲書 : 12.
- (61)一例を挙げると、山口県宇部市の株式会社山口井筒屋では、店舗内のレストランスペースの一部を利用して「子育てほっとサロン」を運営しており、子育て経験があり講習を受講した社員が子育てサポーターとして育児相談を行っている。
- (62)⁵⁷ 前掲書 : 14-16.
- (63)⁵⁷ 前掲書 : 16.
- (64)一例を挙げると、民生委員が共通の担い手となっている高齢者を主な対象としたいきいきサロンと子育てサロンを同じ場所で開催し、高齢者と子育て家庭との交流を図ることなど挙げられる。また、大学構内で開催される子育てサロンの担い手として学生ボランティアが関わることで、大学生と子育て家庭との交流が生まれる事例を存在する。
- (65)⁵⁷ 前掲書 : 8.
- (66)⁵⁷ 前掲書 : 17-20.
- (67)斎藤進, 2008, 「地域の子育て資源に関する研究 (1) -子育てひろばの機能に関する一考察-」『日本子ども家庭総合研究所紀要 45』 恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 : 326-328.

第3章 仮説の設定

本章では、本研究における仮説を設定することを目的として、地域における子育て支援活動についての先行研究のレビュー及び民生委員児童委員の子育て支援活動に関する先行研究のレビューを行う。その上で、本研究における仮説の設定を行うこととしたい。

第1節 地域における子育て支援活動についての先行研究レビュー

前章第1節では、地域における子育て支援の動向と歴史的背景について、市民活動を中心とした取り組みと施策を中心とした子育て支援の2つの視点から概観してきた。本節では本論における仮説を設定するための基礎資料として、地域における子育て支援活動について先行研究のレビューを行う。

1. 地域において子育て支援が必要な背景

まず、地域において子育て支援が必要な背景については、本論第1章にて述べたように今日の「家庭や地域における子育て力」の低下が挙げられる。血縁・地縁関係の希薄化により、子育て家庭が親、兄弟をはじめとした親族からの日常的な支援を受けにくくなっていることや従来の地域住民同士が互いの支えあう関係が薄れてきたことで、子育て家庭が地域で孤立しやすい状況が生まれている。

子育て家庭に育児経験や知識がなく社会的な人間関係が希薄な場合、親の育児不安が大きくなることは、牧野らによる1980年代の先行研究によって明らかになっている⁽¹⁾。

現代の子育て家庭、特に子育て中の母親の生活環境は、松原が現代の養育環境における子どもの生活に社会的支援の必要性を指摘した、「サンマ(時間、空間、仲間)」の喪失」と同様の事が言える⁽²⁾。

時間の喪失は、日常的に支援してくれる親族や近隣の地域住民の存在が少なくなっているため、保護者のみで子育てを行わなければならないことに起因する。父親の育児参加が十分ではない状況では⁽³⁾、保護者の就労状況を問わず日常的な家事をこなしながらの子育てはいくら時間があっても足りない状態になることは容易に想像できる。

空間の喪失は、生活を営む地域において自宅以外に子育て家庭が過ごせる場所(空間)は限られていることに起因する。特に乳幼児を養育している子育て家庭にとっては、公園などの乳幼児の泣き声を気にしないで良い空間に限られ、自宅以外に過ごせる場所が非常に少ない現状がある。

伊志嶺が0～3歳までの子どもを持つ子育て家庭を対象に実施した調査では、子育て家庭が、「よく利用する子育て支援」及び「今後利用したい子育て支援」とともに、「親子が集うひろば」が最も多かったとし、子育て家庭が地域での居場所を求めることを指摘している⁽⁴⁾。

仲間の喪失は、地縁関係の希薄化により日常生活の中で人と関わる機会が減少し、多様な世代の人々とのつながりを持ちにくくなっていることに起因する。地域でのつながりがなければ、同じ地域で生活する人々の生活の様子や自分の子ども以外の子どもの成長過程を垣間見る機会が限られ、手本となる存在を見つけることも難しい。また、地域に同じ境遇の子育て家庭がいても知り合う機会は限られている。特に日中に保育所や幼稚園に通っていない乳幼児を養育している子育て家庭は、「子育てひろば」など地域の子育て家庭が集う場所に参加していなければ他人との接点は非常に少なくなる。友人や同じ境遇の子育て家庭の知り合いがいたとしても、上記の時間の喪失と空間の喪失もあり、仲間と一緒に過

ごせる時間的余裕や場所(空間)は限られている。

大日向の調査によると、子育て中の母親の要望の第1位が「大人と話したい」、第2位が「喫茶店でコーヒーを飲みたい」であり⁽⁶⁾、話し相手も自分の時間もなく、子育て中の母親が孤立していることが分かる。

このように、「サンマ(時間、空間、仲間)」を喪失した子育て家庭、特に子育て中の母親には、子育てに関して不安や悩みを共有できる仲間や助言をしてくれる存在、手本となる存在が身近に少なくなってしまう。また、地域の血縁・地縁関係の希薄化に加えて少子化の影響もあり、自身が親になる前に自然な形で子育てという行為を観察できず、身近に感じるができないまま子育てを開始せざるを得ないという状況も、子育て家庭に多くの負担をもたらしている。

上記の根拠の一つとして、原田が実施した子育て実態調査の比較分析がある。原田は、2つの子育て実態調査(1980年：大阪レポート、2003年兵庫レポート)の比較分析から、現代の子育て現場における環境の変化を挙げ、「①乳幼児をまったく知らないまま親になる母親たちが増加していること」、「②地域において孤立する母と子が増加していること」の2点を指摘している⁽⁶⁾。

この結果、子育て家庭は地域において孤立してしまい、育児負担等の課題や子育てに関する不安や悩みなどの精神的ストレスを抱えるなど多くの問題が浮き彫りになっている。原田の調査では、母親の育児不安や「いらいら感」は23年前に比べてはっきりと増加していることを挙げ、この結果は子育て支援の必要性を如実に語っていると述べている⁽⁷⁾。

また、原田は同調査の比較分析の結果、母親の育児での精神的ストレスの原因に大きな変化があるとしており、「子育てを行うことに対するストレス」から「『親としての役割を担うこと』と自分自身の『自己実現』との狭間で揺れ動くことへのストレス」へと現代の母親の精神的ストレスの原因の変化を指摘している⁽⁸⁾。

これは、「子育てを行うことに対するストレス」が発生する以前の問題であり、前述したように親になる準備ができていないことに加えて、近年、女性の高学歴化や社会参加が当たり前となっている状況で子育てのために社会から取り残されていると感じる喪失感の表れであると言える。

大日向は、今日の不安で不透明な時代において上記のような母親ひとりが育児の重責を担っている状況を「孤育て」と呼び、近年の特にその傾向が強くなっていると警笛をならしている⁽⁹⁾。

2. 地域住民を主体とした子育て支援の展開

(1) 子育てネットワークの形成

地域における子育て支援活動は、1994年のエンゼルプラン以降に施策としての子育て支援が本格化する以前に、子育て中の当事者を中心とした子育てサークル等の子育てネットワークを形成されるなど子育て家庭を中心として地域住民を主体とした子育て支援が展開されてきた。

原田は、1980年代後半から日本全国に自然発生的に広がってきていた子育てサークルや子育てネットワークなどの“グループ子育て”を、子育てという日常の営みに対する支援の方策として着目し⁽¹⁰⁾、2001年には原田が所属するNPO法人である「こころの子育てイ

ンターねっと関西」が、子育てネットワークに関する全国調査を実施している⁽¹¹⁾。また、先述した国立女性教育会館も同様に子育てネットワークの調査研究を実施し、データベースを作成・公開している⁽¹²⁾。

原田は、子育てサークルや子育てネットワークなどのグループ子育ては、市民主体の子育て支援の軸となる存在であるとし、その目的とメリットを下記のとおり6点を挙げている⁽¹³⁾。

表 3-1 【グループ子育ての「目的とメリット」】

①イキイキと遊べる仲間と空間、時間を子どもに保証できる
②母親の仲間づくりができ、育児不安が解消できる
③いろいろな親子をみることにより、子どものかかわり方が自然に学べる
④親子ともどもに対人関係のトレーニングができる。特に社会性が育つ
⑤子育てなどについての“学習の場”がつかれる
⑥親同士のつながり生まれることにより、いじめや非行などに対する地域の問題解決能力が高まる

出典：原田正文，2002，「表 5 グループ子育ての六つの目的とメリット」『子育て支援とNPO 親を運転席に！支援職は助手席に！』朱鷺書房:76.

子育てネットワーク活動の効果について江口らの調査では、「活動してよかったこと」として、「仲間づくりができた」「子どもの成長にとって貴重な体験の場となった」「悩んでいる親を助けることができた」との回答を得るなど、その活動は単純に「わが子の子育て」に焦点化されるものではなく、地域の子育て全体に対応していこうとする性質のものであることが明らかにされている⁽¹⁴⁾。

また、中谷らの研究において、「子育てに対する多様な意見、方法を知ることができる」「自分自身の話し相手や友達ができる」との効果をはじめ、ネットワーク活動の参加者の能力育成、精神的健康、虐待防止などの社会的意義もその効果として挙げられるとしている⁽¹⁵⁾。

相戸らは、上記の先行研究に加え自らが実施した調査結果から、子育てネットワークの効果について、「『個』にもたらした効果」、「『組織』にもたらした効果」、「『地域社会』にもたらした効果」の3つカテゴリに分け、その効果を下記のように整理している⁽¹⁶⁾。

表 3-2 【相戸らが整理した子育てネットワークの効果】

「個」にもたらした効果	「組織」にもたらした効果	「地域社会」にもたらした効果
・個のつながり	・公共的な事業としての取り組みの実現	・子育て環境の向上
・個の気づき	・ネットワークとしての力の発揮	・子育て支援政策への関心
・個の学びと成長		・市民のまなざしの変化
自身の子育て課題の解決	相互に効果を波及している。	
自身の成長		
自己実現		

出典：相戸晴子・越智紀子，2013，「子育てネットワークの効果と課題」『住民主体の地域子育て支援』：140-153 を参照して筆者が作成

併せて、課題も提示しており、「多様なニーズと資源不足」、「活動のジレンマ」、「連携・協働」、「活動の継続性」の4点を挙げ、この課題は実践者たちだけでは抱えきれないもの

であり、子育てネットワークが新しい市民社会を構築している一助として、行政とのパートナーシップや対等な関係のあり方についてもさらなる実践と研究が必要であると述べている⁽¹⁷⁾。

また、新澤も自身の子育て支援の実践をふまえて、「子育ての当事者が真剣に取り組んでいるエネルギーと市民の力が、地域の中で子育てを支え、助け合う子育てネットワークをつくりだしていることに注目し、行政の各関係機関、保育、教育、医療施設の専門家が連携し、協働し、子育て支援の組織をつくりだすことが大切だ」と述べている。これは、子育てネットワークとして行政をはじめとした地域の多様な社会資源が連携することにより、「子育て家庭にとって身近な支援の一つと成り得る」という新たな可能性に期待を示している⁽¹⁸⁾。

なお、山縣は、子育てネットワークなどの子育て支援の現場で使用される「ネットワーク」という用語の意味はその使用場面によって大きく3つの意味があるとして、①支援を目的として組織された支援者あるいは支援組織の集合体としての「支援者ネットワーク」、②保護者同士の集まり、いわゆる子育てサークルとしての「利用者ネットワーク」、そして、③支援者ネットワークと利用者ネットワークをさらに一つのシステムとして捉えられたものを「総合ネットワーク」と整理している⁽¹⁹⁾。

上記の整理では、上記の江口ら及び中谷ら、相戸らの調査対象は「利用者ネットワーク」であり、新澤の期待するものは「支援者ネットワーク」であると言える。なお、山縣はその他の「支援者ネットワーク」の代表例として、本論第2章でも述べた「子育てひろば全国連絡協議会⁽²⁰⁾」を挙げている。また、最後の「総合ネットワーク」については、「概念的には成立するし、当事者の視点を重視する今日の社会福祉観からすると、非常に重要なものであるが、現実的にはこれが常態的に設定されているものはほとんどない。」と述べており、⁽²¹⁾子育てネットワークの発展の可能性に余地を残していると言える。

このように、1980年代後半から自然発生的に全国に生まれ、活動を展開している子育てサークルなどの子育てネットワークは、子育て家庭を中心として地域住民が主体となる活動であり、その効果として子育て家庭自身の成長や自身の子育てだけでなく地域全体で子育てを行うという機運を高めることが報告されている。

(2) 子育てネットワークの実態に関する先行研究

上記の子育てネットワークの実態について全国的な調査は限られており、先述した国立女性教育会館が作成・公開している子育てネットワークに関するデータベースが最新のものとなっている⁽²²⁾。

前述した江口らの調査が、同データベースの作成にかかる調査研究となっており、1,567の子育てネットワークの存在が明らかになっている。同調査結果では、団体の活動概要として、同一市区町村を活動地域とする団体が約7割を占めており、運営経費は、「会費(63.1%)」、「補助金・助成金(48.6%)」で賄われていることが多い⁽²³⁾。

これは、子育てネットワークが子育て家庭が生活する地域に密着した活動であることを示している。また、運営経費についても地域住民を主体とした子育て支援活動であるため当事者である会員の負担が主な財源であることも特徴の一つと言える。

活動拠点は約9割の団体が決まっており、その内訳は、「公民館・地区センター(54.1%)」

が半数を超え、「保健所・保健センター（14.6%）」、「児童館・児童センター（14.5%）」などが続いている。活動実施頻度は、「月2回程度(25.5%)」、「週に1回程度(25.3%)」、「月1回程度(22.3%)」となっている⁽²⁴⁾。

活動拠点や活動実施頻度についても、地域住民が主体であるため公共施設での実施割合が高く、実施頻度についても主な担い手である子育て中の当事者の負担を考慮したものになっていることが分かる。

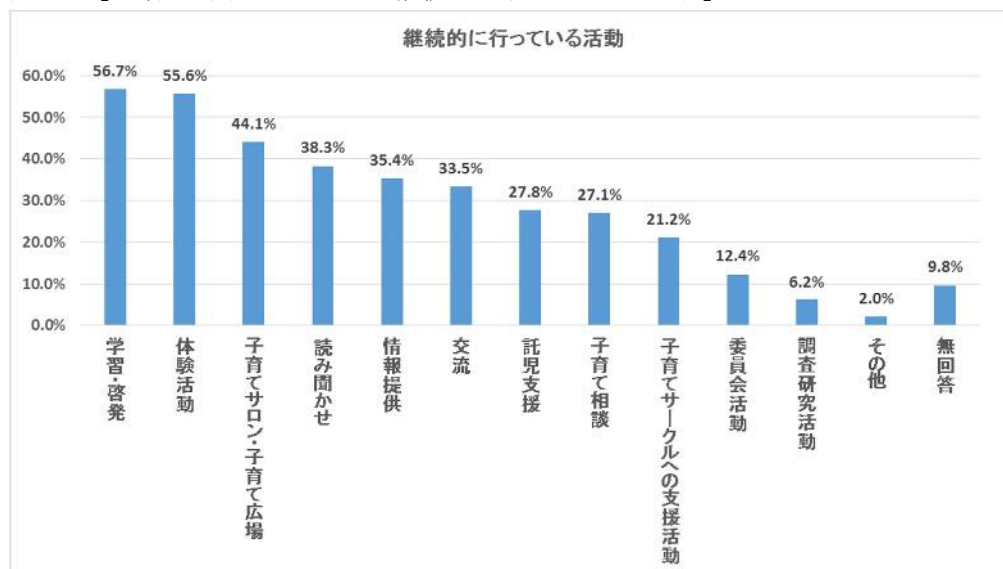
支援の対象者は「母親（81.8%）」が最も多く、「子ども（77.4%）」、「父親（35.4%）」、「祖父母（28.3%）」、「子育てサークル等の団体（27.1%）」、「子育て支援に関心がある人（24.3%）」となっている⁽²⁵⁾。前述したように子育て家庭、特に子育て中の母親が地域において孤立しやすい状況の中で、この課題を解決するために当事者自身が立ち上がることによって展開されてきた子育てネットワークであるため、支援対象も必然的に母親と子どもである割合が高くなっている。

また、具体的な活動内容として、「学習・啓発」、「託児支援」、「読み聞かせ」、「子育て相談」、「体験活動」「子育てサロン・子育て広場」、「交流」、「子育てサークルへの支援活動」、「情報提供」、「委員会活動」、「調査研究活動」、「その他」の12の活動を挙げている⁽²⁶⁾。

活動割合は、「学習・啓発(56.7%)」が最も多く、次いで、「体験活動(55.6%)」、「子育てサロン、子育て広場(44.1%)」となっており⁽²⁷⁾、母親を主な対象とした「学習・啓発」と子育て家庭と一緒に過ごすことができる「体験活動」、「子育てサロン」が多くの子育てネットワークで実施されていることが分かる。

上記の「学習・啓発」は、子育て家庭、特に母親の子育てに関する不安や悩みに対してのアプローチであり、「体験活動」、「子育てサロン」は、子育て家庭同士をはじめとした仲間づくり、子育て家庭の居場所づくりの支援となっており、子育て家庭が抱える課題、ニーズに対応した活動が行われていることが分かる。

図 3-1 【子育てネットワークが継続的に行っている活動】



出典：江口愛子・森未知，2003，「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要(7)』：114。

(3)子育てネットワークと施策としての子育て支援との関係

上記のように子育てネットワークは、子育て家庭、特に子育て中の母親が抱える課題を解決するために自然発生的に誕生した地域住民主体の活動である。その活動の効果は、子育て家庭自身の成長や自身の子育てだけでなく、地域全体で子育てを行うという機運を高めることが報告されており、地域住民を主体とした子育て支援を推進する役目を果たしていると言える。

しかし、原田は近年拡張を進めている公的な(施策としての)子育て支援が、「結果として、自然発生的に生まれた子育てサークルなどの自主的なグループ子育ての機運をそぎ、親たちの市民活動は衰退の一途をたどっている」と指摘している⁽²⁹⁾。その要因として、原田は現在の公的な(施策としての)子育て支援について、地域に開かれた子育て支援施設では至れり尽くせりのサービスを母親たちに提供しようと競っている感があるとして、過剰なサービスが何でもしてもらって当たり前という依存的な市民やクレーマーを作る元になっていることを挙げている⁽³⁰⁾。

また、公的な(施策としての)子育て支援のほとんどは、「親と親をつなぎ、親を育てる」という発想がなく、「すべてを行政がお膳立てをして、市民をお客さんとして招く」というスタイルであるがゆえに、親の主体性を育てるという視点とはかけ離れているとし、その結果が市民主体の活動を衰退させていると指摘している⁽³¹⁾。

本論第2章で述べたとおり、施策としての子育て支援は1994(平成6)年のエンゼルプラン以降の流れの中で、これまでの「子育てを私的な事情として捉え国民の自助・共助を優先し、公助(公的施策としての支援や介入)を最後の手段とする姿勢」から「国の施策として『社会全体で子育て応援する』という姿勢」へと大きく転換している。

また、上記の姿勢の転換に基づき施策としての子育て支援は、エンゼルプラン以降子育て支援事業をはじめとした子育て支援策の数的な目標値の設定など、量的な拡充を矢継ぎ早に打ち出してきた経緯がある⁽³²⁾。このような施策の流れが、「量的な拡充」に対して「質的な拡充⁽³³⁾」が追いついていない状況を生み出し、原田の指摘する結果を生みだしていると言える。

このような状況もあり、柏女は、今日の子育て支援事業は曲がり角を迎えていると述べ、「子育て支援サービスの理念を再確認する必要がある」と指摘している。具体的には、「サービスの利用者である子育て家庭を単なる受け手とみなしてはならない」とし、「子育て支援事業という仕組みを導入することによって、地域の人びとの中にゆるやかなつながり、子育て家庭同士のつながりの再生を図るという視点を重要視しなければならない」と指摘している⁽³⁴⁾。

3. 地域住民を主体とした子育て支援の可能性

(1)施策としての子育て支援との関係性の整理

以上のように、地域住民を主体とした子育て支援として、1980年代後半から日本全国で自然発生的に広がってきていた子育てサークルなどの子育てネットワークの展開がなされており、子育て中の当事者を中心とした子育てネットワーク活動だけではなく、地域の様々な社会資源による支援者の協働の形としての子育てネットワーク活動にも期待が持たれている。

一方で、上記の原田及び柏女からの指摘があったように、子育てネットワークをはじめとした地域住民を主体とした子育て支援活動のさらなる発展を考える上で、施策としての子育て支援との関係性を改めて整理する必要があると言える。

原田は、子育て支援の課題とその特徴を下記のとおり7点挙げ、課題の一つひとつが大きな課題であり、方法論が確立されていない未知の課題であると述べている⁽³⁵⁾。

表 3-3 【子育て支援の7つの課題とその特徴】

①「子育て」という日常的な営みへの支援
②特定の対象だけではなく、すべての親子が対象
③育児不安や児童虐待など、心理・社会的な課題への支援
④乳幼児期の子育てではなく、子どもの心を育て、思春期の諸問題を解決するための支援
⑤親が親として育つように支援すること、また親の人生そのものを支援すること
⑥親のネットワークをつくり、地域の教育力・問題解決力を高めること
⑦子育てしやすいまちや社会をつくること

出典：原田正文，2002，「表3『子育て支援』の7つの『課題とその特徴』」『子育て支援とNPO 親を運転席に！支援職は助手席に！』朱鷺書房:66.

上記の課題①及び②でも挙げられているように、子育て支援は、病気や怪我に対する治療のような非日常的な支援や特定の課題を抱えている子育て家庭に対する支援だけでなく、すべての子育て家庭を対象として、「子育て」という日常的な営みを支援するものである。

また、地域で生活する子育て家庭はすべてが同じ環境下にいるわけではなく、生活環境、子どもの年齢や発達状態、保護者の就労状況などにより、それぞれの子育て家庭によって必要とされる支援のあり方は変わって然るべきである。

原田は、上記の課題を解決するための子育て支援の基本戦略として、「親を運転席に！支援職は助手席に！」のスローガンの下、大多数の子育て家庭への支援は、市民主体の「子育てネットワーク」を軸に展開し、行政等の公的機関は「子育てネットワーク」を直接支援することを中心に子育て支援の全地域への浸透をはかるべきであると指摘している。併せて、困難事例については、専門職が前面に立って積極的に関わるなど、「地域住民を主体とした子育て支援」を「施策としての子育て支援」が支える体制を整えること重要であると述べている⁽³⁶⁾。

また、柏女は、地域における子育て支援活動は、子どもと家族のための支援を「地域」を共通舞台として再構築する役割を担っていると述べ、その中でも地域住民を主体とした子育て支援は地域全体をエンパワーメントしていく重要な意義をもった活動であると指摘している。その上で、子ども・子育て支援法が施行された今こそ、子育て支援事業をはじめとした施策としての子育て支援について、「何をすべきか、その目的何なのか。」をしっかりと議論しておかなければならないと述べている⁽³⁷⁾。

(2)地域住民を主体とした子育て支援の可能性

ここで改めて、地域住民を主体とした子育て支援について、先行研究の知見を整理する。

村山は、「地域で子育ての思いを共有し、共感しあう営みを築いていけるような多様な人間関係を構築していくためには、地域において住民相互が普段から『子どもの成長を中心

に共感できること』が継続的に共有され、積み重ねられていくことが必要である」と述べ⁽³⁸⁾、地域住民による子育て支援の取り組みは、多様な人間関係を築くことができる場所と機会を提供することに意義があると指摘している。

また、岡本らは、「現代社会において子どもを産み育てることは、社会的に歓迎されるというよりむしろ、社会的なつながり、既存のネットワークから家族が引き離される、あるいは取り残されるといったリスクを生じさせている」と指摘している。また、そのつながりを再構築する支援の一つとして、村山が指摘した多様な人間関係を築くことができる場所と機会を提供することができる「子育てサロン」をはじめとした地域住民が主体となる子育て支援活動の可能性を示唆している⁽³⁹⁾。

中村は、近隣関係が崩壊した現在では、子育てを推進するために支え合える関係を構築する必要があり、「子育てサロン」などの子育て交流の場は、新たに構築されたコミュニティとも言える場であり、地域にできるだけ多く設置する必要があると述べている⁽⁴⁰⁾。

さらに中谷は自身のこれまで研究結果から、「子育て家庭の孤立を解消していくためには、多様な人間関係を築くことができる場所と機会を提供することができる『子育てサロン』などの子育て交流の『場』だけではなく、地域をつなぐ架け橋となる『人』の存在が重要である」と指摘している。また中谷は、地域全体で子育てを支援していくためには、「様々な支援者による、『地域住民を巻き込んだ網の目のようなネットワークを形成していくこと』が必要であり、ネットワークを形成していくことで、孤立しがちな育児は次第に解消され、家庭や地域の子育て力の向上に寄与する」と述べている⁽⁴¹⁾。

このように、多くの先行研究によって地域における子育て支援活動についての整理がなされ、地域住民が主体となる子育て支援活動の可能性を示唆していることが分かる。

第2節 民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性について

前章第2節では、民生委員児童委員の歴史的経緯からこれまでの子育て支援活動について概観してきたが、本節では先行研究の知見及び実践事例から民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性についてを整理したい。

1. 民生委員児童委員の子育て支援活動の効果

(1) 先行研究の知見から見る子育て支援活動の効果

民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として、松原の調査によれば、「児童委員・主任児童委員が中心となって始められた子育て支援活動は年数を積むにしたがって関わる人が増えることが多くの事例から確認された。」としており⁽⁴²⁾、委員が多くの人を巻き込みながら子育て支援活動を行っていることが分かる。また、「地域における子育て支援ネットワークの拡充が明らかにされた。さらには、調査回答に児童委員活動が「コミュニティ」形成につながっているとの指摘が複数あった。」として、活動の意義深さについて言及している⁽⁴³⁾。

これは、地域における子育て支援を充実させるために必要な地域住民を中心としたネットワークの構築に、民生委員児童委員及び主任児童委員の子育て支援活動が有効な手段の一つになることを示している。また、委員の子育てサロン活動などの子育て支援活動は、前節で前述した中村の指摘にもあるように⁽⁴⁴⁾、地域における子育て交流の場として新たな

コミュニティの形成に寄与していることが分かる。

小松は民生委員児童委員が住民の立場に立つことの意味として、「問題を解決することが困難な住民の社会福祉の利用を支援することだけではなく、受動的な住民を個人や居住しているコミュニティの抱える問題の解決へと成長させるための住民活動モデルである」としている⁽⁴⁵⁾。これは、まさに地域住民の一員である民生委員児童委員ならではの特徴であり、委員活動は地域住民を主体とした活動そのものであると言える。

松原の調査によれば、子ども・子育て支援ネットワーク⁽⁴⁶⁾に児童委員が参画することの効果について、「地域の関係機関は、児童委員・主任児童委員には家族の見守り、家族に対する相談、当該機関への情報提供など、地域住民としての特徴を活かした活動が期待しており、気軽にかつ身近で相談できる存在に着目している」と指摘している⁽⁴⁷⁾。

これは、今日の希薄化した地域住民同士のつながりを強め、地域全体で子育てを行う環境を作ることができるキーパーソンの一人としての民生委員児童委員の役割の重要性を示唆していると言える。

なお、古川は利用者支援機関としての民生委員児童委員の役割として、「初期媒介・調整機能」を挙げ、日頃の活動から問題となりうる事象や住民からの相談に応じ、「専門媒介・調整機関」へと橋渡しをする役割を担っていると整理している⁽⁴⁸⁾。

具体例を挙げると、民生委員児童委員は、新たなに誕生した乳児がいる子育て家庭に対しての「赤ちゃんおめでとう訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)」や「地域でのパトロール活動」などの見守り活動を通して、子育て家庭からの相談や気になる様子があった場合に、必要に応じて行政や関係機関にいる専門職へ支援の橋渡しを行っている。

これは、民生委員児童委員が上記の子育て支援活動を通して子育て家庭と日常的な関わりを有していることに加え、委員が専門職ではなく同じ地域住民という立場であるため、ささいな事でも気軽に相談できる関係が構築できるからこそ成り立っている活動であると言える。

委員の子育て支援活動について、瀬尾は、児童委員・主任児童委員の子育て支援活動を分類化し、「①居場所提供型、②交流型、③情報提供型、④見守り型、⑤連絡会組織型」の5つに整理した。また、その中でも「乳幼児の親子を対象とした『子育てサロン』や小中学生を対象とした土日・放課後にスポーツや体験・学習活動などの『居場所づくり活動』などの「①居場所提供型」と世代間や地域住民等との交流活動などの「②交流型」の活動が、活動の拡大をみせている」と指摘している⁽⁴⁹⁾。これらの活動は前節で述べた、子育て家庭が必要としている子育て交流の「場」や多様な世代との交流の機会を提供していることが分かる。

さらに、本論第1章で先述した全民児連の同調査では、法定単位民児協における子育て支援活動等で特に実施割合の高い活動として、「地域でのパトロール活動(73.1%)」、「子育てサロン(66.7%)」、「子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり(47.4%)」が挙げられている。⁽⁵⁰⁾このことから、これまで述べてきた民生委員児童委員の子育て支援活動が、その活動を通して地域住民を主体とした子育て支援活動の推進を促し、地域全体で子育てを行う環境づくりに取り組んでいることが分かる。

なお、「地域でのパトロール活動」とともに多くの民児協組織において実施されている「子育てサロン」について、松原は先駆的实践を以下のように整理した。それは、「①民児協ま

たは主任児童委員連絡会の主催型、②民児協または主任児童委員連絡会と他機関との共同・共催型、③当事者主体型」の3分類である。この分類をふまえて松原は、委員が実施する「子育てサロン」の特徴として、「①日常活動の重要性、②活動の契機、参加や活動内容の多様性、③ネットワークの重要性」を挙げている⁽⁵¹⁾。

このように、民生委員児童委員及び主任児童委員が行う子育て支援活動は、地域における子育て支援の中でも、地域住民を主体とした子育て支援活動の推進に重要な役割を担っており、これまでの調査研究からも、家庭や地域における子育て力が低下している現状を食い止める可能性を秘めていることが分かる。

(2)実践事例から見る子育て支援活動の効果

前述した先行研究の知見に加えて、民生委員児童委員の子育て支援活動の実践事例から彼らの子育て支援活動の効果について、考察を行うこととする。

①「共生型ふれあいいいききサロン」での「3 あいお茶飲み会」の実践事例

(名古屋市千種区千石学区民生委員児童委員協議会)

地区概要：世帯数：3,385 世帯 人口：6,685 人 (平成26年7月1日現在)

出典：

([http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/cmsfiles/contents/0000068/68454/26\(2\)senngo_kugakkumatome.pdf](http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/cmsfiles/contents/0000068/68454/26(2)senngo_kugakkumatome.pdf))2015.10.26 閲覧。及び全国民生委員児童委員連合会、2011、「平成23年度全国主任児童委員研修会(東日本)要覧」：90-92。から筆者が一部抜粋。

(概要)

地域のコミュニティセンターで毎週1回開催している「共生型ふれあいいいききサロン」にて、高齢者と子育て中の親子が交流することを目的に「3 あいお茶飲み会」を開催。同じフロアで3世代が集える昔の家族の姿をイメージし、「3 あい」は、「であい・ふれあい・ささえあい」から来ている。

活動が開始された背景として、平成14年に地域にコミュニティセンターが開所されたことから「共生型ふれあいいいききサロン」毎週1回開催されることをきっかけに、高齢者や子育て世代の地域での孤立を防ぎ、子育て世代の仲間作り支援と子育てに関する不安感をなくすことを目的として、高齢者と子育て世代の交流を促進する「3 あいお茶飲み会」が開催されることとなった。

(実施体制及び民生委員児童委員の取り組み)

サロンの運営メンバーとして、民生委員児童委員が中心となり、区政協力委員、町内会・自治会長、消防団員、女性団体・女性会、子ども会、老人クラブ、ボランティアを中心として、約15名で運営。

開催当初は、20畳の和室に子育て親子約20人～25人の参加であったが、現在(平成26年7月1日現在)は、子育て親子約50人～60人、65歳以上の高齢者が約50人～60人が参加しており、3部屋60畳程度を使用している。

民生委員児童委員は、参加者とともに季節の行事を行ったり、保健師等の専門職による子育て相談等の運営を行っている。また、エンゼル訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)を実施し、隣のおばちゃん的存在として訪問し、互いの信頼関係を築く中で上記のサロンの

案内を行っている。

(取り組みの成果)

地域住民間の交流が深まり、子育て世代は経験豊富な高齢者から子育てノウハウを吸収し、高齢者は精神的な若さを享受している。若いお母さんたちの共通の悩みや相談ごとの話し合いの場が提供できている。また、参加するお母さんたちの仲間意識が高まり、同窓会的グループに発展している例がある。

当サロンに参加した人は、学区の各種行事にも参加しやすくなり、円滑な学区運営に役立っている。サロンの開催は、平成 26 年 8 月で第 600 回を迎えた。

(取り組みの課題)

開催当初は参加者の確保、活動の担い手不足、他団体との協力が課題であったが、当初から運営等での役割分担を明確にしたことにより、継続開催ができています。

事情があり参加できない若いお母さんに声かけをして如何にして子育てを支援していくかが課題である。

上記の事例は、地域の交流の場としてのサロン活動であり、その参加対象を子育て家庭や高齢者に限定するのではなく、同じ地域に住む多様な世代が交流できる活動となっている。これは、民生委員児童委員が従来から「子育てサロン活動」や高齢者を中心とした「ふれあいいきいきサロン活動」に携わっていることから、参加者への声かけや地域の多様な協力者との連携が円滑に進んだ事例であると言える。

また、サロン活動をきっかけに地域での交流を促し、サロン活動以外の地域行事への参加促進や必要に応じて保健師等の専門職へ支援をつなぐ活動も見られ、子育て家庭と地域の社会資源や支援をつなぐ役割を民生委員児童委員が担っており、彼らの子育て支援活動を広げる活動である。これは、前述した古川が整理した民生委員児童委員の役割である「初期媒介・調整機能」の具体例であると言える。

しかし、サロン活動に参加できない子育て家庭への支援については、民生委員児童委員によるアプローチの難しさが課題として指摘されており、前述の瀬尾の子育て支援活動の分類における「①居場所提供型」及び「②交流型」活動の限界を示していると言える。

次の事例は、子育てサロン活動を様々な課題が発生するのを防ぐ「予防活動」として位置づけ、課題を抱えた子育て家庭への支援を視野に入れた活動である。

②「予防活動としての子育て支援活動の取り組み」における「子育てトークの会」の実践事例

(静岡市清水区庵原地区社会福祉協議会)

地区概要：世帯数：3,373 世帯 人口：10,188 人 (平成 23 年 11 月 1 日現在)

出典：全国民生委員児童委員連合会，2011，「平成 23 年度全国主任児童委員研修会(東日本)要覧」：95-108. から筆者が一部抜粋。

(概要)

安心して子どもを生み育てることができる子育て支援社会を形成していくために、地域ぐるみで子どもを育てるまちづくり＝子育て支援社会を、地域を基盤に展開していくため

に、子育て中の親子で気軽に参加してもらい、楽しい交流の場にするための「子育てトークの会」を毎月1回程度開催している。開催場所は、地区の自治会館、公民館、地区内の保育所及び幼稚園を借りて開催している。活動のきっかけは、平成7年に主任児童委員の活動として、行政及び保育所と協力して開始された。

(実施体制及び民生委員児童委員の取り組み)

地区の主任児童委員が中心となり、地区社協委員、民生委員児童委員、保健委員、地区の子育てトークの会を卒業した母親がボランティアとして運営を行っている。また、子育て中の母親が自主的に企画・運営に携わっている。

主任児童委員及び民生委員児童委員は、参加者の話し相手、レクレーションの補助、子育てに関する情報提供や地区の保育園児・幼稚園児、小・中学生、高齢者との交流事業の運営を行っている。また、当事者である母親たちの自主的なサークル活動の支援と併せて、母親たちが編集委員となって年9回発行する会報「てくてく」の作成に携わっている。

(取り組みの成果)

多くの関係者の協力により会が開催されており、地域の子育て支援の基盤ができつつある。また、トークの会を卒業した母親が運営面において主体的に関わるなどの動きが見られるようになった。

また、トークの会を通して、子育て家庭が主任児童委員、民生委員児童委員と知り合うことで委員の存在が周知され、地域での声かけや見守りが自然にできるようになり、地域での「気になる親子」とのつながりを持つことができた。(活動の幅の広がり) このつながりが生まれたおかげで、担当地区の子育て家庭の状況や子育て家庭とのふれあう機会が増え、気になる親子の問題を初期段階で支援に入ることができるようになった。

(取り組みの課題)

トークの会の参加者増加に伴う運営スタッフの不足や開催場所の確保が課題となっており、行政及び社協からの財政的支援があるが、運営財源の確保も課題となっている。

また、子育て当事者である母親の運営参加のあり方についても、一部の母親に負担が偏る等の課題がある。

上記の事例は、子育てサロン活動を通して多くの関係者の協力を得ることで、地域の子育て支援の基盤の形成を視野に入れた活動である。また、主任児童委員、民生委員児童委員が「予防活動」として子育て支援活動を捉えており、委員の存在を周知するとともに気になる親子へのアプローチを積極的に行っていくための手段としていることがわかった。

また、運営の参加や自主的なサークル活動など、子育て家庭が主体的に活動に関わっていくことを支援することで、当事者である子育て家庭をエンパワメントしている事例であると言える。

以上の2つの事例は先駆的な実践であり、前述した松原が整理した、民生委員児童委員が実施する「子育てサロン」の特徴である、「①日常活動の重要性、②活動の契機、参加や活動内容の多様性、③ネットワークの重要性」を表しているものである。この実践は、地域住民を主体とした子育て支援活動であり、家庭や地域における子育て力が低下している現状を食い止める可能性を秘めていると言える。

しかし、上記の実践はあくまでも先駆的な実践事例であって、これまで本論で述べてき

たように民生委員児童委員の子育て支援活動にはいくつかの課題も存在する。

よって次項では、民生委員児童委員の子育て支援活動の課題については、考察を行うこととしたい。

2. 民生委員児童委員の子育て支援活動の課題

前項では、先行研究による知見の整理と先駆的な実践事例の考察を行ったが、民生委員児童委員は二つの職務を兼任しながらその活動を行っており、業務量の多さや民生委員活動と児童委員活動の比重の差異など様々な理由から、子育て支援活動に充てられる時間が少ないなど様々な課題も存在することを忘れてはならない⁽⁵²⁾。

具体例をあげると、金井は、「我が国は国民の生活課題に対して民生委員児童委員に多くの支援を要請しており、近年では、災害時避難者支援や虐待対応、社会的援護を要する人の地域とのつながりの再構築支援などのほか、情報弱者支援、児童・生徒支援など民生委員を所管する厚生労働省以外の省庁からの注目も集まっている」と指摘している⁽⁵³⁾。

また、子育て支援活動を行う上でも様々な課題が存在する。三橋らが母子保健活動の観点から実施した調査によると、「民生委員児童委員による子育て支援活動は多岐にわたって実施されているが、個人情報やプライバシーの保護等により地域の母子の情報が入りにくく、限られた情報の中で活動を模索している状況にあること明らかとなった。」としており⁽⁵⁴⁾、委員の子育て支援活動の多様さを認めつつも、近年の個人情報保護を重要視する情勢からくる活動のしにくさがあることを指摘している。

この結果を裏付ける資料として、全民児連が実施した民生委員児童委員に対しての意識調査から、回答者の約 7 割から 9 割の委員が、「個人情報の取り扱い」について何らかの悩みや苦勞を抱えていることが挙げられる。具体的な活動上の悩みや苦勞について最も多く回答があったのが、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う(回答者の 5~6 割)」であることが明らかになっている⁽⁵⁵⁾。

また、地域における民生委員児童委員、特に主任児童委員の認知度が必ずしも高くないことから、彼らが行う子育て支援活動の情報が子育て家庭に届かなかったり、そもそも委員の存在自体が知られていない場合もあり得る。全民児連の同調査によると、民生委員児童委員及び主任児童委員の地域住民の理解と PR 活動について、約 9 割が組織として何らかの PR 活動を行っている。しかし、地域住民の理解度は、民生委員児童委員について 6~7 割が「ある程度理解されていると思う」と回答しているが、主任児童委員は 3/4 以上が「(あまり) 理解されていないと思う」と回答しており⁽⁵⁶⁾、地域における民生委員児童委員、特に主任児童委員の認知度については、まだ十分ではないことが伺える。

この点について松原は、「社会で子育てをしていくという観点から見ても、民生委員児童委員が地域社会子育て支援システムのボランティア部門として中核を担っていくことが期待される。そのためには、民生委員児童委員の存在、役割を伝えていく努力が必要であり、民生委員児童委員が一人一人の住民と関係を作っていくことで、相談しやすい環境を作ることも必要である。」と述べており⁽⁵⁷⁾、民生委員児童委員及び彼らが行う子育て支援活動についての重要性を指摘しつつも、認知度の低さから十分にその効果を発揮できていないことを示唆している。

3. 民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性

これまで述べてきたように、民生委員児童委員の子育て支援活動は先行研究の知見や実践事例から、地域における子育て支援ネットワークの拡充や新たなコミュニティの形成に寄与しているなど多くの効果があることが分かる。しかし、民生委員児童委員は二つの職務を兼任しながらその活動を行っていることから多くの課題も持ち合わせており、委員の子育て支援活動は十分にその効果を発揮できていないことが指摘されている。

松原は、児童委員活動については課題が多く、総じて委員活動自体が全体の中で重点化されていない現状があるが、全民児連が実施した「子育て支援活動等状況調査」の結果からも児童分野の活動が低調であるわけではないと指摘している。また、「災害時要援護者の安否確認等の活動の強化」や「生活困難家庭と地域社会のつなぎ役としての取り組み」、「地域社会での孤立・孤独をなくす運動の取り組み」、「安心して住み続けることができる地域社会づくり」などの活動は、高齢者だけの課題ではなく地域で生活する子育て家庭にとっても重要な課題であり、児童委員活動としても重要な取り組みであると指摘している⁽⁵⁸⁾。

また、前述の金井の指摘にもあるように、民生委員児童委員は厚生労働省以外の省庁からも新たな公共の担い手として様々な分野からの期待が寄せられていることも、子育て支援活動が十分にその効果を発揮できていない要因の一つであるとも言える。

しかし、捉えた方を変えると、民生委員児童委員が様々な分野で活躍を期待され、社会的な認知が広がることで、委員の子育て支援活動の大きな課題の一つである、「認知度の低さ」を解消できるということも考えられる。また、前述したように民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として、「地域の様々な人々をその活動に巻き込んでいくという効果」があり、委員の子育て支援活動がきっかけとなって、新たな地域住民を主体とした子育て支援活動が展開されることも十分に考えられる。

具体例を挙げると、本研究の焦点の一つである委員の「子育てサロン活動」において、サロンの参加した子育て家庭同士が新たに子育てサークルを作り活動を開始することや、サロンの担い手として参加した支援者同士がサロン以外の場で新たな子育て支援の取り組みを協働して行うなどの事例が報告されている。

このように、民生委員児童委員の子育て支援活動は、現状ではその効果を十分に発揮できていないという指摘もあるが、先駆的な事例も多く存在し、先行研究の知見からも地域において重要な役割を担っていることなどから今後の可能性に期待できるものであると言える。

第3節 研究仮説の設定

本節では、第1章から本章にかけて述べてきたことをふまえ、本研究における仮説を設定することとする。

今後の地域における子育て支援について考えるとき、子育て家庭の不安や悩み、育児負担等の課題を解決し家庭や地域における子育て力の低下を防ぐためには、「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う環境作り」が必要である。筆者は、そのためには、「地域で子育てを支える」支援体制の構築とともに、「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境が必要ではないかと考えている。

この「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を作るためには、子育て家庭と地域住民、行政機関などの様々な社会資源を円滑につなぐ存在が必要であり、その役割を担うキーパーソンの一人として、日々地域で活動を行っている民生委員児童委員が挙げられる。

本研究の目的は、民生委員児童委員の子育て支援活動に着目し、その効果を検証・考察することで、子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う上での民生委員児童委員の存在意義や彼らの子育て支援活動がもたらす効果、付加価値を明らかにすることである。

筆者が民生委員児童委員に着目する理由は、本論第1章にて述べたとおり、彼らの存在および彼らが行う子育て支援活動が、子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境づくりのために必要な「縦のつながり」と「横のつながり」を構築することができるのではないかと考えているからである。

繰り返しになるが、「縦のつながり」とは、民生委員児童委員が地域住民の一人として、子育て世帯をはじめとした地域住民と関わることで世代間交流・多世代交流の機会を作ることができることや、地域の子育て家庭に対して同じ地域に住む隣人として継続的な支援ができることが挙げられる。子育てサークルなど自助グループは、比較的同年代である子育て家庭同士のつながりを作ることにはできるが、地域に住む子育て家庭以外の地域住民との交流が必ずしも活発ではない。また、現役の子育て家庭が活動の中心になることから子どもの成長とともにメンバーの入れ替わりがあり、継続性が担保されているとは言い難い。

その点で民生委員児童委員は、彼らの子育て家庭と同じ地域住民であること、その存在と活動内容から地域の様々な世代との接点が豊富にあることから、彼らの子育て支援活動を通して「縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと成長過程を見守ることができる継続的なつながり)」を構築することができるのではないかと考えられる。

全民児連の調査によれば、民生委員児童委員の在任期間は、1期以下 36.1%、2期 25.8%、3期 16.0%、4期 10.3%、5期以上 11.8%となっている。委員は、1期3年の任期であることから、6割以上が2期(6年)以上の期間を民生委員児童委員として地域で活動していることが分かる⁽⁵⁹⁾。

このように多くの民生委員児童委員が、子育て家庭に対して0歳児が小学校に入学する6歳児になるまでの長期間において、関わりを持つことができるだけの委員活動を行っていることがわかる。また、当該地域を担当する民生委員児童委員が辞したとしても、後任の委員がそれまでの活動や関係性を引き継ぐことで、民生委員児童委員協議会として継続的な関わりを持つことができる。

なお、「継続的に子育て家庭と関わるることができる」という点では、一概に比較することはできないが、高橋らの調査によると児童福祉司の「児童相談所通算経験年数」は、平均5.39年であり、3年未満が58.2%と6割近くに達し、4年から6年が18.5%、7年から9年が10.7%、10年以上が12.5%であった⁽⁶⁰⁾。また、統計的根拠を示すことができないが、市区町村などの地方自治体に所属している社会福祉士等の専門職についても定期的な異動などがあることなどから、同じ地域を長期間に渡って担当することは決して多くはないと考えられる。

その点においても上記の専門職と比較すると民生委員児童委員の子育て家庭に対する継続的な関わりは長期間に成り得ると言える。

また、「横のつながり」とは、彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につながるができることや、非常に公共性の高いボランティアであり日々地域で活動している民生委員児童委員であるからこそ、地域の保育所や子育て支援センター、専門職である保育士や保健師など、地域の社会資源である多くの関係者と連携した子育て支援が可能であることが挙げられる。

例えば、民生委員児童委員が行う子育てサロン活動に参加した子育て家庭からの相談を受け彼らが行っているその他子育て支援活動への参加を促したり、専門職である保健師などへの相談に同行したりすることも容易である。

また、専門職ではない民生委員児童委員だからこそ地域住民として子育て家庭と同じ目線で日々の生活や生じる課題に向きあうことができると筆者は考えている。

以上のことから本研究における仮説を下記の通り設定することとする。

【研究仮説】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が、『子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる』環境を形成し、『子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う』環境作りに寄与する。」

また、上記の研究仮説を証明するために下記の2点の調査仮説を設定した。

【調査仮説①】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対し『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」

【調査仮説②】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対し『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」

上記2つの調査仮説については、法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果およびインタビュー調査結果からそれぞれの検証を行う。

そして、これまでの文献研究と2つの調査仮説の検証結果を踏まえた上で、本論文における研究仮説の検証を行うこととする。

注

- (1)牧野カツコ, 1982, 「乳幼児を持つ母親の生活と<育児不安>」『家庭教育研究所紀要(3)』家庭教育研究所: 34-56.
- (2)松原康雄, 2007, 『少子化時代の児童福祉』放送大学教育振興会: 36-38.
- (3)内閣府, 2013, 「平成25年版少子化社会対策白書」.
- (4)伊志嶺美津子, 2003, 「子ども家庭支援プログラムの関に関する研究」『平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書』: 267-279.
- (5)大日向雅美, 1999, 『子育てと出会うとき』NHKブックス: 67-68.
- (6)原田正文, 2004, 「現代日本の子育て実態調査と親の主体性を伸ばす支援に関する研究-子育て支援ボランティア活動の実践から-」『家庭教育研究所紀要(25)』家庭教育研究所

- : 5.
- (7)⁶前掲書 : 9.
- (8)原田正文, 2008, 「子育ての過去・現在・未来」『そだちの科学 10(4)』日本評論社 : 36-37.
- (9)大日向雅美, 2011, 「子育てを取り巻く不安」『月刊福祉 94(10)』全国社会福祉協議会 : 27.
- (10)原田は、母親が自主的に運営しているグループ子育てのひろがりに“希望の灯”のようなものを感じ、専門職として手伝えることがないかと 1995 年に親と専門職でつくる子育て支援のボランティア団体「こころの子育てインターねっと関西」を立ち上げたと述べている。(原田正文, 2002, 『子育て支援と NPO 親を運転席に！支援職は助手席に！』朱鷺書房:3.)
- (11)こころの子育てインターねっと関西, 2001, 『ひろがれ！子育てネットワークー全国の子育てネットワーク調査結果と事例集ー』.
- (12)出典:国立女性教育会館ホームページ「子育てネットワーク等子育て支援団体・教育委員会データベース」(<http://winet.nwec.jp/kosodate/>)2015.10.26 閲覧.
- (13)原田正文, 2002, 「表 5 グループ子育ての六つの目的とメリット」『子育て支援と NPO 親を運転席に！支援職は助手席に！』朱鷺書房:76.
- (14)江口愛子・森未知, 2003, 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要(7)』国立女性教育会館 : 109-117.
- (15)中谷奈津子・橋本真紀, 2007, 「「子育てネットワーク」活動の体系的把握の試みー「子育てネットワーク」に関する論文、雑誌記事の検討から」『愛知教育大学幼児教育研究 13』愛知教育大学 : 31-38.
- (16)相戸晴子・越智紀子, 2013, 「子育てネットワークの効果と課題」『住民主体の地域子育て支援』明石書店 : 140-153
- (17)¹⁶前掲書 : 153-162.
- (18)伊志嶺美津子・新澤誠治, 2003, 『21 世紀の子育て支援・家庭支援 子育てを支える保育をめざして』フレーベル館 : 161-165.
- (19)山縣文治, 2013, 「はじめに」『住民主体の地域子育て支援 全国調査にみる「子育てネットワーク」』明石書店 : 3-6.
- (20)「子育てひろば」の趣旨・役割などを確認しながら、情報の共有、相互交流、調査研究、研修等を行い、地域子育て支援の質の向上に図るため、2004 年に「子育てひろば」の運営に取り組んでいる団体・個人の全国的なネットワークによって設立されている。
- (21)¹⁹前掲書 : 4-5.
- (22)¹²前掲書.
- (23)江口愛子・森未知, 2003, 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要(7)』国立女性教育会館 : 112.
- (24)²³前掲書:113.
- (25)²³前掲書:113.
- (26)²³前掲書:114.
- (27)²³前掲書:114.

- (28)²³前掲書:114.
- (29)原田正文, 2003,「現代日本の子育て実態調査と親の主体性を伸ばす支援に関する研究 -子育て支援ボランティア活動の実践から (特集テーマ:親の主体性)」『家庭教育研究所 紀要 (25)』家庭教育研究所: 5.
- (30)原田正文, 2013,「親を親として育て、地域を変える支援を:親子の絆づくりプログラム"赤ちゃんがきた!"(BP)の紹介」『季刊保育問題研究 (262)』新読書社: 9.
- (31)²⁹前掲書: 6.
- (32)国は、1994年の「エンゼルプラン」以降、「新エンゼルプラン(2000年)」、「子ども・子育て応援プラン(2004年)」、「子ども子育てビジョン(2010年)」といった子育て支援施策に関する計画を策定し、地域子育て支援センター、地域の子育て拠点などの設置について目標値を定め、量的な拡充を図っている。
- (33)例えば、柏女は地域子育て支援拠点事業等は第二種社会福祉事業として社会的責任を担う活動が求められており、量的な拡充と併せて職員の資質向上や苦情解決の仕組みの制度等も求められてくると指摘している。(柏女霊峰, 2015,『子ども家庭福祉論第4版』誠信書房: 125-135.)
- (34)柏女霊峰, 2015,『子ども家庭福祉論第4版』誠信書房: 134-135.
- (35)¹³前掲書: 66.
- (36)¹³前掲書: 72-73.
- (37)³⁴前掲書: 135.
- (38)村山祐一, 2007,「子育て支援施策拡充の視点を考える」『保育学研究 45(2)』日本保育学会: 164.
- (39)岡本晴美・伊部恭子, 2003,「京都府下『ふれあい・子育てサロン』調査研究における一考察 -社会福祉協議会による支援活動を例として-」『社会学部論集 37』佛教大学: 18.
- (40)中村敬, 2010,「地域における子育て支援 交流の場の意義」『教育と医学 58(5)』慶應義塾大学出版会: 394.
- (41)中谷奈津子, 2010,「子育て支援のニーズと課題」『教育と医学 58(5)』慶應義塾大学出版会: 403-404.
- (42)松原康雄, 2006,「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参画することの効果に関する調査」, こども未来財団:24-28.
- (43)⁴²前掲書: 28.
- (44)⁴⁰前掲書: 135.
- (45)小松理佐子, 2002,「実践的視点でみる社会福祉法 民生委員・児童委員をめぐる法改正の意義と今後の展望」『月刊福祉 85(4)』全国社会福祉協議会:44-45.
- (46)松原の整理によると、子どもや家族の援助に関係する諸機関・施設・団体等が協働するための組織であるとしている。また、ネットワークの形態を、「傘型ネットワーク」、「ヒトデ型ネットワーク」、「蜘蛛の巣型ネットワーク」の3つに区分し整理している。(松原康雄, 2007,『少子化時代の児童福祉』放送大学教育振興会: 225-228.)

- (47)松原康雄, 2006, 「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参画することの効果に関する調査」『平成 17 年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団 : 65.
- (48)古川考順, 1997, 「地域福祉の推進と民生委員・児童委員活動への期待」『月刊福祉 80(14)』全国社会福祉協議会 : 56.
- (49)瀬尾慶子, 2004, 「主任児童委員における子育て支援活動の先駆的役割について」『平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団 : 4-9.
- (50)全国民生委員児童委員連合会, 2010, 『民児協における子育て支援活動等状況調査-報告書-』: 13.
- (51)松原康雄, 2004, 「主任児童委員における子育て支援活動の先駆的役割について」『平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団 : 28.
- (52)委員活動全体から彼らの子育て支援活動を見ると、民生委員児童委員活動の多岐にわたる業務及び活動量の多さから委員が多忙を極めていることや高齢者に対する支援が活動の中心に成らざるを得ない状況や、委員の担い手不足等の問題も指摘されている。
- (53)金井敏, 2011, 「民生委員・児童委員活動の課題-都市のニーズに応じるために」『月刊福祉 94(6)』全国社会福祉協議会 : 28.
- (54)三橋美和・榊本妙子・福本恵, 2008, 「民生委員・児童委員の子育て支援活動に関する実態調査 : 母子保健活動との連携の視点から」『京都府立医科大学看護学科紀要 17』京都府立医科大学 : 101-110.
- (55)全国民生委員児童委員連合会, 2008, 『民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査 - 報告書 - 』: 44.
- (56)⁵⁵前掲書 : 31.
- (57)松原康雄, 2007, 「児童委員活動の現状と課題」『月刊福祉 90(11)』全国社会福祉協議会:16-19.
- (58)松原康雄, 2013, 「児童委員の役割 - 児童委員としての民生委員」『月刊福祉 96(10)』全国社会福祉協議会:34-37.
- (59)全国民生委員児童委員連合会, 2012, 『法定単位民生委員児童委員協議会 活動実態調査報告書 2012』全国社会福祉協議会 : 9.
- (60)高橋重宏他, 2010, 「児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要 47』恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 : 4.

第4章 法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査 ～子育てサロン活動を中心とした子育て支援活動の効果について～ 調査研究①（量的調査）

本章では、前章までの文献及び先行研究を中心とした考察に加え、実態に即した検証・考察を行うために実施した民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査結果の分析を行うこととする。

第1節 調査主体、調査の目的、対象、方法

1. 調査主体

明治学院大学大学院 社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 藤高 直之

2. 質問紙調査の目的

本研究の目的は、民生委員児童委員の子育て支援活動に着目し、その効果を検証・考察することで、子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う上での民生委員児童委員の存在意義や彼らの子育て支援活動がもたらす効果、付加価値を明らかにすることである。

民生委員児童委員の子育て支援活動に関する先行研究は非常に少なく、法定単位民児協の子育て支援に関する実態調査も、2010(平成 22)年度に全民児連が実施した量的調査が最新のものとなっている⁽¹⁾。

本調査の目的は、現状の民生委員児童委員の子育て支援活動の実態を把握するとともに、彼らの子育て支援活動の効果を検証・考察することである。具体的には、前章で述べた彼らの存在および彼らが行う子育て支援活動が、「地域の子育て家庭に対して『縦のつながり』と『横のつながり』を構築することができる」という仮説を検証することとしたい。

なお、本研究では民生委員児童委員が実施する子育て支援活動の中でも、上記の2つのつながりを構築するきっかけとして「子育てサロン」活動に焦点をあて論考を進めている。そのため、本調査では子育て支援活動の実態把握することと併せて「子育てサロン」活動の詳細および彼らが実施する「子育てサロン」活動の効果についての意識調査を実施した。

3. 調査対象と調査の方法

本調査では、民生委員児童委員の協議会組織の中で最小単位である法定単位民児協への質問紙調査を行った。調査票の配布については、都道府県・指定都市民児協事務局を經由して対象の法定単位民児協（会長）へ郵送配布した。回収は、調査票に同封した返信用封筒にて郵送により行った。

調査先の抽出にあたっては、全国民生委員児童委員連合会・平成 25 年度児童委員活動推進部会⁽²⁾の協力を得て、調査協力の同意が得られた同部会員が所属する都道府県及び指定都市内の全ての法定単位民児協を対象とした。

なお、調査対象の選定理由は、同部会が全国の都道府県及び指定都市の民生委員児童委員協議会の代表を部会員としていることから、都市部などの偏った地域ではなく様々な地域の実情を把握することができ、かつ全国規模での調査を行うことができることから調査対象とした。

本調査の対象は、全国の法定単位民児協(2012(平成 24)年 3 月末現在、10,880 か所)のうち 17.8%にあたる 1,934 か所、(8 都道府県および 4 指定都市)となった。調査期間は、2013(平

成 25)年 7 月 1 日～21 日である。

4. 質問紙調査票の構成と分析対象

基本的属性として、法定単位民児協が担当する地域の高齢化率、民生委員児童委員一人あたりの担当世帯数、法定単位民児協の現員数、年間事業計画の有無、調査回答者(会長)の経験年数を設定した。

調査項目については「法定単位民児協における子育て支援活動の実施状況及び活動の担い手について」、「子育てサロン活動の実施体制、活動内容について」、「子育てサロン活動の効果と法定単位民児協組織、委員活動に与える影響について」の 3 つの柱にわけ構成した。

なお、子育てサロン活動を実施していない法定単位民児協については、その理由も調査項目とした。

調査票配布数 1,934 件、有効回答数 1,280 件（回収率 66.18%）を分析対象とした。

なお、宛先は、「法定単位民児協御中」とし、子育て支援活動の個々の活動の回答については、適宜、状況を把握している委員に確認を依頼し、最終的には法定単位民児協の回答として法定単位民児協会長に回答いただくように依頼した。

分析には、統計ソフト IBM SPSS Statistics22.0 を使用した。

第 2 節 倫理的配慮と分析方法、調査仮説

1. 倫理的配慮

調査実施に際し倫理的配慮として、調査結果の公表にあたっては統計的処理を行うこと、個別の法定単位民児協名は記載しないこと、さらに分析結果の用途に関する説明、調査に関する問い合わせ先を調査票に明記し、回答をもって承諾を得たものとした。

また、調査実施前に、明治学院大学大学院社会学研究科の倫理委員会での承認を得た。

2. 分析方法

本調査では、民生委員児童委員の子育て支援活動の実態を把握するための単純集計、2変数間の関連をみるためのクロス集計と相関分析、子育てサロン活動の効果と法定単位民児協組織、委員活動に与える影響についての因子分析を行い、その結果から仮説の検証を試みた。

3. 調査仮説

本研究における仮説は、第 3 章において挙げた下記の研究仮説であり、この研究仮説を証明するために、以下 2 点の調査仮説を設定する。

【研究仮説】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が、『子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる』環境を形成し、『子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う』環境作りに寄与する。」

【調査仮説①】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」

【調査仮説②】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」

以上の調査仮説に基づいて、次節では分析を試みることにする。

第3節 分析結果～単純集計、クロス集計、相関分析、因子分析の結果から～

1. 基本情報

(1)委員1人あたりの担当世帯数 (回答数(以下、N)=1,280)

民生委員児童委員は、下記配置基準に基づき市町村毎に定数が定められており⁽³⁾、委員ごとに活動する区域が定められ1人1区域を担当している。

表 4-1 【民生委員児童委員の配置基準表】

区 分	1人当たりの受け持ち世帯数 (基準)
町村	70～200世帯
人口10万未満の市	120～280世帯
中核市・人口10万人以上の市	170～360世帯
東京都区部・指定都市	220～440世帯

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知(2001(平成13)年6月29日)より筆者作成。

本調査において上記配置基準をもとに委員1人あたりの担当世帯数を調査した結果、回答があった法定単位民児協に所属する委員1人あたりの担当世帯数は、それぞれ21.3%から27.3%の間に均等に分布しており、調査回答者が都市部や町村部などに偏っていないことが分かる。

表 4-2 【委員 1 人あたりの担当世帯数 N=1,280】

区分	1人あたりの担当世帯数	回答数	割合
町村	1. 70～200世帯	316	24.7%
人口10万人未満の市	2. 120～280世帯	327	25.5%
中核市・人口10万人以上の市	3. 170～360世帯	349	27.3%
東京都区部・指定都市	4. 220～440世帯	270	21.3%
	無回答	16	1.3%
	計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

(2)地域の高齢化率

日本における高齢化率は 26.0%であるため⁽⁴⁾、調査回答を得た法定単位民児協の担当する地域の高齢化率も、「21%以上」が最も多く 66.3%と過半数を超えるものであった。

また、調査対象に比較的子育て家庭が多い都市部である政令指定都市も含まれるため、「14%以上～21%未満」が 26.9%であったが、全体的には高齢化率 21%以上の地域が 6割以上であることから日本の現状に即したものであると言える。

表 4-3 【地域の高齢化率 N=1,280】

地域の高齢化率	回答数	割合
1. 7%未満	7	0.5%
2. 7%以上～14%未満	60	4.7%
3. 14%以上～21%未満	344	26.9%
4. 21%以上	849	66.3%
無回答	20	1.6%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

(3)区域担当民生委員児童委員数

それぞれが区域を担当する民生委員児童委員数は、「10～19人(41.0%)」と最も多く、次いで「20～29人(28.8%)」であった。

表 4-4 【区域担当民生委員児童委員数 N=1,280】

区域担当児童委員数	回答数	割合
10人未満	171	13.4%
10～19人	525	41.0%
20～29人	369	28.8%
30～39人	134	10.5%
40～49人	39	3.0%
50以上	21	1.6%
無回答	21	1.6%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

(4)主任児童委員数

主任児童委員は民生委員児童委員と同様に下記のように配置基準が定められている⁵⁾。本調査では、上記の区域担当民生委員児童委員数において39人以下の法定単位民児協が9割を超えているため、主任児童委員数も、2人体制の法定単位民児協が86.8%と最も多かった。

表 4-5【主任児童委員の配置基準表】

民児協組織の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数 40人以上	3人

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知(2001(平成13)年6月29日)より筆者作成。

表 4-6【主任児童委員数 N=1,280】

主任児童委員数	回答数	割合
1人	67	5.2%
2人	1111	86.8%
3人	83	6.5%
4人	3	0.2%
5人以上	5	0.4%
無回答	11	0.9%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成。

(5)【年間事業計画】児童委員事業の策定について

児童委員事業の事業計画については、「策定している(79.4%)」で約8割の回答があったが、19.6%の法定単位民児協が児童委員事業の事業計画を策定していないことが分かった。これは、調査方法に違いがあるため一概に比較できないが、全民児連の調査でも同様に約2割が「児童委員事業計画を策定していない」との結果が出ている⁶⁾。

また、児童委員事業の事業計画を策定していない法定単位民児協は、策定している法定単位民児協に比べて、子育て支援活動(全12項目)において実施数が低く委員の子育て支援活動の推進を考える上で事業計画の策定が重要な要因の一つであることが分かる。

表 4-7 【年間事業計画：児童委員事業の策定 N=1,280】

児童委員事業	回答数	割合
1. 策定している	1016	79.4%
2. 策定していない	251	19.6%
無回答	13	1.0%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

表 4-8 【年間事業計画(児童委員)と子育て支援活動実施数のクロス表 N=1,267】

年間事業計画(児童委員)と子育て支援活動実施数のクロス表						
			活動実施数			合計
			0～3項目	4～6項目	7～12項目	
年間事業計画	策定している	度数	379	416	221	1016
		期待度数	434.6	387.3	194.1	1016.0
		割合	37.3%	40.9%	21.8%	100.0%
		標準残差	-2.7	1.5	1.9	
	策定していない	度数	163	67	21	251
		期待度数	107.4	95.7	47.9	251.0
		割合	64.9%	26.7%	8.4%	100.0%
		標準残差	5.4	-2.9	-3.9	
合計	度数	542	483	242	1267	
	期待度数	542.0	483.0	242.0	1267.0	
	割合	42.8%	38.1%	19.1%	100.0%	

カイ2乗検定			
	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearsonの カイ2乗	65.542 ^a	2	.000
有効な ケース数	1267		

a.0セル(0.0%)は期待度数が5未満です。最小期待度数は47.94です。

出典:筆者作成.

(6) 【年間事業計画】主任児童委員事業の策定について

主任児童委員事業の策定については、「児童委員事業と合わせて策定(46.3%)」が最も多く、「策定している(30.4%)」と合わせると約 8 割(76.7%)が策定していることが分かる。しかし、児童委員事業同様に事業計画を策定していない法定単位民児協が 21.7%と 2 割程度あることが分かった。

また、事業計画を策定していない法定単位民児協は、児童委員事業の事業計画を策定していない法定単位民児協と同様に、事業計画を策定している(児童委員事業と合わせて策定を含む)法定単位民児協に比べて子育て支援活動(全 12 項目)において実施数が低いことが分かった。

表 4-9 【年間事業計画：主任児童委員事業の策定 N=1,280】

主任児童委員事業	回答数	割合
1. 策定している	389	30.4%
2. 策定していない	278	21.7%
3. 児童委員事業と合せて	593	46.3%
無回答	20	1.6%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

表 4-10 【年間事業計画(主任児童委員)と子育て支援活動実施数のクロス表 N=1,260】

年間事業計画(主任児童委員)と子育て支援活動実施数のクロス表						
		活動実施数			合計	
		0～3項目	4～6項目	7～12項目		
年間事業計画	策定している	度数	347	419	216	982
		期待度数	420.1	374.9	187.0	982.0
		割合	35.3%	42.7%	22.0%	100.0%
		標準残差	-3.6	2.3	2.1	
	策定していない	度数	192	62	24	278
		期待度数	118.9	106.1	53.0	278.0
		割合	69.1%	22.3%	8.6%	100.0%
		標準残差	6.7	-4.3	-4	
合計		度数	539	481	240	1260
		期待度数	539.0	481.0	240.0	1260.0
		割合	42.8%	38.2%	19.0%	100.0%

カイ2乗検定			
	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearsonの カイ2乗	101.471 ^a	2	.000
有効な ケース数	1260		

a.0セル(0.0%)は期待度数が5未満です。最小期待度数は52.95です。

出典:筆者作成.

(7)調査回答者(法定単位民児協会長)の委員経験年数について

調査回答者の委員経験年数は、「5年未満(1.8%)」をのぞき、「5年～10年未満(22.6%)」から「20年以上(28.0%)」まで幅広い経験年数層から平均的に回答を得ることができた。

また、民生委員児童委員の任期が1期3年であることから、回答者の7割以上が3期以上の経験年数があり、法定単位民児協会長の多くは長期にわたり地域で活動していることが分かる。

表 4-11 【法定単位民児協会長の委員経験年数 N=1,280】

委員経験年数	回答数	割合
5年未満	23	1.8%
5年～10年未満	289	22.6%
10年～15年未満	379	29.6%
15年～20年未満	206	16.1%
20年以上	359	28.0%
無回答	24	1.9%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

(8)調査回答者(法定単位民児協会長)の会長在職年数について

調査回答者の会長在職年数は、「5年未満(45.8%)」と最も多く、会長在職期間が2期未満(任期:1期3年で換算)の回答者が多かった。

表 4-12 【法定単位民児協会長の会長在職年数 N=1,280】

会長在職年数	回答数	割合
5年未満	586	45.8%
5年～10年未満	508	39.7%
10年～15年未満	118	9.2%
15年～20年未満	23	1.8%
20年以上	23	1.8%
無回答	22	1.7%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

2. 単純集計

(1)法定単位民児協における子育て支援活動の実施状況

2012(平成24)年度の子育て支援活動12項目の実施状況については、法定単位民児協が実施した子育て支援活動メニュー数は、平均で4.2項目(中央値4最小値0最大値12)であった。0と回答した法定単位民児協は7.0%あり、9割以上の法定単位民児協においてなんらかの子育て支援活動が実施されていることが明らかになった。

表 4-13 【子育て支援活動の実施状況 N=1,280】

子育て支援活動の実施状況	回答数	割合
実施している	1191	93.0%
実施していない	89	7.0%
計	1280	100.0%

出典:筆者作成.

表 4-14 【子育て支援活動メニューごとの実施状況（複数回答） N=1,191】

子育て支援活動の実施状況	回答数	割合	子育て支援活動の実施状況	回答数	割合
1. 子育てサロン活動	722	56.4%	7. 地域でのパトロール活動	835	65.2%
2. 赤ちゃんおめでとう訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問活動)	398	31.1%	8. 福祉教育・体験活動 の取り組みへの協力	478	37.3%
3. 子育てに関する情報発信 (子育てマップや子育て啓発パンフ レットづくりなど)	325	25.4%	9. 世代間交流	409	32.0%
4. 土日、放課後の子どもたちの 居場所づくり	166	13.0%	10. 子育てに関する地域住民向け 啓発活動	432	33.8%
5. 不登校児、引きこもりの 子どものための居場所づくり	93	7.3%	11. 他機関・団体との子育て支援、 児童虐待防止にかかわるネットワー クづくり	658	51.4%
6. 相談活動	801	62.6%	12. その他	51	4.0%

出典:筆者作成.

具体的な活動メニューとしては、「7. 地域でのパトロール活動(65.2%)」が最も多く実施されており、子育て等に関する「6. 相談活動(62.6%)」、「1. 子育てサロン活動(56.4%)」、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり(51.4%)」の4項目を5割以上の法定単位民児協が実施していると回答している。

調査方法に違いがあるため一概に比較できないが、全民児連の調査で81.5%の法定単位民児協が2010(平成22)年度に子育て支援活動を実施している⁽⁷⁾。本調査結果では、93.0%が2012(平成24)年度に子育て支援活動を実施していることから、子育て支援を実施している法定単位民児協が増えている傾向があると考えられる。

また、活動メニューについても両者の調査の上記4項目を比較すると、全民児連の調査では、「7. 地域でのパトロール活動(73.1%)」、「1. 子育てサロン活動(66.7%)」、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり(47.4%)」、「6. 相談活動(27.3%)」となっている⁽⁸⁾。「7. 地域でのパトロール活動」及び「1. 子育てサロン活動」については本調査の実施割合の方が低くなっているが、両メニューともに5割を超えており、法定単位民児協における主な子育て支援活動であると言える。

表 4-15 【活動メニューの実施割合比較表】

活動メニュー	本調査(平成24年度)	全民児連調査(平成22年度)
7. 地域でのパトロール活動	65.2%	73.1%
6. 相談活動	62.6%	27.3%
1. 子育てサロン活動	56.4%	66.7%
11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり	51.4%	47.4%

出典:筆者作成.

なお、「6. 相談活動」の実施割合については、本調査結果が大幅に上回っている。また、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり」の実施割合についても、本調査では実施割合が5割を超えており、民生委員児童委員の地域における子育て支援に関わる機関とのネットワークづくりが進んでいることがうかがえる。

一方で、「4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり(13.0%)」、及び、「5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり(7.3%)」の2つの活動メニューは、実施している法定単位民児協の実施率が非常に低いことが明らかになった。

いわゆる学齢期にあたる子どもへの子育て支援活動については、前述した全民児連の調査においても同様に低い実施率となっており⁹⁾、法定単位民児協の子育て支援活動の中でも不得手な活動であることが分かる。

(2)子育てサロン活動を実施していない理由

本研究において焦点の一つとして論考を進めてきた子育てサロン活動について、法定単位民児協において子育てサロン活動を実施していない割合は43.6%であった。その理由について、項目別に「1. あてはまる」「2. ややあてはまる」「3. あまりあてはまらない」「4. あてはまらない」の4件法で回答を得た。

その結果、「2. 地域の特性から高齢者に関する問題への対応を中心に行っている」が「あてはまる(49.5%)」、「ややあてはまる(32.6%)」の2項目計82.1%と、最も多く挙げられた実施していない理由であった。

次に多く挙げられた理由は、「1. 地域の中で他機関・団体がすでに取り組んでいる」(「あてはまる(43.0%)」、「ややあてはまる(24.9%)」の2項目計67.9%)、「組織が子育てサロン活動を実施できる体制にない」(「あてはまる(29.0%)」、「ややあてはまる(29.6%)」の2項目計58.6%)であった。

また、「4. 体制が不十分(2項目計58.6%)」及び「6. 時間的余裕がない(2項目計56.8%)」もともに、「あてはまる」、「ややあてはまる」の2項目合計が5割を超えており、「2. 地域の特性から高齢者に関する問題への対応を中心に行っている(2項目計82.1%)」と併せて、これまで述べてきた民生委員児童委員の子育て支援活動の課題が浮き彫りになっていると言える。

表 4-16 【子育てサロン活動未実施の理由 N=558】

子育てサロン活動未実施理由	1. 他機関・団体が実施		2. 高齢者対応が中心		3. 要望やニーズがない		4. 体制が不十分		5. 運営協力者がいない	
あてはまる	240	43.0%	276	49.5%	82	14.7%	162	29.0%	85	15.2%
ややあてはまる	139	24.9%	182	32.6%	198	35.5%	165	29.6%	150	26.9%
計	379	67.9%	458	82.1%	280	50.2%	327	58.6%	235	42.1%
子育てサロン活動未実施理由	6. 時間的余裕がない		7. その他の子育て支援活動を実施		8. 財源が乏しい		9. 組織ではなく個人対応		10. 検討中	
あてはまる	125	22.4%	64	11.5%	102	18.3%	122	21.9%	38	6.8%
ややあてはまる	192	34.4%	107	19.2%	117	21.0%	156	28.0%	56	10.0%
計	317	56.8%	171	30.6%	219	39.3%	278	49.9%	94	16.8%

未実施理由	平均値	標準偏差	N	未実施理由	平均値	標準偏差	N
①他機関・団体が実施	2.17	1.279	558	⑥時間的余裕がない	2.47	1.139	558
②高齢者対応が中心	1.82	1.047	558	⑦その他の子育て支援活動を実施	3.05	1.092	558
③要望やニーズがない	2.58	1.026	558	⑧財源が乏しい	2.83	1.181	558
④体制が不十分	2.37	1.165	558	⑨組織ではなく個人対応	2.61	1.17	558
⑤運営協力者がいない	2.75	1.093	558	⑩検討中	3.43	0.961	558

出典:筆者作成.

(4)子育てサロン活動（同様の活動を含む）の実施体制について

ここからは、法定単位民児協で実施されている子育てサロン活動の詳細についてふれる。まず、子育てサロン活動を実施している法定単位民児協(全体の 56.4%)のうち 65.9%が主催もしくは主体となって実施している。

表 4-17 【子育てサロン活動の実施体制 N=722】

子育てサロンの実施体制(複数回答)	回答数	割合
単位民児協が主催もしくは主体となって実施	476	65.9%
他機関・団体との共催	124	17.2%
単位民児協は参加・協力(他機関・団体が主催)	197	27.3%
無回答	12	1.7%

出典:筆者作成.

他機関・団体との共催及び参加・協力をしている場合、年間活動回数は「他機関・団体との共催 12.2 回」、「単位民児協は参加・協力 13.8 回」であった。また、両者ともにその主催者(共催相手もしくは参加・協力相手)が行政であることが分かった。

表 4-18 【共催及び参加・協力の年間活動回数】

子育てサロン活動の実施体制	年間活動回数
他機関・団体との共催	12.2回
単位民児協は参加・協力(他機関・団体が主催)	13.8回

出典:筆者作成.

表 4-19 【子育てサロンの共催先及び参加・協力先】

子育てサロン活動の実施先	他機関・団体との共催	割合	単位民児協は参加・協力	割合
行政	31	24.8%	75	38.1%
公民館	9	7.2%	7	3.6%
児童館	12	9.6%	21	10.7%
社会福祉協議会	26	20.8%	25	12.7%
学校、教育委員会	15	12.0%	22	11.2%
保育所	8	6.4%	8	4.1%
その他	6	4.8%	8	4.1%
他地区の民児協	4	3.2%	12	6.1%
NPO・ボランティア団体	8	6.4%	10	5.1%
無回答	6	4.8%	9	4.6%
計	125	100.0%	197	100.0%

出典:筆者作成.

法定単位民児協が主催もしくは主体となって実施している場合の、活動をはじめたきっかけは、「カ. 行政からの依頼を受けて(35.1%)」が最も多く、「ウ. 日常活動を通して(地域からの相談を含む)(33.0%)」、「ア. 単位民児協として実施した、自主的な調査等を通して(27.9%)」となっている。このように子育てサロンをはじめたきっかけは、いずれも地域のニーズに応える形で始まっており、これは、民生委員児童委員が地域における子育て支援活動の担い手の一人として期待されていることが分かる。

表 4-20 【子育てサロンをはじめたきっかけ(複数回答) N=476】

子育てサロンをはじめたきっかけ	回答数	割合	子育てサロンをはじめたきっかけ	回答数	割合
ア. 単位民児協として実施した、自主的な調査等を通して	133	27.9%	カ. 行政からの依頼を受けて	167	35.1%
イ. 単位民児協が取り組んでいる他の活動がきっかけで	44	9.2%	キ. 関係機関・子育てグループ・団体等からの依頼を受けて	109	22.9%
ウ. 児童委員・主任児童委員として行っている日常活動を通して(地域からの相談を含む)	157	33.0%	ク. 地域住民、親、保護者からの要望があつて	75	15.8%
エ. 他地区での取り組みを知ったことがきっかけで	122	25.6%	ケ. その他	7	1.5%
オ. 第2次アクションプラン、全国児童委員活動強化推進方策行動宣言児童委員(主任児童委員)版をきっかけとして	87	18.3%	無回答	5	1.1%

出典:筆者作成.

また、主催もしくは主体となって実施している子育てサロン活動の「運営協力者(日常的にサロン活動に協力している)」は、最も多い順から「イ. 県・市区町村社会福祉協議会(47.9%)」、「ア. 県・市区町村の児童担当部・課(41.4%)」、「ツ. 地域住民(37.6%)」となっている。

表 4-21 【運営協力者(日常的にサロン活動に協力している) N=476】

運営協力者について(複数回答)	回答数	割合	運営協力者について(複数回答)	回答数	割合
ア. 県・市区町村の児童担当部・課	197	41.4%	サ. 児童家庭支援センター	23	4.8%
イ. 県・市区町村社会福祉協議会	228	47.9%	シ. 公民館・コミュニティセンター	104	21.8%
ウ. 連合民児協(市・区)	73	15.3%	ス. 親、学生等による自主活動のボランティア	26	5.5%
エ. 児童館・児童センター	104	21.8%	セ. 青少年委員、青少年団体	8	1.7%
オ. 地域子育て支援センター	148	31.1%	ソ. PTA	9	1.9%
カ. 保健所・保健センター	139	29.2%	タ. 自治会・町内会等の地域組織	88	18.5%
キ. 学校	61	12.8%	チ. NPO団体	6	1.3%
ク. 教育委員会	18	3.8%	ツ. 地域住民	179	37.6%
ケ. 幼稚園	50	10.5%	テ. その他	23	4.8%
コ. 保育所	122	25.6%	無回答	6	1.3%

出典:筆者作成.

運営協力者として一番多い「イ. 県・市区町村社会福祉協議会」については、社協が民児協の事務局を担当することが多いなど日頃から地域での活動を行う中で密なつながりがあるからであると考えられる。「ア. 県・市区町村の児童担当部・課」についても日頃からの協力関係が構築されていることが分かる。

また、行政や地域子育て支援センターなどの地域の子育て支援を担う関係団体だけでなく、「ツ. 地域住民(37.6%)」も運営協力者として多く挙げられていることから、民生委員児童委員が地域において幅広い関係者からなる「横のつながり」を持っていることが分かる。このことから、民生委員児童委員が行う子育てサロン活動が、地域全体で子育て支援を行うきっかけの一つになっていると思われる。

(5)子育てサロン活動の実施状況・活動内容について

法定単位民児協が主催もしくは主体となって実施している子育てサロン活動（同様の活動を含む）の実施状況・活動内容については、2012(平成24)年度の年間活動回数の平均値が13.3回であり、概ね月に1回程度の開催となっている。

表 4-22 【子育てサロン活動の年間活動回数】

子育てサロン活動の実施体制	年間活動回数
法定単位民児協が主催もしくは主体	13.3回
他機関・団体との共催	12.2回
単位民児協は参加・協力(他機関・団体が主催)	13.8回

出典:筆者作成.

子育てサロンの活動内容について、85.5%の法定単位民児協が活動日や時間帯などによって決められたプログラムがあると回答している。実施するプログラムは「ア. 絵本・紙芝居の読み聞かせ(77.4%)」、「イ. 体操(リズム体操、手遊びなど)(67%)」、「エ. 子育て相談(62.8%)」の3項目が6割を超えている。

その他にも、各サロンによって様々なプログラムが実施されており、その中でも、「昔遊びなどの地域の風習・伝統の紹介」は、地域住民でもある民生委員児童委員ならではの活動と言える。(次頁表 4-23)

また、子育てサロンを実施する上で工夫している点や配慮している点については、「こんにちは赤ちゃん訪問時及び定期的な健診時に、サロンの案内を行っている」が最も多く挙げられた。また、「親子で楽しみ雰囲気づくり」、「両親(子育て家庭)、祖父母、地域住民にサロン開催の協力をしてもらう」などの回答があり、当事者である子育て家庭や祖父母、地域住民が一緒になってサロン活動に関わってもらう工夫・配慮がなされている。(表 4-24)

表 4-23 【プログラムの有無及び実施しているプログラム(複数回答) N=476】

プログラムの有無	回答数	割合			
有	407	85.5%			
無	63	13.2%			
無回答	6	1.3%			
計	476	100.0%			
実施しているプログラム	回答数	割合	実施しているプログラム	回答数	割合
ア. 絵本・紙芝居の読み聞かせ	354	87.0%	ク. ヨガ	26	6.4%
イ. 体操(リズム体操、手遊びなど)	319	78.4%	ケ. 英会話	3	0.7%
ウ. 料理教室(離乳食作りなど)	85	20.9%	コ. 講演会	102	25.1%
エ. 子育て相談	299	73.5%	サ. 高齢者との交流	100	24.6%
オ. 歯磨き指導	113	27.8%	シ. 座談会	102	25.1%
カ. ベビーマッサージ	62	15.2%	ス. その他	43	10.6%
キ. ゲーム	153	37.6%	無回答	9	2.2%

ス. その他 詳細	回答数	割合
季節行事	21	48.8%
昔遊びなどの地域の風習・伝統の紹介	13	30.2%
救急時の対処法など	6	14.0%
栄養相談	3	7.0%
計	43	100.0%

出典:筆者作成.

表 4-24 【工夫している点、配慮している点（自由記述） N=217】

工夫している点、配慮している点(自由記述)	回答数	割合
こんにちは赤ちゃん訪問時及び定期的な健診時に、サロンの案内を行っている	46	21.2%
親子で楽しめる雰囲気づくり	35	16.1%
「両親(子育て家庭)、祖父母、地域住民にサロン開催の協力をしてもらう」	30	13.8%
事故や怪我ないように安全面の配慮を行っている	28	12.9%
年間行事表、周知ポスターの作成での広報周知	25	11.5%
季節行事を取り入れるなど、参加しやすい雰囲気づくり	22	10.1%
参加者のプライバシー保護への配慮	15	6.9%
保健師、保育士などの専門職及び行政との連携	10	4.6%
担当地域の委員を覚えてもらうために名刺を配布	6	2.8%
計	217	100.0%

出典：筆者作成。

(6) 民生委員児童委員が行う子育てサロン活動の効果について

子育てサロン活動の効果を検証するため、下記の 16 項目の質問項目（変数）を設定し、子育てサロン活動を実施している法定単位民児協からの回答（N=722）を得た。質問項目の設定にあたっては、先行研究からの知見から考えられる効果（質問項目）を筆者が設定した。

回答については、項目別に、「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の 4 件法で回答を得た。その結果、肯定的な回答として「1. 子育て家庭間の仲間づくりができる(94.2%)」が最も多く、次いで「2. 子育てに関する不安や悩み、ストレスを解消することができる(92.5%)」、「3. 子育て家庭に自宅以外の居場所を提供することができる(87.7%)」であった。

また、「6. 地域住民として委員が参加することで地域のつながりを作ることができる(85.3%)」、「5. 地域住民として委員が参加することで世代間交流ができる(84.9%)」が挙げられ、民生委員児童委員が行う子育てサロン活動の特徴とも言える効果を確認することができた。子育て家庭と同じ地域住民でありながら公に認められたボランティアという立場から支援を行うことができることが、彼らが行う子育てサロン活動の付加価値の一つであると考えられる。

一方で、「8. 委員が子育て家庭を専門職に仲介ができる(63.7%)」、「10. 課題を抱える子育て家庭の早期発見につながる(65.5%)」と肯定的な意見が 7 割を切り、上記の 3 項目に比べると子育てサロン活動の効果としては低い割合であった。

表 4-25 【子育てサロン活動の効果 N=722】

子育てサロン活動の効果について 項目	肯定的な回答	
	回答数	割合
1.子育て家庭間の仲間づくりができる	680	94.2%
2.子育てに関する不安や悩み、ストレスを解消することができる	668	92.5%
3.子育て家庭に自宅以外の居場所を提供することができる	633	87.7%
4.子育てに関する知識やノウハウを提供することができる	583	80.7%
5.地域住民として委員が参加することで世代間交流ができる	613	84.9%
6.地域住民として委員が参加することで地域のつながりを作ることができる	616	85.3%
7.子育て家庭に対して委員活動の周知につながる	605	83.8%
8.委員が子育て家庭を専門職に仲介ができる	460	63.7%
9.地域の子育て家庭の状況を把握することができる(ニーズの発見ができる)	574	79.5%
10.課題を抱える子育て家庭の早期発見につながる	473	65.5%
11.課題を抱える子育て家庭の予防につながる	511	70.8%
12.委員が行うその他の子育て支援活動につなげることができる	572	79.2%
13.委員が行うその他の子育て支援活動や健全育成活動の情報提供につなげることができる	511	70.8%
14.地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる	524	72.6%
15.地域の子育て支援ネットワークの強化につながる	524	72.6%
16.関係機関を含む地域全体で子育てを行うきっかけになる	566	78.4%

出典:筆者作成.

(7)子育てサロン活動が法定単位民児協組織、委員活動に与える影響について

子育てサロン活動が法定単位民児協組織及び委員活動に与える影響についても検証するため、下記の8項目の質問項目(変数)を設定し、子育てサロン活動を実施している法定単位民児協からの回答(N=722)を得た。質問項目の設定にあたっては、子育てサロン活動の効果と同様に先行研究からの知見から考えられる影響(質問項目)を筆者が設定した。

回答については、上記と同様に項目別に4件法で回答を得た。その結果、肯定的な回答として、「17.法定単位民児協組織において民生委員児童委員と主任児童委員の連携が強まる(88.4%)」が最も多く、次いで、「18.法定単位民児協組織において児童委員活動への関心が高まる(84.1%)」が8割を超えた回答であった。

前述のように、実施された子育てサロン活動の70.6%が民生委員児童委員と主任児童委員がともに活動しており、両委員の連携が促進されていることが分かる。また、両委員がともに活動することで、民生委員児童委員の児童委員活動への関心が高まることが推測される。

なお、「24.委員が参画する子育てサロン活動は、民生委員児童委員活動全体の活動促進につながる(79.1%)」及び「23.委員が参画する子育てサロン活動は、その他の子育て支援活動の促進につながる(78.3%)」についても8割近くの肯定的な回答を得ている。このことから、子育てサロン活動がその他の子育て支援活動や民生委員児童委員活動全体に対して、「正の影響」を与えるとして多くの回答者に認識されていることが分かる。

また、組織及び委員活動に対して、「負の影響」を与える項目である、「21.他の委員

活動に充てる時間・機会の減少につながる（23.6%）」及び「22.委員の負担増につながる（44.3%）」については、肯定的な回答の割合が低い結果となった。このことから、子育てサロン活動が組織及び委員活動に対して「負の影響」を与えると認識されていないことが分かった。

表 4-26 【子育てサロン活動が与える影響 N=722】

子育てサロン活動が法定単位民児協組織、委員活動に与える影響について	肯定的な回答	
	回答数	割合
項目		
17.法定単位民児協組織において民生委員児童委員と主任児童委員の連携が強まる	638	88.4%
18.法定単位民児協組織において児童委員活動への関心が高まる	607	84.1%
19.地域の関係機関や社会資源の発見につながる	457	63.3%
20.地域の関係機関との連携を強化につながる	553	76.6%
21.他の委員活動に充てる時間・機会の減少につながる	171	23.6%
22.委員の負担増につながる	320	44.3%
23.委員が参画する子育てサロン活動は、その他の子育て支援活動の促進につながる	565	78.3%
24.委員が参画する子育てサロン活動は、民生委員児童委員活動全体の活動促進につながる	571	79.1%

出典:筆者作成.

3. クロス集計

(1)子育て支援活動の実施状況と委員の役割分担について

前述した法定単位民児協における子育て支援活動における委員の役割分担については、下表のとおりである。

表 4-27 【子育て支援活動の実施状況(複数回答)と委員の役割分担 N=1,280】

子育て支援活動の実施状況	回答数	割合	子育て支援活動の実施状況	回答数	割合
1. 子育てサロン活動	722	56.4%	7. 地域でのパトロール活動	835	65.2%
児童委員が実施	30	4.2%	児童委員が実施	111	13.3%
主任児童委員が実施	157	21.7%	主任児童委員が実施	111	13.3%
両委員ともに実施	510	70.6%	両委員ともに実施	601	72.0%
無回答	25	3.5%	無回答	12	1.4%
計	722	100.0%	計	835	100.0%
2. 赤ちゃんおめでと訪問 (ごんにちは赤ちゃん訪問活動)	398	31.1%	8. 福祉教育・体験活動 の取り組みへの協力	478	37.3%
児童委員が実施	56	14.0%	児童委員が実施	37	7.7%
主任児童委員が実施	165	41.5%	主任児童委員が実施	62	13.0%
両委員ともに実施	158	39.7%	両委員ともに実施	371	77.6%
無回答	19	4.8%	無回答	8	1.7%
計	398	100.0%	計	478	100.0%
3. 子育てに関する情報発信 (子育てマップや子育て啓発パンフ レットづくりなど)	325	25.4%	9. 世代間交流	409	32.0%
児童委員が実施	15	4.6%	児童委員が実施	46	11.2%
主任児童委員が実施	155	47.7%	主任児童委員が実施	36	8.8%
両委員ともに実施	149	45.8%	両委員ともに実施	322	78.7%
無回答	6	1.8%	無回答	5	1.2%
計	325	100.0%	計	409	100.0%
4. 土日、放課後の子どもたちの 居場所づくり	166	13.0%	10. 子育てに関する地域住民向け 啓発活動	432	33.8%
児童委員が実施	22	13.3%	児童委員が実施	22	6.7%
主任児童委員が実施	47	28.3%	主任児童委員が実施	106	24.5%
両委員ともに実施	92	55.4%	両委員ともに実施	297	68.8%
無回答	5	3.0%	無回答	7	1.6%
計	166	100.0%	計	432	100.0%
5. 不登校児、引きこもりの 子どものための居場所づくり	93	7.3%	11. 他機関・団体との子育て支援、 児童虐待防止にかかわるネットワー クづくり	658	51.4%
児童委員が実施	4	4.3%	児童委員が実施	30	4.6%
主任児童委員が実施	34	36.6%	主任児童委員が実施	145	22.0%
両委員ともに実施	51	54.8%	両委員ともに実施	472	71.7%
無回答	4	4.3%	無回答	11	1.7%
計	93	100.0%	計	658	100.0%
6. 相談活動	801	62.6%	12. その他	51	4.0%
児童委員が実施	50	6.2%	児童委員が実施	15	29.4%
主任児童委員が実施	135	16.9%	主任児童委員が実施	5	9.8%
両委員ともに実施	613	76.5%	両委員ともに実施	28	54.9%
無回答	3	0.4%	無回答	3	5.9%
計	801	100.0%	計	51	100.0%

出典:筆者作成.

実施率が上位 4 項目(「7. 地域でのパトロール活動(65.2%)」、「6. 相談活動(62.6%)」、「1. 子育てサロン活動(56.4%)」、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり(51.4%)」)の活動メニュー実施にあたっては、7 割以上が民生委員児童委員と主任児童委員がともに活動に参加しており、法定単位民児協全体で子育て支援活動に取り組んでいることが分かる。

表 4-28 【子育て支援活動の実施状況(上位 4 項目) N=1,280】

子育て支援活動の実施状況	回答数	割合	子育て支援活動の実施状況	回答数	割合
1. 子育てサロン活動	722	56.4%	7. 地域でのパトロール活動	835	65.2%
児童委員が実施	30	4.2%	児童委員が実施	111	13.3%
主任児童委員が実施	157	21.7%	主任児童委員が実施	111	13.3%
両委員ともに実施	510	70.6%	両委員ともに実施	601	72.0%
無回答	25	4.9%	無回答	12	1.4%
計	722	100.0%	計	835	100.0%
6. 相談活動	801	62.6%	11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり	658	51.4%
児童委員が実施	50	6.2%	児童委員が実施	30	4.6%
主任児童委員が実施	135	16.9%	主任児童委員が実施	145	22.0%
両委員ともに実施	613	76.5%	両委員ともに実施	472	71.7%
無回答	3	0.4%	無回答	11	1.7%
計	801	100.0%	小計	658	100.0%

出典:筆者作成.

(2)子育て支援活動の実施状況と活動メニュー数について

また、実施率上位 4 項目の活動メニューについては、それぞれの活動メニュー実施の有無によって、法定単位民児協で実施した活動メニュー数の平均値に 2 倍近くの差異が出ている。また、上位 4 項目の活動メニューいずれも、実施された場合のメニュー数の平均値は全体の平均値である 4.2 項目を一大きく上回る結果となった。(表 4-29)

さらに「9. 世代間交流(32.0%)」は、実施している割合自体は上位 4 項目に比べると半数程度となっているが、最も高い割合(78.7%)で民生委員児童委員と主任児童委員がともに活動に参加していることが分かる。これは、民生委員児童委員、主任児童委員それぞれが日頃から関わることの多い対象同士の交流を目的とする活動であることから、連携しやすい活動であり、地域の子育て家庭を含む若い世代とその他の世代との「縦のつながり」を作る活動であると言える。(表 4-30)

表 4-29 【子育て支援活動の実施状況(上位 4 項目)と活動メニュー数 N=1,280】

実施項目数			子育て支援活動メニュー・実施項目数												合計	
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1. 子育てサロン活動	未実施 平均2.7項目	度数	89	81	119	93	69	57	26	12	8	1	2	1	0	558
		期待度数	38.8	46.6	76.7	75.9	77.6	76.3	59.3	38.8	38.4	15.7	8.7	4.8	.4	558.0
		標準 残差	8.1	5.0	4.8	2.0	-1.0	-2.2	-4.3	-4.3	-4.9	-3.7	-2.3	-1.7	-.7	
	実施 平均5.4項目	度数	0	26	57	81	109	118	110	77	80	35	18	10	1	722
		期待度数	50.2	60.4	99.3	98.1	100.4	98.7	76.7	50.2	49.6	20.3	11.3	6.2	.6	722.0
		標準 残差	-7.1	-4.4	-4.2	-1.7	.9	1.9	3.8	3.8	4.3	3.3	2.0	1.5	.6	
合計		度数	89	107	176	174	178	175	136	89	88	36	20	11	1	1280
		期待度数	89.0	107.0	176.0	174.0	178.0	175.0	136.0	89.0	88.0	36.0	20.0	11.0	1.0	1280.0
実施項目数			子育て支援活動メニュー・実施項目数												合計	
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
6. 相談活動	未実施 平均2.5項目	度数	89	86	91	72	56	37	27	15	3	3	0	0	0	479
		期待度数	33.3	40.0	65.9	65.1	66.6	65.5	50.9	33.3	32.9	13.5	7.5	4.1	.4	479.0
		標準 残差	9.7	7.3	3.1	.9	-1.3	-3.5	-3.3	-3.2	-5.2	-2.9	-2.7	-2.0	-.6	
	実施 平均5.2項目	度数	0	21	85	102	122	138	109	74	85	33	20	11	1	801
		期待度数	55.7	67.0	110.1	108.9	111.4	109.5	85.1	55.7	55.1	22.5	12.5	6.9	.6	801.0
		標準 残差	-7.5	-5.6	-2.4	-.7	1.0	2.7	2.6	2.5	4.0	2.2	2.1	1.6	.5	
合計		度数	89	107	176	174	178	175	136	89	88	36	20	11	1	1280
		期待度数	89.0	107.0	176.0	174.0	178.0	175.0	136.0	89.0	88.0	36.0	20.0	11.0	1.0	1280.0
実施項目数			子育て支援活動メニュー・実施項目数												合計	
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
7. 地域でのパトロール活動	未実施 平均2.5項目	度数	89	77	94	65	40	31	26	10	10	2	1	0	0	445
		期待度数	30.9	37.2	61.2	60.5	61.9	60.8	47.3	30.9	30.6	12.5	7.0	3.8	.3	445.0
		標準 残差	10.4	6.5	4.2	.6	-2.8	-3.8	-3.1	-3.8	-3.7	-3.0	-2.3	-2.0	-.6	
	実施 平均5.1項目	度数	0	30	82	109	138	144	110	79	78	34	19	11	1	835
		期待度数	58.1	69.8	114.8	113.5	116.1	114.2	88.7	58.1	57.4	23.5	13.0	7.2	.7	835.0
		標準 残差	-7.6	-4.8	-3.1	-.4	2.0	2.8	2.3	2.7	2.7	2.2	1.6	1.4	.4	
合計		度数	89	107	176	174	178	175	136	89	88	36	20	11	1	1280
		期待度数	89.0	107.0	176.0	174.0	178.0	175.0	136.0	89.0	88.0	36.0	20.0	11.0	1.0	1280.0
実施項目数			子育て支援活動メニュー・実施項目数												合計	
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり	未実施 平均2.6項目	度数	89	98	132	122	73	65	16	14	11	1	1	0	0	622
		期待度数	43.2	52.0	85.5	84.6	86.5	85.0	66.1	43.2	42.8	17.5	9.7	5.3	.5	622.0
		標準 残差	7.0	6.4	5.0	4.1	-1.5	-2.2	-6.2	-4.4	-4.9	-3.9	-2.8	-2.3	-.7	
	実施 平均5.7項目	度数	0	9	44	52	105	110	120	75	77	35	19	11	1	658
		期待度数	45.8	55.0	90.5	89.4	91.5	90.0	69.9	45.8	45.2	18.5	10.3	5.7	.5	658.0
		標準 残差	-6.8	-6.2	-4.9	-4.0	1.4	2.1	6.0	4.3	4.7	3.8	2.7	2.2	.7	
合計		度数	89	107	176	174	178	175	136	89	88	36	20	11	1	1280
		期待度数	89.0	107.0	176.0	174.0	178.0	175.0	136.0	89.0	88.0	36.0	20.0	11.0	1.0	1280.0

出典:筆者作成.

表 4-30 【9.世代間交流の実施状況 N=409】

子育て支援活動の実施状況	回答数	割合
9. 世代間交流	409	32.0%
児童委員が実施	46	11.2%
主任児童委員が実施	36	8.8%
両委員ともに実施	322	78.7%
無回答	5	1.2%
計	409	100.0%

出典:筆者作成.

(3) 子育てサロン活動の実施体制と活動の効果

法定単位民児協が主催もしくは主体となって実施している(以下、主催)場合、活動の効果について、「4. 子育てに関する知識やノウハウを提供することができる」及び「14. 地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる」の2点を除く14項目において、主催していない場合に比べて肯定的な回答の割合が高いことが分かった。なお、「4. 子育てに関する知識やノウハウを提供することができる」及び「14. 地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる」の2点についても割合に大きな差は見られるわけではない。

子育てサロン活動の実施体制については、主催、共催、参加・協力のいずれも平均して月1回程度の活動回数であるが、法定単位民児協が主催する場合の方が活動の効果を感じやすいことが分かる。

なお、その中でも、「6. 地域住民として委員が参加することで地域のつながりを作ることができる」、「7. 子育て家庭に対して委員活動の周知につながる」、「8. 委員が子育て家庭を専門職に仲介ができる」、「11. 課題を抱える子育て家庭の予防につながる」、「16. 関係機関を含む地域全体で子育てを行うきっかけになる」の5項目については、主催の場合の方が肯定的な回答の割合が大きく上回っている。

このことから、民生委員児童委員の子育てサロン活動が子育て家庭に対して、「人のつながり」と「支援のつながり」を提供できると認識されていることが分かる。また、「人のつながり」と「支援のつながり」の2つのつながりは、子育て家庭が課題を抱えることを予防する効果とともに、地域全体で子育てを行うきっかけになる効果を得られると考えることもできる。

表 4-31 【子育てサロン活動の実施体制と活動の効果 N=722】

子育てサロン活動の効果		効果①仲間づくりができる			合計	子育てサロン活動の効果		効果②不安・ストレスを解消できる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	222	20	4	246	主催の活動なし	度数	217	24	5	246
	期待度数	231.3	10.9	3.7	246.0		期待度数	227.6	14.3	4.1	246.0
	%	90.2%	8.1%	1.6%	100.0%		%	88.2%	9.8%	2.0%	100.0%
	標準 残差	-6	2.8	.1			標準 残差	-7	2.6	.5	
主催の活動あり	度数	457	12	7	476	主催の活動あり	度数	451	18	7	476
	期待度数	447.7	21.1	7.3	476.0		期待度数	440.4	27.7	7.9	476.0
	%	96.0%	2.5%	1.5%	100.0%		%	94.7%	3.8%	1.5%	100.0%
	標準 残差	.4	-2.0	-.1			標準 残差	.5	-1.8	-.3	
合計	度数	679	32	11	722	合計	度数	668	42	12	722
	期待度数	679.0	32.0	11.0	722.0		期待度数	668.0	42.0	12.0	722.0
	%	94.0%	4.4%	1.5%	100.0%		%	92.5%	5.8%	1.7%	100.0%
子育てサロン活動の効果		効果③自宅以外の居場所を提供できる			合計	子育てサロン活動の効果		効果④知識やノウハウを提供できる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	204	38	4	246	主催の活動なし	度数	200	42	4	246
	期待度数	215.7	27.9	2.4	246.0		期待度数	198.6	44.3	3.1	246.0
	%	82.9%	15.4%	1.6%	100.0%		%	81.3%	17.1%	1.6%	100.0%
	標準 残差	-8	1.9	1.0			標準 残差	.1	-.3	.5	
主催の活動あり	度数	429	44	3	476	主催の活動あり	度数	383	88	5	476
	期待度数	417.3	54.1	4.6	476.0		期待度数	384.4	85.7	5.9	476.0
	%	90.1%	9.2%	.6%	100.0%		%	80.5%	18.5%	1.1%	100.0%
	標準 残差	.6	-1.4	-.8			標準 残差	-.1	.2	-.4	
合計	度数	633	82	7	722	合計	度数	583	130	9	722
	期待度数	633.0	82.0	7.0	722.0		期待度数	583.0	130.0	9.0	722.0
	%	87.7%	11.4%	1.0%	100.0%		%	80.7%	18.0%	1.2%	100.0%
子育てサロン活動の効果		効果⑤世代間交流ができる			合計	子育てサロン活動の効果		効果⑥地域のつながりを作ることができる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	206	38	2	246	主催の活動なし	度数	195	43	8	246
	期待度数	208.5	33.4	4.1	246.0		期待度数	209.9	32.4	3.7	246.0
	%	83.7%	15.4%	.8%	100.0%		%	79.3%	17.5%	3.3%	100.0%
	標準 残差	-2	.8	-1.0			標準 残差	-1.0	1.9	2.2	
主催の活動あり	度数	406	60	10	476	主催の活動あり	度数	421	52	3	476
	期待度数	403.5	64.6	7.9	476.0		期待度数	406.1	62.6	7.3	476.0
	%	85.3%	12.6%	2.1%	100.0%		%	88.4%	10.9%	.6%	100.0%
	標準 残差	.1	-6	.7			標準 残差	.7	-1.3	-1.6	
合計	度数	612	98	12	722	合計	度数	616	95	11	722
	期待度数	612.0	98.0	12.0	722.0		期待度数	616.0	95.0	11.0	722.0
	%	84.8%	13.6%	1.7%	100.0%		%	85.3%	13.2%	1.5%	100.0%

子育てサロン活動の効果		効果⑦委員活動の周知につながる			合計	子育てサロン活動の効果		効果⑧専門職に仲介ができる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	183	58	5	246	主催の活動なし	度数	126	116	4	246
	期待度数	206.1	37.1	2.7	246.0		期待度数	156.7	87.2	2.0	246.0
	%	74.4%	23.6%	2.0%	100.0%		%	51.2%	47.2%	1.6%	100.0%
	標準 残差	-1.6	3.4	1.4			標準 残差	-2.5	3.1	1.4	
主催の活動あり	度数	422	51	3	476	主催の活動あり	度数	334	140	2	476
	期待度数	398.9	71.9	5.3	476.0		期待度数	303.3	168.8	4.0	476.0
	%	88.7%	10.7%	.6%	100.0%		%	70.2%	29.4%	.4%	100.0%
	標準 残差	1.2	-2.5	-1.0			標準 残差	1.8	-2.2	-1.0	
合計	度数	605	109	8	722	合計	度数	460	256	6	722
	期待度数	605.0	109.0	8.0	722.0		期待度数	460.0	256.0	6.0	722.0
	%	83.8%	15.1%	1.1%	100.0%		%	63.7%	35.5%	0.8%	100.0%
子育てサロン活動の効果		効果⑨子育て世帯の状況を把握できる			合計	子育てサロン活動の効果		効果⑩課題を抱える子育て世帯の早期発見につながる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	180	64	2	246	主催の活動なし	度数	152	89	5	246
	期待度数	195.6	48.4	2.0	246.0		期待度数	161.2	82.1	2.7	246.0
	%	73.2%	26.0%	.8%	100.0%		%	61.8%	36.2%	2.0%	100.0%
	標準 残差	-1.1	2.2	.0			標準 残差	-.7	.8	1.4	
主催の活動あり	度数	394	78	4	476	主催の活動あり	度数	321	152	3	476
	期待度数	378.4	93.6	4.0	476.0		期待度数	311.8	158.9	5.3	476.0
	%	82.8%	16.4%	.8%	100.0%		%	67.4%	31.9%	.6%	100.0%
	標準 残差	.8	-1.6	.0			標準 残差	.5	-.5	-1.0	
合計	度数	574	142	6	722	合計	度数	473	241	8	722
	期待度数	574.0	142.0	6.0	722.0		期待度数	473.0	241.0	8.0	722.0
	%	79.5%	19.7%	.8%	100.0%		%	65.5%	33.4%	1.1%	100.0%
子育てサロン活動の効果		効果⑪課題を抱える子育て世帯の予防につながる			合計	子育てサロン活動の効果		効果⑫その他の子育て支援につなげられる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	151	92	3	246	主催の活動なし	度数	183	60	3	246
	期待度数	174.1	69.2	2.7	246.0		期待度数	194.9	49.1	2.0	246.0
	%	61.4%	37.4%	1.2%	100.0%		%	74.4%	24.4%	1.2%	100.0%
	標準 残差	-1.8	2.7	.2			標準 残差	-.9	1.6	.7	
主催の活動あり	度数	360	111	5	476	主催の活動あり	度数	389	84	3	476
	期待度数	336.9	133.8	5.3	476.0		期待度数	377.1	94.9	4.0	476.0
	%	75.6%	23.3%	1.1%	100.0%		%	81.7%	17.6%	.6%	100.0%
	標準 残差	1.3	-2.0	-.1			標準 残差	.6	-1.1	-.5	
合計	度数	511	203	8	722	合計	度数	572	144	6	722
	期待度数	511.0	203.0	8.0	722.0		期待度数	572.0	144.0	6.0	722.0
	%	70.8%	28.1%	1.1%	100.0%		%	79.2%	19.9%	.8%	100.0%
子育てサロン活動の効果		効果⑬情報提供につなげられる			合計	子育てサロン活動の効果		効果⑭地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	171	73	2	246	主催の活動なし	度数	179	66	1	246
	期待度数	174.1	69.5	2.4	246.0		期待度数	178.5	65.8	1.7	246.0
	%	69.5%	29.7%	.8%	100.0%		%	72.8%	26.8%	.4%	100.0%
	標準 残差	-.2	.4	-.2			標準 残差	.0	.0	-.5	
主催の活動あり	度数	340	131	5	476	主催の活動あり	度数	345	127	4	476
	期待度数	336.9	134.5	4.6	476.0		期待度数	345.5	127.2	3.3	476.0
	%	71.4%	27.5%	1.1%	100.0%		%	72.5%	26.7%	.8%	100.0%
	標準 残差	.2	-.3	.2			標準 残差	.0	.0	.4	
合計	度数	511	204	7	722	合計	度数	524	193	5	722
	期待度数	511.0	204.0	7.0	722.0		期待度数	524.0	193.0	5.0	722.0
	%	70.8%	28.3%	1.0%	100.0%		%	72.6%	26.7%	.7%	100.0%
子育てサロン活動の効果		効果⑮ネットワークの強化につながる			合計	子育てサロン活動の効果		効果⑯地域全体で子育てを行うきっかけになる			合計
		肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答	
主催の活動なし	度数	174	65	7	246	主催の活動なし	度数	177	67	2	246
	期待度数	178.5	61.7	5.8	246.0		期待度数	192.8	49.1	4.1	246.0
	%	70.7%	26.4%	2.8%	100.0%		%	72.0%	27.2%	.8%	100.0%
	標準 残差	-.3	.4	.5			標準 残差	-1.1	2.6	-1.0	
主催の活動あり	度数	350	116	10	476	主催の活動あり	度数	389	77	10	476
	期待度数	345.5	119.3	11.2	476.0		期待度数	373.2	94.9	7.9	476.0
	%	73.5%	24.4%	2.1%	100.0%		%	81.7%	16.2%	2.1%	100.0%
	標準 残差	.2	-.3	-.4			標準 残差	.8	-1.8	.7	
合計	度数	524	181	17	722	合計	度数	566	144	12	722
	期待度数	524.0	181.0	17.0	722.0		期待度数	566.0	144.0	12.0	722.0
	%	72.6%	25.1%	2.4%	100.0%		%	78.4%	19.9%	1.7%	100.0%

出典:筆者作成.

(4)子育てサロン活動の実施体制と組織、委員活動に与える影響

また、子育てサロン活動が法定単位民児協組織、委員活動に与える影響についても、「21.他の委員活動に充てる時間・機会の減少につながる」及び「22.委員の負担増につながる」の2点を除いて、主催の場合の方が肯定的な回答の割合が大幅に高くなっている。なお、上記の2点についても、前述したようにどの実施体制(主催、共催、参加・協力)であっても、平均実施回数は月1回程度であり、委員活動への負の影響は少ないことが分かる。

表 4-32 【子育てサロン活動の実施体制と組織、委員活動に与える影響 N=722】

組織、委員活動に与える影響	影響①連携が強まる				合計	組織、委員活動に与える影響	影響②児童委員活動への関心が高まる				合計
	肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答		
主催の活動なし	度数	195	47	4	246	主催の活動なし	度数	183	58	5	246
	期待度数	217.4	24.9	3.7	246.0		期待度数	206.8	34.8	4.4	246.0
	%	79.3%	19.1%	1.6%	100.0%		%	74.4%	23.6%	2.0%	100.0%
	標準 残差	-1.5	4.4	.1			標準 残差	-1.7	3.9	.3	
主催の活動あり	度数	443	26	7	476	主催の活動あり	度数	424	44	8	476
	期待度数	420.6	48.1	7.3	476.0		期待度数	400.2	67.2	8.6	476.0
	%	93.1%	5.5%	1.5%	100.0%		%	89.1%	9.2%	1.7%	100.0%
	標準 残差	1.1	-3.2	-1			標準 残差	1.2	-2.8	-2	
合計	度数	638	73	11	722	合計	度数	607	102	13	722
	期待度数	638.0	73.0	11.0	722.0		期待度数	607.0	102.0	13.0	722.0
	%	88.4%	10.1%	1.5%	100.0%		%	84.1%	14.1%	1.8%	100.0%
組織、委員活動に与える影響	影響③関係機関や社会資源の発見につながる				合計	組織、委員活動に与える影響	影響④関係機関との連携強化につながる				合計
	肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答		
主催の活動なし	度数	136	106	4	246	主催の活動なし	度数	176	67	3	246
	期待度数	155.7	87.6	2.7	246.0		期待度数	188.4	55.5	2.0	246.0
	%	55.3%	43.1%	1.6%	100.0%		%	71.5%	27.2%	1.2%	100.0%
	標準 残差	-1.6	2.0	.8			標準 残差	-.9	1.5	.7	
主催の活動あり	度数	321	151	4	476	主催の活動あり	度数	377	96	3	476
	期待度数	301.3	169.4	5.3	476.0		期待度数	364.6	107.5	4.0	476.0
	%	67.4%	31.7%	.8%	100.0%		%	79.2%	20.2%	.6%	100.0%
	標準 残差	1.1	-1.4	-.6			標準 残差	.7	-1.1	-.5	
合計	度数	457	257	8	722	合計	度数	553	163	6	722
	期待度数	457.0	257.0	8.0	722.0		期待度数	553.0	163.0	6.0	722.0
	%	63.3%	35.6%	1.1%	100.0%		%	76.6%	22.6%	.8%	100.0%
組織、委員活動に与える影響	影響⑤他活動への悪影響がある				合計	組織、委員活動に与える影響	影響⑥委員の負担増につながる				合計
	肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答		
主催の活動なし	度数	60	183	3	246	主催の活動なし	度数	124	118	4	246
	期待度数	58.3	185.0	2.7	246.0		期待度数	109.0	133.9	3.1	246.0
	%	24.4%	74.4%	1.2%	100.0%		%	50.4%	48.0%	1.6%	100.0%
	標準 残差	.2	-1	.2			標準 残差	1.4	-1.4	.5	
主催の活動あり	度数	111	360	5	476	主催の活動あり	度数	196	275	5	476
	期待度数	112.7	358.0	5.3	476.0		期待度数	211.0	259.1	5.9	476.0
	%	23.3%	75.6%	1.1%	100.0%		%	41.2%	57.8%	1.1%	100.0%
	標準 残差	-.2	.1	-.1			標準 残差	-1.0	1.0	-.4	
合計	度数	171	543	8	722	合計	度数	320	393	9	722
	期待度数	171.0	543.0	8.0	722.0		期待度数	320.0	393.0	9.0	722.0
	%	23.7%	75.2%	1.1%	100.0%		%	44.3%	54.4%	1.2%	100.0%
組織、委員活動に与える影響	影響⑦その他の子育て支援活動の促進につながる				合計	組織、委員活動に与える影響	影響⑧委員活動全体の活動促進につながる				合計
	肯定的	否定的	無回答				肯定的	否定的	無回答		
主催の活動なし	度数	168	72	6	246	主催の活動なし	度数	167	75	4	246
	期待度数	192.5	50.1	3.4	246.0		期待度数	194.6	47.7	3.7	246.0
	%	68.3%	29.3%	2.4%	100.0%		%	67.9%	30.5%	1.6%	100.0%
	標準 残差	-1.8	3.1	1.4			標準 残差	-2.0	4.0	.1	
主催の活動あり	度数	397	75	4	476	主催の活動あり	度数	404	65	7	476
	期待度数	372.5	96.9	6.6	476.0		期待度数	376.4	92.3	7.3	476.0
	%	83.4%	15.8%	.8%	100.0%		%	84.9%	13.7%	1.5%	100.0%
	標準 残差	1.3	-2.2	-1.0			標準 残差	1.4	-2.8	-.1	
合計	度数	565	147	10	722	合計	度数	571	140	11	722
	期待度数	565.0	147.0	10.0	722.0		期待度数	571.0	140.0	11.0	722.0
	%	78.3%	20.4%	1.4%	100.0%		%	79.1%	19.4%	1.5%	100.0%

出典:筆者作成.

4. 相関分析

(1)子育て支援活動の活動メニューの相関について

法定単位民児協が実施する子育て支援活動の活動メニューの相関分析を行った結果、「1. 子育てサロン活動」、「3. 子育てに関する情報発信」、「6. 相談活動」、「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動」、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり」の5項目にそれぞれ相関が認められる活動メニューがあった。

表 4-33 【活動メニューの相関関係(全体)】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1. 子育てサロン活動	1	.198**	.482**	.122**	0.034	.513**	.166**	.156**	.341**	.294**	.542**
2. 赤ちゃんおめでとう訪問	.198**	1	.263**	.037	-.019	.090**	.019	.134**	.169**	.152**	.120**
3. 子育てに関する情報発信	.482**	.263**	1	.154**	.134**	.195**	.124**	.247**	.251**	.453**	.291**
4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり	.122**	.037	.154**	1	.286**	.063**	.140**	.202**	.209**	.211**	.115**
5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり	0.034	-.019	.134**	.286**	1	.117**	.122**	.120**	.170**	.182**	.122**
6. 相談活動	.513**	.090**	.195**	.063**	.117**	1	.232**	.253**	.163**	.234**	.285**
7. 地域でのパトロール活動	.166**	.019	.124**	.140**	.122**	.232**	1	.207**	.233**	.226**	.239**
8. 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力	.156**	.134**	.247**	.202**	.120**	.253**	.207**	1	.126**	.221**	.259**
9. 世代間交流	.341**	.169**	.251**	.209**	.170**	.163**	.233**	.126**	1	.198**	.247**
10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動	.294**	.152**	.453**	.211**	.182**	.234**	.226**	.221**	.198**	1	.412**
11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり	.542**	.120**	.291**	.115**	.122**	.285**	.239**	.259**	.247**	.412**	1

出典:筆者作成.

(2)活動メニューの相関について ①子育てサロン活動

まず、「1. 子育てサロン活動」は、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり($r=.542$)」及び「6. 相談活動($r=.513$)」、「3. 子育てに関する情報発信($r=.482$)」にそれぞれ正の相関が認められた。

「1. 子育てサロン活動」と「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり($r=.542$)」の相関については、民生委員児童委員が行う子育てサロン活動が地域住民をはじめとした多くの関係者の協力を得て行われていることに起因していると考えられる。

また、「6. 相談活動($r=.513$)」及び、「3. 子育てに関する情報発信($r=.482$)」については、子育てサロン活動を実施する中で子育て家庭の相談に対応や子育てに関する情報提供を行う機会があることに起因していると考えられる。

なお、低い相関係数に留まってはいるが、「9. 世代間交流($r=.341$)」、「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動($r=.294$)」についても、「子育てサロン活動」が一つのきっかけや要因としてそれぞれの活動に影響していると考えられることもできる。

表 4-34 【活動メニューの相関関係①子育てサロン活動とその他の活動メニューとの相関】

活動メニュー		2. 赤ちゃんおめでとう訪問	3. 子育てに関する情報発信 (子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)	4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり	5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり
1. 子育てサロン活動	Pearsonの相関係数	.198**	.482**	.122**	0.034
	有意確率 (両側)	0	0	0	0.229
	度数	1280	1280	1280	1280
活動メニュー		6. 相談活動	7. 地域でのパトロール活動	8. 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力	9. 世代間交流
1. 子育てサロン活動	Pearsonの相関係数	.513**	.166**	.156**	.341**
	有意確率 (両側)	0	0	0	0
	度数	1280	1280	1280	1280
活動メニュー		10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動	11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり		
1. 子育てサロン活動	Pearsonの相関係数	.294**	.542**		
	有意確率 (両側)	0	0		
	度数	1280	1280		

** 相関係数は1%水準で有意(両側)です。
* 相関係数は5%水準で有意(両側)です。

出典:筆者作成。

(3)活動メニューの相関について②子育てに関する情報発信

「3. 子育てに関する情報発信」は、上記の「1. 子育てサロン活動(r=.482)」に加えて、「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動(r=.453)」に正の相関が認められた。

表 4-35 【活動メニューの相関関係②子育てに関する情報発信とその他の活動メニューとの相関】

活動メニュー		1. 子育てサロン活動	2. 赤ちゃんおめでとう訪問	4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり	5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり
3. 子育てに関する情報発信	Pearsonの相関係数	.482**	.263**	.154**	.134**
	有意確率 (両側)		0	0	0
	度数	1280	1280	1280	1280
活動メニュー		6. 相談活動	7. 地域でのパトロール活動	8. 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力	9. 世代間交流
3. 子育てに関する情報発信	Pearsonの相関係数	.195**	.124**	.247**	.251**
	有意確率 (両側)	0	0	0	0
	度数	1280	1280	1280	1280
活動メニュー		10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動	11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり		
3. 子育てに関する情報発信	Pearsonの相関係数	.453**	.291**		
	有意確率 (両側)	0	0		
	度数	1280	1280		

** 相関係数は1%水準で有意(両側)です。
* 相関係数は5%水準で有意(両側)です。

出典:筆者作成。

「3. 子育てに関する情報発信」と「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動(r=.453)」については、子育てマップや子育て啓発パンフレットなどの子育てに関する情報や資料が、子育て家庭に提供されるだけでなく、地域住民に対する啓発活動としても活用することができることに起因していると考えられる。

なお、低い相関係数に留まってはいるが、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり (r=. 291)」については、積極的な情報発信は、地域の様々な支援者との交流を促し、地域でのネットワークづくりに寄与していると考えられることもできる。

(4)活動メニューの相関について③子育てに関する地域住民向け啓発活動

「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動」は、上記の「1. 子育てサロン活動 (r=. 294)」、
「3. 子育てに関する情報発信 (r=. 453)」に加えて、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり (r=. 412)」に正の相関が認められた。

「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動」と「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり (r=. 412)」については、民生委員児童委員は子育てに関する専門職ではないため地域住民に子育てに関する啓発活動を行う際には、地域の他機関・団体と連携・協働を模索することに起因していると考えられる。

表 4-36 【活動メニューの相関関係③】

子育てに関する地域住民向け啓発活動とその他の活動メニューとの相関

活動メニュー		1. 子育てサロン活動	2. 赤ちゃんおめでとう訪問	3. 子育てに関する情報発信 (子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)	4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり
10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動	Pearsonの相関係数	. 294**	. 152**	. 453**	. 211**
	有意確率 (両側)	0	0	0	0
	度数	1280	1280	1280	1280
活動メニュー		5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり	6. 相談活動	7. 地域でのパトロール活動	8. 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力
10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動	Pearsonの相関係数	. 182**	. 234**	. 226**	. 221**
	有意確率 (両側)	0	0	0	0
	度数	1280	1280	1280	1280
活動メニュー		9. 世代間交流	11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり		
10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動	Pearsonの相関係数	. 198**	. 412**		
	有意確率 (両側)	0	0		
	度数	1280	1280		
**. 相関係数は1%水準で有意(両側)です。					
*. 相関係数は5%水準で有意(両側)です。					

出典:筆者作成.

5. 因子分析

子育てサロン活動の効果をより詳細に検証するため、16項目中、「4. 子育てに関する知識やノウハウを提供することができる」および「10. 課題を抱える子育て家庭の早期発見につながる」の2項目を除いた14項目について、主因子法に基づく因子分析を行った。

分析の結果、固有値の値(第1因子から第5因子で、4.77、1.40、1.00、0.98、0.80)からスクリー基準で判断し⁽¹⁰⁾、4因子を採用した。これらの因子に対し、最小二乗法、プロマックス回転で因子分析を行った。(14項目すべての因子負荷量は、0.4以上の負荷量を示したが、2つの因子にまたがって0.4以上の値を示した項目が複数あった。)

表 4-37 【因子分析①：子育てサロン活動の効果】

構造行列

子育てサロン活動の効果について	因子			
	1 ($\alpha=0.78$)	2 ($\alpha=0.75$)	3 ($\alpha=0.73$)	4 ($\alpha=0.54$)
⑪課題を抱える子育て家庭の予防につながる	.695	.467	.267	.282
⑫その他の子育て支援につなげられる	.662	.500	.267	.362
⑦委員活動の周知につながる	.584	.370	.312	.405
⑨子育て家庭の状況を把握できる	.572	.459	.289	.358
⑧専門職に仲介ができる	.513	.366	.358	.281
⑭地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる	.502	.766	.301	.428
⑮ネットワークの強化につながる	.487	.737	.367	.332
⑬情報提供につなげられる	.584	.636	.257	.365
⑯地域全体で子育てを行うきっかけになる	.518	.568	.286	.270
①仲間づくりができる	.264	.298	.695	.271
②不安・ストレスを解消できる	.339	.262	.589	.164
③自宅以外の居場所を提供できる	.273	.300	.558	.144
⑤世代間交流ができる	.358	.386	.276	.724
⑥地域のつながりを作ることができる	.486	.331	.104	.587

因子抽出法：重みなし最小二乗法回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

因子相関行列				
因子	1	2	3	4
1	1.000	0.670	0.413	0.515
2	0.670	1.000	0.425	0.476
3	0.413	0.425	1.000	0.288
4	0.515	0.476	0.288	1.000
因子抽出法：重みなし最小二乗法				
回転法：Kaiserの正規化を伴うプロマックス法				

出典：筆者作成。

抽出された4つの因子について、次のように命名した。

第1因子は、5項目で構成されている。「11. 課題を抱える子育て家庭の予防につながる」や「12. その他の子育て支援につなげられる」など民生委員児童委員の活動に結び付きを表す因子としての項目が高く負荷していることから、「委員活動への効果」因子と命名した。第2因子は、4項目で構成されている。「14. 地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる」や「15. ネットワークの強化につながる」といった地域住民をはじめとした地域の社

会資源に対する項目が高く負荷していることから、「地域の社会資源への効果」因子と命名した。

第3因子は、3項目から構成されている。「1. 仲間づくりができる」や「2. 子育てに関する不安や悩み、ストレスを解消できる」といった子育て家庭に対する項目が高く負荷していることから、「子育て家庭への効果」因子と命名した。

第4因子は、2項目で構成されている。「5. 世代間交流」や「6. 地域のつながり」といった地域全体に対する項目が高く負荷していることから、「地域全体への効果」因子と命名した。

以上のように因子分析の結果から、子育てサロン活動の効果として「1. 委員活動への効果」「2. 地域の社会資源への効果」、「3. 子育て家庭への効果」、「4. 地域全体への効果」という因子を抽出することができた。

表 4-38 【因子分析②：子育てサロン活動の効果】

第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
1($\alpha=0.78$)	2($\alpha=0.75$)	3($\alpha=0.73$)	4($\alpha=0.54$)
「委員活動への効果」	「地域の社会資源への効果」	「子育て家庭への効果」	「地域全体への効果」
⑪課題を抱える子育て家庭の予防につながる	⑭地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる	①仲間づくりができる	⑤世代間交流ができる
⑫その他の子育て支援につなげられる	⑮ネットワークの強化につながる	②不安・ストレスを解消できる	⑥地域のつながりを作ることができる
⑦委員活動の周知につながる	⑬情報提供につなげられる	③自宅以外の居場所を提供できる	
⑨子育て家庭の状況を把握できる	⑯地域全体で子育てを行うきっかけになる		
⑧専門職に仲介ができる			

出典:筆者作成.

第4節 考察～質問紙調査の結果から～

1. 分析結果に関する考察

(1)法定単位民児協における子育て支援活動の実態

本調査結果から、9割以上の法定単位民児協が地域において何らかの子育て支援活動を実施しており、平均で4.2項目の子育て支援活動メニューを実施していることが明らかになった。また、法定単位民児協において、児童委員事業及び主任児童委員事業に関する事業計画の有無によって、実施される子育て支援活動メニュー数に差異があることが分かった。

事業計画が作成されていない法定単位民児協の活動メニュー数は、作成されている法定単位民児協に比べると少ない結果となっており、児童委員事業は19.6%、主任児童委員事業は21.7%の法定単位民児協において、事業計画が作成されていないことが分かった。これは、今後の民生委員児童委員の子育て支援活動の推進を図る上での改善点の1つに挙げることができる。

12項目ある子育て支援の具体的な活動メニューについては、「7. 地域でのパトロール活

動(65.2%)」が最も多く実施されており、「6. 相談活動(62.6%)」、「1. 子育てサロン活動(56.4%)」、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり(51.4%)」の4項目が5割以上の法定単位民児協が実施していることが分かった。上記4項目の活動メニューでは、7割以上が民生委員児童委員と主任児童委員がともに活動に参加しており、法定単位民児協全体で子育て支援活動に取り組んでいることが分かる。

また、上記の4項目の活動メニューについては、それぞれの活動メニューが実施されている場合、実施されていない場合と比較して法定単位民児協で実施した「活動メニュー数の平均値」が2倍近く多くなっていることが明らかになった。上位4項目の活動メニューはいずれも、実施された場合の「活動メニュー数の平均値」は全体の平均値である4.2項目を大きく上回る結果となった。

一方で、「4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり(13.0%)」、及び、「5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり(7.3%)」については、実施率が非常に低いことが明らかになった。いわゆる学齢期にあたる子どもへの子育て支援活動については、前述した全民児連の調査においても同様に低い実施率となっており、法定単位民児協の子育て支援活動の中でも不得手な活動であることが分かる。

これは、放課後児童クラブや放課後子ども教室、学齢期の子どもへの支援を専門とする支援機関・団体など、民生委員児童委員、主任児童委員以外の社会資源によって実施されている場合が多いことや支援を実施するにあたり専門的な知識・経験が求められることも、低い実施率の要因と考えられる。

上記の法定単位民児協が実施する子育て支援活動メニュー12項目の相関分析を行った結果、「12. その他」を除いた11項目の中で、「1. 子育てサロン活動」、「3. 子育てに関する情報発信」、「6. 相談活動」、「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動」、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり」の5項目にそれぞれ正の相関が認められる活動メニューがあることが明らかになった。

これは、一部ではあるが子育て支援活動メニュー同士に相乗効果があることを示しており、委員の一つの子育て支援活動が新たな子育て支援へとつながるきっかけになっていると考えることもできる。なお、民生委員児童委員の子育て支援活動は、子育て家庭の成長過程に合わせた支援が展開できる活動メニューがあることも、正の相関を示す要因の一つであると考えられる。

具体例を挙げると、委員の担当地域に赤ちゃんが生まれた際に、「2. 赤ちゃんおめでと訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)」を実施して子育て家庭との関係構築を図り、地域の子育てマップや子育てサロンなどの「3. 子育てに関する情報発信」を行っている。

情報発信を行った「1. 子育てサロン活動」を実施する中で、子育てに関する情報発信と併せて子育て家庭が抱える不安や悩みなど受けとめる「6. 相談活動」を行うことも可能である。また、サロンに参加する子どもにとって「おばあちゃん・おじいちゃん世代」となる委員や地域住民がサロンの担い手として子育て家庭とふれあうことや、委員が担い手となることが多い高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」を同時開催することで、「9. 世代間交流」を図ることもできる。

学齢期の子どもに対しては、子どもの登下校の際に「7. 地域でのパトロール活動」を行い、居場所を必要とする子どもたちへには「4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づく

り」、「5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり」の 2 つの支援活動がある。なお、上記の支援以外にも民生委員児童委員、主任児童委員は、学校行事等に参加する機会が多く、折に触れ子どもの成長過程を見守ることができる。

上記のような子育て家庭の成長過程に合わせた支援の展開と並行して、委員は地域住民(子育て家庭も含む)に対して、様々な主体によって行われている「8. 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力」や「10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動」を通して、地域住民に子育て家庭や子育てに関する理解を促している。

さらに、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり」に取り組むことで、地域全体で子育てを行う環境づくりに寄与している。

このように委員の子育て支援活動が子育て家庭に対して継続した支援が提供できることから、いくつかの活動メニューに正の相関があると考えられる。

(2)法定単位民児協が実施する子育てサロン活動の実態

本調査結果から、本研究の焦点の 1 つである子育てサロン活動については、法定単位民児協が主催している場合、行政や社会福祉協議会などの地域の様々な関係者、地域住民の協力によって開催されていることが明らかになった。また、主催以外にも、共催、参加・協力という形で民生委員児童委員、主任児童委員が子育てサロン活動に関わっている場合もあり、サロン活動を通して地域の様々な関係者とのつながりを構築するきっかけになっていると考えることもできる。

法定単位民児協が主催する子育てサロン活動を始めたきっかけは、行政をはじめとする地域の関係者や地域住民、子育て家庭からの要望がその背景にあり、民生委員児童委員、主任児童委員が地域の子育て支援の担い手として期待されていることがうかがえる。

なお、民生委員児童委員、主任児童委員が実施する子育てサロン活動は、どの実施体制(主催、共催、協力)でも平均して月 1 回程度の開催となっており、委員活動への過度な負担は少ないと考えられる。

主催の場合は、85.5%がサロンの中で何らかのプログラムを実施していることが明らかになった。具体的には、「ア. 絵本・紙芝居の読み聞かせ(77.4%)」、「イ. 体操(リズム体操、手遊びなど)(67%)」、「エ. 子育て相談(62.8%)」の 3 項目が 6 割を超えており、親子で楽しめるプログラムや子育て家庭の不安や悩みを解消するためのプログラムが中心であった。その他にも、各サロンによって様々なプログラムが実施されており、その中でも、「昔遊びなどの地域の風習・伝統の紹介」は、地域住民でもある民生委員児童委員ならではの活動と言える。

子育てサロン活動の効果については、肯定的な回答として「1. 仲間づくりができる(94.2%)」、「2. 不安や悩み、ストレスを解消することができる(92.5%)」、「3. 自宅以外の居場所を提供できる(87.7%)」の 3 点が高い割合であった。これは、本論第 2 章で整理した子育てサロン活動の効果を証明する結果となるものであった。また、「6. 委員が参加することで地域のつながりを作ることができる(85.3%)」、「5. 委員が参加することで世代間交流ができる(84.9%)」が挙げられ、同じく本論第 2 章で整理した民生委員児童委員が行う子育てサロン活動の特徴と付加価値と言える効果を確認することができた。

子育てサロン活動が、法定単位民児協組織、委員活動への影響については、肯定的な回答として、「17. 民生委員児童委員と主任児童委員の連携が強まる(88.4%)」、「18. 児童委

員活動への関心が高まる(84.1%)」が8割を超えており、両委員の連携が促進されていることが分かる。両委員の連携が促進されていることで、高齢者を対象とした活動が中心となってしまうている民生委員児童委員の関心が高まり、組織内で児童委員活動への関心が高まるということが推測される。

また、「24.民生委員児童委員活動全体の活動促進につながる(79.1%)」及び「23.その他の子育て支援活動の促進につながる(78.3%)」についても8割近くの肯定的な回答を得ており、子育てサロン活動が重要な活動として認識されていることが分かる。

なお、組織及び委員活動に対して、「負の影響(「21.時間・機会の減少につながる(23.6%)」、「22.負担増につながる(44.3%)」)」を与える項目については、前述したようにどの実施体制であっても月1回程度の開催であることもあり、低い割合(負の影響は少ない)となっている。

以上のように子育てサロン活動の「効果」及び「組織、委員活動への影響」を確認することができた。また、クロス集計の結果から、子育てサロン活動の実施体制が主催の場合、共催、参加・協力の場合と比較して「効果」及び「組織、委員活動への影響」について肯定的な回答の割合が高くなることが明らかになり、主催する場合の方が活動の効果を感じやすいことが分かった。

なお、前述した子育て支援活動メニューの相関の中で「1. 子育てサロン活動」とその他の子育て支援活動メニューとの相関については、「11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり($r=.542$)」及び「6. 相談活動($r=.513$)」、「3. 子育てに関する情報発信($r=.482$)」にそれぞれ正の相関が認められた。相関係数は関係性を表す指標であり影響関係を表すものではないので、本調査からは明確な因果関係まで明らかにすることができなかつたが、子育てサロン活動がきっかけとなり、新たな支援へとつながる相乗効果があることが考えられる。

(3) 因子分析から導き出された子育てサロン活動の効果について

子育てサロン活動の効果について因子分析の結果、「1. 委員活動への効果」、「2. 地域の社会資源への効果」、「3. 子育て家庭への効果」、「4. 地域全体への効果」という因子を抽出することができた。

第1因子として命名した、「1. 委員活動への効果」については、民生委員児童委員の活動への結び付きを表す因子が認められている。これは、民生委員児童委員、主任児童委員が実施する子育てサロン活動の効果として、「子育て家庭が子育てに関する不安や悩みなどの課題を抱えることを予防する効果」とともに、子育てサロン活動が、「地域における子育て支援のつながりを作る効果」があると認識されていると言える。

また、第2因子として命名した、「2. 地域の社会資源への効果」については、地域住民の子育てに関する理解・関心が深まることやネットワークの強化につながるといった地域住民をはじめとした関係者への影響に結び付きを表す因子が認められた。これは、彼らの子育てサロン活動が、「地域の社会資源である多くの関係者とのつながりを構築する効果」があると認識されていると言える。

第3因子として命名した、「3. 子育て家庭への効果」については、仲間作りや子育てに関する不安・ストレスの解消と言った子育て家庭に対する項目に結び付きを表す因子が認

められた。これは、彼らの子育てサロン活動が、「子育て家庭が抱える不安や悩みなどの課題を解消する効果」があると認識されていると言える。

第4因子として命名した、「4. 地域全体への効果」については、世代間交流や地域のつながりといった地域全体に対する項目に結び付きを表す因子が認められた。これは、彼らの子育てサロン活動が、「世代を超えた多世代のつながりを構築する効果」があると認識されていると言える。

このように、民生委員児童委員、主任児童委員が実施する子育てサロン活動は上記の4つの効果があり、今日の地域における子育て支援の意義として本論第1章で整理した、「①子育て家庭への過度な負担を緩和するための日常的な支援やこれから生じ得る課題への予防としての意義」、「②子育て家庭が抱えている課題の解決に向けた取り組みとしての意義」、「③地域全体で「子育て」を行う環境作り、「子育ての社会化」としての意義」の3つ意義に沿った活動の1つであると言える。

なお、上記の4つの効果については、次章の法定単位民児協に対して実施したインタビュー調査結果も踏まえた上でさらに検証を行うこととする。

2. 仮説の検証

(1) 調査仮説①の検証

【調査仮説①】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」

調査結果から、前述した彼らの子育て支援活動が構築し得るであろう「縦のつながり」については、世代間交流、子育てサロンでの「多世代との関わり」を初めとした活動を確認することができた。

なお、もう一つの「子育て家庭に対して民生委員児童委員は継続的な支援ができる」については、委員が実施する子育て支援活動メニューは乳幼児とその保護者を対象とした活動から学童期の児童に対する活動、啓発活動などの地域住民を対象とした活動など幅広い世代を対象とした活動が実施されていることが分かった。これは、子育て家庭の成長ともに継続して支援できる活動メニューがあることを示している。

次章の法定単位民児協に対して実施したインタビュー調査結果も踏まえた上でさらに検証を行うこととしたい。

(2) 調査仮説②の検証

【調査仮説②】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」

次に、「横のつながり」については、彼らの子育てサロン活動において行政、社会福祉協議会、地域住民をはじめとした多くの関係者の協力を得て開催されており、地域の社会資源である多くの関係者との「子育て支援ネットワーク」を形成する有効な手段の一つであ

ることが分かった。

また、「彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につなぐことができる」については、本調査結果からは彼らの活動のみでしかその関係性を検証することが出来なかったが、子育て支援活動メニューの相関を確認することができた。民生委員児童委員以外の支援へのつながりについては、次章のインタビュー調査結果も踏まえた上でさらに検証を行うこととしたい。

以上のことから、子育てサロン活動をはじめとする彼らの子育て支援活動は、子育て家庭に対して、「縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)」と「横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)」を構築することができると言える。

しかし、「子育て家庭に対して民生委員児童委員は継続的な支援ができる」及び「彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につなぐことができる」については、本調査結果からだけでは十分に論証できていないため、次章のインタビュー調査結果をふまえた上で、改めて論証を試みることにしたい。

このように民生委員児童委員は、地域において同じ地域住民という立場で子育て家庭と地域(様々な関係者や地域住民)をつなぐ役割を果たしており、今後さらなる活動の充実が期待される。

また、本調査の限界として、調査対象者を子育て支援活動を実施している法定単位民児協(民生委員児童委員、主任児童委員)に設定していることから、子育てサロン活動の効果については法定単位民児協の自己分析という側面からの視点となっていることが挙げられる。

また、回答者の負担を減らすために調査項目を簡素化したことから、子育てサロン活動以外の子育て支援活動に対して詳細な調査をすることができなかったことも本調査の限界であると言える。

次章では、本章における統計による分析結果を補完するために、インタビュー調査結果の分析を行うこととする。

注

- (1)全国民生委員児童委員連合会，2010，『民児協における子育て支援活動等状況調査-報告書-』。
- (2)全民児連に設置されている児童委員活動を推進することを目的とした部会であり、平成25年度同部会員に対して調査協力の依頼を行った。
- (3)民生委員法第4条に基づく基準であり、平成13年6月29日に出された厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知(雇児発第433号/社援第1145号)により、新たに民生委員児童委員の定数及び配置基準が定められている。
- (4)2014(平成26)年10月1日現在の値。出典：内閣府「平成27年版高齢社会白書」。
(http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2015/zenbun/27pdf_index.html)
2015.10.26 閲覧。
- (5)³前掲書。
- (6)¹前掲書：10。

(7)¹前掲書：11.

(8)¹前掲書：20.

(9)¹前掲書：20.

(10)スクリー基準は、固有値の落差が最も大きくなる因子の1つ手前までを因子数として特定する方法。

第5章 法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査 ～子育てサロン活動を中心とした子育て支援活動の効果について～ 調査研究②（質的調査）

本章では、前章の量的調査の分析結果を補完し、仮説検証を行うために実施したインタビュー調査結果の分析を行うこととする。

第1節 調査主体、調査の目的

1. 調査主体

明治学院大学大学院 社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 藤高 直之

2. 調査の目的

本インタビュー調査は、下記2つの目的を達成するための調査であり、その位置づけとしては主に第4章の質問紙調査の分析結果を補完するためのものである。

1. 調査仮説を検証するための質問紙調査結果の補完

1つ目の目的として、下記の本研究における2つの調査仮説について質問紙調査結果から検証を行ったが、質問紙調査では論証できていない部分についてインタビュー調査を実施することで補完することとしたい。

【調査仮説①】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」

【調査仮説①に対するインタビュー調査の目的】

質問紙調査結果から、民生委員児童委員の子育て支援活動が構築し得るであろう「縦のつながり」について、世代間交流、子育てサロンでの「多世代との関わり」を初めとした活動を確認することができた。しかし、もう一つの「子育て家庭に対して民生委員児童委員は継続的な支援ができる」については論証できていないため、インタビュー調査によって仮説が証明できるか否かを明らかにする。

【調査仮説②】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」

【調査仮説②に対するインタビュー調査の目的】

質問紙調査結果から、「横のつながり」については、民生委員児童委員の子育て支援活動が、地域の社会資源である多くの関係者との「子育て支援ネットワーク」を形成する有効な手段の一つであることが分かった。また、「彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につながる事ができる」については、民生委員児童の子育て支援活動メニューの相関を確認することができたが、質問紙調査結果からは「子育てサロン活動がをきっかけとしてその他の子育て支援活動に広がっている」とまでは論証できていない。

さらに、民生委員児童委員の子育て支援活動以外の支援のつながりを構築できるかについては論証できていないので、インタビュー調査によってその可否を明らかにする。

2. 質問紙調査結果の因子分析から導き出された子育てサロン活動の効果についての補完
2つ目の目的として、質問紙調査結果の因子分析から導き出された4点（「1. 委員活動への効果」、「2. 地域の社会資源への効果」、「3. 子育て家庭への効果」、「4. 地域全体への効果」）の子育てサロン活動の効果について、インタビュー調査を実施することで質問紙調査の分析を補完することとする。

以上のことから、統計による質問紙調査の分析結果を補完することを主たる目的とし、インタビュー調査実施した。

第2節 インタビュー調査の対象、調査方法と倫理的配慮

1. インタビュー調査の対象

インタビュー調査については、都市部のみに見られる活動や先駆的な活動がなされているなど偏った調査対象になることを防ぐために質的調査の選定条件として、「多様な環境下、地域性を持ち合わせた法定単位民児協が所在する組織」を設定した。

その上で、先述した質問紙調査に協力いただいた都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会に、引き続きインタビュー調査協力を依頼したが承諾いただけなかった。そのため、上記の選定条件に見合う別の都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会の事務局に協力を依頼し、協力許可を得た事務局を経由してインタビュー調査に協力いただける法定単位民児協5か所(全て同一の都道府県・指定都市)を調査対象とした。

なお、本インタビュー調査の対象となった法定単位民児協については、先述した質問紙調査の対象とは異なるが、所在する県域内には都市部と地方部の両方が存在し、多様な環境下、地域を持ち合わせていることから普遍的な法定単位民児協の姿を捉えることができると考えている。また、インタビュー調査に協力いただいたのは、いずれも当該法定単位民児協の会長であった。

調査対象の選定にあたっては、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会の事務局に対して、事前に「子育てサロン活動を主催もしくは主体として実施していること」、「子育てサロン活動の主な担い手(1.両委員ともに実施2.民生委員児童委員が中心、3.主任児童委員が中心)が違う法定単位民児協を複数か所」、「法定単位民児協が所在する地域の環境が異なること」の3点を選定の条件としていただけけるように依頼した。

2. 調査方法

インタビュー調査は、調査依頼文等を事前に送付した上で、協力許可が得られた5か所に対して、それぞれの法定単位民児協事務所に調査者(筆者)が訪問して実施した。

調査の実施にあたっては、調査依頼文送付時に併せてインタビューガイドを送付した上で、調査当日は調査者と回答者の1対1による半構造化面接を実施した。

調査期間は、2015(平成27)年3月15日から4月15日の1か月間であり、平均インタビュー時間は1時間35分であった。聴取されたインタビューデータはボイスレコーダーに録音し、後日逐語録を作成した。

作成した逐語録については、調査対象者に送付し、文言の修正・欠落データの加筆、公表可否の最終判断を依頼し許可を得た。

3. 調査項目

インタビュー調査の調査項目については、「法定単位民児協の子育て支援活動について」及び、「法定単位民児協の子育てサロン活動について」の2つに大別した上で調査を実施した。

インタビュー調査では、最初に法定単位民児協が実施している子育て支援活動の現状(活動内容、実施頻度、協力者の有無)について尋ね、その後、子育て支援活動を行う際の民生委員児童委員と主任児童委員の役割分担について、子育て支援活動を実施する際の地域の関係者との協働について、法定単位民児協が子育て支援活動を行う上での課題の聴き取りを行った。

次に、子育て支援活動の1つである子育てサロン活動に焦点をあて、サロン活動を始めたきっかけ、現状の活動内容、活動を行う上で工夫・配慮している点、委員が実施するサロン活動の特徴と利点、サロン活動を行う上での課題の聴き取りを行った。

インタビューガイドの詳細は、下記のとおりである。

表 5-1【本調査のインタビューガイド】

<インタビューガイド>

I. 貴民児協の子育て支援活動について

1. 貴民児協が取り組んでいる子育て支援活動について
 - ①活動内容、②実施頻度、③日常的な協力者の有無と協力内容について
2. 貴民児協が子育て支援活動を行う際の民生委員児童委員と主任児童委員の役割分担について
3. 貴民児協が子育て支援活動を行う際の地域の関係者との協働について
4. 委員が実施する子育て支援活動の特徴と利点について
5. 貴民児協が子育て支援活動を行う上での課題について

II. 貴民児協の子育てサロン活動について

1. サロン活動を始めたきっかけについて
2. 現在の活動状況について
 - ①活動内容、②参加状況、③委員の役割、④日常的な協力者の有無と協力内容について
3. サロンを実施する上で工夫・配慮している点について
4. 委員が実施するサロン活動の特徴と利点について
5. サロンを実施する上で課題点について

出典：筆者作成。

4. 分析方法

本研究の目的は、民生委員児童委員の子育て支援活動に着目し、その効果を検証・考察することで子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う上での民生委員児童委員の存在意義や彼らの子育て支援活動がもたらす効果、付加価値を明らかにすることである。

そのため本調査研究では、先に実施した質問紙調査結果を補完するために、法定単位民児協における子育て支援活動の効果の分析とともに、民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果を明らかにするために、帰納的アプローチによる定性的コーディング^①を行った。

分析方法は、民生委員児童委員の子育て支援活動の効果及び子育てサロン活動の効果、付加価値に関する先行研究が非常に少ないため、「先行研究が少ない問題領域で探索的に調査や研究を行う場合などにはきわめて有効な方法^②」とされる定性的コーディングを採用した。

定性的コーディングとは、文字テキストデータに対して一種の小見出し（コード）をつけて元データの情報を圧縮して操作しやすくする作業である。

本調査研究における具体的な分析手順は、以下のとおりである。

- ① 各インタビュー事例の逐語録から関連する箇所を抜粋し、抜粋した内容をまとめた文書セグメント^③を作成した。なお、インタビュー調査は、調査項目を「子育て支援活動について」および「子育てサロン活動について」の2つに大別して実施していることから、文書セグメントについてもそれぞれの項目ごとに作成している。
- ② 各文書セグメントは、それぞれを「民生委員児童委員の子育て支援活動の効果」、「民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果」に着目しながら意味内容を反映する短文に要約し、その短文をコードとした。このコードは、常に文書セグメントを抽出した元データの文脈と照合し妥当性を確認した。
- ③ 次に作成したコードに反映される「子育て支援活動の効果」および「子育てサロン活動の効果」からカテゴリを作成した。カテゴリの生成にあたっては、調査対象が少数であることから、過度の一般化という傾向を回避するのに有効とされる「事例コードマトリックスを用いた^④。

なお、分析結果については、調査対象者に確認を依頼し妥当性を担保した。

5. 倫理的配慮

インタビュー調査については、調査対象者及び所属する法定単位民児協会長(本調査においてはいずれも同一人物)に対して、調査依頼文、インタビューガイド、個人情報を含む情報の取り扱いについて記載した研究倫理遵守に関する誓約書を送付し、調査協力者の承諾を得た上で実施した。調査実施にあたっては、事前にボイスレコーダーへの録音許可を得て実施し、調査後にインタビュー内容の報告書の確認を依頼し、公表への承諾を得た。

また、調査結果の公表にあたっては、個別の法定単位民児協名及び回答者名は記載しないこと、さらに分析結果の用途に関する説明、調査に関する問い合わせ先を調査依頼文に明記した。また、調査実施前に明治学院大学大学院社会学研究科の倫理委員会での承認を得た。

第3節 インタビュー調査結果と考察

1. 基本情報(調査対象者の属性)

(1)調査対象者の属性

本調査の対象となった5か所の法定単位民児協の基本情報は、次表のとおりである。

本調査の対象となった法定単位民児協は、下記配置基準の「中核市・人口10万人以上の市」および「人口10万未満の市」に該当する市内5か所であり、「人口10万人未満の市」内が1か所、「人口10万人以上の市」内が2か所、「中核市」内が2か所であった。委員1人当たりの担当世帯数については、最小で263世帯、最大で421世帯であった。

各法定単位民児協が担当する地域の状況は、人口規模、世帯数ともに異なる環境であり、高齢化率についても、17.50%～30.10%と幅があることが分かる。また、委員の所属人数

も人口規模・世帯数に応じて異なっているため一定の代表性を持った調査対象と言える。

表 5-2 【調査対象の基本情報】

調査対象	A	B	C	D	E
担当地域の状況					
人口	12,245	16,662	26,604	30,910	38,454
世帯数	5,257	5,455	10,122	14,430	17,682
65歳以上高齢者数	3,687	3,214	5,372	6,051	6,729
高齢化率	30.10%	19.30%	20.20%	19.60%	17.50%
組織体制					
区域担当児童委員	20	16	33	41	42
主任児童委員	2	2	2	3	3
1人当たりの担当世帯数	263	303	307	352	421

出典：筆者作成。

表 5-3 【民生委員児童委員の配置基準表】

区 分	1人当たりの受け持ち世帯数 (基準)
町村	70～200世帯
人口10万未満の市	120～280世帯
中核市・人口10万人以上の市	170～360世帯
東京都区部・指定都市	220～440世帯

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
(2001(平成13)年6月29日)より筆者作成。

(2)調査回答者(法定単位民児協会長)の委員経験年数および会長在職年数について

調査回答者の委員経験年数は、「15年以上20年未満」が3件、「20年以上」が2件であり、1期3年の委員期間で換算すると5期以上の豊富な経験を持っていることが分かる。

会長在職年数は、「5年以上～10年未満」が3件、「10年以上15年未満」が2件であり、少なくとも1期以上の経験を持っていることが分かる。

表 5-4 【回答者の経験年数】

調査対象	A	B	C	D	E
回答者経験年数					
委員経験年数	29年4カ月	22年2カ月	18年2カ月	19年3カ月	18年6カ月
会長在職年数	11年9カ月	10年2カ月	5年4カ月	6年4カ月	5年2カ月

出典：筆者作成。

(3)年間事業計画の策定と子育て支援活動メニュー数、委員の役割分担について

年間事業計画の策定については、児童委員事業については全ての法定単位民児協で策定されており、主任児童委員事業については、「児童委員事業と併せて策定」が3件、「単独

で策定」が1件、「策定していない」が1件であった。

この年間事業計画の策定方法によって、各法定単位民児協が実施する子育て支援活動の委員の役割が異なっており、主任児童委員事業計画を「児童委員事業と併せて策定」と回答した3件については、子育て支援事業についても児童委員、主任児童委員が両方とも参加していることが分かった。また、主任児童委員事業計画を「単独で策定」と回答した1件については、子育て支援事業を主任児童委員が中心となって担っており、「策定していない」と回答した1件については、児童委員が中心となって担っているとのことだった。

また、各法定単位民児協における子育て支援活動メニュー数は、平均4.4項目であり、質問紙調査結果の平均4.2項目とほぼ同数であった。

表 5-5 【法定単位民児協の概要】

調査対象	A	B	C	D	E
年間事業計画					
児童委員事業	策定	策定	策定	策定	策定
主任児童委員事業	併せて策定	併せて策定	未策定	併せて策定	単独で策定
活動メニュー数	6	4	4	5	3
委員の役割分担	両委員とも参加	両委員とも参加	児童委員が中心	両委員とも参加	主任児童委員が中心

出典：筆者作成。

(4) 子育て支援活動の概要と課題

子育て支援活動の概要と課題については次頁表 5-6 のとおりである。

ここでは、インタビュー調査結果から得られた民生委員児童委員の子育て支援活動の課題について整理する。

彼らの子育て支援活動の課題については、本論第1章で整理した課題とほぼ同様であり、「①委員活動に関する課題」、「②地域における認知度に関する課題」、「③個人情報保護に関する課題」に整理することができる。

「①委員活動に関する課題」では、「高齢化率が高い地域のため、子育て支援活動を行う時間的余裕が少ない」、「民生委員児童委員は、高齢者に対する活動が中心になってしまっている」、「就学前の子どもがいる家庭へのアプローチが難しい」との回答が得られた。民生委員児童委員は民生委員と児童委員を兼務していることもあり、高齢者を主な支援の対象とした活動に偏る傾向がある。そのため、子育て支援活動を行う時間的余裕が少ないことや子育て家庭へのアプローチの難しさが挙げられた。なお、法定単位民児協には民生委員児童委員の中に主任児童委員という主に児童分野を中心として活動する委員がいるが、配置人数は民生委員児童委員に比べると非常に少ないのが現状である。

また、「継続的な子育て支援活動を心がけてはいるが、委員個人の力量によって偏りがあり、組織全体に浸透していない」、「主任児童委員は日中就業している方なので、なかなか日中の活動ができない」、「担当地区が広く、新興住宅が増えてきており委員だけでは(対応が)難しい」といった組織的に対応しなければならない課題も挙げられた。

「②地域における認知度に関する課題」では、「若い世代からの委員の認知度が低い」との回答が得られた。これは、地域の子育て家庭に対して委員の存在や役割が十分に伝わっていないことが表している。また、「広報力に課題があり、情報を届けたい家庭に伝わりに

くい」との課題については、地域における委員の認知度が十分ではないことから、子育て支援に関する情報を届けたい子育て家庭に伝わりにくい現状が見受けられる。

「③個人情報保護に関する課題」では、「個人情報保護の観点から行政や学校から子育て家庭に関する十分な情報が提供されない」との回答が得られた。前述の民生委員児童委員の認知度の低さと併せて委員が活動する地域の状況が把握しづらくなっていることから、子育て家庭への子育て支援に関する情報提供や委員活動の広報も難しくなっていることが分かった。

以上のようにインタビュー調査結果から、民生委員児童委員の子育て支援活動についての課題が挙げられた。この3点の課題は、地域において委員の子育て支援活動がまだまだ発展途上であることを示しているが、考え方によってはこの課題を解決することができれば先述した委員の子育て支援活動の効果をさらに高めることにつながると考えられる。

表 5-6 【子育て支援活動の概要と課題】

調査対象	①活動内容	②実施頻度	③子育て支援活動を行う上での課題
A	1.子育てサロン活動	年9回	○高齢化率(独居率も)が高い地域のため、子育て支援活動を行う時間的余裕が少ない
	2.相談活動	随時	
	3.地域でのパトロール活動	週2回	○若い世代からの委員の認知度が低い
	4.福祉教育・体験活動の取り組みへの協力	年2～3回	
	5.世代間交流	年3～4回	
	6.他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり	年3～4回	
B	1.子育てサロン活動	月1回	○乳幼児(0～1歳)を中心とした子育て支援活動が手一杯で、就学前の幼児へのケアが少ない
	2.相談活動	随時	
	3.世代間交流	年3～4回	○継続的な子育て支援活動を心がけてはいるが、委員個人の力量によって偏りがあり、組織全体に浸透していない
	4.他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり	年4回	
C	1.子育てサロン活動	月2回	○主任児童委員は日中就業している方なので、なかなか日中の活動ができない
	2.相談活動	随時	
	3.世代間交流 :いきいきサロンと子育てサロンの同時開催	月2回	○担当地区が広く、新興住宅が増えてきており委員だけでは難しい
	4.土日、放課後の子どもたちの居場所づくり	月2回	

調査対象	①活動内容	②実施頻度	③子育て支援活動を行う上での課題
D	1.子育てサロン活動	月2回	○委員の高齢化もあり、若い世代(子育て家庭)への関わり方が難しい ○個人情報保護の観点から行政や学校から十分な情報が提供されない ○広報力に課題があり、情報を届けたい家庭に伝わりにくい
	2.相談活動	随時	
	3.世代間交流 :いきいきサロンと子育てサロンの同時開催	月2回	
	4.子育てに関する地域住民向け啓発活動	年2回	
	5.土日、放課後の子どもたちの居場所づくり	月4回	
E	1.子育てサロン活動	月2回	○民生委員児童委員は高齢者に対する活動が中心になってしまっている ○若い世代からの委員の認知度が低い ○個人情報保護の観点から行政や学校から十分な情報が提供されない
	2.相談活動	月3回	
	3.世代間交流	月4回	

出典：筆者作成.

2. 子育てサロン活動の実施状況

(1)子育てサロン活動の実施状況

子育てサロン活動の実施頻度については、質問紙調査結果とほぼ同様であり、おおむね月1回から月2回の開催となっている。

サロンの参加者は、子育て家庭の人数がおおむね10組から20組前後となっており、加えて担い手として民生委員児童委員、主任児童委員、協力者で構成されている。なお、協力者として、「県・市区町村の児童担当部・課」、「県・市区町村社会福祉協議会」及び「地域住民」が共通して挙げられている。

また、サロンを開始したきっかけについても質問紙調査結果とほぼ同様であり、「行政からの協力依頼」、「委員の日常活動を通して」の2点が挙げられる。(表 5-7)

(2)具体的な活動内容

子育てサロン活動の具体的な活動内容については、本インタビュー調査対象である5つの法定単位民児協の中で、3カ所で「活動日や時間帯などによって決められたプログラムがある」と回答している。なお、固定したプログラムがないとした2カ所についても実施しているプログラムがあれば回答を得た。

その結果、具体的なプログラムも質問紙調査結果とほぼ同様であり、「絵本・紙芝居の読み聞かせ」、「体操（リズム体操、手遊びなど）」、「子育て相談」の3項目がほぼ共通して実施されている。なお、上記3項目に加えて、「昔遊び」及び「高齢者との交流(いきいきサロン利用者との交流)」の2項目についても、5カ所中3カ所で実施されている。

これは、昔遊びを知っており、高齢者を主な対象としたいきいきサロンの担い手でもあることが多い民生委員児童委員ならではの活動であると言える。

民生委員児童委員、主任児童委員の子育てサロン活動における役割分担については、質

問紙調査でその実態を把握することができていない。そのため、本インタビュー調査対象である5カ所だけでは一概にして語ることはできないが、それぞれの法定単位民児協によって様々な役割分担があるものの、地区を担当する民生委員児童委員が積極的に子育て家庭と関わりを持っていることが分かる。(表5-8)

表5-7【子育てサロン活動の実施状況①概要】

調査対象	A	B	C
子育てサロン活動実施状況			
年間活動回数 (平成26年度)	9回	12回	24回
参加状況			
子育て家庭/子どもの年齢	10～20組/0～2歳が中心	20組前後/妊産婦及び0～1歳まで	10組～15組/0～2歳が中心
1回あたり委員の人数	民生委員児童委員 6人 主任児童委員 1人	民生委員児童委員4～6人 主任児童委員 2人	民生委員児童委員4人 主任児童委員0～1人
サロン協力者の人数	2～3人	4～5人	2～3人
日常的なサロン協力者	県・市区町村の児童担当部・課	県・市区町村の児童担当部・課	県・市区町村の児童担当部・課
	県・市区町村社会福祉協議会	県・市区町村社会福祉協議会	県・市区町村の高齢者担当部・課
	連合民児協(市・区)	地域住民(社協会員)	県・市区町村社会福祉協議会
	地域子育て支援センター	自治会・町内会等の地域組織	地域住民(社協会員)
	公民館・コミュニティセンター		学校
活動開始のきっかけ	主任児童委員の活動の場として、地区社協との連携により開始	・主任児童委員に対する地域の 子育て家庭からの声かけ ・新興住宅の家族との交流の場として	小学校の空き教室が地域に開放され、 行政からの依頼があったため
調査対象	D	E	
子育てサロン活動実施状況			
年間活動回数 (平成26年度)	24回	24回	
参加状況			
子育て家庭/子どもの年齢	10組～20組/妊産婦及び0～3歳 が中心	10組前後/0～2歳が中心	
1回あたり委員の人数	民生委員児童委員6～8人 主任児童委員1～2人	民生委員児童委員2人 主任児童委員1～2人	
サロン協力者の人数	4～5人	4～5人	
日常的なサロン協力者	県・市区町村の児童担当部・課	県・市区町村の児童担当部・課	
	県・市区町村社会福祉協議会	県・市区町村社会福祉協議会	
	地域住民(社協会員)	地域住民(社協会員)	
	公民館・コミュニティセンター	NPO団体	
活動開始のきっかけ	行政からの協力依頼がきっかけ で、組織としても新たに開催する	主任児童委員に対して、行政からの 依頼があったため	

出典：筆者作成。

表 5-8 【子育てサロン活動の実施状況②活動内容】

調査対象	A	B	C
活動内容について			
プログラムの有無	有	有	無
プログラム内容	絵本・紙芝居の読み聞かせ	絵本・紙芝居の読み聞かせ	絵本・紙芝居の読み聞かせ
	体操(リズム体操、手遊びなど)	体操(リズム体操、手遊びなど)	昔遊び
	昔遊び	子育て相談	子育て相談
	子育て相談		高齢者との交流 (いきいきサロン利用者との交流)
	高齢者との交流 (いきいきサロン利用者との交流)		
委員の役割分担			
民生委員児童委員	決まった役割分担はなく、適宜手が空いている委員が対応するが、可能な限り担当地区の参加者に関わるようにする	子どもたちの遊び相手	参加者の話し相手、子どもの遊び相手
主任児童委員		全体的運営指揮	開催前の広報や関係者との調整、当日は受付
調査対象	D	E	
活動内容について			
プログラムの有無	有	無	
プログラム内容	絵本・紙芝居の読み聞かせ	絵本・紙芝居の読み聞かせ	
	昔遊び	体操(リズム体操、手遊びなど)	
	子育て相談	子育て相談	
	高齢者との交流 (いきいきサロン利用者との交流)		
	講演会		
委員の役割分担			
民生委員児童委員	決まった役割分担はなく、適宜手が空いている委員が対応する	当日の受付、後片付け	
主任児童委員		参加者の話し相手、子どもの遊び相手	

出典：筆者作成。

(3)子育てサロン活動を実施する上で「工夫している点・配慮している点」

子育てサロン活動を実施する中で、「工夫している点・配慮している点」については、下表のとおり、「①子育て家庭に対して」、「②実施するプログラムに対して」、「③運営全般に対して」についてそれぞれ回答を得た。

その結果、「①子育て家庭に対して」は、「一人で寂しそうにしているお母さんがいたら声かけをする」や「母親同士がおしゃべりできるように委員は子どもの遊び相手になる」など、サロンに参加する子育て家庭、特に母親に対して居心地の良い雰囲気作りを心がけていることが分かる。また、「委員から積極的に声をかける、気が合いそうな参加者を紹介する」など、委員が参加者や協力者の間に入り間を取り持つなども意識して行われていることが分かる。

「②実施するプログラムに対して」も、「親子体操など親子のスキンシップを図るプログラムを多く取り入れている」や「紙芝居や絵本は参加者の様子から題材を選んでいる」など、親子のスキンシップが取れるように工夫したり、子どもが興味を示すプログラムを取り入れるなど、親子がともに楽しく過ごすことができるように工夫、配慮されていることが分かる。

「③運営全般に対して」では、子どもの安全面での配慮に加えて参加者カードの作成な

どりピーターを増やすための工夫や、「いきいきサロンと同時開催する」や「広報物など子育てに関する情報提供を行う」などの工夫がされていることが分かる。また、配慮している点として、2カ所が「守秘義務の徹底」を挙げている。これは、子育て家庭を中心に地域の誰もが参加しやすい雰囲気を作ることを試みながらも、近年の個人情報保護の流れを意識したものであると言える。

表 5-9 【子育てサロン活動の実施状況③工夫している点・配慮している点】

調査対象	A	B	C
工夫点・配慮点	①子育て家庭に対して		
	①一人で寂しそうにしているお母さんがいたら声かけをする ②たまり場としての雰囲気づくり、母子だけの遊びにならないように工夫 ③父親の参加を歓迎している	①参加対象を、妊婦および0～1歳までの親子としている ②委員や協力者が、積極的に子どもを抱っこするようにして交流を図る ③サロンだけに限らず、地域で会った際には必ず委員から声かけを行う	①母親同士がおしゃべりできるように委員は子どもの遊び相手になる ②子どもと地域の高齢者が知り合いになれるように気を配る
	②実施するプログラムに対して		
	①親子体操など親子のスキンシップを図るプログラムを多く取り入れている ②紙芝居や絵本は参加者の様子から題材を選んでいる ③委員と協力者である地域住民が昔遊びを教えている	①親子体操など親子のスキンシップを図るプログラムを多く取り入れている ②固定プログラムばかりではなく、母親同士が自由に話せる時間をできる限り確保する	①おばあちゃんによる子育て経験談など、いきいきサロン利用者の特技を、子どもに披露してもらう機会を作る
工夫点・配慮点	③運営全般に対して		
	①参加者カードを作り、5回以上参加のリピーターにはプレゼントを差し上げる ②不定期的であるが、いきいきサロンと同時開催をしている ③民生委員児童委員と主任児童委員が協力して開催している ④守秘義務を徹底している	①子どもの安全、おもちゃなどの衛生面には気をつけている ②委員、協力者それぞれができることをやる。無理をしない。 ③保護者のおもちゃの貸し借りで、社会生活の基盤を育てるように促す	①いきいきサロン利用者と同時開催(教室に荷物置き程度の仕切りのみ) ②出入口を開放するなど、気軽に来れる雰囲気作り ③サロンに参加している親子に、いきいきサロンの広報に協力してもらう ④守秘義務を徹底している
	調査対象	D	E
	工夫点・配慮点	①子育て家庭に対して	
①委員から積極的に声をかける、気が合いそうな参加者を紹介する ②参加者同士がサロン以外でも交流できるように、支援する		①母親からの相談を受ける際には、プライバシーの配慮をする ②定期健診際に積極的に声をかけ、サロンに参加しやすい雰囲気をつくる	
②実施するプログラムに対して			
①参加者にアンケートを取り要望を聞き、離乳食や子どもの発達についてなどの講演会を開く		①絵本・紙芝居の読み聞かせなど、できるかぎり母親がおしゃべりできる時間を作る ②適宜、専門職の協力者によるプログラムを実施する	
工夫点・配慮点	③運営全般に対して		
	①定期的にいきいきサロンと同時開催する ②参加者に委員の名刺を配り、名前を覚えてもらう ③地域に保育所に協力を仰ぎ、保育相談の時間を作っている ④サロンの受付前で、広報物など子育てに関する情報提供を行う	①子どもの安全、おもちゃなどの衛生面には気をつけている ②毎回チラシ等の広報物を使って、子育てに関する情報提供をする。 ③保健師、家庭児童相談員、市の担当職員が毎回参加している	

出典：筆者作成。

(4)子育てサロン活動を実施する上での課題点

子育てサロン活動を実施する上での課題点については、「工夫している点・配慮している点」と同様に、下表のとおり、「①子育て家庭に対して」、「②実施するプログラムについて」、「③運営全般」についてそれぞれ回答を得た。

表 5-10 【子育てサロン活動の実施状況④課題点】

調査対象	A	B	C
課題点	①子育て家庭に対して		
	①地域の子育て家庭への広報周知を行っているが、なかなか伝わらない ②継続して参加してくれる参加者と単発で終わってしまう参加者に分かれてしまう ③外国にルーツを持つ親子への対応(日本語での会話が難しい場合など)	①課題を抱える親子はなかなかサロンに参加しない ②地域の子育て家庭に対して、委員の存在や役割が十分に伝わっていない	①年々、地域の子どもが減ってきている
	②実施するプログラムに対して		
	①実施するプログラムが固定化してしまい、なかなか新しい取り組みができない	①財源がないので、実施できるプログラムが限られている	①参加者のニーズに対応したプログラムの計画が不十分
	③運営全般に対して		
①委員が多忙なため、子育てサロンの開催回数が増やせない ②定期健診の際や行政からの情報提供で把握している課題を抱える子育て家庭の参加が少ない	①2歳以上のお子さんも参加できるサロンを実施したいが、人手と時間が足りない ②委員の担当地区が広いため、遠方からの参加者が集りにくい ③財源的な余裕がない	①主任児童委員が日中働いているため、日程の調整が難しい ②開催回数を増やしてほしいとの要望があるが、なかなか難しい ③委員の担当地区が広いため、遠方からの参加者が集りにくい	
調査対象	D	E	
課題点	①子育て家庭に対して		
	①土地柄、外国籍の子育て家庭が多く課題があると思われるが、言葉、文化等の違いもあり、中々誘いづらい ②子育てに関する相談の中で、専門的な内容は専門職を紹介するがすぐに対応できない	①地域の子育て家庭に対して、委員の存在や役割が十分に伝わっていない	
	②実施するプログラムに対して		
	①参加者全員が楽しめるプログラムが不足している ②財源がないので、実施できるプログラムが限られている	①安全に配慮するため、実施できるプログラムが限られている	
	③運営全般に対して		
①委員が高齢なため、若い世代がサロンに参加しづらいのではないかと感じる ②委員がスマートフォンやSNSを活用できないので、広報が紙面だけになってしまっている ③新築マンションが多くあり、子育て家庭も多くいると思われるが、自治会に入っていないため、広報物が届けにくい	①主任児童委員が日中働いているため、日程の調整が難しい ②活動の周知が不十分であり、参加者が少ない		

出典：筆者作成。

「①子育て家庭に対して」は、「地域の子育て家庭に対して、委員の存在や役割が十分に伝わっていない」や「地域の子育て家庭への広報周知を行っているが、なかなか伝わらない」といった委員や子育てサロン活動への認知度の低さが課題として挙げられた。これは、本論第1章で整理した課題とほぼ同様であることが分かる。

また、「課題を抱える親子はなかなかサロンに参加しない」や「土地柄、外国籍の子育て家庭が多く、課題があると思われるが、なかなか誘いづらい」との回答から、支援が必要と思われる子育て家庭へのアプローチや言語・文化の違いがある「外国にルーツを持つ親子への対応」も課題として挙げられている。

「②実施するプログラムについて」は、「財源がないので、実施できるプログラムが限られている」や「参加者のニーズに対応したプログラムの計画が不十分」などの課題が挙げられている。これは、子育て支援事業等の公費による活動とは異なることから財源的な支援の少なさや先述した委員の子育て支援活動の課題と同様に、時間的余裕や人員配置的な余裕がないことが子育てサロンの課題であると言える。

「③運営全般」は、「委員が多忙なため、子育てサロンの開催回数が増やせない」や「主任児童委員が日中働いているため、日程の調整が難しい」などの課題が挙げられている。これは本論で繰り返し述べているように、民生委員児童委員、主任児童委員が、子育て支援活動以外にも多くの活動を行っているが故の課題であると言える。

以上がインタビュー調査結果から得られた法定単位民児協における民生委員児童委員の子育てサロン活動の実施状況と課題である。次項では、さらにインタビュー結果をもとに定性的コーディングを行い、法定単位民児協における子育て支援活動の効果について分析を行うこととする。

3. 定性的コーディングの結果と考察 I (法定単位民児協における子育て支援活動の効果)

(1)本研究結果からみる法定単位民児協における子育て支援活動の効果

法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に対する聴き取り調査によって得られたデータの内、分析対象とした文書セグメントの総数は、181であった。その分析対象をコード化し、カテゴリ化した効果に関して15のコードと、【支援の拡張性】【支援の協働性】【支援の連続性】【支援の相互性】【支援の循環性】の5つのカテゴリが生成された。表5-16は、カテゴリ、コードおよびインタビューデータの例示の一覧である。以下、分析結果について表5-16に沿って群述する。本文中では、カテゴリ名は【 】で、コード名は、〈 〉で表記している。

(2)カテゴリ I 【支援の拡張性】

【支援の拡張性】は、〈一つの支援をきっかけに、ニーズが掘り起こされる〉〈委員が橋渡しをすることで多くの支援者を獲得できる〉〈ニーズに対応した支援が展開できる〉の3つコードから成り立っている。

インタビュー調査の結果、〈一つの支援をきっかけに、ニーズが掘り起こされる〉では、子育て家庭に対する民生委員児童委員の支援をきっかけに潜在化していたニーズが掘り起こされ、様々な支援の展開につながっていることが分かった。具体例をあげると、「乳幼児の定期健診時にボランティアとして委員が休憩室でパネルシアターやおもちゃ遊びを行っ

た際に知り合った子育て家庭に対して、子育てサロンの紹介や地域の行事案内を行うことで支援のきっかけが生まれる。」や「こんにちは赤ちゃん訪問活動や子育てサロンへの参加をきっかけに、保護者から子育てに関する不安や悩みを聞くことができ、ニーズの発見につながる。」などのインタビューデータがある。

また、〈委員が橋渡しをすることで多くの支援者を獲得できる〉では、子育て家庭との関わりの中で、専門的な支援が必要である場合や委員の他に支援者として適任者がいれば、委員が子育て家庭と専門職、支援者との間を取り持ち、橋渡しを行うことで、子育て家庭が多くの支援者を獲得できることが分かった。これは、民生委員児童委員が持つ多様なネットワークを活用している結果であり、「地域全体で子育てを行う」きっかけになる行為であると言える。

このように、子育て家庭が抱える様々なニーズに対して、民生委員児童委員だけで支援に関わるのではなく、必要に応じて適任とされる多くの支援者を獲得することができることで、〈ニーズに対応した支援が展開できる〉ことが挙げられる。民生委員児童委員は、地域において日常的に住民に対して個別支援を行っており、多くの事例を経験していることもニーズに対応した柔軟な支援が展開できる一因であると言える。具体例を挙げると、子どもの発達に対して不安や悩みを抱える保護者に対して専門職への橋渡しを行う際には、相談の場に委員も同席し子育て家庭に寄り添うことで、保護者の直接的な不安や悩みの解消だけではない支援を行うことができる。また、専門職への相談の中で新たに掘り起こされたニーズに対して、必要な支援を一緒に考えることも可能である。

上記3つのコードから民生委員児童委員の子育て支援活動の効果の一つとして、委員の子育て支援活動がきっかけとなり様々な支援へと展開される【支援の拡張性】が生成された。

表 5-11 【カテゴリ I : 支援の拡張性】

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
I. 支援の拡張性	①一つの支援をきっかけに、ニーズが掘り起こされる	○乳幼児の定期健診時にボランティアとして委員が休憩室でパネルシアターやおもちゃ遊びを行った際に知り合った子育て家庭に対して、子育てサロンの紹介や地域の行事案内を行うことで支援のきっかけが生まれる。 ○こんにちは赤ちゃん訪問活動や子育てサロンへの参加をきっかけに、保護者から子育てに関する不安や悩みを聞くことができ、ニーズの発見につながる。
	②委員が橋渡しをすることで多くの支援者を獲得できる	○委員には対応できないことも、専門職なら対応できるかもしれないと考えている。また、専門職でなくても、地域の中でできる人がいればお願いした方が良いと感じている。 ○「友達の友達は、同じ友達」という感じで接することで、子育て家庭同士の仲間づくりになる。また、支援者も同様で紹介していくほど、段々と輪が広がっていくと思う。
	③ニーズに対応した支援が展開できる	○今までの経験から、「誰に相談すれば良いか、誰につなげば良いか」を考える習慣がついている。 ○自分一人で抱え込むのではなく、子育て家庭が抱えている課題や起こっている問題に、誰が対応できるか、誰に連絡しないといけないのかを考えている。

出典：筆者作成。

(3)カテゴリ II 【支援の協働性】

【支援の協働性】は、〈委員だけでは支援に限界がある〉〈支援できる人が支援する〉〈地域住民が支援者になる〉の3つのコードから成り立っている。

インタビュー調査の結果、〈委員だけでは支援に限界がある〉では、「民生委員児童委員は大臣委嘱をされた特別職の公務員であるとはいえ専門職ではないことから、委員だけでは支援には限界がある。」、「あくまでもボランティアとしての活動であり、そこに特筆すべき専門性があるわけではない。」、「多くの業務を抱えた委員だけが活動するのでは限界があり、必然的に様々な協力を得る必要がある。」が挙げられた。

〈支援できる人が支援する〉では、「専門職の役割と委員の役割は違うので委員だけで支援するのではなく、支援できる人が支援すべきである。」、「子育て家庭のニーズに応じて、支援できる人が異なる。」、「地域においてそれぞれができることを持ち寄ることで、支援につながることもある。」とのデータが得られた。

このように民生委員児童委員だけの支援では限界があり、必然的に専門職をはじめとした地域の関係者との協働が実践されていることが分かった。具体例を挙げると、子育てサロン活動を行う際に地域の保育所に協力を仰ぎ、保育士による子育て相談やリズム体操などを行ったり、行政の協力を得て保健師・栄養士による子どもの発達や栄養に関する情報提供の場を設けたりしている事例を確認することができた。

また、民生委員児童委員の子育て支援活動を行う上で重要な協力者の一人として、地域住民の存在を忘れることはできない。インタビュー調査結果から、「子どもの登下校の時間帯に犬の散歩をするついで、不審者や危険がないか見守りをしてもらっている。」、「子育てサロンでの絵本の読み聞かせや地域の伝わる風習や昔遊びなどを教えてもらっている。」などの事例が挙げられた。なお、地域住民からの協力を得るきっかけについては委員からの声かけによるものが多く、地域において日常的な関わりがなければ、誰に協力を依頼すれば良いかなどの判断も難しいところである。これは、民生委員児童委員であり、地域住民でもある委員ならではのネットワークを活かした事例であるといえる。

上記3つのコードから民生委員児童委員の子育て支援活動の効果の一つとして、専門職だけではなく地域住民を含めた地域全体での協働による支援が展開される【支援の協働性】が生成された。

表 5-12 【カテゴリⅡ：支援の協働性】

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
Ⅱ. 支援の協働性	④委員だけでは支援に限界がある	○民生委員児童委員は大臣委嘱をされた特別職の公務員であるとは言え専門職ではないことから、委員だけでは支援には限界がある。 ○あくまでもボランティアとしての活動であり、そこに特筆すべき専門性があるわけではない。 ○多くの業務を抱えた委員だけが活動するのでは限界があり、必然的に様々な協力を得る必要がある。
	⑤支援できる人が支援する	○専門職の役割と委員の役割は違うので委員だけで支援するのではなく、支援できる人が支援すべきである。 ○子育て家庭のニーズに応じて、支援できる人が異なる。 ○地域においてそれぞれができることを持ち寄ることで、支援につながることもある。
	⑥地域住民が支援者になる	○子どもの登下校の時間帯に犬の散歩をするついで、不審者や危険がないか見守りをもらっている。 ○子育てサロンでの絵本の読み聞かせや地域の伝わる風習や昔遊びなどを教えてもらっている。

出典：筆者作成。

(4)カテゴリⅢ【支援の連続性】

【支援の連続性】は、〈子育て家庭との関わりを継続して持つことができる〉〈子育て家庭の成長に合わせた支援ができる〉〈支援をつなぐことができる〉の3つのコードから成り立っている。

インタビュー調査の結果、〈子育て家庭との関わりを継続して持つことができる〉では、「民生委員児童委員は、支援の対象となる子育て家庭と同じ地域で生活しているため、知り合いになれば継続して関わりを持つことができる。」「委員は地域住民もあるので、特別な事情がなくても付き合いを続けることができる。」「子育て家庭、特に子どもにとっては近所のおばあちゃん、おじいちゃんといった存在である。」とのデータが得られた。

また、民生委員児童委員は、子育て家庭と同じ地域で生活する地域住民の一人として継続的な関わりを持つことで、子育て家庭の成長に合わせた支援を展開することができる。子どもの成長を見守り、子どもの成長段階ごとに顕在化する様々な課題に対して必要な声かけを行うことができることも、委員の子育て支援ならではのと言える。

具体例として、「子育てサロン活動を通して知り合った子どもが小学校での生活に課題を抱えていた際には、学校側と保護者の話し合いの場に委員が同席することで、それぞれの思いを代弁したり受け止めたりすることがある。」「普段の子どもの様子を知っているため、変わった様子があればすぐに声かけすることができたり、関係者に相談することができる。」などのデータが得られた。

これは、必要に応じて〈支援をつなぐことができる〉ということであり、子育て家庭との日常的な関わりがなければ難しいことである。

表 5-13 【カテゴリⅢ：支援の連続性】

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータの一部)
Ⅲ. 支援の連続性	⑦子育て家庭との関わりを継続して持つことができる	○民生委員児童委員は、支援の対象となる子育て家庭と同じ地域で生活しているため、知り合いになれば継続して関わりを持つことができる。 ○委員は地域住民もあるので、特別な事情がなくても付き合いを続けることができる。 ○子育て家庭、特に子どもにとっては近所のおばあちゃん、おじいちゃんといった存在である。
	⑧子育て家庭の成長に合わせた支援ができる	○子育てサロン活動を通して知り合った子どもが小学校での生活に課題を抱えていた際には、学校側と保護者の話し合いの場に委員が同席することで、それぞれの思いを代弁したり受け止めたりすることがある。 ○普段の子どもの様子を知っているため、変わった様子があればすぐに声かけすることができたり、関係者に相談することができる。
	⑨支援をつなぐことができる	○委員の支援だけでなく、役所や他の団体さんが活動していれば、紹介することもできるし、逆に相談を受けることもある。 ○課題を抱えている家庭は、1つの課題だけで悩んでいることの方が少ないと感じる。抱えている課題に応じて支援できる人に相談するようにしている。

出典：筆者作成。

上記3つのコードから民生委員児童委員の子育て支援活動の効果の一つとして、子育て家庭と継続して関わることで、成長を見守り、必要な支援につなぐことができる【支援の連続性】が生成された。

(5)カテゴリⅣ【支援の相互性】

【支援の相互性】は、〈支援することで得られることがある〉〈支援は一方通行ではない〉〈子育て家庭は被支援者であるが、支援者でもある〉〈地域で多世代での支えあい生まれる〉の4つのコードから成り立っている。

インタビュー調査の結果、〈支援することで得られることがある〉では、「子育て支援を行う中で、地域の状況や子育て中の保護者の不安や悩みを知ることができる」とともに、関心事や流行など様々な情報を得ることができる。」「子育て家庭と関わることで、自分自身のいきがいを得られた話をされる協力者（地域住民）の方がいる。」「子育て支援に関する制度の不十分さや子育て家庭が必要としている支援を実際に支援に関わることで見えることがある。」とのデータが得られた。

また、〈支援は一方通行ではない〉については、先述した地域住民が子育て支援に関わることで、自分自身のいきがいを得る体験や支援者が支援に関わることで実態やニーズを学ぶこともある。具体的には、「民生委員児童委員が地域の協力者とともに、子育てに関する情報発信（子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど）を行う過程で、地域の情報を再確認できたり、子育て家庭の目線に立ってもう一度地域の景色をみることで。」「子どもたちの居場所づくりを地域に作ることで、子どもたちだけでなく地域みんなの居場所になっている。」などのデータが得られた。

また、民生委員児童委員が実施している子育てサロンと高齢者を対象としたいきいきサロンなどを同時開催する事例では、「高齢者が持っている知識や得意などを披露したり、子どもたちの笑顔が高齢者の癒しにつながったりと、サロンに参加する地域の高齢者や子育て家庭のそれぞれが支援を受けるだけでなく、支援をする立場にもなり得る。」こともある。これは、民生委員児童委員の子育て支援活動が、子育て家庭に対して「一方通行の支援」ではなく、「双方向の支援」を実践しており、〈子育て家庭は被支援者であるが、支援者でもある〉ことを表している。

このように地域住民でもある民生委員児童委員の子育て支援活動がきっかけとなり、地域において多様な世代間の交流が促され、それぞれが対等の立場で支援を行うことで、同世代だけの支えあいだけではなく、〈地域で多世代での支えあい生まれる〉ことを示している。具体例を挙げると、「例えば、サロンで知り合った高齢者宅で、ミニサロンを開くなど、サロンを通して、子育て家庭という同世代の支えあいに加えて色々な世代とのつながりができ、支えあい生まれることもある。」や「サロンをきっかけに、地域の清掃行事などにお子さんが参加していけるようになったり、高齢者を対象としたサロンに遊びに来てくれることもある。」などのデータが得られ、子育てサロンの参加をきっかけにして地域での交流が生まれることが見られた。

上記4つのコードから民生委員児童委員の子育て支援活動の効果の一つとして、子育て家庭に対しての一方通行の支援ではなく、相互の支えあいを促す効果として、【支援の相互性】が生成された。

表 5-14 【カテゴリⅣ：支援の相互性】

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
Ⅳ. 支援の相互性	⑩支援することで得られることがある	○子育て支援を行う中で、地域の状況や子育て中の保護者の不安や悩みを知ることできるとともに、関心事や流行など様々な情報を得ることができる。 ○子育て家庭と関わることで、自分自身のいきがいを得られた話をされる協力者(地域住民)の方がいる。 ○子育て支援に関する制度の不十分さや子育て家庭が必要としている支援を実際に支援に関わることで見えることがある。
	⑪支援は一方通行ではない	○民生委員児童委員が地域の協力者ともに、子育てに関する情報発信(子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)を行う過程で、地域の情報を再確認できたり、子育て家庭の目線に立ってもう一度地域の景色をみることもできる。 ○子どもたちの居場所づくりを地域に作ることで、子どもたちだけでなく地域のみんなの居場所になっている。
	⑫子育て家庭は被支援者であるが、支援者でもある	○高齢者が持っている知識や得意などを披露したり、子どもたちの笑顔が高齢者の癒しにつながったりと、サロンに参加する地域の高齢者や子育て家庭のそれぞれが支援を受けるだけでなく、支援をする立場にもなり得る。 ○子どもの遊び相手であったり、おむつ交換の際の話し相手であったり、サロンの中で子育て家庭同士で助け合ったりしている姿を良く見ることができたり。
	⑬地域で多世代での支えあい生まれる	○例えば、サロンで知り合った高齢者宅で、ミニサロンを開くなど、サロンを通して、子育て家庭という同世代の支えあいに加えて色々な世代とのつながりができ、支えあいが生まれることもある。 ○サロンをきっかけに、地域の清掃行事などにおおさんが参加していきけるようになったり、高齢者を対象としたサロンに遊びに来てくれることもある。

出典：筆者作成。

(6)カテゴリⅤ【支援の循環性】

【支援の循環性】は、〈被支援者が支援者になる〉〈支援者が支援者を育てる〉から成り立っている。

インタビュー調査の結果、「民生委員児童委員の活動を通して知り合った子育て家庭が子育てサロンに参加してくれるようになり、地域のパトロール活動に率先して協力してくれるようになった。」「個別支援の対象であった地域住民からの希望で、ボランティアとして活動に協力してもらっている。」「子育てサロンに参加していた保護者は中心となって、子育てサークルを立ちあげ、委員活動に協力してくれている。」とのデータが得られた。また、「以前に民生委員児童委員の子育て支援活動の支援対象であった子育て家庭の保護者が、子育てが一段落した後に、主任児童委員として地域で活動することになった。」ことも、民生委員児童委員の支援の循環性の一例であると言える。

このように、民生委員児童委員の子育て支援が次の新たな担い手を育て、地域において支援が循環していく環境を作ることに寄与していることが分かる。

上記2つのコードから民生委員児童委員の子育て支援活動の効果の一つとして、地域において支援が循環していく環境を作ることできる【支援の循環性】が生成された。

表 5-15 【カテゴリ V：支援の循環性】

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
V. 支援の循環性	⑭被支援者が支援者になる	○民生委員児童委員の活動を通して知り合った子育て家庭が子育てサロンに参加してくれるようになり、地域のパトロール活動に率先して協力してくれるようになった。 ○個別支援の対象であった地域住民からの希望で、ボランティアとして活動に協力してもらっている。 ○子育てサロンに参加していた保護者は中心となって、子育てサークルを立ちあげ、委員活動に協力してくれている。
	⑮支援者が支援者を育てる	○以前に民生委員児童委員の子育て支援活動の支援対象であった子育て家庭の保護者が、子育てが一段落した後、主任児童委員として地域で活動することになった。

出典：筆者作成。

以上の 5 つのカテゴリが、民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として生成された。この 5 つのカテゴリから、前章の質問紙調査結果を保管する形で本研究の調査仮説の論証を行うこととしたい。

(7) 仮説の検証

本研究の調査仮説①である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」の中で、質問紙調査結果では論証できていなかった、「子育て家庭に対して民生委員児童委員は継続的な支援ができる」については、インタビュー調査結果から生成された【支援の連続性】および【支援の循環性】の 2 つの効果が認められた。

【支援の連続性】では、民生委員児童委員が子育て家庭と継続して関わることで、成長を見守り、必要な支援につなぐことができることが分かった。また、【支援の循環性】では、民生委員児童委員の子育て支援が次の新たな担い手を育て、地域において支援が循環していく環境を作ることに寄与していることが分かった。

また、調査仮説②である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」の中で、質問紙調査結果では論証できていなかった、「子育てサロン活動がきっかけとしてその他の子育て支援活動に広がっている」については、インタビュー調査結果から生成された【支援の拡張性】、【支援の協働性】、【支援の相互性】の 3 つの効果が認められた。

【支援の拡張性】では、民生委員児童委員の子育て支援活動がきっかけとなり、委員の子育て活動を含む様々な支援へと展開されていることが分かった。これは委員が持つ多様なネットワークを活用している結果であり、「地域全体で子育てを行う」きっかけになる行為であると言える。また、【支援の協働性】では、委員の子育て支援活動そのものが地域の関係者との協働なくして成り立たないことがわかり、その結果、専門職だけではなく地域住民を含めた地域全体での協働による支援に展開されていくことが分かった。さらに、【支援の相互性】では、委員の子育て支援活動は、子育て家庭に対しての一方通行の支援ではなく、支援者である地域住民をはじめとした関係者にとっても得られる(支援される)もの

があることがわかり、相互の支えあいを促す効果が認められた。

以上の本インタビュー調査結果から生成された5つのカテゴリについての考察に加えて、民生委員児童委員の子育て支援活動全般のインタビューに加えて実施した子育てサロン活動についてのインタビュー結果についても分析を行うこととする。

なお、本インタビュー調査では、調査対象者に対して事前送付したインタビューガイドの項目順に従い、法定単位民児協における子育て支援活動全般の聴き取りを行った後に、子育てサロン活動についての詳細な聴き取りを行った。

表 5-16 【インタビュー調査分析結果：民生委員児童委員の子育て支援活動の効果】

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータの一部)
I. 支援の拡張性	①一つの支援をきっかけに、ニーズが掘り起こされる	○乳幼児の定期健診時にボランティアとして委員が休憩室でパネルシアターやおもちゃ遊びを行った際に知り合った子育て家庭に対して、子育てサロンの紹介や地域の行事案内を行うことで支援のきっかけが生まれる。 ○こんにちは赤ちゃん訪問活動や子育てサロンへの参加をきっかけに、保護者から子育てに関する不安や悩みを聞くことができ、ニーズの発見につながる。
	②委員が橋渡しをすることで多くの支援者を獲得できる	○委員には対応できないことも、専門職なら対応できるかもしれないと考えている。また、専門職でなくても、地域の中でできる人がいればお願いした方が良いと感じている。 ○「友達の友達は、同じ友達」という感じで接することで、子育て家庭同士の仲間づくりになる。また、支援者も同様で紹介していくほど、段々と輪が広がっていくと思う。
	③ニーズに対応した支援が展開できる	○今までの経験から、「誰に相談すれば良いか、誰につながれば良いか」を考える習慣がついている。 ○自分一人で抱え込むのではなく、子育て家庭が抱えている課題や起きている問題に、誰が対応できるか、誰に連絡しないといけないのかを考えている。
II. 支援の協働性	④委員だけでは支援に限界がある	○民生委員児童委員は大臣委嘱をされた特別職の公務員であるとは言え専門職ではないことから、委員だけの支援には限界がある。 ○あくまでもボランティアとしての活動であり、そこに特筆すべき専門性があるわけではない。 ○多くの業務を抱えた委員だけが活動するのでは限界があり、必然的に様々な協力を得る必要がある。
	⑤支援できる人が支援する	○専門職の役割と委員の役割は違うので委員だけで支援するのではなく、支援できる人が支援すべきである。 ○子育て家庭のニーズに応じて、支援できる人が異なる。 ○地域においてそれぞれができることを持ち寄ることで、支援につながることもある。
	⑥地域住民が支援者になる	○子どもの登下校の時間帯に犬の散歩をするついで、不審者や危険がないか見守りをしてもらっている。 ○子育てサロンでの絵本の読み聞かせや地域の伝わる風習や昔遊びなどを教えてもらっている。

子育て支援活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
Ⅲ. 支援の連続性	⑦子育て家庭との関わりを継続して持つことができる	○民生委員児童委員は、支援の対象となる子育て家庭と同じ地域で生活しているため、知り合いになれば継続して関わりを持つことができる。 ○委員は地域住民でもあるので、特別な事情がなくても付き合いを続けることができる。 ○子育て家庭、特に子どもにとっては近所のおばあちゃん、おじいちゃんといった存在である。
	⑧子育て家庭の成長に合わせた支援ができる	○子育てサロン活動を通して知り合った子どもが小学校での生活に課題を抱えていた際には、学校側と保護者の話し合いの場に委員が同席することで、それぞれの思いを代弁したり受け止めたりすることがある。 ○普段の子どもの様子を知っているため、変わった様子があればすぐに声をかけることができたり、関係者に相談することができる。
	⑨支援をつなぐことができる	○委員の支援だけでなく、役所や他の団体さんが活動していれば、紹介することもできるし、逆に相談を受けることもある。 ○課題を抱えている家庭は、1つの課題だけで悩んでいることの方が少ないと感じる。抱えている課題に応じて支援できる人に相談するようにしている。
Ⅳ. 支援の相互性	⑩支援することで得られることがある	○子育て支援を行う中で、地域の状況や子育て中の保護者の不安や悩みを知ることでできるとともに、関心事や流行など様々な情報を得ることができる。 ○子育て家庭と関わることで、自分自身のいきがいを得られた話をされる協力者(地域住民)の方がいる。 ○子育て支援に関する制度の不十分さや子育て家庭が必要としている支援を実際に支援に関わることで見えることがある。
	⑪支援は一方通行ではない	○民生委員児童委員が地域の協力者とともに、子育てに関する情報発信(子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)を行う過程で、地域の情報を再確認できたり、子育て家庭の目線に立ってもう一度地域の景色をみることでできる。 ○子どもたちの居場所づくりを地域に作ることで、子どもたちだけでなく地域みんなの居場所になっている。
	⑫子育て家庭は被支援者であるが、支援者でもある	○高齢者が持っている知識や得意などを披露したり、子どもたちの笑顔が高齢者の癒しにつながったりと、サロンに参加する地域の高齢者や子育て家庭のそれぞれが支援を受けるだけでなく、支援をする立場にもなり得る。 ○子どもの遊び相手であったり、おむつ交換の際の話し相手であったり、サロンの中で子育て家庭同士で助け合ったりしている姿を良く見ることができる。
	⑬地域で多世代での支えあい生まれる	○例えば、サロンで知り合った高齢者宅で、ミニサロンを開くなど、サロンを通して、子育て家庭という同世代の支えあいに加えて色々な世代とのつながりができ、支えあいが生まれることもある。 ○サロンをきっかけに、地域の清掃行事などにお子さんが参加していくようになるったり、高齢者を対象としたサロンに遊びに来てくれることもある。
Ⅴ. 支援の循環性	⑭被支援者が支援者になる	○民生委員児童委員の活動を通して知り合った子育て家庭が子育てサロンに参加してくれるようになり、地域のパトロール活動に率先して協力してくれるようになった。 ○個別支援の対象であった地域住民からの希望で、ボランティアとして活動に協力してもらっている。 ○子育てサロンに参加していた保護者は中心となって、子育てサークルを立ちあげ、委員活動に協力してくれている。
	⑮支援者が支援者を育てる	○以前に民生委員児童委員の子育て支援活動の支援対象であった子育て家庭の保護者が、子育てが一段落した後に、主任児童委員として地域で活動することになった。

出典：筆者作成。

4. 定性的コーディングの結果と考察Ⅱ(民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果)

(1)本研究結果からみる民生委員児童委員の子育てサロン活動がもたらす効果

法定単位民児協における民生委員児童委員の子育てサロン活動に対する聴き取り調査によって得られたデータの内、分析対象とした文書セグメントの総数は、142であった。その分析対象をコード化し、カテゴリ化した結果、付加価値に関して10のコードと【支援

のきっかけができる】【子育て家庭に興味・関心持つきっかけができる】【地域に出ていくきっかけができる】【地域がつながるきっかけができる】の4つのカテゴリが生成された。表5-21は、カテゴリ、コードおよびインタビューデータの例示の一覧である。以下、分析結果について表〇に沿って群述する。本文中では、カテゴリ名は【 】で、コード名は、〈 〉で表記している。

(2)カテゴリ I 【支援のきっかけができる】

【支援のきっかけができる】は、〈地域の子育て家庭との関わりが持てることで、子育て家庭の状況が分かる〉〈地域の関係者に対して地域の子育て家庭の状況を伝えることができる〉の2つのコードから成り立っている。

民生委員児童委員が子育てサロン活動を実施することで、地域の子育て家庭との関わりを持つことができ、会話の中から地域の子育て家庭の状況を把握できることが挙げられた。

具体的には、「サロンに参加している保護者から同年代の子育て家庭の情報や話題などを聞くことができる。」「サロンでの何気ない会話から子育て家庭が気づいていない、知らないニーズを発見することができる。」ことが挙げられ、「子育て家庭が本来利用できる制度や支援などの情報を知らないことや間違った認識をしていることがあり、委員の助言や専門職を紹介するに至った。」というデータが得られた。子育て家庭が置かれている状況を把握できることで、必要に応じて行政をはじめとした協力者に状況を伝えるでき、支援のきっかけになっている。

地域において生活する上での課題が顕在化している子育て家庭の情報は、比較的早期に関係者間のネットワークで共有することができるが、課題が潜在化している（子育て家庭が抱えている課題が見えにくい、子育て家庭が課題であることを認識していない）子育て家庭の情報を把握するのは非常に困難である。子育てサロン活動は、サロンを通して知り合った子育て家庭への支援のきっかけになっており、支援の必要に応じて〈地域の関係者に対して地域の子育て家庭の状況を伝えることができる〉ことが分かった。

また、民生委員児童委員への子育て家庭からの相談については、「近所の噂話は、大袈裟になって広がるので、子育て家庭同士でも話せる話題と話せない話題がある。守秘義務がある委員であるから話せる内容もある。」「子どもの発達の問題や家庭事情など専門職に相談してよいレベルなのかがわからないが、誰にでも話せるわけではないとの相談がある。」などのデータが得られたことから、民生委員児童委員が守秘義務を持っていることも子育て家庭の情報を得やすい要因の一つであると言える。

上記2つのコードから法定単位民児協における民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果の一つとして、地域の子育て家庭が置かれている状況を把握することができ、必要に応じて地域の関係者と情報を共有することで支援につながる【支援のきっかけができる】が生成された。

表 5-17 【カテゴリ I : 支援のきっかけができる】

子育てサロン活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
I. 支援のきっかけができる	①地域の子育て家庭との関わりが持てる ことで、子育て家庭の状況が分かる	○サロンに参加している保護者から同年代の子育て家庭の情報や話題などを聞くことができる。 ○サロンでの何気ない会話から子育て家庭が気づいていない、知らないニーズを発見することができる。 ○近所の噂話は、大袈裟になって広がるので、子育て家庭同士でも話せる話題と話せない話題がある。守秘義務がある委員であるから話せる内容もある。 ○子どもの発達の問題や家庭事情など専門職に相談してよいレベルなのかがわからないが、誰にでも話せるわけではないとの相談がある。
	②地域の関係者に対して地域の子育て 家庭の状況を伝えることができる	○子育て家庭が本来利用できる制度や支援などの情報を知らないことや間違った認識をしていることがあり、委員の助言や専門職を紹介するに至った。 ○課題が顕在化している子育て家庭の情報は、比較的早期に関係者間のネットワークで共有することができるが、課題が潜在化している子育て家庭の情報を把握するのは非常に困難である。その中で、委員が知り得た子育て家庭の状況を必要に応じて地域の関係者に伝えることが可能である。

出典：筆者作成

(3)カテゴリ II 【子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】

【子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】は、〈子育て家庭とコミュニケーションを図ることができる〉〈地域住民をはじめとした協力者を得ることができる〉の 2 つのコードから成り立っている。

インタビュー調査結果から、「子育て家庭と落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションを図ることができる。」「日々の子どもの成長に関する話題を聞き共感をすることで、一組一組の子育て家庭に対して興味・関心を持つことができる。」「保護者同士の会話から、子育ての仕方などで悩んでいる話などを聞くことができ、自分の経験から伝えられることがある。」とのデータが得られた。

また、民生委員児童委員が実施する子育てサロン活動は月に 1 回～2 回程度であり協力しやすいことも〈地域住民をはじめとした協力者を得ることができる〉ことにつながっており、委員としては、「協力者の負担が少ないことから、日頃のお付き合いの中で協力依頼がしやすい。」ことが挙げられた。地域住民としては、「公民館などの地域住民が集まりやすい場所でサロンが開催されているため、気軽に様子を見たり、手伝ったりすることができる。」ことが挙げられ、民生委員児童委員の子育てサロン活動が、子育て家庭に興味・関心持つきっかけになっていることが分かる。

上記 2 つのコードから法定単位民児協における民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果の一つとして、委員にも地域住民をはじめとした協力者にとっても負担の少ない活動であり、サロンという場の落ち着いた雰囲気ですべての子育て家庭とコミュニケーションを図ることができることから【子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】が生成された。

表 5-18 【カテゴリⅡ：子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】

子育てサロン活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
Ⅱ. 子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる	③子育て家庭とコミュニケーションをとることができる	○子育て家庭と落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションを図ることができる。 ○日々の子どもの成長に関する話題を聞き共感することで、一組一組の子育て家庭に対して興味・関心を持つことができる。 ○保護者同士の会話から、子育ての仕方などで悩んでいる話などを聞くことができ、自分の経験から伝えられることがある。
	④地域住民をはじめとした協力者を得ることができる	○協力者の負担が少ないことから、日頃のお付き合いの中で協力依頼がしやすい。 ○公民館などの地域住民が集まりやすい場所でサロンが開催されているため、気軽に様子を見たり、手伝ったりすることができる。

出典：筆者作成。

(4)カテゴリⅢ【地域に出ていくきっかけができる】

【地域に出ていくきっかけができる】は、〈子育て家庭同士の仲間づくりができる〉〈情報を得ることや共有することで、不安・悩みなどを解消することができる〉〈地域に立ち寄れる場所をつくることができる〉の3つのコードから成り立っている。

インタビュー調査結果から、「子ども同士が遊び相手になることで、保護者同士もお話をするようになり、自然な仲間作りができています。」「乳幼児の子育て中の保護者が抱える不安や悩みは比較的同様のものが多く、お互いに情報を共有することで解消につながっている。」とのデータが得られた。また、子育て家庭が抱える不安や悩みについて、「保護者は不安や悩みの解決策のみを探しているのではなく、同じ境遇にいる人(子育て家庭)や理解者と共感し合いたいのだと感じる。」とのデータが得られ、子育て家庭が専門職だけではなく、同じ立場にいる人や子育て家庭が抱える不安や悩みを理解してくれる存在を求めていることが分かった。

〈地域に立ち寄れる場所をつくることができる〉については、「自宅以外に立ち寄る場所は限られているので、気軽に立ち寄れるサロンの存在はありがたいとの声を聞く。」「サロンは子どもがいてもゆっくりおしゃべりができる場所として認識されている。」「サロンの開催場所を地域の誰も参加できるように配慮している。」とのデータが得られた。日中に在宅で子育てを行っている子育て家庭にとって、子どもを連れて外出しにくい状況であることが容易に想像できる。そのような中で、気軽に立ち寄れる子育てサロンの存在は、子育て家庭が地域に出ていくきっかけになっていることが分かった。

上記3つのコードから法定単位民児協における民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果の一つとして、子育て家庭が【地域に出ていくきっかけができる】が生成された。

表 5-19 【カテゴリⅢ：地域に出ていくきっかけができる】

出典：筆者作成。

子育てサロン活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
Ⅲ. 地域に出ていくきっかけができる	⑤子育て家庭同士の仲間づくりができる	○子ども同士が遊び相手になることで、保護者同士もお話をするようになり、自然な仲間作りができています。 ○乳幼児の子育て中の保護者が抱える不安や悩みは比較的同様のものが多く、お互いに情報を共有することで解消につながっている。
	⑥情報を得ることや共有することで、不安や悩みを解消することができる	○保護者は不安や悩みの解決策のみを探しているのではなく、同じ境遇にいる人(子育て家庭)や理解者と共感し合いたいのだと感じる。
	⑦地域に立ち寄れる場所をつくることができる	○サロンは子どもがいてもゆっくりおしゃべりができる場所として認識されている。 ○サロンの開催場所を地域の誰も参加できるように配慮している。

(5)カテゴリⅣ【地域がつながるきっかけができる】

【地域がつながるきっかけができる】は、〈子育て家庭と地域の関係者とをつなぐことができる〉〈参加者同士の地域活動につなげることができる〉〈支援者同士がつながり、支援が広がる〉の3つから成り立っている。

インタビュー調査結果から、「子育てサロンの協力者である地域の方(地域住民)や保健師、保育士などの専門職、行政や社会福祉協議会の職員とサロンに参加している子育て家庭が知り合うことで、サロン以外の場でも交流が持てるようになる。」「子育て家庭が、サロンで地域の関係者と知り合ったことをきっかけに、地域の行事や保育所、社会福祉協議会が実施するイベントに参加してくれるようになった。」とのデータが得られ、子育てサロンをきっかけに子育て家庭同士が知り合えることに加え、地域の関係者であるサロンの協力者とも交流が持てていることが分かる。

〈参加者同士の地域活動につなげることができる〉では、インタビュー調査結果から、「サロンで仲良くなった子育て家庭同士が、時間を見つけてサロン以外でも一緒に遊ぶようになった。」「同じ町内に子育て家庭の知り合いができたことで、行事に参加しやすくなった。」とのデータが得られた。このように、子育てサロンの参加者同士が集まり、子育てサークルを立ち上げたり、子育て家庭同士が、連れだって地域の行事に参加するなどサロン以外の場所での地域活動につながっている事例も確認された。

〈支援者同士がつながり、支援が広がる〉では、インタビュー調査結果から、「サロンで知り合った保健師さんと保育士さんが、後日合同で勉強会を開催するようになった。」や「サロン活動をきっかけに、地域の子育て家庭に関することや地域で実施されている様々な支援について日常的な情報交換を行うようになった。」とのデータが得られた。子育てサロンの「場」で協力者として参加している支援者同士が知り合うことで、子育て家庭や地域の子育て支援の実施に関する情報交換ができ、支援が広がっていった事例が確認された。

上記3つのコードから法定単位民児協における民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果の一つとして、サロンに参加している子育て家庭同士のつながりができるだけでなく、子育て家庭とサロンの協力者、サロンの協力者同士のつながりが構築される【地域がつながるきっかけができる】が生成された。

表 5-20 【カテゴリⅣ：地域がつながるきっかけができる】

子育てサロン活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータ)の一部
Ⅳ. 地域がつながるきっかけ ができる	⑧子育て家庭と地域の関係者とをつなぐ ことができる	○子育てサロンの協力者である地域の方(地域住民)や保健師、保育士などの専門職、行政や社会福祉協議会の職員とサロンに参加している子育て家庭が知り合うことで、サロン以外の場でも交流が持てるようになる。 ○子育て家庭が、サロンで地域の関係者と知り合ったことをきっかけに、地域の行事や保育所、社会福祉協議会が実施するイベントに参加してくれるようになった。
	⑨参加者同士の地域活動につなげること ができる	○子育てサロンの参加者同士が新たに子育てサークルを立ち上げるなど、地域で主体的に活動するようになった。 ○子育て家庭同士が連れだって地域の行事に参加するように、参加する回数・人数が増えた。
	⑩支援者同士がつながり、支援が広がる	○サロンで知り合った保健師さんと保育士さんが、後日合同で勉強会を開催するようになった。 ○サロン活動をきっかけに、地域の子育て家庭に関することや地域で実施されている様々な支援について、日常的な情報交換を行うようになった。

出典：筆者作成。

以上のように、法定単位民児協における子育てサロン活動に関する本インタビュー調査結果から、子育てサロン活動の効果として上記4つのカテゴリが生成された。この4つのカテゴリはいずれも、子育てサロン活動が様々な「きっかけ」を作ることができるということを表す結果となった。

表 5-21 【インタビュー調査分析結果：民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果】

子育てサロン活動の効果の カテゴリ	コード	文書セグメント(インタビューデータの一部)
I. 支援のきっかけができる	①地域の子育て家庭との関わりが持てることで、子育て家庭の状況が分かる	○サロンに参加している保護者から同年代の子育て家庭の情報や話題などを聞くことができる。 ○サロンでの何気ない会話から子育て家庭が気づいていない、知らないニーズを発見することができる。 ○近所の噂話は、大袈裟になって広がるので、子育て家庭同士でも話せる話題と話せない話題がある。守秘義務がある委員であるから話せる内容もある。 ○子どもの発達の問題や家庭事情など専門職に相談してよいレベルなのか分からないが、誰にでも話せるわけではないとの相談がある。
	②地域の関係者に対して地域の子育て家庭の状況を伝えることができる	○子育て家庭が本来利用できる制度や支援などの情報を知らないことや間違った認識をしていることがあり、委員の助言や専門職を紹介するに至った。 ○課題が顕在化している子育て家庭の情報は、比較的早期に関係者間のネットワークで共有することができるが、課題が潜在化している子育て家庭の情報を把握するのは非常に困難である。その中で、委員が知り得た子育て家庭の状況を必要に応じて地域の関係者に伝えることが可能である。
II. 子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる	③子育て家庭とコミュニケーションをとることができる	○子育て家庭と落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションを図ることができる。 ○日々の子どもの成長に関する話題を聞き共感することで、一組一組の子育て家庭に対して興味・関心を持つことができる。 ○保護者同士の会話から、子育ての仕方などで悩んでいる話などを聞くことができ、自分の経験から伝えられることがある。
	④地域住民をはじめとした協力者を得ることができる	○協力者の負担が少ないことから、日頃のお付き合いの中で協力依頼しやすい。 ○公民館などの地域住民が集まりやすい場所でサロンが開催されているため、気軽に様子を見たり、手伝ったりすることができる。
III. 地域に出ていききっかけができる	⑤子育て家庭同士の仲間づくりができる	○子ども同士が遊び相手になることで、保護者同士もお話をするようになり、自然な仲間作りができていく。 ○乳幼児の子育て中の保護者が抱える不安や悩みは比較的同様のものが多く、お互いに情報を共有することで解消につながっている。
	⑥情報を得ることや共有することで、不安や悩みを解消することができる	○保護者は不安や悩みの解決策のみを探しているのではなく、同じ境遇にいる人(子育て家庭)や理解者と共感し合いたいのだと感じる。
	⑦地域に立ち寄れる場所をつくるができる	○サロンは子どもがいてもゆっくりおしゃべりができる場所として認識されている。 ○サロンの開催場所を地域の誰も参加できるように配慮している。
IV. 地域がつながるきっかけができる	⑧子育て家庭と地域との関係者とをつなぐことができる	○子育てサロンの協力者である地域の方(地域住民)や保健師、保育士などの専門職、行政や社会福祉協議会の職員とサロンに参加している子育て家庭が知り合うことで、サロン以外の場でも交流が持てるようになる。 ○子育て家庭が、サロンで地域との関係者と知り合ったことをきっかけに、地域の行事や保育所、社会福祉協議会が実施するイベントに参加してくれるようになった。
	⑨参加者同士の地域活動につなげることができる	○子育てサロンの参加者同士が新たに子育てサークルを立ち上げるなど、地域で主体的に活動するようになった。 ○子育て家庭同士が連れだって地域の行事に参加するように、参加する回数・人数が増えた。
	⑩支援者同士がつながり、支援が広がる	○サロンで知り合った保健師さんと保育士さんが、後日合同で勉強会を開催するようになった。 ○サロン活動をきっかけに、地域の子育て家庭に関することや地域で実施されている様々な支援について、日常的な情報交換を行うようになった。

出典：筆者作成。

5. 総括

インタビュー調査結果から、法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として、【支援の拡張性】【支援の協働性】【支援の連続性】【支援の相互性】【支援の循環性】の5つのカテゴリが生成された。また、民生委員児童委員の子育て支援活動の一つである子育てサロンの効果として、【支援のきっかけができる】【子育て家庭に興味・

関心を持つきっかけができる】【地域に出ていくきっかけができる】【地域がつながるきっかけができる】の4つのカテゴリが生成された。

なお、上記と併せてインタビュー調査では、法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動及び子育てサロン活動の課題についても回答を得ることができた。

以上の調査分析結果及び調査から得られたそれぞれの活動の課題から、下記の2点について考察することとしたい。

- (1) 調査仮説を検証するための質問紙調査結果の補完
- (2) 質問紙調査結果から導き出された子育てサロン活動の効果についての補完

(1)調査仮説を検証するための質問紙調査結果の補完

本調査は、調査仮説を検証するための質問紙調査結果の補完を一つの目的としていることから、質問紙調査結果では論証できていない部分について論証することとしたい。

まず、調査仮説①の「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」について、質問紙調査結果からは「子育て家庭に対して民生委員児童委員は継続的な支援ができる」については論証できていなかった。しかし、本調査結果から法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として【支援の連続性】が生成され、民生委員児童委員の子育て家庭に対する継続的な支援の実態を確認することができた。地域の子育て家庭に対して自然な形で長期間関わることができるのは、民生委員児童委員が子育て家庭と同じ地域住民であるからこそであり、課題解決のための支援など特別な事情を必要としないことも要因の一つである。

また、地域の中で支援者が次代の支援者を育てることができる【支援の循環性】という効果も確認されており、これは地域の中で支援という行為を通して世代を超えた多世代のつながりを構築する効果であると言える。

次に、調査仮説②の「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」については、質問紙調査結果からは、「彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につなぐことができる」について論証できていなかった。しかし、本調査結果から法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として【支援の拡張性】および【支援の協働性】が生成され、委員の子育て支援活動をきっかけに、地域の様々な社会資源との協働による支援が展開されていることが確認された。これは、民生委員児童委員が特定の専門職ではないことから、必要な支援があれば、「支援できる人」に協働を求めていく彼らの行動姿勢から生まれた効果であると言える。

また、民生委員児童委員の子育て支援活動は、活動を通して子育て家庭と委員、協力者とのつながりをはじめとしてそれぞれのつながりを構築できることに加え、支援の対象となる子育て家庭もまた支援者となることができる【支援の相互性】という効果も確認されており、これは、人と人とのつながりと様々な支援のつながりを構築する効果であると言える。

以上のようにインタビュー調査結果から、法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として5つのカテゴリが生成され、それぞれの効果が本研究仮説の調査仮説である『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』と『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を論証する論拠となった。

(2)質問紙調査結果から導き出された子育てサロン活動の効果についての補完

本インタビュー調査では、民生委員児童委員の子育て支援活動についての聴き取りと併せて、子育てサロン活動についての聴き取りを行った。インタビュー調査結果から、民生委員児童委員の子育て支援活動の一つである子育てサロン活動がもたらす効果として、先述した4つの「きっかけ」ができることが確認された。

1つ目の【支援のきっかけができる】は、民生委員児童委員が子育てサロン活動を通して子育て家庭へのさらなる支援を行うきっかけとなることから、「委員活動への効果」として考えることができる。2つ目の【子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】は、地域住民をはじめとしたサロンの協力者がサロンにおいて子育て家庭と交流することで、子育て家庭に対する興味・関心を持つきっかけができることから、子育てサロンの協力者をはじめとした「地域の関係者への効果」として考えることができる。3つ目の【地域に出ていくきっかけができる】は、子育て家庭にとって子育てサロンの存在が地域にでかけるきっかけになっていることから「子育て家庭への効果」であると言える。4つ目の【地域がつながるきっかけができる】は、子育てサロンを通して子育て家庭、民生委員児童委員、地域住民をはじめとしたサロンの協力者によるそれぞれの交流が生まれることで、地域がつながるきっかけを作っていることから「地域全体への効果」と言える。

このように民生委員児童委員が行う子育てサロン活動は、委員自身も含めて子育てサロンに関わるすべての人々に対して、「きっかけ」という効果をもたらしていることが分かった。また、インタビュー調査結果から委員が行う子育てサロン活動をきっかけとして、委員が行うその他の子育て支援活動や地域の関係者による支援に広がることが確認されており、先述した5つの委員の子育て活動の効果を発揮するきっかけになっていることが分かった。これは委員の子育てサロン活動が、主な対象を妊産婦、乳幼児としていることに加えて、子育て家庭が地域のサロンにでかける集合型の子育て支援であることから、委員の子育て支援活動を子育て家庭に提供するきっかけになっていると考えられる。

なお、民生委員児童委員の子育てサロン活動の課題については、先述した委員の子育て支援活動の課題に加えて、課題を抱える子育て家庭に対してサロンへ参加を促すアプローチが難しいということが挙げられた。個人情報保護の観点から行政からの子育て家庭に関する情報提供が十分でない場合もあり、地域において課題を抱える子育て家庭の情報を得ることが難しいことが挙げられた。

以上により、インタビュー調査結果から考察を行ってきたが、本インタビュー調査によって、法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動及び子育て支援活動の一つである子育てサロン活動の効果を導き出すことができた。この結果は先述した質問紙調査結果を補完するに値するものであり、インタビュー調査の対象となった民生委員児童委員の生の声を聞くことができたことも貴重な研究資料であると言える。

最後に、本調査の限界として下記の2点が挙げられる。1点目は、調査協力をいただいた法定単位民児協の選定方法について無作為抽出とならなかった点である。対象となった法定単位民児協の選定については、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会の事務局に選定条件を伝え調査対象となる法定単位民児協を紹介いただくという方法を採用した。しかし、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会の事務局による選定の際の意図的な要因を排除できていないことが挙げられる。

2点目として、本調査で生成された民生委員児童委員の子育て支援活動の効果、子育て支援活動の一つである子育てサロン活動の効果については、調査対象である民生委員児童委員の視点からのものであるという点である。すなわち、子育て家庭、地域住民、行政や関係機関からの効果測定を含んでいないことが本調査の限界と言える。

以上のように本調査結果から、質問紙調査結果をふまえた上で研究仮説に基づく調査仮説の検証を行うことができた。また、民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果についても、質問紙調査結果の因子分析から導き出された子育てサロン活動の効果を補完することができた。

注

(1)佐藤郁哉，2008，『質的データ分析法』新曜社：97.

(2)^①前掲書：104.

(3)「それ以上小さい要素（単語や文節）に分類してしまうと意味をなさない最小限の意味の単位」（参照：^①前掲書：58.）

(4)事例とコードを組み合わせた表(マトリックス)のことを指す。コードと事例の組み合わせで、表の中に文書セグメントを表示する。

第6章 地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題

第1節 研究仮説の検証と検証結果に基づく考察

本節では、これまでの知見や考察をふまえた上で研究仮説の検証と検証結果に基づく考察を行うこととする。

本研究において先行研究の知見等から設定した研究仮説は以下のとおりである。

【研究仮説】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が、『子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる』環境を形成し、『子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う』環境作りに寄与する。」

また、上記の研究仮説を証明するために下記の2点の調査仮説を設定した。

【調査仮説①】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」

【調査仮説②】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」

上記2つの調査仮説について、法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果およびインタビュー調査結果からそれぞれの検証を行った。

1. 調査仮説①の検証結果と明らかになったこと

法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果から、民生委員児童委員の子育て支援活動が構築し得るであろう「縦のつながり」について、世代間交流、子育てサロンでの「多世代との関わり」をはじめとした活動を確認することができた。

また、インタビュー調査結果から、法定単位民児協における民生委員児童の子育て支援活動の効果として【支援の連続性】が生成され、民生委員児童委員の子育て家庭に対する継続的な支援の実態を確認することができた。

さらに、地域の中で支援者が次代の支援者を育てることができる【支援の循環性】という効果も確認され、地域の中で子育て支援という行為を通して世代を超えた多世代のつながりを構築する効果があることが明らかになった。

以上の結果から、調査仮説①である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」については支持されたとと言える。

2. 調査仮説②の検証結果と明らかになったこと

法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果から、「横のつながり」については、民

生委員児童委員の子育て支援活動が様々な関係者との「子育て支援ネットワーク」を形成する有効な手段の一つであることが分かった。また、「彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につながることができる」については、民生委員児童委員の子育て支援活動の相関を確認することができた。

なお、質問紙調査結果からは、「子育てサロン活動がきっかけとしてその他の子育て支援活動に広がっている」とまでは論証できなかったが、インタビュー調査結果から、法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として【支援の拡張性】および【支援の協働性】が生成され、委員の子育て支援活動をきっかけに、地域の様々な社会資源との協働による支援が展開されていることが確認された。これは、民生委員児童委員が特定の専門職ではないことから、必要な支援があれば、「支援できる人」に協働を求めていく彼らの行動姿勢から生まれた効果であると言える。

また、民生委員児童委員の子育て支援活動は、活動を通して子育て家庭と委員、協力者とのつながりをはじめとしてそれぞれのつながりを構築できることに加え、支援の対象となる子育て家庭もまた支援者となることができる【支援の相互性】という効果も確認され、これは、人と人とのつながりと様々な支援のつながりを構築する効果であると言える。

以上の結果から、調査仮説②である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」については支持されたと言える。

3. 研究仮説の検証と検証結果に基づく考察

上記の調査仮説の検証結果から、民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』と『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができることが支持された。また、縦のつながりでは調査仮説を証明する根拠となった【支援の連続性】に加えて、【支援の循環性】という効果が確認され、横のつながりでは調査仮説を証明する根拠となったに【支援の拡張性】および【支援の協働性】加えて、【支援の相互性】という効果も確認された。

また、民生委員児童委員の子育て支援活動の一つである子育てサロンの効果についてもインタビュー調査結果から、【支援のきっかけができる】【子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】【地域に出ていくきっかけができる】【地域がつながるきっかけができる】の4つのカテゴリが生成された。これにより、民生委員児童委員自身も含めて子育てサロンに関わるすべての人々に対して、「きっかけ」という効果をもたらしていることが分かった。その中でも、【支援のきっかけができる】については、委員が行う子育てサロン活動をきっかけとして、委員が行うその他の子育て支援活動や地域の関係者による支援に広がることを確認されており、先述した5つの委員の子育て活動の効果を発揮するきっかけになっていることが分かった。これは委員の子育てサロン活動が、主な対象を妊産婦、乳幼児としていることに加えて、子育て家庭が地域のサロンにでかける集合型の子育て支援であることから、委員の子育て支援活動を子育て家庭に提供するきっかけになっていると

考えられる。

以上の結果から、研究仮説である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が、『子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる』環境を形成し、『子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う』環境作りに寄与する。」については支持されたとと言える。

以上のように、本研究における仮説の検証と検証結果に基づく考察を行った

第2節 地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題

本節では、これまでの先行研究レビューおよび調査研究とその分析結果、仮説検証結果等をふまえた上で、本研究における総括的な考察として地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題についての展望を述べることにしたい。

1. 地域において民生委員児童委員に期待される役割と今後の展望

(1) 地域において民生委員児童委員に期待される役割

筆者はこれまでの研究結果から、地域において民生委員児童委員に期待される役割については、「地域をつなぐ役割」、「地域の声を代弁する役割」、「地域全体で子育てを行うきっかけを作る役割」の3つの役割があると考えている。

まず、「地域をつなぐ役割」については、前節において「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」という研究仮説が証明されたことを論拠としている。

具体的には、地域の子育て家庭同士や子育て家庭と地域住民といった「人と人」とのつながりだけではなく、子育て家庭や地域住民に対して既存制度を活用した支援やNPO、地域のボランティア、企業などによって展開されている支援をつなぐ、言わば「人と支援」をつなぐことも含まれている。また、民生委員児童委員は、地域に精通し委員活動を通して様々な社会資源を把握しているからこそ、子育て家庭と地域に存在する様々な社会資源とをつなぐ、「人と社会資源」をつなぐことができることも、委員が「地域をつなぐ役割」を期待される理由の一つであると言える。本論第3章で挙げた2つの民生委員児童委員の子育て支援活動(子育てサロン)の実践事例からも、委員を媒介として子育て家庭の地域行事への参加が促進されたり、必要に応じて保健師等の専門職(社会資源)への支援につながりたりできることが分かる。

なお、民生委員児童委員だけではなく、「地域をつなぐ役割」を担うためには、地域住民や各種社会資源との信頼関係が構築されていることが前提であることに加え、支援する側、される側の双方の視点や考え方を共有できる存在でなければならない。そうでなければ、単純に支援者と被支援者と言った一方的な関係になってしまう恐れがある。だからこそ、地域住民でもある民生委員児童委員が適任であると筆者は考えている。

次に、「地域の声を代弁する役割」については、民生委員児童委員は委員活動を通して地域で生活していなければ気づかないことや感じるできない課題や不安、悩みなどを地域住民の代表の一人として代弁していく役割を担うことができると考えている。

地域の子育て家庭に焦点を当てると、子育て家庭は日々起こりうる目の前の課題に向き

合うことだけでも非常に困難な状況の中で、子育て家庭だけでは解決できない課題が生じた時には何らかの支援が必要である。その際、自ら助けを求めることができる子育て家庭は比較的支援を受けやすいが、助けを求める声を挙げることができない、助けを求めているにもかかわらず気づかれにくい場合もある。このような時に、助けを求める声に気づき、子育て家庭の声を代弁することができれば、課題が深刻化することを防ぐことができるかもしれない。

民生委員児童委員は、日々の子育てに関する相談活動や地域でのパトロール活動に加え、こんには赤ちゃん訪問活動などの子育て支援活動を行っており、活動を通して得られた情報を必要に応じて行政をはじめとした関係機関や専門職に提供している。また、委員が所属する民児協組織としても継続して地域の子育て家庭に関わることが可能であるので、子育て家庭に起こりうる課題に対する対応策を経験として蓄積することも可能である。

民生委員児童委員は、委員以外にも地域の様々な会議・会合で様々な役職に就くことが多く、その場に出向くこともあり、地域の声を代弁する役割を担えることも委員ならではの特徴と言える。具体例を挙げると、行政計画である地域福祉計画や社会福祉協議会を中心として作成される地域福祉活動計画を立案する際に意見出しを行ったり、要保護児童対策地域協議会のメンバーとして地域の関係者との情報共有を行ったりしている。また、市町村の合議制機関である地方版子ども子育て会議のメンバーとして参画するなど、委員は地域で多くの役職を担っていることが多く、それぞれの会議・会合の場で子育て家庭の立場に立った意見を代弁することが可能である。

なお、「地域の声を代弁する役割」は、上記の子育て家庭の声を行政や地域に向けて代弁するだけではなく、子育て家庭に対しても同様に地域の声を代弁する役割も含まれている。地域には子育て家庭以外にも様々な境遇にある人々が生活しており、子育て家庭だけが生活する上で課題を抱えているわけではない。地域住民がそれぞれの立場を理解しあうためには相互の声を聞くことが必要であり、相互理解がなければ地域全体で子育てを行う環境を構築することはできない。また、子育て支援の本来の目的は、子育て家庭に子育てに関するサービスを提供することではなく、「子育て家庭の成長と自立を促す行為であること」を子育て家庭だけでなく地域住民にも知ってもらう必要があると筆者は考えている。

このように、民生委員児童委員が様々な境遇にある地域住民の声を代弁することも、委員が「地域の声を代弁する役割」を期待される理由の一つである。

最後の「地域全体で子育てを行うきっかけを作る役割」について筆者は、地域全体で子育てを行う環境を構築するためには、「子育て支援事業等の施策としての子育て支援」だけではなく、「地域住民をはじめとした市民活動としての子育て支援」の充実が不可欠であると考えている。そして、民生委員児童委員は子育て支援活動を通してその旗振り役になることができると考えている。

繰り返しになるが、地域には様々な境遇にある人が生活しており、子育て家庭との関わりを持っている人々だけではない。筆者は、このような子育て家庭と関わりがない地域住民に対して、子育て家庭の存在を知ってもらい興味・関心を持ってもらうことが、子育て家庭に対する共感につながり、地域全体で子育てを行う環境を構築することにつながっていくのではないかと考えている。

先述したインタビュー調査結果からも、委員の子育て支援活動は地域住民をはじめとした様々な社会資源を巻き込みながら活動を展開していることが確認されており、委員の子

育て支援活動が「地域住民をはじめとした市民活動としての子育て支援」を促す一つのきっかけになっている。

以上の3つの役割が地域において民生委員児童委員に期待される役割であると筆者は考えている。

(2)今後の展望

1947(昭和22)年の児童福祉法成立以降、わが国の児童福祉施策は、すべての児童を施策の対象としながらも、障害児、孤児、母子家庭の児童などの特別な支援が必要とされる児童に対する施策を中心に行われてきた。また、その支援のあり方も児童虐待に代表されるように事後対応を中心とせざるを得ない状況であった。網野は、これまでの児童福祉について、余りにも「自助」を優先させ、いよいよとなった場合に「公助」という体制を重視してきたことに触れ、必ずしも児童福祉法制定当初から子育て支援の意義に沿うものではなかったと指摘している。その中で、「近年必然的に高まってきた子育て支援、次世代育成支援は、均衡のとれた自助、共助、公助を基盤とする児童福祉の実践を展望させる」と今後の児童福祉法制の体系の再構築の必要について示唆している⁽¹⁾。

また、柏女も、もともと子育ては親族や地域社会の自然発生的な助け合いすなわち「互助」を前提しており、戦後にできた児童福祉法もその前提に上で制定されたことを指摘している⁽²⁾。そして、その当時の児童福祉体制については、「親族や地域の互助においては対応できない子どもや家庭があった場合に、その子どもを要保護児童と認定し、行政機関が職権でその子どもを保育所や児童養護施設等の施設に入所させて福祉を図るという構造をとっていた。」と指摘している⁽³⁾。併せて柏女は、「しかし、20世紀後半にはわが国の地域社会は、高度経済成長とともに親族や地域社会の互助は崩壊に向かい、その結果、児童福祉法の前提が崩れ、子育ては急速に閉塞的な状況を示すようになったのである。」と述べている⁽⁴⁾。

このようにわが国における子育て支援は、これまでの自助および共助、あるいは互助と言った家庭と地域社会において築かれていたものに支えられてきたが、血縁・地縁関係の希薄化により家庭や地域における子育て力が低下している現在では、これまでの自助・共助(あるいは互助)では立ち行かなくなっている。そのため、我が国の児童福祉施策は1994(平成6)年のエンゼルプラン以降、子育て支援に関する様々な施策の展開に取り組んでいる現状がある。まさに、全ての家庭において児童が健全に育成されること、また、児童を生み育てやすい社会環境を整えることを主眼とした施策にパラダイムが変化しようとしつつある。

そのよう状況の中で、1948(昭和23)年の民生委員法成立により誕生した民生委員児童委員もまた、これまでの個別援助を中心とした活動に加えて、先述したように子育て支援における新たな役割を得て、地域住民をはじめとした多様な社会資源と協働できるパラダイムシフトの可能性を有している。

これまでの民生委員児童委員の活動は、行政機関の協力機関という立場に立ちながら⁽⁵⁾、地域において課題を抱えていたり、生活していく上での問題が発生した住民に対する個別援助が中心であった。また、その活動の対象は高齢者が中心であった。

なお、本論でこれまで述べてきたとおり、起こりうる諸種の課題に対する予防や啓発と

いった活動もなされてきた。しかし、このような活動は、その時代の社会課題に対応する形でその都度委員の活動に組み入れられてきたものであった。

児童委員としての活動についても、これまでの事後対応中心の児童福祉施策の大きな流れの中での活動であったと言える。民生委員児童委員の支援の対象は、個人だけではなく家族全体、老若男女問わずすべての地域住民を支援の対象としている。しかし、委員が担当する地域によっては地域の独居高齢者の見守りや課題を抱える高齢者を対象とした活動が中心となってしまう状況もあり、必ずしも児童委員活動が中心とは言えない状況である。

その中で民生委員児童委員の子育て支援活動は、これまでの事後対応を中心とした個別援助活動だけではなく、課題や問題が発生することを未然に防ぐ「予防」という視点を有している。また、この活動は先述した児童を生み育てやすい社会環境を整えることを主眼においた活動であると言える。

調査結果が示しているように委員の子育て支援活動は委員単独で実施されるのではなく、地域住民をはじめとした様々な関係者を巻き込みながら展開されている。これは、多様な社会資源との協働が生まれ地域全体での支援につながっていく可能性を有している。

民生委員児童委員は、地域において委員以外に様々な役職や役割を担っていることが多く、有事の際の活躍が期待されている存在である。また、これまでの委員活動を通して得られた経験、知識、多様なネットワーク、信頼があるからこそできる活動があり、その一つが地域をつなげる役割であり、その具体的な活動の一つが子育て支援であると言える。

(3) 民生委員児童委員の子育て支援活動の課題

これまで民生委員児童委員の存在および委員が行う子育て支援活動の効果について論証してきたが、民生委員児童委員の子育て支援活動の課題についても触れておかなければならない。

まず一つ目の課題として、先行研究および先に実施した質問紙調査結果から、全ての法定単位民児協において民生委員児童委員の子育て支援活動が行われているわけではなく、未実施の法定単位民児協があることが挙げられる。また、実施していたとしても、活動メニュー数が少なく十分な活動に発展していない法定単位民児協も存在する。これは、一人の委員が民生委員と児童委員を兼任していることもあり地域によっては高齢者に対する支援を中心として活動せざるを得ず、思うように子育て支援活動に注力できない状況もあることが推測される。

なお、インタビュー調査結果からは、委員の子育て支援活動は委員のみで実施しているのではなく多様な関係者を巻き込んだ活動として展開されていることが明らかになっており、委員にとって子育て支援活動が過度な負担になっていないことが分かる。

また、全民児連では 2013(平成 25)年 9 月に全国児童委員活動強化推進方策として児童委員・主任児童委員版の行動宣言を公表し、子育て支援活動を含めた児童委員・主任児童委員活動の推進を図っており、子育て支援に対する問題意識の改善に努めている。

次に 2 つ目の課題として、地域において彼らが行う子育て支援活動の認知度が決して高くないことが挙げられる。先行研究および先に実施したインタビュー調査結果から、民生委員児童委員の子育て支援活動の周知に課題を抱えていることがわかっている。地域で生活している子育て家庭をはじめとした地域住民に対して、彼らの子育て支援活動に関する

情報を周知できていなければ、子育て支援活動の効果を十分に発揮しているとは言い難い。

この課題の原因の一つとして、民生委員児童委員の存在自体も地域において認知されているとは言い難い状況があることが挙げられる。委員は地域の様々な場面で活躍しているが、存在自体を知らなかったり、存在は知っていても委員がどのような活動をしているかまで把握している地域住民は非常に少ない。また、近年、個人情報保護の観点から、行政や学校から委員に対して子育て家庭をはじめとした地域住民に関する十分な情報が提供されないことがあり、予め委員が活動する地域の状況が把握できず地域住民との接点を持ちにくくなっていることも認知度の低下につながっていると考えられる。

しかし、インタビュー調査結果からは、委員の子育て支援活動の【支援の拡張性】【支援の協働性】【支援の連続性】【支援の相互性】【支援の循環性】の5つ効果が示され、実際に委員の子育て支援活動が効果的に展開されている事例も存在する。

このように地域において民生委員児童委員の子育て支援活動がまだまだ発展途上であり、この課題は委員の子育て支援活動のみの課題ではなく、民生委員児童委員活動全体や委員の存在自体に対しての課題であると言える。しかし、捉え方によってはこの課題を解決することができれば先述した委員の子育て支援活動の効果をさらに高めることにつながると考えられる。

2. 地域における子育て支援の今後の課題

本研究では、民生委員児童委員の子育て支援活動を中心に論考を進めてきたが、地域における子育て支援の今後の課題についても考察を加えたい。

これまで述べてきたとおり、子育て支援事業をはじめとした施策としての子育て支援は、子ども・子育て支援新制度により既存の支援の充実が図られるとともに新たな支援メニューが整備されようとしている。具体例を挙げると、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業など地域の実情に応じた支援が2015(平成27)年度から開始されている。また、施策としての子育て支援だけではなく、子育て家庭同士、地域住民同士の支えあい、社会福祉協議会、民生委員児童委員による子育て支援、NPO や地域のボランティア、企業の社会貢献の一環としての子育て支援についても、地域によって状況に差異があるが、多くの事例が存在する。それぞれ一例を挙げると、子育て家庭同士のサークル活動や子育て家庭同士や近隣住民によるレスパイトケア、社会福祉協議会によるファミリー・サポート・センター事業、民生委員児童委員による子育てサロン、NPO や地域のボランティアによる Nobody's Perfect などの子育て中の親支援プログラムの実施や企業によるやこども教室の実施や育児休業取得の促進などがある。様々な支援者による子育て支援に加えて、支援の形の一つである交通機関や商業施設での乳幼児トイレやおむつ交換台、授乳室の設置など設備は近年充実してきている。

このような状況の中で地域における子育て支援の今後の課題について考えると、「子育て家庭に対して継続的な関わりが持てる支援者の必要性」、「子育て家庭と子育て支援をつなぐコーディネート機能の必要性」と「子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性」の3点が挙げられる。

上記の3点の他にも多くの課題が存在するがこの3点を挙げた理由として、まず「子育て家庭に対して継続的な関わりが持てる支援者の必要性」については、本論第1章でも述

べたとおり子育て家庭が地域において孤立しやすい状況にあり、その背景には血縁・地縁関係の希薄化と地域での深い近隣関係を望まない人々が増えていることや職住が分離し地域との結びつきが構築しづらい状況がある。また、保育所および幼稚園に通っていない乳幼児を在宅で養育している子育て家庭の多くは、地域社会との日常的な関わりを持つ機会が少ないため、子育てに関する不安や悩みを解消しづらい状況にある。

そのため、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てに関する不安や悩みを解消していくためには、まず身近な相談相手となり子育て家庭と継続的な関わりが持てる支援者が必要であることが挙げられる。

2点目の「子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネート機能の必要性」については、地域子ども・子育て支援事業が2015(平成27)年度から開始されるとともに地域によって差異はあるものの様々な支援者による子育て支援活動が行われている。しかし、いくら支援の方法や種類を充実させたとしてもその情報が子育て家庭に届き実際に支援を受けられなければ意味がない。支援内容についても、子育て家庭が抱える課題に対して表面的なニーズにのみに対応した支援では課題の根本的な解決に至らない場合もある。また、現状の子育て支援の多くは子育て家庭自らが必要な支援を選択する必要があり、地域において孤立しやすい環境に置かれている子育て家庭にとっては、自分たちが生活している地域に存在する支援の情報を収集することや自分たちにとって必要な支援を選択することは決して容易なことではない。行政やNPO、民生委員児童委員によって地域の子育て支援マップなどの情報が集約された資料等が作成されているが、子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネートする機能がなければ、課題の根本的な解決に至らない場合や子育て家庭自身が自覚していない潜在的なニーズに対応した支援が受けられない可能性もある。そのため、2点目の課題として「子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネート機能の必要性」が挙げられる。

3点目の「子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性」については、地域において血縁・地縁関係が希薄化している今日状況の中で、地域における子育て支援を考えると、本論でも述べたとおり子育て家庭の不安や悩み、育児負担等の課題を解決し、「家庭や地域における子育て力の低下」を防ぐためには、「地域全体で子育てを支える」支援体制の構築とともに、「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境が必要である。

そのためには、子育て家庭自身の努力や支援者間の連携・協働による支援だけではなく、子育て家庭とは直接的な関わりがない地域住民を含めた地域社会の理解が必要である。しかし、現状の地域社会においては先述したとおり多くの地域住民、社会資源が子育て家庭との関わりを持つ機会は限られており、子育て家庭及び子育て支援に対して十分に地域社会の理解が得られているとは言い難い。そのため、3点目の課題として「子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性」が挙げられる。

以上の3点の課題について、具体例を挙げ子育て家庭の視点をふまえながら考察することとする。

まず、「子育て家庭に対して継続的な関わりが持てる支援者の必要性」については、現状の子育て支援を子育て家庭の立場から見ると、困った際に誰に相談すれば良いのか分かりにくいことが挙げられる。言わば、子育て家庭の係りつけ医のような存在がいないこと

が挙げられる。特に地域との社会的な接点が少なくなりがちな在宅の子育て家庭にとっては、近隣に自身の両親や兄弟姉妹がいなかったり、同じ境遇にある子育て家庭や友人が少なければ、支援を必要とする場合に相談する相手が見つけれられない場合が考えられる。また、自身で必要な情報を得ようとしても情報が多すぎてどのような支援を受けるべきかが分からなくなってしまう可能性もある。

なお、乳幼児がいる在宅の子育て家庭を対象に地域の保育所が支援を行う「マイ保育園制度^⑥」や浦安市が実施している子育て家庭とともに子育てに関する計画を作成する「子育てケアプランの作成^⑦」などの事例も存在するが、先駆的な事例でありすべての地域で行われているわけではない。また、地域子ども・子育て支援事業の一つに「乳児全戸訪問事業」があり、乳児のいる子育て家庭を訪問し様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や支援が必要な子育て家庭に対しては適切な支援に結びつけることを目的としているが、当該事業は継続的な相談支援よりも課題を抱えた子育て家庭をスクリーニングし適切な支援につなぐことが主な役割であると言える。よって要支援の子育て家庭でない限り訪問は1回のみで、訪問時間も1時間～2時間だけである。

このような現状を改善するためには、子育て家庭に対して継続的な関わりを持ちながら、困ったときには相談を受けることや適切な時期に必要な助言を行うことができる支援者の存在が必要であると言える。

次に、「子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネート機能の必要性」については、子育て家庭がいざ支援を受けたいと思っても、現状の子育て支援は公私問わず様々な支援者による子育て支援が存在しており一度の相談や手続きで必要とする支援をすべて受けられるように設計されたいいわゆるワンストップサービスではない。そのため、子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネート機能が必要である。なお、子ども・子育て支援新制度の下、2015(平成 27)年度から新たに利用者支援事業が開始され、子育て家庭が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を行っているが、事業が開始されたばかりであることや利用者支援専門職員の配置人数についても十分ではないため、子育て家庭と子育て支援を円滑につなぐ支援者およびコーディネート機能が十分に整っているとは言い難い。現状の子育て支援の多くは、子育て家庭自らが支援を選択することが前提となっており、先述したように誰に相談して良いかも分からず SOS という手を挙げるできない子育て家庭が存在することも考えられる。また、子育て家庭自身が自覚していない潜在的なニーズが存在する場合もある。

このような現状を改善するためには、子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネート機能が必要であると言える。

最後の「子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性」については、筆者自身も子育て家庭の当事者として感じるものの一つに、子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解が十分ではないということが挙げられる。既存の子育て支援者を含め日常的に子育て家庭との関わりがある人々においては、子育て家庭が置かれている状況や子育て支援が実施される背景への理解が進んでいる。しかし、子育て家庭と直接的な接点がない人々をはじめとした地域社会全体を見ると、子育て家庭及び子育て支援への理解が十分に得られているとは言えず、子育て家庭が電車やバスなどの交通機関を利用する際

に苦情を受ける等のトラブルに関する報道も少なくない。また、保育所での子どもの声を騒音として捉えたり、夜間の子どもの泣き声に対する世間の目も寛容であるとは言い難い。

このように、子育て家庭と直接的な接点がない人々をはじめとした地域社会全体からの理解が十分に得られていない背景の一つには、日常生活の中で子育て家庭との関わりを持つ機会が少ないため興味・関心を持ちにくいことが考えられる。また、興味・関心を持っているとしても、子育て家庭との関わり方に戸惑う人々も存在する。内閣府が実施した「家族と地域における子育てに関する意識調査」においても、公共の場で、ベビーカーや子ども連れの親が困っている場面を見かけた場合に、手助けをしたり、話しかけたり「しないと思う」という回答者の理由として、「いやがられたり、断られたりするかもしれないから」が47.8%、次いで「何をすればいいかわからないから」が35.6%となっている^⑧。

このような現状を改善するためには、地域全体がこれまで以上に同じ地域で生活している子育て家庭の存在を知り、子育て家庭や子育て支援に対しての共感を得るための取り組みが必要である。

3. 地域における子育て支援の今後の課題に対する民生委員児童委員の貢献の可能性

次に地域における今後の子育て支援の課題として挙げた上記3点に対して、民生委員児童委員がどのような貢献できるかを考察することとする。

まず、「子育て家庭に対して継続的な関わりが持てる支援者の必要性」については、民生委員児童委員は日頃から地域において様々な子育て支援活動を行っており、地域の子育て家庭との関わりを持ちやすいことが挙げられる。具体例を挙げると、乳児が誕生した子育て家庭の自宅に訪問して当該地域を担当する委員自身の自己紹介や地域の子育て情報を記載した子育てマップなどの情報提供を行う「こんにちは赤ちゃん訪問活動」を行っている。その他にも、本論調査研究において取り上げた「子育てサロン活動」や「地域でのパトロール活動」などの活動に加えて、先述した乳児全戸訪問事業の際に保健師、保育士等の専門職と同行したり、乳幼児の定期健診の場にボランティアとして関わったりする機会もあり活動を通して子育て家庭と顔見知りになる機会が多いと言える。

民生委員児童委員は子育て家庭と同じ地域に生活する地域住民という立場でもあるので、同じ地域に住む隣人という位置関係で子育て家庭との継続的な関わりを持つことができる。また、委員が所属する民児協組織としても子育て家庭と継続的な関わりを持つことができ、支援利用に一定の意志と手続きが必要な専門職ではなく、同じ地域住民という立場の民生委員児童委員だからこそ、気軽に相談を受けることや日常的な関わりの中から支援の必要性に気づくことができる可能性もある。

以上のことから民生委員児童委員は、子育て家庭に対して継続的な関わりが持てる支援者に成り得る存在の一人であると言える。

2点目の「子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者およびコーディネート機能の必要性」については、民生委員児童委員は子育てに関する専門職ではないことから様々な支援の中から個々の子育て家庭に必要な支援をコーディネートする役割を担うことは荷が重い。

しかし、日々地域で活動しており地域の様々な関係機関とのネットワークを持っている民生委員児童委員だからこそ、必要に応じて子育て家庭と専門職や子育て支援をつなぐことができる。具体例を挙げると、委員が実施する子育てサロン活動は、本論第4章の量的

調査結果からも分かるように、行政機関、社会福祉協議会をはじめとした多様な関係機関や保健師、保育士等の専門職の協力のもとに実施されており、サロンに参加した子育て家庭は多くの関係者と知り合うことができる。また、本論第5章の質的調査結果からも、子育て家庭がサロンに参加することで保健師、保育士等の専門職に子育てに関する相談する機会を得たり、地域で行われている子育て支援等の有益な情報を知り得たりできる等の事例があることが分かる。このように委員が実施する子育てサロン活動をきっかけに、新たな子育て支援につながる可能性を有している。

また、本研究における調査研究結果から民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として【支援の拡張性】および【支援の協働性】が生成され、委員の子育て支援活動をきっかけに、地域の様々な社会資源との協働による支援が展開されていることが確認されている。これは、委員が特定の専門職ではないことから、必要な支援があれば、「支援できる人」に協働を求めていく彼らの行動姿勢から生まれた効果であり、子育て家庭と子育て支援をつなぐ支援者と成り得ることを示している。

3点目の「子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性」については、先述した地域において民生委員児童委員に期待される役割の一つとして、「地域全体で子育てを行うきっかけを作る役割」を挙げている。

繰り返しになるが筆者は、地域全体で子育てを行う環境を構築するためには、「子育て支援事業等の施策としての子育て支援」のみではなく、「地域住民をはじめとした市民活動としての子育て支援」の充実が不可欠であると考えている。そして、民生委員児童委員は子育て支援活動を通してその旗振り役になることができると考えている。また、地域において委員が子育て支援活動を実践していくことで、これまで子育て家庭と直接的な接点がない人々についても委員を媒介として子育て家庭とのつながりを作り、地域社会全体に子育て家庭が置かれている状況、子育て支援の必要性について周知することができる。

本研究における調査研究結果からも、委員の子育て支援活動は地域住民をはじめとした様々な社会資源を巻き込みながら活動を展開していることが確認されており、委員の子育て支援活動が地域住民をはじめとした市民活動としての子育て支援を促す一つのきっかけになっている。

以上のことから民生委員児童委員は、委員活動を通して「子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進」に寄与することができると言える。

このように民生委員児童委員の特徴をふまえて委員の貢献の可能性について考察を行ったが、民生委員児童委員の子育て支援活動が、子育て家庭が抱える課題をすべて解決できるわけではない。先述した委員自身の課題や委員の子育て支援活動の課題でも指摘したように、民生委員児童委員も様々な課題を持ちながら日々の活動を行っており、子育て家庭が生活する地域では、民生委員児童委員だけではなく、多種多様な社会資源がそれぞれの特徴を生かした支援を行っていることを忘れてはならない。地域のなかに多様な資源が存在し、子育て家庭の状況によって選択が可能であること、そのなかに民生委員児童委員活動もあり、またそれらの支援資源に協力することや、連携する活動であることに意義がある。

第3節 本研究の限界と残された課題

本研究の限界と残された課題は、下記の3点である。

1. 民児協及び民生委員児童委員活動の全体の中での子育て支援活動の位置づけと児童委員活動のあり方についての考察

本研究では、民生委員児童委員の児童委員活動の一つである子育て支援活動に焦点を当て、地域における子育て支援についての考察を行っているが、委員が所属する民児協及び民生委員児童委員活動という全体の中での子育て支援活動の位置づけ、子育て支援活動を含めた児童委員活動のあり方についての考察には至っていない。

民生委員児童委員は地域福祉の担い手の一人として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいる。また、一人の委員が民生委員と児童委員を兼任しているため、子育て支援活動をはじめとした児童委員活動のみならず民生委員としての活動も地域に期待されている存在である。

委員の子育て支援活動を推進していくためには、現在委員が置かれている状況をふまえた上で民児協及び委員活動全体の中での子育て支援活動の位置づけ、その他の活動との関係を整理することが必要である。一例を挙げると、委員活動の中には、地域の高齢者や障害者世帯への訪問・見守り活動などその経験やノウハウを地域の子育て家庭への支援にも活かすことができる活動や災害時要援護者の支援態勢づくりや地域住民向け啓発活動などすべての地域住民を対象とした活動が多く存在する。

また、これまでの課題を抱えていたり問題が発生した子育て家庭に対して事後対応としての個別援助が中心という関わり方から、地域で生活するすべての子育て家庭に対して予防という観点からの関わり方を模索していくためには、主任児童委員との連携を含めた児童委員活動のあり方そのものについても検討が必要であり、残された課題である。

2. 子育て家庭の成長過程(ライフステージ)に応じた支援内容の整理と支援展開の方法についての検討

本研究では、地域における子育て支援の現状と課題を整理した上で、民生委員児童委員の子育て支援活動に焦点を当てその活動の効果と地域全体で子育てをするために委員が担うべき役割についての考察を行っている。しかし、地域全体で子育てをするための子育て家庭の成長過程に応じた具体的な支援内容と支援展開の方法についての検討にまで考察が及んでいないことが研究の限界と言える。子育て家庭が生活する地域には、子育て家庭自身を含めた支援者と成り得る多種多様な人材や支援活動、社会資源が存在する。また、子どもの成長や家族の成長過程やライフステージによって、子育て家庭に関わる社会関係も変化し子育て家庭が抱える不安や悩み、懸念される諸課題も変わるため、それぞれに応じた支援が必要である。

地域全体で子育てをするためには、地域住民一人ひとりが子育て家庭に関心を持ちそれぞれができる支援を行っていく必要がある。そのための一助として、子育て家庭の成長過程やライフステージに応じて必要とされる支援内容を整理し支援展開の方法を検討することで、それぞれの支援者がより明確に子育て家庭との関わり方、どのような支援ができるのかを考えることができる。

3. 市民活動としての子育て支援に関する歴史の変遷の整理と今後の支援のあり方に関する検討

本研究では、地域における子育て支援について民生委員児童委員の子育て支援活動及び委員が参画している子育て支援を中心として論考を進めてきたため、委員が参画していない子育て支援に関する考察にまで及んでいない。地域における子育て支援を考えると、民生委員児童委員の子育て支援活動はあくまでも地域住民をはじめとした市民活動としての子育て支援の中の1つであり、委員以外にも多くの支援活動・支援者が存在する。

本論においても、施策としての子育て支援の取り組みを中心に先行研究のレビューを行った上で、市民活動としての子育て支援を含めた地域で実施されている子育て支援活動・支援者を整理している。しかし、歴史の変遷の整理と今後の支援のあり方にまでは考察が及んでいないため、今後の課題として取り組んでいきたいと考えている。

注

- (1)網野武博, 2006, 「別冊 解説・解題」『児童福祉基本法制 I・II』児童福祉文献ライブラリー: 18-19.
- (2)柏女霊峰, 2015, 『子ども家庭福祉論第4版』誠信書房: 93.
- (3)^①前掲書: 93.
- (4)^①前掲書: 93.
- (5)1949(昭和24)年「公的保護事務に於ける民生(児童)委員の活動範囲(通知)」により、民生委員児童委員は保護実施の補助機関から協力機関に変更になっている。
- (6)在宅の子育て家庭を対象としており、育児に対する不安感や負担感を解消するため、各地域の保育所を身近な子育て支援拠点と位置付け、登録した保育園でのサービスを受けられる子育て支援。
- (7)浦安市では、妊娠中から妊婦の不安なことや心配ごとなどの相談にのり、出産後も子育て支援ができるように、保健師と子育てケアマネジャーが中心となり妊娠時・子どもの誕生前後・1歳の誕生日前後の3回の時期に子育てケアプランを作成している。
- (8)内閣府, 2014, 「家族と地域における子育てに関する意識調査」: 90.

(了)

あとがき

本論文の執筆に至るまでに多くの紆余曲折があったことが、昨日のここのように思い出される。研究テーマを決定するまでの試行錯誤があったからこそ、本論文の執筆を通して、本研究テーマである「子育て支援」について真摯に向き合うことができたと感じている。

また、地域における子育て支援のあり方について、研究者としての立場だけでなく、子育て中の当事者の立場で向き合うことができたことも、筆者の今後の財産になると感じている。

筆者が経験した二度の育児休業も大きな財産の一つであるが、近い将来にそれが当たり前になっていることを願うとともに、そうなるべく研究を続けていきたい。

筆者が社会福祉協議会の職員として働きながら、研究と子育てを両立できたことについては、理解を示してくれた勤務先と支えてくれた家族に感謝したい。

また、筆者が実施した2つの調査研究においては、多くの民生委員児童委員の方々及び事務局の方々に多大なるご協力をいただいたことに御礼をお伝えしたい。

最後に、学位論文の執筆中は、指導教授である松原康雄教授より多くのご指導と励ましをいただいたことに、心より感謝申し上げたい。また、同じ研究室の先輩方にも多くの助力をいただいたことに改めて感謝申し上げたい。

参考文献一覧

- 相澤仁編, 2013, 『やさしくわかる社会的養護シリーズ 5 家族支援と子育て支援-ファミリーソーシャルワークの方法と実践』明石書店.
- 浅野宮一, 1993, 「児童委員活動の活性化と「主任児童委員」への期待」『月刊福祉 76(8)』全国社会福祉協議会: 88-91.
- 網野武博, 2006, 「別冊 解説・解題」『児童福祉基本法制 I・II』児童福祉文献ライブラリー.
- 安斉芳高, 2001, 「主任児童委員制度創設をめぐる経緯と今日的課題」『子ども家庭福祉学創刊号』日本子ども家庭福祉学会.
- ベネッセ教育総合研究所, 2015, 「第 5 回幼児の生活アンケート」速報版.
- 江口愛子・森未知, 2003, 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供のあり方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』(7)国立女性教育会館.
- 遠藤和佳子, 2002, 「『民生委員・児童委員の現状と課題』-児童虐待への取り組みを中心として」『関西福祉科学大学紀要 6』関西福祉科学大学: 93-109.
- 福川須美, 2005, 「子育て支援の実践と研究」『家庭研究年報 No.3』家族問題研究会: 109-113.
- 古川孝順, 1995, 「社会福祉供給システムと民生児童委員・サービスマネージャーとしての民生児童委員」『社会福祉改革-そのスタンスと理論』誠信書房: 105-131.
- 古川孝順, 1998, 「社会福祉改革と民生委員・児童委員 - 地域福祉の先端を担う」『社会福祉基礎構造改革 - その課題と願望』誠信書房: 103-137.
- 古川孝順, 1997, 「地域福祉の推進と民生委員・児童委員活動への期待」『月刊福祉 80(14)』全国社会福祉協議会: 52-59.
- 橋本真紀, 2011, 「地域を基盤とした子育て支援実践の現状と課題:地域子育て支援拠点事業センター型実践の検証から」『社会福祉学 52(1)』日本社会福祉学会: 41-54.
- 原田 正文, 2010, 「これからの子育て支援はどうあるべきか」『教育と医学 58(5)』慶應義塾大学出版会: 380-387.
- 原田正文, 2003, 「現代日本の子育て実態調査と親の主体性を伸ばす支援に関する研究-子育て支援ボランティア活動の実践から (特集テーマ:親の主体性)」『家庭教育研究所紀要 (25)』家庭教育研究所: 5-12.
- 原田正文, 2008, 「子育ての過去・現在・未来 (特集 子育て論のこれから)」『そだちの科学 (10)』日本評論社: 33-37.
- 原田 正文, 2013, 「親を親として育て、地域を変える支援を:親子の絆づくりプログラム"赤ちゃんがきた!"(BP)の紹介」『季刊保育問題研究 (262)』新読書社: 8-17.
- 阪野貢, 2010, 「福祉教育の歴史と理論--市民福祉教育をめぐる断章(2)子供民生委員制度にみる福祉教育実践」『ふくしと教育』大学図書出版: 44-47.
- 平松紀代子, 2012, 「日本における地域子育て支援の展望」『京都聖母女学院短期大学研究紀要 41』: 39-49.
- 伊志嶺美津子, 2003, 「子ども家庭支援プログラムの開に関する研究」『平成 15 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書』: 267-279.

- 井上和江, 2005, 「児童虐待防止への取り組みと主任児童委員」『児童養護 35(3)』全国児童養護施設協議会: 10-14.
- 岩井紀子, 2011, 「JGSS-2000～2010 からみた家族の現状と変化」『家族社会学研究 23(1)』日本家族社会学会: 32-34.
- 児童福祉法研究会編, 1978, 『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版.
- 児童福祉法研究会編, 1979, 『児童福祉法成立資料集成 下巻』ドメス出版.
- 柏女霊峰, 2003, 『地域における子育て支援活動の種類』「子育て支援と保育者の役割」フレーベル館.
- 柏女霊峰, 2015, 『子ども家庭福祉論第4版』誠信書房.
- 柏女霊峰, 2014, 「子ども・子育て支援新制度(社会的養護の課題と将来像)と社会的養護」『発達』35(140)ミネルヴァ書房: 23-28.
- 柏女霊峰, 2015, 「社会福祉基礎構造改革から子ども・子育て支援制度へ」『月刊福祉 98(7)』全国社会福祉協議会: 24-27.
- 金井敏, 2008, 「制度創設 90 周年を迎えた民生委員・児童委員の機能を問う・期待と実態のはざままで」『社会福祉研究』101 鉄道弘済会社会福祉部: 10-19.
- 金井敏, 2011, 「民生委員・児童委員活動の課題・都市のニーズに応じるために」『月刊福祉 94(6)』全国社会福祉協議会: 28-31.
- 金井敏, 2015, 「民生委員・児童委員はいま (特集誰が地域を担うのか)」『都市問題 106(5)』後藤・安田記念東京都市研究所: 22-26.
- 倉石哲也, 2002, 「児童虐待防止と主任児童委員 - 地域における見守り活動 - 」『社会福祉研究 84』鉄道弘済会社会福祉部: 13-19.
- 厚生労働省, 2009, 「全国家庭児童調査」.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2012, 「第 14 回出生動向基本調査(夫婦調査)」.
- 古閑学, 2003, 「子育てサロンを通して地域の子育て力を高める・地域が子育てパートナー」『保育の友 51(5)』全国社会福祉協議会: 16-19.
- こども未来財団, 2012, 「子育て環境に関する親の意識についての調査研究報告書」.
- 小林良二, 2009, 「東京都における民生委員活動の統計的分析—単位民生委員協議会を中心として」『東洋大学福祉社会開発研究(2)』東洋大学: 47-54.
- 小林良二, 2010, 「東京都における民生委員活動の統計的研究Ⅱ—東京都民生児童委員活動調査から」『東洋大学福祉社会開発研究(3)』東洋大学: 93-102.
- 小林良二, 2011, 「東京都における民生委員活動の統計的研究Ⅲ—単位民生児童委員協議会と自治体との関係を中心として—」『東洋大学福祉社会開発研究(4)』東洋大学: 27-35.
- 小松理佐子, 2002, 「実践的視点でみる社会福祉法 民政委員・児童委員をめぐる法改正の意義と今後の展望」『月刊福祉 85(4)』全国社会福祉協議会: 44-45.
- 小松理佐子, 2007, 「地域における相談活動と家族支援ネットワーク・民生委員児童委員の役割を考える」『社会福祉研究 98』鉄道弘済会社会福祉部: 42-48.
- 小松理佐子, 2007, 「地域福祉の時代の民生委員制度--展望と課題」『月刊福祉 90(11)』全国社会福祉協議会: 12-15.
- 牧野カツコ, 1982, 「乳幼児を持つ母親の生活と<育児不安>」『家庭教育研究所紀要(3)』家庭教育研究所: 34-56.

- 牧里海治, 2001, 『地域福祉』有斐閣: 171.
- 増山均, 2009, 『子育て支援のフィロソフィア: 家庭を地域にひらく子育て・親育て-』自治体研究社.
- 松木洋人, 2013, 『子育て支援の社会学』新泉社.
- 松田茂樹, 2013, 『少子化論 なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか』勁草書房: 10-11.
- 松原康雄, 1998, 「これからの民生委員・児童委員活動と社協」『月刊福祉 81(12)』全国社会福祉協議会: 40-45.
- 松原康雄, 1999, 「子育て支援ネットワークの役割と課題」『こども未来 (335)』こども未来財団: 6-9.
- 松原康雄, 1999, 「子どもの権利擁護と子育て支援策」『世界の児童と母性 (46)』資生堂社会福祉事業財団: 10-13.
- 松原康雄, 2002, 「児童福祉法の一部改正と今後の課題」『月刊福祉 85(2)』全国社会福祉協議会: 64-67.
- 松原康雄, 2002, 「児童委員活動活性化のポイント」『月刊福祉 85(11)』全国社会福祉協議会: 15-17.
- 松原康雄, 2002, 「児童委員活動の業務に関する調査研究」『平成 13 年度児童環境づくり総合調査研究事業報告書』こども未来財団.
- 松原康雄, 2003, 「子育て支援のための地域づくりと保育所の役割 (特集地域の子育て支援と保育所の役割)」『保育の友 51(5)』全国社会福祉協議会: 22-26.
- 松原康雄, 2004, 「主任児童委員における子育て支援活動の先駆的役割について」『平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団.
- 松原康雄, 2006, 「児童虐待対策と児童委員・主任児童委員の役割」『国民生活研究 46(2)』国民生活センター: 1-11.
- 松原康雄, 2006, 「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参画することの効果に関する調査」, こども未来財団.
- 松原康雄, 2007, 「児童委員活動の現状と課題」『月刊福祉 90(11)』全国社会福祉協議会: 16-19.
- 松原康雄, 2007, 『少子化時代の児童福祉』放送大学教育振興会.
- 松原康雄他, 2010, 「座談会主任児童委員活動の課題と展望」『厚生労働 65(12)』中央法規出版: 4-17.
- 松原康雄, 2011, 「児童委員・主任児童委員と学校の連携プロセス」『子ども家庭福祉学 11』日本子ども家庭福祉学会: 13-23.
- 松原康雄, 2013, 「児童委員の役割: 児童委員としての民生委員」『月刊福祉 96(10)』全国社会福祉協議会: 34-37.
- 松原康雄, 2013, 「児童の保護・支援の課題と動向」『地方議会人: 未来へはばたく地方議会 44(7)』中央文化社: 30-34.
- 村田和子, 1990, 「親がつながる地域づくり 貝塚市“子育てネットワークの会”から」『月刊社会教育』34(10)国土社.

- 村山祐一, 2007, 「子育て支援施策拡充の視点を考える」『保育学研究 45(2)』日本保育学会 : 2.
- 森田明美, 1996, 「現代の子育て問題と「子育て支援」政策に関する一考察」『東洋大学児童相談研究 15』東洋大学児童相談室 : 85-107.
- 文部科学省, 2007, 「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」.
- 内閣府, 2007, 「平成 18 年度国民生活選好度調査」.
- 内閣府, 2014, 「家族と地域における子育てに関する意識調査」.
- 中谷奈津子・橋本真紀, 2007, 「「子育てネットワーク」活動の体系的把握の試みー「子育てネットワーク」に関する論文、雑誌記事の検討から」『愛知教育大学幼児教育研究 13』愛知教育大学 : 31-38.
- 中谷奈津子編, 2013, 『住民主体の地域子育て支援 全国調査にみる「子育てネットワーク」』明石書店.
- 中村敬, 2010, 「地域における子育て支援 交流の場の意義」『教育と医学 58(5)』慶應義塾大学出版会 : 388-396.
- 大橋謙策, 1999, 『地域福祉』放送大学教育振興会 : 134-135.
- 大日向雅美, 1999, 『子育てと出会うとき』NHK ブックス.
- 大日向雅美, 2003, 「異世代ネットワークで地域の子育て力を高める」『こども未来 (387)』こども未来財団 : 7-9.
- 大日向雅美, 2005, 『「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない』岩波書店.
- 大日向雅美, 2008, 「地域の子育て力を高める・子育て・家族支援者の養成 (特集子育てでできる地域をつくる)」『地方自治職員研修 41(9)』公職研 : 35-37.
- 大日向雅美, 2008, 『子育て支援シリーズ 3 地域の子育て環境づくり』ぎょうせい.
- 大日向雅美, 2011, 「インタビュー子育てを取り巻く不安 (特集ケアするひとのケア)」『月刊福祉』94(11)全国社会福祉協議会 : 26-29.
- 大日向雅美, 2014, 「子育て支援のこれまでとこれから : 新たなステージを迎えて (特集子育て支援のこれから) - (子育て支援の現状・課題と未来)」『発達』35(140)ミネルヴァ書房 : 2-9.
- 岡野雅子, 2005, 「主任児童委員の今日的役割についての一考察 : 意識と実態についての調査から」『信州大学教育学部紀要』115 信州大学 : 81-89.
- 岡本多喜子, 1992, 「民生委員の媒介機能」『古川孝順編「社会福祉供給システムのパラダイム転換」』誠信書房 : 134-146.
- 岡本多喜子, 2005, 「住まうことを支援するための制度と関連職種民生委員との連携・協力 (居住支援ガイドブック) - (3 章: 居住支援に関わる制度や職種の現状と課題)」『作業療法ジャーナル』39(7)三輪書店 : 631-633.
- 岡本晴美・伊部恭子, 2003, 「京都府下『ふれあい・子育てサロン』調査研究における一考察 - 社会福祉協議会による支援活動を例として -」『社会学部論集 37』佛教大学 : 17-31.
- 岡本晴美・伊部恭子, 2004, 「『子育てサロン』活動における社会福祉協議会の支援課題」- 京都府「ふれあい・子育てサロン」調査研究をふまえて -」『社会学部論集 39』佛教大学 : 65-83.

- 落合恵美子, 2004, 『21世紀家族へー家族の戦後体制の見かた・超え方』有斐閣.
- 斎藤進, 2008, 「地域の子育て資源に関する研究(1) - 子育てひろばの機能に関する一考察 -」『日本子ども家庭総合研究所紀要 45』恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所: 325-330.
- 佐藤郁哉, 2014, 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- 汐見稔幸編, 2009, 『子育て支援シリーズ1 子育て支援の潮流と課題』ぎょうせい.
- 島村糸子, 1999, 「地域福祉推進の担い手として新たに期待される民生委員・児童委員活動」『ソーシャルワーク研究No.25-2』相川書房: 137-139.
- 島村糸子, 2001, 「地域住民の立場に立った民生委員・児童委員活動とは」『社会福祉研究 80』鉄道弘済会社会福祉部: 116-122.
- 菅原久子, 2002, 『今こそ“手塩”にかけた子育てを! - 育児の社会化が揺るがす家族の絆』「正論」353 産経新聞社: 284-292.
- 高橋重宏, 2010, 「児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要 47』恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所: 3-61.
- 田口伸, 1997, 「主任児童委員活動の展開に向けて」『青少年問題 44(3)』青少年問題研究会: 48-51.
- 辰巳ヒロミ, 2003, 「主任児童委員活動を通じて」『青少年問題 50(8)』青少年問題研究会: 38-41.
- 利谷信義, 2003, 「現代日本の家族政策ノート」『社会福祉研究 88』鉄道弘済会社会福祉部: 27-33.
- 渡辺武男, 1999, 「これからの民生委員・児童委員活動の役割と課題 - 行政・他機関との連携と福祉の風土づくりをめざして -」『社会福祉研究 76』鉄道弘済会社会福祉部: 12.
- 渡辺武男, 2002, 「住民の立場で地域福祉を推進する民生委員の役割」『月刊福祉 85(11)』全国社会福祉協議会: 12-14.
- 山縣文治, 2004, 「地域における子育て支援活動の取り組み-「子育て力」の再生を目指して」『こども未来 (398)』こども未来財団: 6-15.
- 山縣文治, 2008, 「保育サービスの展開と地域子育て支援」『保育学研究 46(1)』日本保育学会: 62-72.
- 山縣文治, 2008, 「地域の子育て力を高めるための保育所の役割」『保育の友 56(12)』全国社会福祉協議会: 20-22.
- 山縣文治, 2010, 「子育て支援の課題と自治体の役割」『地方自治職員研修 43(6)』公職研: 32-34.
- 山縣文治, 2010, 「地域子育て支援施策の動向と実践上の課題」『季刊保育問題研究 (244)』新読書社: 6-18.
- 山縣文治, 2013, 「社会福祉における家族政策の課題と展望:子ども家庭福祉の視点から」『社会福祉研究 (118)』鉄道弘済会社会福祉部: 50-59.
- 山縣文治, 2015, 『少子化時代の子ども家庭福祉』放送大学教育振興会.
- 山村史子, 2009, 「小地域福祉活動における民生委員の役割に関する考察」『桜花学園大学人文学部研究紀要』桜花学園大学: 101-110.

山本哲也，2004，「児童虐待問題における児童委員活動の可能性と課題」『つくば国際大学研究紀要 10』つくば国際大学：165-174.

全国社会福祉協議会，2002，「『ふれあい・子育てサロン』活動の開発のための調査研究報告書～本編～」.

全国民生委員児童委員協議会編，1964，『民生委員制度四十年史』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員協議会編，1968，『民生委員制度五十年史』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員協議会編，1988，『民生委員制度七十年史』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会児童委員問題研究会，1992，『児童委員活動の活性化をめざして』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会児童委員問題研究会，1995，『主任児童委員活動の状況に関する調査報告書』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会編，1998，『民生委員・児童委員活動 10 年小史』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2000，『全国児童委員活動強化推進方策』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2001，『主任児童委員活動ハンドブック』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2003，『改訂版児童委員活動マニュアル』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2003，『民生委員・児童委員による新しい相談・支援のあり方に関する調査・研究報告書』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2004，『全国児童委員活動強化推進方策第 2 次アクションプラン』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2005，『わがまちならではの児童委員活動の展開をめざして』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2005，『児童委員、主任児童委員のための子ども虐待対応手引き（改訂版）』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2006，『民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査（2006）-報告書-』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2006，『市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査 2006 年版報告書』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2007，『民生委員制度創設 90 周年活動強化方策広げよう地域に根ざした思いやり 100 周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2007，『全国児童委員活動強化推進方策「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言児童委員(主任児童委員)版』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2008，『第 2 次民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動ハンドブック』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会，2008，『民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査（2008）-報告書-』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会, 2010, 『民児協における子育て支援活動等状況調査報告書』
全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会, 2012, 『法定単位民生委員児童委員協議会 活動実態調査
報告書 2012』全国社会福祉協議会.

全国民生委員児童委員連合会, 2013, 『全国児童委員活動強化推進方策「広げよう地域に
根ざした思いやり」行動宣言児童委員・主任児童委員版』全国社会福祉協議会.

資料

「法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査」

本調査は、全国民生委員児童委員連合会 児童委員活動推進部会・部会員が所属する都道府県・指定都市内の法定単位民生委員児童委員協議会を対象としています。

日々の委員活動においてご多忙とは存じますが、調査回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。調査の回答につきましては、下記【ご記入にあたって】をご参照ください。

【ご記入にあたって】

1. 本調査は、法定単位民生委員児童委員協議会（以下、法定単位民児協と表記）における「子育て支援活動」の活動状況についてお伺いする調査ですので、会長にご回答をお願いいたします。個々の活動については、適宜、状況を把握している委員の方にご確認いただき、最終的には法定単位民児協の回答として、会長がおとりまとめくださいますようお願いいたします。
2. ご協力いただいた回答は、統計的な目的により処理することとし、個々の法定単位民児協の回答を公表することはありません。
3. ご回答は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでいただく他に、具体的な数字や内容を空欄にご記入いただく箇所もございます。また、該当する場合にのみご回答をお願いする設問もあります。文中の説明に沿ってご回答ください。
4. 特に指定のない限り、平成 25 年 3 月 31 日時点の状況をご回答ください。それ以外については、文中の説明にそってご回答ください。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒にて、平成 25 年 7 月 21 日(日)までにご投函ください。(切手不要) 調査票の記入方法に関するご不明点および本調査の主旨等にご不明点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

なお、本調査は、明治学院大学大学院・研究倫理審査委員会の研究倫理審査を受審しており、ご回答者いただく方のプライバシー保護をはじめ倫理的配慮に注意しておりますことを申し添えます。

調査実施者：明治学院大学 教授 松原康雄
明治学院大学大学院 社会学研究科社会福祉学専攻
博士後期課程 藤高 直之
TEL:090-1089-7387 E-mail 11swd007@mail1.meijigakuin.ac.jp

■所在地をご記入ください。

都道府県・指定都市名	
------------	--

■貴民児協が担当する地域の状況および委員の担当世帯数についてうかがいます。

1. 貴民児協に所属する民生委員児童委員一人あたりの担当世帯数について (いれずれかに○)
 1. 70～200 世帯
 2. 120～280 世帯
 3. 170～360 世帯
 4. 220～440 世帯
2. 貴民児協が担当する地域の高齢化率について (いれずれかに○)
 1. 7%未満
 2. 7%以上～14%未満
 3. 14%以上～21%未満
 4. 21%以上

■貴単位民児協の組織体制とご回答者についてうかがいます。

1. 貴単位民児協に所属している児童委員・主任児童委員の数(現員数)をご回答ください。
(「区域担当児童委員」「主任児童委員」ごとに数値を記入)
区域担当児童委員_____人 主任児童委員_____人
2. 貴単位民児協では、年間事業計画を策定していますか。(いれずれかに○)
 - ア. 児童委員事業について
 1. 策定している
 2. 策定していない
 - イ. 主任児童委員事業について
 1. 策定している
 2. 策定していない
 3. 児童委員事業と合せて策定している
3. この調査の回答者(単位民児協会長)についてうかがいます。
(平成25年7月1日現在の通算年数を枠内に記入してください)

①委員経験年数	年	か月	②会長在職年数	年	か月
---------	---	----	---------	---	----

問1. 貴単位民児協が実施している、子育て支援活動についてうかがいます。

(1) 下表の「1.」から「12.」の活動について、貴単位民児協で、平成24年度に実施した活動に○をつけ、活動している委員を記入してください。

活動メニュー	実施の有無	活動している委員		
		児童委員	主任児童委員	両委員とも参加
例)○○活動	○	○		
1. 子育てサロン活動(名称が異なる場合でも活動内容が同様であれば、実施有としてください)				
2. 赤ちゃんおめでとう訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)				
3. 子育てに関する情報発信(子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)				
4. 土日、放課後の子どもたちの居場所づくり				
5. 不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり				

活動メニュー	実施の有無	活動している委員		
		児童委員	主任児童委員	両委員とも参加
6. 相談活動				
7. 地域でのパトロール活動				
8. 福祉教育・体験活動の取り組みへの協力				
9. 世代間交流				
10. 子育てに関する地域住民向け啓発活動				
11. 他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり				
12. その他()				

(2) 問 1(1)で「子育てサロン活動(同様の活動を含む)」を実施していないと回答された方にかがいます。「子育てサロン活動を実施していない理由」について、下記の質問に対して、それぞれあてはまるものいずれかに○をつけてください。

子育てサロン活動を実施していない理由	1つ選択してください			
	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1.地域の中で他機関・団体がすでに取り組んでいる	1	2	3	4
2.地域の特性から高齢者に関する問題への対応を中心に行っている	1	2	3	4
3.地域の中で子育てに関する要望やニーズがない	1	2	3	4
4.組織が子育てサロン活動を実施できる体制にない	1	2	3	4
5.委員以外の運営協力者がいない	1	2	3	4
6.委員個々の時間的余裕がない	1	2	3	4
7.子育てサロン活動以外の子育て支援活動を行っている	1	2	3	4
8.子育てサロンを開催する財源が乏しい	1	2	3	4
9.子育て支援活動は組織的ではなく委員が個々に対応している	1	2	3	4
10.今後の実施に向けて検討している	1	2	3	4
11. その他の理由(自由記述)()				

◆(問 1. にて「子育てサロン活動」実施していないと回答された単位民児協の方は、これで調査は終わりです。

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にて、ご投函ください。)

問 2. 子育てサロン活動(同様の活動を含む)の実施状況・体制についてうかがいます。

(1) 平成 24 年度に実施・参加した子育てサロン活動の実施主体(主催者)について

(あてはまるものすべてに○)

ア. 単位民児協が主催もしくは主体となって実施

(実施主催が社会福祉協議会、実施主体が民児協もしくは民生委員児童委員の場合も含む)

イ. 他機関・団体との共催

ウ. 他機関・団体が主催 (単位民児協は参加・協力)

上記(1)で、「イ. 他機関・団体との共催」、「ウ. 他機関・団体が主催」に○をつけた方にうかがいます。それぞれの実施主体と平成 24 年度の年間活動回数を下記にご記入ください。

実施体制	実施主体	年間活動回数
イ. 他機関・団体との共催		回
ウ. 他機関・団体が主催 (単位民児協は参加・協力)		回

問 3. 貴単位民児協が主催もしくは主体となって実施している子育てサロン活動(同様の活動を含む)の実施状況・活動内容についてうかがいます。(「他機関・団体との共催」、「参加・協力」での実施の場合は、問 4 にお進みください)

(1) 平成 24 年度の年間活動回数をご記入ください。

_____回

(2) 単位民児協が子育てサロン活動をはじめたきっかけについて (あてはまるものすべてに○)

ア. 単位民児協として実施した、自主的な調査等を通して

イ. 単位民児協が取り組んでいる他の活動がきっかけで

(きっかけとなった活動をご記入ください : _____)

ウ. 児童委員・主任児童委員として行っている日常活動を通して(地域からの相談を含む)

エ. 他地区での取り組みを知ったことがきっかけで

オ. 第2次アクションプラン、全国児童委員活動強化推進方策行動宣言児童委員

(主任児童委員)版をきっかけとして

カ. 行政からの依頼を受けて

キ. 関係機関・子育てグループ・団体等からの依頼を受けて

ク. 地域住民、親、保護者からの要望があつて

ケ. その他(_____)

(3)運営協力者(日常的にサロン活動に協力している機関)について (あてはまるものすべてに○)

ア. 県・市区町村の児童担当部・課	イ. 県・市区町村社会福祉協議会	ウ. 連合民児協(市・区)
エ. 児童館・児童センター	オ. 地域子育て支援センター	カ. 保健所・保健センター
キ. 学校	ク. 教育委員会	ケ. 幼稚園
コ. 保育所	サ. 児童家庭支援センター	シ. 公民館・コミュニティセンター
ス. 親、学生等による自主活動のボランティア	セ. 青少年委員、青少年団体	ソ. PTA
タ. 自治会・町内会等の地域組織	チ. NPO 団体	ツ. 地域住民
テ. その他()		

(4) 子育てサロンの活動内容について

(4)-①. 活動日や時間帯などによって決められたプログラムがありますか。(いずれかに○)

1. ある 2. ない

(4)-②. 上記①. で、「1. ある」と回答された方にうかがいます。実施しているプログラムについてご記入ください。

1. 実施しているプログラム(活動内容)について

(あてはまるものすべてに○)

ア. 絵本・紙芝居の読み聞かせ	イ. 体操(リズム体操、手遊びなど)	ウ. 料理教室(離乳食作りなど)
エ. 子育て相談	オ. 歯磨き指導	カ. ベビーマッサージ
キ. ゲーム	ク. ヨガ	ケ. 英会話
コ. 講演会	サ. 高齢者との交流	シ. 座談会
ス. その他()		

(5)子育てサロンを実施する上で工夫している点や配慮している点等があればご記入ください。(自由記述)

問 4. 子育てサロン活動(同様の活動を含む)の効果及び単位民児協組織、委員活動に与える影響についてうかがいます。下記の質問に対して、それぞれあてはまるものいずれかに○をつけてください。

子育てサロン活動の効果について	1つ選択してください			
	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1.子育て家庭間の仲間づくりができる	1	2	3	4
2.子育てに関する不安や悩み、ストレスを解消することができる	1	2	3	4
3.子育て家庭に自宅以外の居場所を提供することができる	1	2	3	4
4.子育てに関する知識やノウハウを提供することができる	1	2	3	4
5.地域住民として委員が参加することで世代間交流ができる	1	2	3	4
6.地域住民として委員が参加することで地域のつながりを作ることができる	1	2	3	4
7.子育て家庭に対して委員活動の周知につながる	1	2	3	4
8.委員が子育て家庭を専門職に仲介ができる	1	2	3	4
9.地域の子育て家庭の状況を把握することができる (ニーズの発見ができる)	1	2	3	4
10.課題を抱える子育て家庭の早期発見につながる	1	2	3	4
11.課題を抱える子育て家庭の予防につながる	1	2	3	4
12.委員が行うその他の子育て支援活動につなげることができる	1	2	3	4
13.委員が行うや健全育成活動の情報提供につなげることができる	1	2	3	4
14.地域住民の子育てに関する理解・関心が深まる	1	2	3	4
15.地域の子育て支援ネットワークの強化につながる	1	2	3	4
16.関係機関を含む地域全体で子育てを行うきっかけになる	1	2	3	4

子育てサロン活動が法定単位民児協組織、 委員活動に与える影響について	1つ選択してください			
	あてはま る	やや あてはまる	あまり あてはまらない	あてはまらない
17.法定単位民児協組織において児童委員と主任児童委員 の連携が強まる	1	2	3	4
18.法定単位民児協組織において児童委員活動への関心が高まる	1	2	3	4
19.地域の関係機関や社会資源の発見につながる	1	2	3	4
20.地域の関係機関との連携強化につながる	1	2	3	4
21.他の委員活動に充てる時間・機会の減少につながる	1	2	3	4
22.委員の負担増につながる	1	2	3	4
23. 委員が参画する子育てサロン活動は、その他の子育て支援活 動の促進につながる	1	2	3	4
24.委員が参画する子育てサロン活動は、民生委員児童委員活動 全体の活動促進につながる	1	2	3	4

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒にて、ご投函ください。

インタビューの内容について

当日は、下記の項目についてお伺いする予定です。インタビュー調査では、貴民児協の子育て支援活動全般についてのお話と貴民児協が主体となって実施している子育てサロンのお話を伺いたいと思っております。

なお、下記の項目はおおまかなものとなっておりますので、お話を伺いながら詳細についてはご質問させていただく予定でございますので、何卒よろしく願いいたします。

<インタビューガイド>

I. 貴民児協の子育て支援活動について

1. 貴民児協が取り組んでいる子育て支援活動について
①活動内容、②実施頻度、③日常的な協力者の有無と協力内容について
2. 貴民児協が子育て支援活動を行う際の民生委員児童委員と主任児童委員の役割分担について
3. 貴民児協が子育て支援活動を行う際の地域の関係者との協働について
4. 委員が実施する子育て支援活動の特徴と利点について
5. 貴民児協が子育て支援活動を行う上での課題について

II. 貴民児協の子育てサロン活動について

1. サロン活動を始めたきっかけについて
2. 現在の活動状況について
①活動内容、②参加状況、③委員の役割、④日常的な協力者の有無
3. サロンを実施する上で工夫・配慮している点について
4. 委員が実施するサロン活動の特徴と利点について
5. サロンを実施する上で課題点について

なお、調査の実施にあたり、別紙にて事前にご確認いただきたい点がございますので、ご一読いただき、本調査にご協力いただける場合は、ご署名をお願いいたします。

調査実施に際してのご説明及び同意書へのご記入のお願いについて

調査の実施に際して、事前に下記の説明事項をご一読いただき、本調査にご協力いただける場合は、ご署名をお願いいたします。

記

1. IC レコーダーにてインタビュー内容を録音させていただきますことを予めご了承ください。なお、録音データにつきましては調査報告書（研究成果）が完成した時点で、消去させていただきます。
2. 調査の途中であっても、質問内容等に不安を感じ本調査に協力できないと判断された場合は、お申し出いただければ中止することが可能です。
3. 今回のインタビュー調査実施後にお伺いした内容を文書にまとめ、後日改めてご確認いただきます。また、論文に掲載する調査報告を作成する際には、事前に掲載内容を確認いただき、許可を得た上で掲載させていただきます。
4. 論文掲載の際は、インタビューにご協力いただいた個人及び貴民児協のプライバシーに配慮し、情報の特定がなされないように固有組織等の名称は一切掲載いたしません。
5. 本調査研究の内容を掲載した論文（印刷物）が完成いたしましたら、改めてご報告をさせていただきます。

以上

上記の説明事項を確認し、インタビュー調査へ協力することに同意します。

2015年 月 日

ご所属

ご署名